

「IFRS導入と流動化への影響」に関する調査研究報告

社団法人リース事業協会

本調査研究は、平成 23 年度に一般社団法人流動化・証券化協議会に委託をして実施したものである。アンケート調査票の作成、集計結果の分析および本報告書の執筆は、同協議会からの依頼により、早稲田大学大学院会計研究科 秋葉 賢一教授が主に担当し、集計結果の分析等に関しては、長谷川直彦公認会計士が作業を補助した。

当協会においては、リース会計の専門家が調査研究の内容を精査した上で、資産流動化に関する調査研究報告書第 7 号に掲載することとした。

目 次

第 1 部	IFRS の動向とわが国への導入について	25
第 1 章	IFRS の動向	25
第 2 章	わが国への導入に関する議論	31
第 3 章	わが国への導入に関する影響	34
第 2 部	IFRS の新リース会計基準のわが国への導入に際しての論点・課題 —資産流動化・証券化の観点を踏まえて—	46
第 1 章	IFRS の新リース会計基準の方向性	46
第 2 章	IFRS の新リース会計基準をわが国に導入する場合の論点・課題等	65
第 3 章	IFRS の新たな会計基準とリース債権の流動化・証券化への影響	75
第 3 部	「IFRS の導入と資産流動化・証券化への影響」に関する アンケート調査—集計結果の概要とその分析—	88
第 1 章	アンケート調査結果の概要	88
第 2 章	アンケート調査結果の分析	121
第 3 章	アンケート調査における質問事項と回答状況	125
(資料)	アンケート調査結果	
	上場企業	155
	機関投資家	190

第1部 IFRSの動向とわが国への導入について

第1章 IFRSの動向

I. IFRSの体系

IFRS (International Financial Reporting Standards) とは、後述するような民間の組織である国際会計基準審議会 (IASB: International Accounting Standards Board) という会計基準設定主体によって公表されている一連の会計基準を指す。

IASB は、2001 年の設立時点で、前身の会計基準設定主体であった国際会計基準委員会 (IASC: International Accounting Standards Committee) の理事会が公表した国際会計基準 (IAS: International Accounting Standards) をそのまま採用している。このため、IFRS には、IASB による IFRS 及び IAS という「会計基準」と、「IFRS 解釈指針委員会」(IFRS Interpretations Committee)¹又はその前任組織であった解釈指針委員会 (SIC: Standing Interpretations Committee) による「解釈指針」が含まれる (図表 1-1 参照)。

図表 1-1 会計基準設定主体と IFRS

設定主体 \ 公表物	会計基準	解釈指針
IASC (2001 年まで)	国際会計基準 (IAS) 第×号	SIC 第×号
IASB (2001 年から)	国際財務報告基準 (IFRS) 第×号	IFRIC 第×号

II. IASC から IASB へ

1. IASC の活動

1973 年に、主要国の職業会計士団体によって設立された IASC は、当初、加盟国の国内基準を包摂するような比較的緩やかな IAS を公表しており、1つの会計事象に対して、幅広い代替的な会計処理の選択を許容していた。

しかしながら、1986 年に結成された証券監督者国際機構 (IOSCO: International Organization of Securities Commissions) が、国際資本市場の拡大・多国間公募の増加を受け、1987 年 9 月頃から IASC の諮問グループに参加した後、IASC は、財務諸表の比較可能性プロジェクトに着手し、会計処理の選択可能性をできる限り削減するように、1993 年 11 月には、10 の基準書を一括改訂した。また、1995 年に IOSCO は、IASC が国際的な資金調達で使用される財務諸表の作成のためのコアとなる IAS (コア・スタンダード) を完成させた場合には、それを承認するものとし、IAS を見直すことで

¹ これは、以前、国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC: International Financial Reporting Interpretations Committee) という名称であったが、2010 年 3 月から適用されている新たな定款の適用に伴い、IFRS との関係性を明確にするために、「IFRS 解釈指針委員会」(IFRS Interpretations Committee) に名称変更されている。

IASC と合意した。

他方、IASC は、各国の会計士団体から派遣された非常勤のメンバーにより構成されており、その専門性・独立性については問題とされることもあった。このため、IASC は、この包括的なコア・スタンダードの開発作業と並行して、戦略的作業部会 (strategy working party) を立ち上げ、1998 年 12 月には「IASC の将来像」(Shaping IASC for the future) という討議資料を公表した。これは、IASC を取り巻く環境変化に対応するために、IASC の組織構造を改革する提案であり、会計士団体の代表によって構成されていた従来の IASC とは全く異なる発想に基づいて、世界の会計基準を一つに統合するための完全な民間団体である国際的な組織を提唱し、また、各国の基準設定主体との共同作業などを含むものであった。

2. IASB への改組

その後、2000 年 5 月に改正された IASC の定款に基づき、IASC 財団²が米国デラウェア州において設立され、この財団の中に設けられた評議員 (trustees) によって、IASB ボードメンバーが世界各地から個人の資格で選抜されており、ロンドンを拠点として、2001 年 4 月から活動を開始している。

また、定款の見直しは、5 年ごとに行われ、2001 年の発足後すでに 2005 年と 2010 年の 2 回にわたり定款の見直しが行われている。現在の定款 (2010 年改正) に定められている目的 (第 2 項) は以下のとおりである。

- ① 公益のために、質の高い、理解しやすい、そして強制力のある一組の会計基準を開発する。この基準は、世界の資本市場への参加者とその他の情報利用者の経済的な意思決定に役立つように、財務諸表及びその他の財務報告における質の高い、透明な、そして比較可能な情報の提供を求めるものである。
- ② この基準の利用と厳格な適用を促進する。
- ③ ①と②に関連する目的の達成のために、多様な経済状況における広範な規模及び種類の企業のニーズを考慮する。
- ④ 各国基準と IFRS とのコンバージェンス (convergence) を通じて、IASB によって公表された基準及び解釈である IFRS のアドプション (adoption) を奨励し促進する。

このうち、質の高い会計基準の開発を示した①と、その利用の促進を示した②は、2001 年設立時から変わりはない。また、③は、中小企業 (SME: small and medium-sized entities)³や新興国 (emerging economies) におけるニーズにも対応するため、2005

² これは、2010 年 3 月から適用されている新たな定款の適用に伴い、IFRS との関係性を明確にするために、IFRS 財団 (IFRS Foundation) に名称変更されている。

³ 2009 年 7 月に「SME のための IFRS」が公表されている。この基準において、SME とは、「中小企業とは、(a) 公的な会計責任 (public accountability) を有せず、かつ (b) 外部に一般目的の財務諸表を公表する企業」をいうとされている。

ここでいう「公的な会計責任」を有している場合とは、その企業が、①公開市場での証券発行のために証券当局やその他の規制機関に登録している場合、又は、②銀行や信用組合、保険会社、

年の第1回目の定款見直しの際に新しく追加された。

さらに、④については、2010年の定款改正前において「各国基準とIFRSとを、質の高い結論（high quality solution）でのコンバージェンスをもたらす」とされていたが、2010年の定款においては、アドプションという概念が新たに明記されており、④は、IASBの活動を反映しているともいえる。

III. IASBの活動状況

1. IASBにおける当初の活動

2001年7月に、IASBは、最初の検討テーマとして9つのテクニカル・プロジェクトを公表した。これらは、以下に分類される。

(1) 改善プロジェクト

これは、2005年1月からの欧州連合（EU）域内の上場企業の連結財務諸表にIFRSを円滑に適用可能なものにするためのものであり⁴、以下が含まれる。

- ① IFRSに関する趣意書（→2002年4月に公表）
- ② IFRSの初度適用に関する基準（→2003年6月にIFRS第1号として公表）
- ③ IAS第30号（金融機関の開示及び表示）（→2005年8月にIFRS第7号として公表）
- ④ IAS第39号（金融商品：認識及び測定）の改訂（→2003年12月に一部改訂、その後も何度か改訂を公表）
- ⑤ 現行のIFRSの改善（→2003年12月に改訂公表）

(2) コンバージェンス・プロジェクト

これは、主要国と共同で新たな会計基準の開発に取り組むことを前提とし、以下が含まれる。

- ① 株式報酬（share-based payment）（→2004年2月にIFRS第2号として公表）
- ② 企業結合（business combination）（→2004年3月にIFRS第3号として公表）
- ③ 保険契約（insurance contract）（→2004年3月にIFRS第4号として公表）
- ④ 業績報告（performance reporting）⁵（→フェーズAとして、2007年9月にIAS第1号を改訂）

2. IFRSと米国基準との差異の縮小

EUにおけるIFRS導入の準備が進む中、IASBと米国財務会計基準審議会（FASB）は、IFRSと米国基準とのコンバージェンスに対するコミットメントを正式に示すために、

証券会社、ファンドのように、その主たるビジネスの1つが外部の広いグループからの信任された勘定（fiduciary capacity）で財産を保有している場合をいう。

⁴ EUでは、2000年6月に欧州委員会（EC）がIASのEU域内の上場企業への適用を公表した後、2002年7月に「IASの適用に関する規則」が採択され、2003年12月の目論見書指令（Prospectus Directive）（2003/71/EC）において、IFRSと同等の会計基準に準拠した開示が上場会社に義務付けられた。

⁵ 2006年3月に「財務諸表の表示」プロジェクトに名称変更している。

2002年10月に「ノーワーク合意」を公表した。ノーワーク合意では、できるだけ早く、相互の既存の会計基準に互換性を持たせるために、次を実施するとしていた。

- ① 米国基準とIFRSとの差異を解消する短期プロジェクトの実施
- ② 2005年1月1日の時点で存在する差異を、将来の作業プログラムの調整を通じた解消（中期的なプロジェクト）
- ③ それぞれの解釈指針を作成する機関の活動の調整

こうした中、EUでは、2004年4月の「目論見書指令の施行に関する規則」（(EC) 809/2004）により、2007年以降、EU域外企業についてもIFRSと同等の会計基準による開示を求めた（いわゆる「2007年問題」）⁶。また、2005年4月に、米国では証券取引委員会（SEC）のスタッフが「ロードマップ」の公表を行い、2009年までに、米国外の企業がIFRSに基づいて作成した財務諸表について、SECは、米国基準への調整表作成義務を撤廃する用意があり、それを達成するために必要な事項を示した⁷。

これらを背景に、IASBとFASBは、2006年2月に覚書（MoU:Memorandum of Understanding）を公表し、以下の項目とその達成すべき進捗状況を示した。

- (1) 2008年までに完了すべき「短期コンバージェンス項目」（10項目）⁸
- (2) 「その他のコンバージェンス項目」（11項目）

この2006年公表のMoUは、2008年までのコンバージェンスの作業内容を示していたものであり、また、カナダ、韓国、ブラジル、インドなどが2011年からIFRSを採用する予定としていたため、2008年9月にMOUをアップデートし、特に、長期のコンバージェンス項目については、2011年6月までに完成させることを目標とした。これらは大きな改善を要するため、単に2つの基準の差異を解消するのではなく、質の高い共通の基準を新たに開発することとしていた。

しかしながら、その後、金融危機への対応や個別のプロジェクトの見直しなどが行われ、2011年6月までにすべてが完了しているわけではない（図表1-2参照）。

⁶ この過程において、2005年7月に欧州証券規制当局委員会（CESR:Committee of European Securities Regulators）から公表された同等性評価に関する報告書（技術的助言）では、日本、米国、カナダの3ヶ国の基準のいずれもIFRSと「全体としては同等」として認められていたものの、IFRSとの差異については3種類の補正措置が示されていた。

その後、当該規則を改正する規則（(EC) 1787/2006）が2006年12月に採択され、2008年末まで日本、米国、カナダの会計基準による開示等が認められた。また、ECは、同等性評価に関するアプローチを、従来のスナップショット・アプローチからホーリスティック・アプローチに変更し、目論見書指令の施行に関する規則を改正する規則（(EC) 1289/2008）が2008年12月に採択され、IFRSと同等であるとされた日本と米国の会計基準による開示が認められた。

⁷ SECは、2007年11月に外国企業がIFRSに準拠した財務諸表を調整表なしで認める規則を公表し、さらに、2008年11月には、米国企業に対するIFRS適用の可能性に関するロードマップ案を公表した。

⁸ このうち、「借入費用」や「セグメント」（IASBが対応）、「公正価値オプション」「後発事象」（FASBが対応）は、一定のコンバージェンスが図られている。しかし、FASBが対応するとされていた「研究開発費」や、IASBが対応するとされていた「政府補助金」は、その後、それぞれにおいて中断されており、また、「固定資産の減損」（IASBとFASBが対応）は、議論さえも行われていない。

図表 1-2 MoU におけるその他のコンバージェンス項目（長期項目）

項目	2012年3月の状況
1) 企業結合（フェーズ2）	2008年1月に、IFRS第3号を改訂
2) 連結	2011年5月に、IFRS第10号として公表
3) 財務諸表の表示	その他の包括利益（OCI）の表示について、2011年5月に、IAS第1号の改訂として公表（全体については検討を中断）
4) 収益認識	2011年11月に、再公開草案を公表
5) 負債と資本の区分	検討を中断
6) 金融商品	一部がIFRS第9号として公表 残りは、2012年後半以降に、IFRS第9号の改訂として公表予定
7) 公正価値測定	2011年5月に、IFRS第13号として公表
8) 退職給付	2011年6月に、IAS第19号の改訂として公表
9) リース	2012年後半に、再公開草案を公表予定
10) 認識の中止	検討を中断
11) 無形資産	検討対象としていない（2007年12月決定）

3. 最近の動向

IASBは、2011年7月に「アジェンダ・コンサルテーション2011」を公表し、今後、3年間における個々のプロジェクトの優先順位とともに、戦略的な方向性や作業計画における全体的なバランスについて、2011年11月末日までコメント募集した。その後、IASBでのアジェンダ設定プロセスに反映していく予定であるが、この間においても、「金融商品」「リース」「収益認識」「保険契約」のプロジェクトについては、引き続き議論の最優先順位としている。

しかしながら、2012年3月12日付で更新されたIASBの作業計画では、MoU項目のうち優先して取り組んできた「金融商品」「リース」「収益認識」、同様に優先項目としていた「保険契約」についても、2012年中に新たな会計基準が公表される見込みはなくなっている（図表1-3参照）。

図表 1-3 2012年3月12日付で更新されたIASBの作業計画における主な項目

	2012 Q1	2012 Q2	2012 Q3	2012 Q4	MOU か どうか	FASB と共同 かどうか
アジェンダ・ コンサルテーション	RT	FS	作業計画の開発			
金融商品						
分類及び測定			ED		✓	✓
減損			再 ED		✓	✓
ヘッジ会計 一般のヘッジ会計			IFRS		✓	
マクロヘッジ会計			DP 又は ED		✓	
リース			再 ED		✓	✓
収益認識		受領コメントの検討			✓	✓
保険契約			再 ED			✓
連結-投資企業	RT					

RT: ラウンドテーブル

FS: フィードバック・ステートメント

DP: ディスカッションペーパー

ED: 公開草案

第2章 わが国への導入に関する議論

わが国では、国際的な動きに沿って、2001年以降、民間の基準設定主体（プライベートセクター）により会計基準を開発し、それを会計制度において利用するというスタイルを採ってきている。さらに、国際的な動向も踏まえ、IFRSをわが国の会計制度において採り入れるに際して、近時、さまざまな議論が行われている。

I. 会計基準のコンバージェンスとアドプション

1. 会計基準のハーモナイゼーション

わが国におけるIFRSの導入について、その意味するところはいくつか分類される。1996年の橋本首相時代に行われた「金融ビッグバン」の一環として行われた「会計ビッグバン」では、会計基準の国際的調和（ハーモナイゼーション）を図ることが目指されていた。これは、当時、IASを設定していたIASCの母体であるIASC財団の定款2条(b)（1992年10月改正）において、「IASCの目的は、財務諸表の表示に関する規則、会計基準及び手続の改善と調和（harmonisation）に向けて広く活動すること」という表現にも影響されていたものと考えられる。

2. 会計基準のコンバージェンス

2001年に組織されたIASBでは、2000年5月に改正されたIASC財団の定款2条(c)における目的で定められていたように、「各国の国内会計基準とIFRSとを、質の高い解決に向けて、コンバージェンスをもたらすこと」を目指していた。このように、緩やかな会計基準のハーモナイゼーションに代えて、さらにその接近度合いを高め、相互に受け入れ可能となる程度まで基準を近づけるプロセスを「コンバージェンス⁹」と呼ぶことが多い。

なお、会計基準のコンバージェンスは、わが国の会計基準をIFRSに近づけていくことだけを指すわけではなく、IFRS自体も他の会計基準、特に、米国基準との差異を縮小していくかどうかという局面を指す場合もある（第1章参照）。

3. 会計基準のアドプション

最近では、会計基準の「アドプション」という用語が使われている。2010年3月から適用されているIFRS財団（2010年7月からIASC財団を名称変更）の改正定款2条(d)では、「各国基準とIFRSとのコンバージェンスを通じて、IASBによって公表された基準及び解釈指針であるIFRSのアドプション（adoption）を奨励し促進する」とされており、「アドプション」は、IFRSをそのまま導入すること、すなわち、IFRSの適用

⁹ コンバージェンスは、わが国では「収斂」「統合」「共通化」などと訳されており、2009年6月に企業会計審議会から公表された「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」でも、コンバージェンスは「収斂」として説明されている。

として使われている。

このように、IFRS の導入を巡っては、さまざまな表現が用いられているが、前二者（ハーモナイゼーションとコンバージェンス）は、IFRS との代替性を確保しながら、その成果を受け入れるかどうかを個々に検討するものであり、その差異は縮小していくことを目指しているとはいえ、日本基準と IFRS といった別な会計基準の存在を前提としたものである。これに対し、後者のアドプションは、IFRS そのものの適用・導入を意味しているものと考えられる。

もっとも、IFRS そのものの適用・導入においても、個別の基準を承認（エンドース）する過程において、一部を削除（カーブアウト）したり加筆修正（カーブイン）したりすることも考えられるため、その程度や手続次第では、積極的にコンバージェンスを進めていくというプロセスと大差はないという局面もあり得る。

その意味で、SEC スタッフが、2010 年 10 月に公表した進捗報告書（Progress Report）では、各国・地域における上場企業の報告規制へ IFRS を組み込むにあたって、①IFRS をそのまま適用する方法と、②その国・地域における組込プロセスを経て IFRS を用いる方法があるものとし、さらに、②の場合、以下の方法を一纏めにしているものと考えられる。

ア) コンバージェンス・アプローチ（IFRS をそのまま組み込むのではなく、現地の基準を IFRS にコンバージェンスさせる方法）

イ) エンドースメント・アプローチ（個々の IFRS を承認し、現地の基準に組み込む方法）

わが国の現況をこの分類に照らせば、②の方法において、コンバージェンス・アプローチを採りつつ、II で後述する IFRS の任意適用においてはエンドースメント・アプローチを採っているものと整理できる。また、今後、IFRS が強制適用された場合でも、エンドースメント・アプローチを採るものと想定されるため、ここで「アドプション」としているのは、当該エンドースメント・アプローチにあたるものと考えられる。

II. IFRS とのコンバージェンス

わが国では、1990 年代後半以降、会計基準を巡る国際的な動向を踏まえつつ、わが国の企業経営の実態や商慣行、会計実務にも配慮して、会計基準の開発を行ってきた。また、2005 年に企業会計基準委員会（ASBJ）と IASB のコンバージェンスに向けた合意、EU によるわが国の会計基準の同等性評価作業も視野に入れつつ、2007 年 8 月に ASBJ と IASB との間で「会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意」（東京合意）を公表している。

さらに、2009 年 6 月に企業会計審議会から公表された「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」（以下「審議会中間報告」）二 1 では、「我が国資本市場の魅力を高め、ひいては経済活力の維持・向上を図っていく観点から、市場の公正性・透明性の確保、投資者保護の視点を改めて確認し、東京合意における既存の差異以外

の IASB で検討中の基準を含め、高品質かつ国際的に整合的な会計基準及びその運用に向けたコンバージェンスの努力を継続していくことが必要である」としている。

III. IFRS のアドプション

わが国では、2009 年 6 月公表の審議会中間報告を受けた 2009 年 12 月改正の連結財務諸表規則に基づき、2010 年 3 月期から国際的な財務活動又は事業活動を行う一定の要件（例えば、外国に資本金 20 億円以上の子会社を有していること）を満たしている上場企業（特定会社）につき、金融庁長官が定めた「指定国際会計基準」に基づく連結財務諸表による有価証券報告書の提出が認められている。

このため、わが国では既に IFRS のアドプションがなされていると言える。もっとも、2009 年 6 月公表の審議会中間報告において、これは IFRS の「任意適用¹⁰」としており、2012 年を目途として IFRS の「強制適用」を判断するとされているように、IFRS のアドプションという場合には、例えば、すべての上場企業に IFRS に基づく連結財務諸表による有価証券報告書の提出を強制するといった IFRS の「強制適用」の意味で用いられることも少なくない。

なお、企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議が 2011 年 6 月以降開催され、IFRS の導入等について検討している。金融担当大臣が、2011 年 6 月 21 日に行った記者会見や 6 月 30 日開催の審議会にあたっての挨拶では、①少なくとも 2015 年 3 月期についての強制適用は考えていないこと、②仮に IFRS を強制適用する場合であっても、その決定から 5-7 年程度の十分な準備期間の設定を行うことを述べた。

2009 年 6 月公表の審議会中間報告においては、後述するように、IFRS の強制適用の判断の時期については、とりあえず 2012 年を目途とすることが考えられるとしているに過ぎず、また、強制適用に当たっては、実務対応上必要な期間として、強制適用の判断時期から少なくとも 3 年の準備期間が必要になるものと考えられるとしていたため、金融担当大臣の発言は、必ずしもこれと反するものではないと考えられる。

2012 年 3 月現在、その行方は定かではないが、IFRS とのコンバージェンスを推進するにしても、IFRS を強制適用していくにしても、審議会中間報告において示されていたような IFRS の内容（IFRS が、我が国の商慣行、企業の実態を適切に反映したものになっているか、また、昨今のグローバルな金融資本市場の状況も踏まえた適切な基準となっているかなど）は重要なものとなろう。どのような考え方で IFRS が「改善」されていくのか、どのように財務報告の目的を達成しようとしているのか見極める必要があるものと考えられる。

¹⁰ しかし、本文記載のように、上場企業の中でも一定の要件を満たした場合に限られることから、そもそもこれらは「任意適用」ではなく「限定適用」と呼ぶべきではないかという意見もある。

第3章 わが国への導入に関する影響

I. IFRS とのコンバージェンスに関する影響

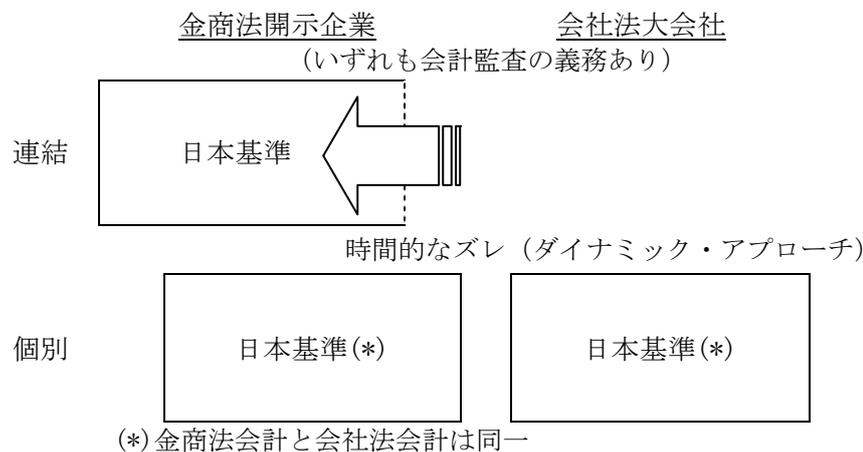
わが国における IFRS の導入に関する影響を考えるにあたっては、まず、IFRS とのコンバージェンスを取り上げる。この際、後述する IFRS のアドプションとも共通的に課題となる論点としては、「個別財務諸表の取扱い」「会社法・税法との関係」「中小企業会計との関係」などが考えられる。

1. 個別財務諸表の取扱い及び会社法・税法との関係

2009年6月公表の審議会中間報告二1では、「今後のコンバージェンスを確実にするための実務上の工夫として、連結財務諸表と個別財務諸表の関係を少し緩め、連結財務諸表に係る会計基準については、情報提供機能の強化及び国際的な比較可能性の向上の観点から、我が国固有の商慣行や伝統的な会計実務に関連の深い個別財務諸表に先行して機動的に改訂する考え方（いわゆる「連結先行」の考え方）で対応していくことが考えられる」としていた。

その後、この「連結先行」については、金融庁から「ダイナミック・アプローチ」が示されており、それは、両者の間のズレの期間や程度、幅は、経営や内外の会計を巡る諸状況（税法、会社法を含む）により大きく異なり得るという点を強調したものと考えられる（図表1-4参照）。

図表1-4 「連結先行」のイメージ



こうした中、2010年6月以降開催された企業会計審議会を踏まえ、2010年9月には、ASBJの独立性を確保しつつ、基準開発機能の強化及びそのための産業界を含む各ステークホルダーによるバックアップ強化のための方策を検討する目的で、公益財団法人財務会計基準機構(FASF)に「単体財務諸表に関する検討会議」(以下「単体検討会議」)が設けられた。単体検討会議は、単体財務諸表のコンバージェンスを当面どのように取り扱うべきかについて、個々の会計基準毎に対応の方向性に関して議論された。

2011年4月公表の報告書においては、個々の会計基準（①開発費の資産計上、②のれんの非償却、③退職給付会計における未認識項目の負債計上、④包括利益の表示）ごとに単体財務諸表に関する方向性の考え方のほか、それ以外の意見についても記載している。当該報告書において連単の関係については、2010年8月の企業会計審議会における会長発言を受けて「連結先行：ダイナミック・アプローチ」によることとされ、連単を一致することに伴う諸々のコスト・ベネフィット、連単を分離することに伴う諸々のコスト・ベネフィットを考慮した上で、個々の基準毎にASBJが判断することとされている。

また、当該報告書では、「単体財務諸表の会計基準がどういった観点から作成されるものであるか（株主、投資家のための情報開示、分配可能額、課税所得の基礎等）を改めて明確にすべきではないか」、また、「そもそも単体財務諸表については、廃止を含む大幅な簡素化が必要ではないか」との意見があったとされているが、この点については、金融商品取引法上の個別財務諸表については、投資情報としての観点から作成され開示されるものであり、分配可能額算定や課税所得の基礎の機能のみ有するものではないとの説明が制度所管官庁（金融庁）からあったとされている。

このように、IFRSとコンバージェンスを行っていくと、いわゆる連単一致の下では、連結財務諸表のみならず個別財務諸表についてもIFRSと近づいて行くことになるため、それを「連結先行：ダイナミック・アプローチ」によって会社法や税法などの他の制度との関係を調整していこうという考え方が示されているが、2012年3月現在において、この考え方が適切に機能しているとは言い難い。

2. 中小企業会計との関係

(1) 会計監査制度の対象外の企業の会計

金融商品取引法の適用対象以外の企業や会社法における会計監査人設置会社以外の会社については、資金調達などの事業活動の態様や財務諸表に対する関係者のニーズが異なっていることなどから、国際的なコンバージェンスが進められている会計基準を適用することの是非について関心が集まっている。

金融商品取引法の適用対象以外の企業であって、かつ、会社法上の大会社を含む会計監査人設置会社にも該当しない会社については、さまざまなものがあるが、これらの会計処理に関しては、これまで以下が公表されている。

- ① 中小企業庁の「中小企業の会計に関する研究会報告書」（2002年6月公表）
- ② 日本税理士会連合会の「中小会社会計基準」（2002年12月公表）
- ③ 日本公認会計士協会の「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」（2003年6月公表）
- ④ 日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、ASBJの「中小企業の会計に関する指針」（2005年8月公表）
- ⑤ 中小企業庁及び金融庁を共同事務局とする「中小企業の会計に関する検討会」に

よる「中小企業の会計に関する基本要領」（2012年2月公表）

④は、中小企業が資金調達先の多様化や取引先の拡大等も見据えて、会計の質の向上を図る取組みを促進するために公表された上記①から③を統合するものとして、金融庁、法務省、中小企業庁がオブザーバーとして参画して公表されたものである。この指針の適用対象は、以下を除く株式会社とされており、とりわけ会計参与設置会社については、当該指針に拠ることが適当であるとされている。

ア) 金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社

イ) 会計監査人を設置する会社（大会社以外で任意で会計監査人を設置する会社を含む）及びその子会社

また、当該指針は、会計基準等の改正にあわせて、毎年改正されている。

中小企業の会計処理に関する公表物は、過重な負担を課さない範囲で、中小企業の経営者が理解しやすく自社の経営状況の把握に役立つものを目指すなど、啓蒙的な側面を強調しているものが多い。例えば、⑤の基本要領の公表に至る過程で、中小企業庁を事務局とする「中小企業の会計に関する研究会」が2010年9月に公表した「中間報告書」（以下「中小企業庁報告書」）では、「中小企業における会計処理の方法は、中小企業の経営者が理解し、それを活用した結果、自社の経営状況を適切に把握し、経営に役立て、資金調達先の多様化、資金調達の円滑化や取引先の拡大を目指すことができるという点が重要である」としている。これは、2002年（平成14年）の商法改正により計算規定を省令化した際における中小企業の過重な負担を課さないような必要な措置を講ずるべきという国会付帯決議に起因しているといわれている。

なお、そもそも会計監査制度の対象外であるためエンフォースメントは確保されていない。また、会計基準が国際的なコンバージェンスなどで改訂されれば、配当規制や課税の見直しを通じて中小企業へも大きな影響があると言われることがあるが、会社法431条における「一般に公正妥当と認められる会計慣行」は、金融商品取引法上の「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」は含まれるものの、それに限らない幅の広い概念であって、複数存在し得るものであると解されている（例えば、「中小企業庁報告書」参照）。このため、中小企業は、商慣行や会計実務の歴史的経緯を基礎とする会計処理の方法に従っていることが多く、それが「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」と異なっても、会社法上は許容されると解されている。

さらに、2010年9月公表の「中小企業庁報告書」において、多くの中小企業では、確定決算主義に基づく税務申告が計算書類作成の目的の大きな割合を占めているため、法人税法で定める処理を意識した会計処理が行われているとされている点にも留意する必要がある。

(2) 金融商品取引法適用会社以外の会社法上の大会社の会計

これまででは、会社法上の大会社の計算書類に会計監査人による監査が義務付けられているため、上場会社に用いられる会計基準と整合性を図ってきた。また、会社法上

の大会社以外を対象とする「中小企業の会計に関する指針」においても、「中小企業に限らず企業の提供する会計情報には、本来投資家の意思決定を支援する役割や、利害関係者の利害調整に資する役割を果たすことが期待されている。投資家と直接的な取引が少ない中小企業でも、資金調達先の多様化や取引先の拡大等に伴って、これらの役割が会計情報に求められることに変わりはない。その場合には、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるよう、企業の規模に関係なく会計基準が適用されるべきである。」とされてきた。

これに対して、法務省、金融庁、経済産業省などをオブザーバーとし、経済団体や会計専門家、学識経験者などから構成される「非上場会社の会計基準に関する懇談会」が2010年8月に公表した「報告書」では、「金融商品取引法適用会社以外の会社法上の大会社」について、①一般的に、上場会社に比べ利害関係者が少ないと想定されるため、財務諸表の開示の簡略化の必要性があること、②国際的な資金調達をしていない会社においては会計基準の国際化が負担であることから、今後、上場会社に用いられる会計基準を基礎に、一定の会計処理及び開示の簡略化を検討していくことが適当であると考えられるとしている。

なお、同報告書では、非上場会社のうち、「金融商品取引法の対象となる非上場会社」については、基本的には広く投資家を対象としているため、上場会社に用いられる会計基準を基本的には適用することとし、金融商品取引法の規定により対応していくことについて、特段の異論はなかったとしている。

II. IFRS のアドプションに関する影響

1. IFRS のアドプションに関する議論

2009年6月公表の審議会中間報告では、二2(4)「将来的な強制適用の検討」において、内外の諸状況を十分に見極めつつ、わが国として将来を展望し、「投資者に対する国際的に比較可能性の高い情報の提供」「我が国金融資本市場の国際的競争力確保」などの観点から、「我が国においてもIFRSを一定範囲の我が国企業に強制適用とした場合の道筋を具体的に示し、前広に対応することが望ましい」としていた。

他方で、審議会中間報告では、「今後の諸情勢については不透明なところもあり、また、IFRSの強制適用については、前記(2)の諸課題¹¹について、全ての市場関係者において十分な対応が進展していることが必要であり、諸課題の達成状況等について十分に見極めた上で、強制適用の是非も含め最終的な判断をすることが適当である」としていた。その他の諸点も踏まえ、審議会中間報告では、「これらを総合的に勘案すると、

¹¹ これは、「(2)IFRS適用に向けた課題」として挙げられている、①IFRSの内容、②IFRSを適用する場合の言語、③IFRSの設定におけるデュール・プロセスの確保、④IFRSに対する実務の対応、教育・訓練、⑤IFRSの設定やガバナンスへのわが国の関与の強化、⑥XBRLのIFRSへの対応を指す。

前記のさまざまな考慮要素の状況次第で前後することがあり得ることに留意する必要があるが、IFRS の強制適用の判断の時期については、とりあえず 2012 年を目途とすることが考えられる」としていた。

また、第 2 章 III で前述したように、2011 年 6 月における金融担当大臣の発言（①少なくとも 2015 年 3 月期についての強制適用は考えていないこと、②仮に IFRS を強制適用する場合であっても、その決定から 5-7 年程度の十分な準備期間の設定を行うこと）があり、また、企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議が 2011 年 6 月以降開催され、IFRS の導入等について検討している。

このような情勢を踏まえ、以下では、その方向性自体について検討するというよりも、いくつかの方向性を想定した場合におけるわが国における影響や課題を考え、その対応についても考察する。

2. IFRS の任意適用

前述したように、既に 2010 年 3 月期から一部の上場企業（特定会社）につき、IFRS に基づく連結財務諸表による有価証券報告書の提出が認められており、既に IFRS の「任意適用」が行われている¹²。次節において IFRS の強制適用における影響や課題、その対応を考えるにあたり、まず、現況の IFRS の任意適用における考え方や取扱いを整理する。

(1) 個別財務諸表の取扱い

わが国では、1982 年から連結財務諸表制度が導入され、連結情報が個別情報に対して副次的なものとして位置づけられてきたが、1997 年 6 月に企業会計審議会から公表された「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」に基づき、金融商品取引法の下では、連結情報を中心とする開示制度への転換が図られている。

IFRS の任意適用においては、IFRS を連結財務諸表のみに適用することとされ¹³、個別財務諸表には適用しないこととされている。この理由について、2009 年 6 月公表の審議会中間報告では、以下を挙げている。

- ① 上場企業の連結財務諸表について IFRS が強制適用されている諸外国においても、個別財務諸表への適用については、国により区々であること
- ② 国際的な比較可能性、資金調達の容易化、市場の競争力強化等の観点からは、個別財務諸表に任意適用を認めることについては、必ずしもその必要性は高くないこ

¹² これは、IFRS の「限定適用」である（注 10 参照）という点からは、すべての上場企業が文字どおり任意適用できるように、任意適用の範囲拡大というニーズが考えられる。この点、審議会中間報告二 2 (3) ①では、「IFRS の改訂状況やそれに対する我が国の投資者等の関係者の評価等も見極めつつ、市場において十分周知されている一定規模以上の上場企業等に適用対象を拡げていくか、当局が適切に判断することが適当である」としているため、審議会での議論を待つまでもなく、当局が、今後見直す可能性はあり得る。

¹³ ただし、連結対象会社を有さず連結財務諸表を作成していない上場企業については、国際的な比較可能性等の観点から、わが国の会計基準による個別財務諸表に加えて、追加的な情報として監査を受けた IFRS による個別財務諸表を作成することとされている。

と

- ③ 個別財務諸表は、会社法上の分配可能額の計算や法人税法上の課税所得の計算においても利用されており、わが国固有の商慣行、利害関係者間の調整や会計実務により密接な関わりのあるものであるため、仮に IFRS を個別財務諸表に適用することを検討する場合には、これらの他の制度との関係の整理のための検討・調整の時間が必要となること

同一の計算・開示の目的を有する金融商品取引法において、連結財務諸表と個別財務諸表を開示する場合、それらには同じ会計基準を適用すること（連単一致）が原則であることから、IFRS を連結財務諸表のみに適用するものの個別財務諸表には適用しないという取扱いは、これまでの SEC 登録企業が、連結財務諸表について特例として米国式連結財務諸表を提出できていることと同様に、例外的な取扱いと考えられる。

(2) 会社法・税法との関係

会社法においても、2010 年 3 月期から、IFRS に基づく連結計算書類の作成を認めているが、他方、個別計算書類については、わが国の会計基準を適用することのみが認められていると解されている。このため、連結計算書類に対する IFRS の任意適用においては、会社法上、個別計算書類については、従来どおりの取扱いとされている。

法人税法では、「確定決算主義」が採用され、会社法の個別計算書類における当期純利益を基礎として、課税所得が計算されている。このため、IFRS が任意適用されていても、会社法上の個別計算書類について従来どおりの取扱いであれば、税法との関係においても従来と異なるところはない。逆に言えば、(1)③で示したように、仮に IFRS を個別財務諸表に適用することとした場合には、会社法や税法などの他の制度との関係を整理し検討する必要があると考えられている（後述する 3(3)参照）。

(3) 中小企業会計との関係

前述したように、会社法上の個別計算書類について従来どおりの取扱いであれば、IFRS の任意適用の対象外である中小企業における会計は、従来と異なるところはない。

3. 一部の上場企業に対する IFRS の強制適用

2009 年 6 月公表の審議会中間報告において、IFRS の強制適用は 2012 年を目途として判断するとしていた際、仮にその適用を行う場合の範囲については、国際的な比較可能性の向上という観点を踏まえれば、グローバルな投資の対象となる市場において取引されている上場企業の連結財務諸表を対象とすることが適当としていた。

しかし、2011 年 6 月 30 日開催の企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議にあたっての金融担当大臣挨拶では、「会計基準適用の前提となる多様な資本市場のあり方」も論点に挙げていた¹⁴。このため、例えば、仮に IFRS が強制適用される場合に、市場

¹⁴ また、日本経済団体連合会が 2008 年 10 月に公表した「会計基準の国際的な統一化へのわが国の対応」では、「適用対象会社の範囲については、四半期報告書提出会社や内部統制報告制度の対象会社同様、金融商品取引法上の上場会社とすることが適当と考える」としていたが、2011

を分けて部分的に強制適用を行ったり同じ市場であっても一定の区分において IFRS の適用を必要としたりすることも考え得る。このため、今後、仮に、一部の上場企業につき、IFRS に基づく連結財務諸表による有価証券報告書の提出を強制するものとした場合、次のような影響や課題、その対応が考えられる。

(1) IFRS の強制適用に係る運用体制の整備

一部の上場企業であったとしても、何らかの形で IFRS を強制適用するものとした場合、審議会中間報告二 2(2)④でも示されていたように、わが国の関係者が IFRS を理解し、使いこなすことができることが不可欠であろう。

審議会中間報告では、例えば、財務報告の作成者においては、「各企業の実情等に応じて、IFRS 適用に関する社内の会計処理方法を会計指針（マニュアル）等として具体化し、有価証券報告書等の開示書類においてその考え方や概要を開示すること」などが示されていた。さらに、「我が国の監査人が、我が国において IFRS に基づく財務諸表を適切に監査できる体制が、適用企業の監査を行う監査事務所において整備されている必要がある」「開示執行当局、監査人監督当局における教育、訓練、指針等の見直しが必要である」「開示規制、監査基準等の見直しの必要性、特に、別記事業等においては、各所管当局が、それぞれの立場からの対応の必要性の検討を早めに行っておく必要がある」としていた。

このように、IFRS の強制適用にあたっては、後述するような「個別財務諸表の取扱い」「会社法・税法との関係」といった制度面のみならず、IFRS 適用に係る運用体制の整備に関しては、各方面にも及ぶ。審議会中間報告では、「任意適用の段階であっても、IFRS の教育、研修、教材等の整備に向けた取組みが着実に進みつつあること及び投資者・作成者・監査人・当局等の関係者も IFRS の理解の向上に取り組みつつあることを確認しておく必要がある」としていた。しかしながら、どのような取組みがどの程度必要かという目安が示されていなかったこともあり、現状、事後的にこれらを組織的に確認するような対応が行われているわけではない。

(2) 個別財務諸表の取扱い

今後、仮に IFRS が強制適用とされた場合でも、一部の上場企業における連結財務諸表に対するものであれば、IFRS の任意適用と同様に、例外的に IFRS を連結財務諸表のみに適用するものと位置づけることができる。この場合には、IFRS の任意適用と同様に、IFRS を個別財務諸表には適用しないという取扱いが整合する。

しかしながら、2010 年 8 月 3 日開催の企業会計審議会において同審議会会長は、「今後、IFRS の連結財務諸表への強制適用の是非を判断する際に、次のステップの選択肢として単体への任意適用を認める、という方向性を示すことができれば、と考えてい

年 6 月 29 日付の「国際会計基準（IFRS）の適用に関する早期検討を求める」では、「企業が上場する市場はさまざまであり、企業の実態も大きく異なることから、強制適用の是非の判断をする上で、その対象範囲を絞り込むための議論を行うことが現実的である」としている。

もっとも、実際に、一部の上場企業に IFRS を強制適用する場合には、どのような考え方で区切るのか、それを技術的にどのような方法で確保するのかなどの問題も解決する必要がある。

る」と発言している。これは、金融商品取引法及び会社法上、個別財務諸表への IFRS 適用について、経済界からの要望があることを理由として挙げており、今後、特に会社法における制度整備等の検討が必要であると指摘している。

この場合には、IFRS の任意適用と異なり、一部の上場企業とはいえ、連結財務諸表に対し IFRS が強制適用されたものであることから、その企業の個別財務諸表についても IFRS が適用されるべきところ、一部の企業に限られているため、例外的に日本基準を個別財務諸表に適用することができるという位置づけが考えられる。この場合には、連結財務諸表に対し IFRS が強制適用された一部の上場企業における個別財務諸表については、日本基準によることも IFRS によることもできることとなるが、個別財務諸表に対する IFRS の任意適用ではなく、日本基準の任意適用ということになる（この点については、後掲図表 1-5 参照）¹⁵。

(3) 会社法との関係

一部の上場企業とはいえ、個別財務諸表について IFRS が適用された場合には、2009 年 6 月公表の審議会中間報告で示していたように、会社法や法人税法などとの関係の整理が必要となると言われている。もっとも、金融商品取引法における開示制度において、連結財務諸表についても個別財務諸表についても IFRS を適用したからと言って、異なる制度である会社法上、個別計算書類について必ず IFRS を適用するということにはならない。しかし、それらは同じ個別財務諸表について 2 つの会計基準を適用することになり、金融商品取引法及び会社法における個別財務諸表への IFRS 適用というニーズとは相いれないため、実際の選択肢にはならないであろう。

また、金融商品取引法及び会社法における会計基準の適用については、1998 年（平成 10 年）に法務省と大蔵省が公表した「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」において、「要求される情報に差異があるとしても、財産計算及び利益計算は基本的に一致するように調整されてきた」「商法における計算規定と企業会計とは相互に密接に関係し、両者が相まって我が国の会計実務が形成されてきた」として、商法と企業会計の接近の傾向について言及しており、その後、会社法の計算に関する規定は、会計処理や表示（監査を含む）については、情報提供を目的とすることから会計慣行に委ね、独自の規律を設けることを避けて運用してきたという観点からは、個別財務諸表について 2 つの会計基準を適用することは適当ではないと考えられる。

このため、IFRS を導入した場合の会社法における影響としては、どのような手当てにより IFRS を適用可能とするのか、また、適用可能とされた場合でも、例えば、個

¹⁵ 逆に、実務的なニーズは乏しいと考えられるが、連結財務諸表に対し日本基準が適用されている（したがって、原則としては、個別財務諸表にも日本基準が適用される）場合に、個別財務諸表に対して例外的に IFRS を任意適用するという組合せも、場合分けとしてはあり得る。この場合も、金融商品取引法上、一部の上場企業の連結財務諸表に対し日本基準が適用され、その企業の個別財務諸表についても日本基準が適用されるべきところ、一部の企業に限られているため、例外的に IFRS を個別財務諸表に適用することができるという位置づけが考えられる。この場合には、文字どおり、個別財務諸表に対する IFRS の任意適用となろう。

別財務諸表は会社法上の分配可能額の計算や法人税法上の課税所得の計算においても利用されているため、どのような調整計算が必要となるかが問題となり得る。

この点、会社法上の個別計算書類については、利害調整目的のみならず、情報提供目的という側面もあることから、なんらかの手当てを含め、IFRS を適用可能とすることは、それほど難しくないのではないかと考えられる¹⁶。他方、個別財務諸表は分配可能額の計算の基礎となり、株主と債権者との間の利害調整にも用いられていることから、この点の調整をどのように行うのかが問題になり得る。

しかし、現状、日本基準によって個別計算書類を作成し一定の調整計算を行っていることをベースとすれば、考え方としては、①まず、IFRS による個別計算書類と日本基準による個別計算書類との差を調整し、②さらに、従来同様、一定の調整計算を行うこととすれば、足りることとなる¹⁷。ただし、この場合には、経済界からの要望により、わざわざ金融商品取引法及び会社法上、個別財務諸表へ IFRS を適用することを検討する意味はないと考えられるため、より簡便に目的を満たすような手法の検討が望まれているのであろう。そうすると、会社法上、特に、利害調整に必要とされる会計情報の考え方は何かが問題となる¹⁸。

(4) 税法との関係

会社法との関係と同様に、考え方としては、法人税法上も、IFRS による個別財務諸表と日本基準による個別財務諸表との差を含めて、従来同様の課税所得計算上の加算減算調整を行えば足りることになる。この際、実務上、調整計算を少しでも削減しようとするのであれば、日本基準における企業会計との関係同様、IFRS との間においても法人税法において受け入れられる項目を増やせるかどうか問題となる。

他方、単なる調整計算に関する手間の削減ではなく、課税所得の大小を巡る点まで考慮すれば、対応は複雑になる。特に、実務上は、税務上の損金経理要件の取扱いが懸念されているものと思われる（この点については、後述 III 参照）。いずれにしろ、ここでも、法人税法上、必要とされる会計情報の考え方は何かが問題となろう¹⁹。

¹⁶ 例えば、尾崎安央「第5章 計算等、第1節 会社の原則」『会社法コンメンタール10 計算等[1]』江頭憲治郎・弥永真生編（商事法務、2011年）では、IFRS が金融商品取引法上、強制適用された場合、それが適用される株式会社にあつては、IFRS を遵守することが慣行化することは必定であり、また、任意適用のレベルでとどまるとしても、それが広く準拠される基準として実務一般に認められるものであれば、将来慣行となることが確実と見込まれるため、会社法においても、これらの適用・準拠を否定する合理的な理由はなく、「一般に公正妥当と認められたもの」として「従うもの」と解されてよいとしている。

¹⁷ 2011年4月公表の単体検討会議報告書において、法務省は、会社法における分配規制は、一般に公正妥当と認められる会計基準に従って作成された計算書類を前提として、必要な調整を加えて分配可能額を計算することとしている。

¹⁸ 例えば、斎藤静樹『会計基準の研究[増補版]』（中央経済社、2010年）では、配当制限は、企業自身が自らの行動を縛ることで意図しない資金調達コストの上昇を回避しようという私的な取引契約が法制度に組み込まれていった可能性を指摘するとともに、債権価値の希薄化を防ぐ方法として、資産代替の直接規制や負債比率を制限することについても述べている。

¹⁹ 法人税法では、課税標準は、各事業年度の所得の金額とし、その事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額とされており（21条、22条1項）、別段の定めがあるものを除き、一般に

(5) 中小企業会計との関係

前述したように、仮に、一部の上場企業における連結財務諸表に対して IFRS が強制適用とされ、また、IFRS を個別財務諸表に適用することもできるとされた場合でも、会社法上の個別計算書類について、これまで同様に「一般に公正妥当と認められる会計慣行」に従うものであれば、金融商品取引法の適用対象以外の企業について追加的に議論する必要性はないと考えられる²⁰。

4. すべての上場企業に対する IFRS の強制適用

前述したように、2009年6月公表の審議会中間報告では、仮に IFRS が強制適用される場合に対象となる企業の範囲について、「現時点では、国際的な比較可能性を向上するという観点を踏まえれば、グローバルな投資の対象となる市場において取引されている上場企業の連結財務諸表を対象とすることが適当であると考えられる」としている。このため、この節では、仮にすべての上場企業の連結財務諸表に対して IFRS が強制適用される場合の影響や課題、その対応を考える。

(1) IFRS の強制適用に係る運用体制の整備

この場合には、「3 一部の上場企業に対する IFRS の強制適用」で示した場合以上に、わが国の関係者が IFRS を理解し、使いこなすことができる状態であることが必要であろう。

(2) 個別財務諸表の取扱い

2009年6月公表の審議会中間報告では、仮に上場企業の連結財務諸表に IFRS を強制適用する際に、当該「上場企業の個別財務諸表（連結財務諸表を作成していない企業のものを含む。）への適用については、強制適用の是非を判断する際に、幅広い見地から検討を行う必要がある」としていた。この背景としては以下が記載されている。

① 個別財務諸表も IFRS により作成すべきという考え方

ア) 連結財務諸表が個別財務諸表をベースに作成されており、連結財務諸表と個別財務諸表とで適用基準が異なれば、企業の財政状態及び経営成績を表す基礎となる利益計算に違いが生じることになり、財務諸表の利用者の判断を誤らせる恐れがある。

イ) 2つの基準で財務諸表を作成するコストを考慮すべきであること。

② 個別財務諸表への IFRS の適用は慎重にすべきという考え方

ア) 個別財務諸表は、国際的な比較可能性の面からは、連結財務諸表ほど重視され

公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとされている(22条3項、4項)。ここで、「別段の定め」は、租税原則や租税政策上の考慮から定められ、それには、公平の原則(等しい負担能力のある人には等しい負担を求める)や中立、簡素といった原則や、経済社会の活力維持などの政策手段として利用されることがあるとしている(例えば、税務会計研究会中間報告「企業会計基準のコンバージェンスと法人税法の対応」『租税研究』第721号、2009年参照)。²⁰ 実務的なニーズは乏しいと考えられるが、金融商品取引法の適用対象以外の企業についても、個別財務諸表に対して IFRS を任意適用できるかという論点については、脚注15参照。

ないこと

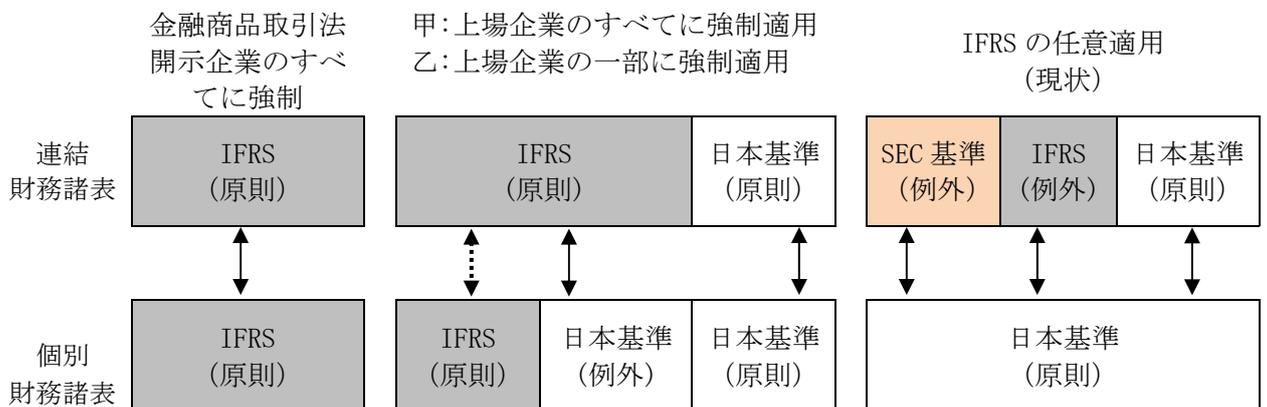
イ) 会社法・法人税法との関係の整理のための検討・調整が必要となること

また、審議会中間報告では、IFRS を上場企業の個別財務諸表にも適用する際には、「投資者が必要とする情報を適切に提供する観点から、IFRS に基づき連結財務諸表において開示される情報・内容等を踏まえて、個別財務諸表の開示内容のあり方についても、併せて検討することが適当である」としている。

IFRS の強制適用の場合には、これまでの任意適用の場合とは異なり、同一の計算・開示の目的を有する金融商品取引法における開示制度において、例外的ではなく原則的に IFRS を適用することになると考えられる。このため、金融商品取引法における投資者向けの開示制度においては、「連単分離」ではなく、個別財務諸表についても IFRS を適用すること（連単一致）が原則となる。

他方、仮に IFRS の強制適用が行われた場合における連単の関係について、前述したように、2010 年 8 月 3 日開催の企業会計審議会では、個別財務諸表への IFRS の任意適用を認めるという方向性が示されている。この方向性も正当化するには、「IFRS の強制適用」とはいつても、上場企業のすべて（図表 1-5 の甲）であれ、その一部（図表 1-5 の乙）であれ、金融商品取引法開示企業のすべてに強制ではないため、例外的に日本基準を個別財務諸表に任意適用することができるという位置づけが考えられる。

図表 1-5 個別財務諸表の位置づけ



日本基準を個別財務諸表に任意適用することができるという位置付けとしたとしても、原則として連単一致を前提とした考え方を改め、金融商品取引法においては個別財務諸表を開示しない(個別廃止)という意見もあるかもしれない。しかし、投資家における有用性や金融商品取引法でもガバナンス関連の情報として、個別財務諸表が必要であるとすれば、個別廃止は適当ではないということになる(この点については、前述 I の 1 における単体検討会議報告書における制度所管官庁(金融庁)からの説明

参照)。

そうであるとしても、持株会社化などにより親会社情報の意味が乏しくなる場合もあるため、投資者向けの金融商品取引法における開示制度における個別財務諸表の位置づけを見直すことも考えられる(これらに関しては、例えば、2010年3月公表の日本証券アナリスト協会 企業会計研究会「個別財務諸表等の開示について」も参照のこと)。例えば、親会社の個別財務諸表を本表では開示せず、代わりに、「セグメント情報に準じた注記にて開示」「非財務情報として開示」「会社法に基づき公表する個別計算書類を添付」ということも考えられるであろう。

この場合には、仮に開示自体は簡素化されたとしても、個別財務諸表につき、どのような考え方に基づいて会計基準を開発していくのか(していかないのか)という新たな問題を引き起こす可能性がある。金融商品取引法上のみならず、会社法上も企業の財務情報の提供を目的とする側面があること(3(3)参照)に加え、金融商品取引法上でも「連結先行」の考え方が運用できていないこと(I1参照)を考慮すれば、連結財務諸表に適用される日本基準も含めて検討していくこととなろう。

III. わが国へ IFRS を導入するにあたっての論点

2009年6月公表の審議会中間報告で示すIFRSの強制適用の必要性に照らせば、その上限は、すべての上場企業(約3,600社)であり、金融商品取引法適用企業でも非上場企業(約1,000社)は適用外と想定されている。このため、審議会中間報告で示されているように、仮にIFRSが強制適用されたとしても、連単の双方に関して日本基準が存続していくことになる。この点に鑑みれば、今後も、IFRSとのコンバージェンスは、避けてはとおれない論点であると考えられる。

なお、前述したように、既にIFRSが一部の上場企業における連結財務諸表に対し任意適用されている。今後、IFRSの強制適用が検討されるとしても、IIで示したように、任意適用と異なる点は、IFRSが強制適用された一部の上場企業における個別財務諸表について、日本基準によることもIFRSによることもできることとなる点だけと考えられる。会社法や税法との関係においては、会社法・法人税法の基礎となる会計情報の考え方との差異を調整する問題であり、①連単の関係を緩めてその差異を企業会計において調整するか、②会社法や法人税法での利用において調整するかの違いに過ぎないともいえる。

もっとも、実務的には、税務上の損金経理要件を考慮すると、企業会計で損金経理しないものは法人税法での利用において別表減算できないこととなるため、企業会計における調整(すなわち、連結先行や連単分離)が重視されている。

第2部 IFRSの新リース会計基準のわが国への導入に際しての論 点・課題－資産流動化・証券化の観点を踏まえて－

第1章 IFRSの新リース会計基準の方向性

I. 経緯

IASBとFASBは、2006年2月に、コンバージェンスに関する覚書(MoU)を締結し、2006年7月にリースを共同プロジェクトの一つとして議題に加えた。リース会計に関するプロジェクトに関しては、これまで以下が公表されている。

- (1) 2009年3月公表のディスカッションペーパー「リース 予備的見解」
- (2) 2010年8月公表の公開草案「リース」(以下「IASB公開草案」)

IASB公開草案では、現行のファイナンス・リースとオペレーティング・リースとの区分を廃止し、借手は基本的にすべてのリースについて資産と負債を認識すること、貸手はリスクと便益に応じてリースを会計処理することを提案していた。これは、現行基準において、多くのリースがオペレーティング・リースとしてオフバランスとなっていることや、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースとの区分を要求する現行基準によって取引が組成される可能性があること等へ懸念があることが理由とされている。

IASB公開草案に対するパブリック・コメントを踏まえ、IASB及びFASBは、2011年以降、審議を続けている。図表1-3で示したように、IASBが2012年3月12日付で公表している作業計画では、2012年後半に再公開草案を公表する予定としている。

II. リース会計のモデル

1. 借手におけるリース会計のモデル

(1) IASB公開草案の概要

IASB公開草案では、リース取引における借手は、契約におけるリース物件(以下「原資産」(underlying asset))を使用する権利とその対価を支払う義務に基づき資産と負債を認識し会計処理すること(以下「使用権モデル」)を提案していた。この使用権モデルでは、リース取引開始日に、借手は、貸借対照表上で、次の資産と負債を認識することになる。

- ① 使用権資産(リース期間にわたって原資産を使用する権利を表す資産)
- ② リース料支払債務(原資産を使用する権利と交換にリース料を支払う義務を表す負債)

また、損益計算書上では、上記①の「使用権資産」に係る償却費や、②の「リース料支払債務」に係る利息費用などを認識することになる。

現行のオペレーティング・リースでは、リースに係る資産や負債を計上することなく、リース料の発生時に費用処理するが、使用権モデルは、それらについても資産や

負債を認識する。このため、ファイナンス・リースかオペレーティング・リースかに関わらず、すべてのリースに係る資産と負債が貸借対照表上に反映される。したがって、IASB 公開草案では、この使用权モデルには、次のような利点があるとしている。

ア) 比較可能性が向上する。

イ) 取引を仕組む機会が減少する。

ウ) 概念フレームワークにおける資産²¹及び負債²²の定義と整合する。

この使用权モデルに対する懸念もあるが、IASB 公開草案では、そのような懸念に対し、次のような考え方が示されている。

- ① 多様なリース取引について単一の会計処理を定めることは困難であるという懸念があるが、使用权モデルは、測定によって契約の差異を反映し、幅広いリースに適用できる²³。
- ② 未履行契約の段階における権利や義務を資産や負債として認識することに繋がるという懸念があるが、リースは、貸手が原資産を引渡し借手が利用可能となった段階で、貸手は契約上の義務を履行し、借手は原資産の使用に関する無条件の権利とリース料を支払う無条件の義務を持つことになるため、リース取引開始日後は未履行契約ではない。
- ③ 使用权モデルは非常に複雑であり、コスト・ベネフィットの問題があるという懸念があるが、使用权モデルによる情報のベネフィットは、その適用のコストを上回ると考えられる。

(2) IASB 公開草案に対するコメント受領後の検討状況

IASB 公開草案に対するコメントの多くは、リース会計に関するプロジェクトの必要性について支持しているものの、実行可能性やコスト・ベネフィット、経済的な影響のほか、IASB 公開草案の具体的な内容について、懸念を示している。特に、リースは、資金調達以外の理由、例えば、原資産の購入による事業や財務の硬直性を避け、リースによって事業や財務の柔軟性がもたらされるなどの理由により、リースを行う企業も少なくないため、借手の会計処理使用权モデルによって単一的に定めるべきではないという意見は少なくない。

他方、IASB 公開草案では、貸手の会計モデルについて、後述するように、履行義務アプローチと認識中止アプローチという複合的な会計処理を提案していることから、

²¹ 資産は、過去の事象によって将来の経済的便益が企業に流入することが見込まれる資源であり、使用权資産は、リースの締結という過去の事象によって借手が支配する資源であるため、当該資産の定義を満たす。

²² 負債は、過去の事象によって経済的便益を有する資源が企業から流出することになると見込まれる義務であり、リース料支払債務は、リースの締結から生じる借手の現在の義務であるため、当該負債の定義を満たす。

²³ 例えば、耐用年数 20 年の資産の 3 年間のリースであれば原資産の価値と比較して少額の使用权資産が計上される。一方、耐用年数 50 年の資産の 45 年間のリースであれば、原資産の価値にほぼ等しくなるような使用权資産が計上される

IASB と FASB は、コメント受領後において、借手と貸手にそれぞれ 2 つのアプローチを適用すべきかどうか(損益の認識パターンが 2 つ存在すべきかどうか)を検討した。2011 年 2 月の IASB・FASB 合同会議において、以下のように、借手と貸手の両方について、損益の認識パターンが異なる 2 種類のリースを識別するという原則を暫定的に決定した。

① 「ファイナンス・リース」

この場合、IASB 公開草案のように、リース期間の初期の段階において、より多くの費用が認識される。

② 「ファイナンス・リース以外のリース」

この場合、現行 IAS 第 17 号におけるオペレーティング・リースのように、リース期間にわたって、定額法その他規則的な方法により費用が認識される。

ただし、2011 年 3 月の IASB・FASB 合同会議においては、すべてのリース（短期リースを除く）に対し、IASB 公開草案で提案された考え方、すなわち、借手は、使用権資産とリース料支払義務を認識することを確認した。

この借手が資産と負債を両建て計上するモデルにおいて、損益の認識パターンが異なる 2 種類のリースをどのような基準で分類するかについて、2011 年 4 月の IASB・FASB 合同会議で審議し、現行の IAS 第 17 号における基準と同様に分類し、現行のオペレーティング・リースが「ファイナンス・リース以外のリース」に分類されることを暫定的に決定した。

しかしながら、2011 年 5 月の IASB・FASB 合同会議では、この暫定的な決定を覆し、1 種類のリースのみとすることを暫定的に決定した。これは、「ファイナンス・リース以外のリース」に関する具体的な処理について、定額法その他規則的な方法による損益認識パターンを検討したものの、その達成する処理について合意が得られなかったため、損益の認識パターンが異なる 2 種類のリースを識別するという考え方を断念したことによる。この場合、すべてのリースの損益認識パターンは（短期リースの簡便法（III.4 参照）を使用しない限り）IASB 公開草案の提案と同様に、リース期間の初期の段階において、より多くの費用が認識されることになる。

2. 貸手におけるリース会計のモデル

(1) IASB 公開草案の概要

IASB 公開草案では、貸手が原資産に伴う重要なリスク又は便益を留保しているか否かによって、以下のように履行義務アプローチと認識中止アプローチという 2 つのアプローチを使い分ける複合モデルを提案していた。

① 履行義務アプローチ

これは、リースにより、貸手が原資産を使用する権利を借手に与える結果、「リース料受取債権」と、原資産をリース期間にわたって使用することを借手に認めるという履行義務を示す「リース負債」が生じると考えるアプローチである。原資産

は、リースから生じる資産や負債とは別個のものとするため、リースによってもオンバランスのままである。

② 認識中止アプローチ

リースにより、貸手は借手にリース期間にわたる原資産の経済的便益を移転するため、原資産のうち、借手に移転した権利に係る経済的便益について認識の中止を行い（借手に移転していない権利に係る経済的便益について残存資産として認識する）、これと引き換えに、借手からの「リース料受取債権」を認識すると考えるアプローチである。

図表 2-1 貸手における履行義務アプローチと認識中止アプローチ

	履行義務アプローチ	認識中止アプローチ
分類基準 ²⁴	原資産に伴う重要なリスク又は便益を留保している場合	原資産に伴う重要でないリスク又は便益（ごく僅かものを除く）を留保している場合
収益認識		
当初 （リース取引開始日）	収益は認識されない （リース期間にわたり借手に対して原資産の使用を認め続ける履行義務を有すると捉えるため）	収益は認識される （使用权資産を借手に引き渡す履行義務が充足されるため）
事後	実効金利法により、リース料受取債権に関し、収益が認識される	（同左）
	リース期間にわたって貸手の履行義務が充足されるにつれて収益が認識される	N/A
貸手のビジネスモデルの例	原資産をその耐用年数にわたり複数の借手にリースすることや、リースの終了後に原資産を売却又は使用することを通じて、原資産の積極運用からリターンを生み出すものである場合（すなわち、資産リスクが主要なリスクである場合）	原資産に係る金融の提供を通じて、主として利息収益からリターンを生み出すものである場合（すなわち、信用リスクが主要なリスクである場合）

²⁴ IASB 公開草案では、この予想リース期間中及び予想リース期間後の原資産に伴う重要なリスク又は便益に対するエクスポージャーを留保しているかどうかの判断は、リースの契約締結日に行い、貸手は、決定したアプローチについてその後に変更しないことを提案していた。

(2) IASB 公開草案に対するコメント受領後の検討状況

2011年5月のIASB・FASB 合同会議において、借手に対し1種類のリースのみとした単一モデルの適用を暫定的に決定したことを受け、2011年7月のIASB・FASB 合同会議では、貸手に対しても単一モデルの適用を暫定的に決定した。暫定的に決定された貸手の単一モデルは、IASB 公開草案で提案されていた認識中止アプローチに類似しているが、「債権・残存資産アプローチ」と呼ばれ、以下の会計処理を行うものである。

- ① リース取引開始日において原資産の認識を中止し、リース料受取債権及び残存資産を認識する。
 - ア) リース料受取債権は、貸手が借手に課する利率によって、リース料の現在価値により当初測定する。
 - イ) 残存資産は、原資産の帳簿価額から、認識を中止する金額（原資産の帳簿価額×リース料受取債権/原資産の公正価値）を控除した金額で当初測定する。
- ② 借手に移転した使用権資産に係る利益（リース料受取債権と認識を中止した原資産の帳簿価額との差額）は、合理的に確実（reasonably assured）な場合、リース取引開始日に認識する²⁵。利益が合理的に確実ではない場合、利益はリース期間にわたって認識する。
- ③ 残存資産は、当初認識後、貸手が借手に課する利率によって、原資産の減価償却を継続した場合にリース終了時点で算定される金額まで、増価（accrete）させる。

また、2011年10月のIASB・FASB 合同会議では、投資不動産を貸手の「債権・残存資産アプローチ」の適用除外とすること（III.3(2)参照）を暫定的に決定した。

さらに、「債権・残存資産アプローチ」の適用範囲内にあるリースの貸手は、移転した使用権資産に係る利益が合理的に確実であるかどうかの区別をなくし、以下の処理を行うことを暫定的に決定した。

- ① リース取引開始日において原資産の認識を中止し、リース料受取債権及び残存資産を認識する。
 - ア) リース料受取債権は、貸手が借手に課する利率によって、リース料の現在価値により当初測定する。
 - イ) 総残存資産は、貸手が借手に課する利率によって、リース期間終了時の残存資産の見積公正価値の現在価値により当初測定する。
 - ウ) 残存資産は、原資産の帳簿価額から、認識を中止する金額（原資産の帳簿価額×リース料受取債権/原資産の公正価値）を控除した金額で当初測定する。
- ② 借手に移転した使用権資産に係る利益（リース料受取債権と認識を中止した原資産の帳簿価額との差額）は、リース取引開始日に利益を認識する。総残存資産と残

²⁵ リース料受取債権が原資産の帳簿価額を上回る場合、その差額は利益として即時に認識する。

存資産と差額である繰延利益は、原資産の売却又は再リースまで、認識されない。

- ③ 総残存資産は、当初認識後、貸手が借手に課する利子率によって、リース期間終了時の残存資産の見積公正価値の現在価値まで、増価 (accrete) させ、総残存資産と繰延利益の差額を各年の残存資産 (正味残存資産) として認識する。

したがって、2011年7月に暫定的に決定したモデルに対し、2011年10月に暫定的に決定したモデルは、以下の2点で異なるものと考えられる。

相違点	2011年7月の暫定的な決定	2011年10月の暫定的な決定	背景等
借手に移転した使用権資産に係る利益の当初認識	合理的に確実な場合、リース取引開始日に認識する。 (合理的に確実ではない場合、利益はリース期間にわたって認識する。)	合理的に確実であるかどうかに関わらず、リース取引開始日に認識する。	2011年7月の段階では、リース取引開始日における利益の過大計上を懸念していたが、移転した使用権資産に係る利益が合理的に確実であるかどうかの判断は、複雑でありストラクチャリングの余地があるため、この区別をなくす。
残存資産の増価	残存資産は、当初認識後、貸手が借手に課する利子率によって、原資産の減価償却を継続した場合にリース終了時点で算定される金額まで、増価させる	総残存資産は、当初認識後、貸手が借手に課する利子率によって、リース期間終了時の残存資産の見積公正価値の現在価値まで、増価させ、総残存資産と繰延利益の差額を各年の残存資産 (正味残存資産) として認識する。	リース期間終了時に、減価償却に基づく簿価ではなく、その公正価値に到達するように、総残存資産を増価させる。

III. 新たなリース会計の適用範囲

1. リースの定義

(1) IASB 公開草案の概要

IASB 公開草案では、「特定資産 (原資産) を使用する権利が、一定期間にわたり、対価と交換に移転される契約」をリースと定義することを提案していた。また、現行の IAS 第 17 号及び IFRIC 第 4 号と同様に、契約の実質に基づき、次の検討を行い、リース契約締結日に契約がリースであるか、又はリースを含んでいるかを決定するこ

とを提案していた。

- ① 契約の履行が特定の資産（原資産）の使用に依存しているかどうか。
- ② 契約が特定の資産の使用を支配する権利を合意された期間にわたり移転しているかどうか。

(2) IASB 公開草案に対するコメント受領後の検討状況

IASB 公開草案のリースの定義に関しては、多くのコメントが寄せられたため、指針の見直しが行われ、2011年4月のIASB・FASB 合同会議において、以下を暫定的に決定した。

① 特定の資産

「特定の資産」とは、明示的又は黙示的に、識別可能な資産を意味する。顧客が排他的に使用する資産の一部については、物理的に区別できるもののみを「特定の資産」とする。

② 特定の資産の使用を支配する権利の移転

リース期間中、顧客が以下のいずれも有する場合に、特定の資産の使用を支配する権利が移転される。

- ア) 特定の資産の使用を指図することができる。
- イ) 特定の資産の使用から生じる便益を享受している。

これは、別途検討されている新たな収益認識の会計基準案における財・サービスに対する「支配」の移転の考え方と整合させるものである。

2. 原資産の売買

(1) IASB 公開草案の概要

IASB 公開草案では、原資産の使用権のリースと原資産の売買とでは、経済的な影響が異なるため、契約形態にかかわらず、原資産の売買に相当する契約を、適用範囲から除外することを提案していた。

原資産の売買に相当する契約かどうかの判断は、あらゆる関連する事実と状況を考慮してリース契約締結日に行い、その後に見直しはされず、契約の終了時に、次のいずれもが貸手（譲渡人）から借手（譲受人）に移転している場合に当該契約は、原資産の売買に該当することが提案されていた。

① 原資産の支配

これには、以下も含まれる。

- ア) 原資産の所有権が契約期間の終了時に譲受人に自動的に移転する契約
- イ) 割安購入オプションが含まれている契約（当該オプションの行使が合理的に確かである場合）

② 原資産に伴うすべてのリスクと便益（ごく僅かなものを除く）

(2) IASB 公開草案に対するコメント受領後の検討状況

2011年3月のIASB・FASB合同会議において、原資産の使用権のリースと原資産の売買の区別が議論され、その区分のための指針は提供しないこと、契約にリースが含まれていない場合は、他のIFRS（例えば、有形固定資産や収益認識の会計基準）に従って会計処理することを暫定的に決定した。

3. 投資不動産

(1) IASB 公開草案の概要

IASB 公開草案では、リースにより保有される投資不動産も範囲に含めることとしている。ただし、次の場合には、リース基準の範囲から除外することが提案されていた。

- ① 借手が使用権資産をIAS第40号の公正価値モデルを適用する場合
- ② 貸手が投資不動産を、IAS第40号の公正価値モデルを適用する場合

これは、賃貸収益等の獲得を目的として保有される投資不動産については、貸借対照表に計上される不動産自体の公正価値に関する情報が、財務諸表利用者にとって有用であると考えられるためである。

(2) IASB 公開草案に対するコメント受領後の検討状況

II.2(2)で示したように、借手に単一モデルの適用を暫定的に決定したことを受け、2011年7月のIASB・FASB合同会議では、貸手に対しても単一モデルである「債権・残存資産アプローチ」を暫定的に決定した。しかし、この場合、例えば、このアプローチによって会計処理した財務諸表がリースによる投資不動産の経済実態を表していないのではないかと、賃借人が頻繁に入れ替わる場合には実務上、処理が煩雑になるのではないかなどの懸念がある。

このため、2011年10月のIASB・FASB合同会議では、投資不動産を「債権・残存資産アプローチ」の適用除外とすることを暫定的に決定し、2011年12月のIASB・FASB合同会議では、リースによる投資不動産の貸手は、原資産の認識を継続し、定額法その他リース料が稼得されるパターンを示す規則的な方法で、リース期間にわたってリース収益を認識することを暫定的に決定した。

4. 短期間のリース

(1) IASB 公開草案の概要

IASB 公開草案では、短期リースを「リース取引開始日において、更新又は延長のオプションを含めた最長のリース期間が12か月以内のリース」と定義し、短期リースに該当する取引ごとに、次のような簡便法を認めることを提案していた。

- ① 借手は、リース料支払債務を割引前のリース料の金額で測定し、使用権資産を当該割引前のリース料の金額に当初直接費用を加えた金額で測定することができる。この場合、リース料をリース期間にわたって損益に認識する。

- ② 貸手は、原資産を引き続き認識し、リース料をリース期間にわたって損益に認識する。

(2) IASB 公開草案に対するコメント受領後の検討状況

2011年3月のIASB・FASB 合同会議において、短期リースの定義をIASB 公開草案と同じとすることを確認した。また、短期リースにおいては、IASB 公開草案と同様に、借手と貸手は、以下を選択できることを暫定的に決定した。

- ① 原資産の種類ごとに、会計方針として、リース資産・負債を認識しないこと
- ② 他の規則的で合理的な基準が、原資産の使用パターンをより表わすことになる場合を除き、リース料をリース期間にわたって定額で損益に認識すること

なお、1種類のリースのみとすることを暫定的に決定した後、2011年6月のIASB・FASB 合同会議においても、短期リースにおいては、借手は、リース資産・負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって費用に認識すること、貸手は、原資産を計上して減価償却を継続するとともに、リース料をリース期間にわたって収益に認識することができることを暫定的に決定した。

IV. 借手の会計処理案

1. 当初認識時における借手の会計処理

(1) IASB 公開草案の概要

II.1(1)で示したように、IASB 公開草案では使用権モデルを提案し、リース取引開始日 (date of commencement of a lease) に、借手は「使用権資産」と「リース料支払債務」を認識することを提案している。

この際、リース契約締結日 (date of inception of a lease) に、次の要素から構成されるリース料の現在価値に当初直接費用²⁶を加算した金額で「使用権資産」を測定し、リース料の現在価値で「リース料支払債務」を測定する。

① リース期間

リースの更新又は解約オプションの影響を考慮に入れ、起こり得る期間の発生確率を見積り、「発生する可能性が発生しない可能性よりも高くなる最長の起こり得る期間」をリース期間として決定する。

② 支払リース料

支払リース料を、すべての関連性のある情報を用いて、次の見積りを含めて、期待値 (合理的な数のシナリオによって得られる予想支払リース料の確率加重の現在価値) により算定する。

ア) 支払変動リース料

²⁶ 当初直接費用とは、リースの交渉及び準備に直接起因する増分コスト (リース取引を行わなかったならば発生しなかったもの) であり、例えば、手数料や弁護士報酬、リースの締結に要した費用などが含まれる。

- イ) 残価保証による予想支払額
 - ウ) 期間オプションのペナルティによる予想支払額
- ③ 割引率

借手の追加借入利率²⁷を用いる

(容易に算定できる場合には貸手が借手に課している利率を用いる。)

(2) IASB 公開草案に対するコメント受領後の検討状況

II の 1(2)で示したように、IASB 公開草案と同様に、すべてのリース（短期リースを除く）に対し、借手は、使用権資産とリース料支払義務を認識することを暫定的に合意している。

2011 年 3 月の IASB・FASB 合同会議では、当初認識のみならず、当初測定についても、リース取引開始日において行うことを暫定的に決定している。また、リース取引開始日において算定された割引率を用いること、リース取引開始日前に生じたコストやリース料について適用指針を開発すること、リース取引開始日前に不利となったリースを範囲から除外することも暫定的に決定している。

2. 当初認識後における借手の会計処理

(1) IASB 公開草案の概要

IASB 公開草案においては、借手の当初認識時後の会計処理として、まず、使用権資産を、リース期間と原資産の耐用年数のいずれか短い期間にわたり、IAS 第 38 号「無形資産」に従って定期的に償却することが提案されている。これにより、損益計算書上では、使用権資産に係る償却費が認識される。また、IAS 第 36 号「資産の減損」に従って、使用権資産の減損処理が行われる。

次に、リース料支払債務を、実効金利法を用いた償却原価で測定することが提案されている。当初認識後、リース料支払債務の重要な変動があることを示唆する事実や状況がある場合には、以下を見直し、それに伴うリース料支払債務の変動を、損益と使用権資産の修正として認識することが提案されている。

ア) リース期間

借手は、リース期間の変更から生じるリース料支払債務の帳簿価額の変動を反映するように、使用権資産を修正する。

イ) 支払リース料（変動リース料の予想金額、残価保証、期間オプションのペナルティによる予想支払額）

借手は、支払リース料の見直しから生じるリース料支払債務の変動について、当期又は過去の期間に関連する変動を損益に認識し、将来の期間に関連する変動を使

²⁷ 借手の追加借入利率とは、リース契約締結日において、借手が、リースと同様の原資産を、同様の期間にわたり、同様の保全がある状態で購入するのに必要な資金の借入に要する利率である。貸手が借手に課している利率と同じとなる場合もあるとされている。

用権資産の修正として認識する。

なお、借手は、当初認識時のリース料の現在価値の算定に際して用いた割引率を変更しない。

(2) IASB 公開草案に対するコメント受領後の検討状況

2011年5月のIASB・FASB合同会議では、割引率の見直しについて、以下を暫定的に決定している。

- ① リース料に変動がない場合には、見直さない。
- ② 当初測定に以下の変更が反映されていない場合には、見直す。
 - ア) 借手が、更新オプション又は購入オプションを行使する重要な経済的なインセンティブを有するかどうかについての判断の変更により、リース料が変動する場合
 - イ) 借手が、行使に関する重要な経済的なインセンティブを有していないオプションの行使により、リース料が変動する場合

V. 貸手の会計処理案

1. 当初認識時における貸手の会計処理

(1) IASB 公開草案の概要

II.2(1)で示したように、IASB 公開草案では、リース取引開始日に、貸手が原資産に伴う重要なリスク又は便益を留保しているか否かによって、履行義務アプローチと認識中止アプローチという2つのアプローチを使い分ける複合モデルを提案している。

まず、いずれのアプローチにおいても、リース取引開始日に「リース料受取債権」を認識するが、それは、リースの契約締結日に、次の要素から構成されるリース料の現在価値に貸手に発生した当初直接費用²⁸を加算した金額で測定する。

① リース期間

リースの更新又は解約オプションの影響を考慮に入れ、起こり得る期間の発生確率を見積り、「発生する可能性が発生しない可能性よりも高くなる最長の起こり得る期間」をリース期間として決定する。

② 受取リース料

受取リース料を、すべての関連性のある情報を用いて、次の見積りを含めて、期待値（合理的な数のシナリオによって得られる予想受取リース料の確率加重の現在価値）により算定する。

ア) 受取変動リース料

イ) 残価保証による予想受取額

²⁸ 当初直接費用とは、リースの交渉及び準備に直接起因する増分コストである。

ウ) 期間オプションのペナルティによる予想受取額²⁹

③ 割引率

貸手が借手に課している利子率を用いる。

また、履行義務アプローチの場合、「リース負債」（履行義務）をリース料の現在価値で測定する。

認識中止アプローチの場合、リース契約締結日におけるそれらの公正価値の比率で原資産の帳簿価額を配分することにより、以下の当初の帳簿価額を算定する。

① 認識を中止する部分（移転される権利）

② 残存資産（留保される権利）

リース料受取債権の公正価値を売上高（リース収益）として、上記①の認識を中止する部分の帳簿価額を売上原価（リース費用）として計上し、差額は、利益又は損失として認識される。

(2) IASB 公開草案に対するコメント受領後の検討状況

II の 2(2)で示したように、IASB 公開草案と異なり、2011 年 7 月の IASB・FASB 合同会議では、貸手に対しても単一モデルである「債権・残存資産アプローチ」の適用を暫定的に決定している。ただし、2011 年 10 月の IASB・FASB 合同会議では、投資不動産を貸手の「債権・残存資産アプローチ」の適用除外とすることを暫定的に決定している。

2011 年 3 月の IASB・FASB 合同会議では、借手と同様に、当初認識のみならず、当初測定についても、リース取引開始日において行うこと、また、リース取引開始日において算定された割引率を用いることを暫定的に決定している。この際、貸手が借手に課している利子率には、借手の追加借入利子率又はリースにおける計算利子率が用いられることも暫定的に決定している。

2. 当初認識後における貸手の会計処理

(1) IASB 公開草案の概要

IASB 公開草案においては、貸手の当初認識時後の会計処理として、いずれのアプローチにおいても、まず、リース料受取債権を実効金利法によって償却原価で測定することが提案されている。当初認識後、リース料受取債権の重要な変動があることを示唆する事実や状況がある場合には、借手のリース料支払債務と同様に、以下を見直し、それぞれのアプローチごとに、差額を反映する。なお、貸手は、借手と同様、当初認識時のリース料の現在価値の算定に際して用いた割引率を変更してはならないとされている。

²⁹ これは、借手と異なり、信頼性をもって見積ることができる場合にのみ認識することが提案されていた。

ア) リース期間

イ) 受取リース料 (変動リース料の予想金額、残価保証、期間オプションのペナルティによる予想受取額)

また、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」に従って、リース料受取債権の減損処理が行われる。

① 履行義務アプローチの場合

次に、履行義務アプローチでは、残存するリース負債 (履行義務) を、借手による原資産の使用のパターンに基づいて規則的かつ合理的な方法で算定する。そのようなパターンが信頼性をもって算定できない場合には、定額法を用いる。

また、リース料受取債権を見直し、それに伴うリース期間の変更から生じるリース料受取債権の帳簿価額の変動は、リース負債 (履行義務) の修正として認識する。

また、変動リース料の見直しから生じるリース料受取債権の変動のうち、既に充足されたリース負債 (履行義務) に関連する変動を損益に認識し、充足されていないリース負債 (履行義務) に関連する変動をリース負債 (履行義務) の修正として認識する。ただし、リース負債 (履行義務) が負の残高となる場合には、そのリース料受取債権の変動を損益に認識する。

② 認識中止アプローチの場合

認識中止アプローチでは、残存資産は再測定しない。ただし、以下の場合には、修正が必要となる。

ア) リース料受取債権に関し、リース期間を見直した場合

リース期間の変更により、残存資産の変動が生じる場合には、認識を中止した権利と残存資産とに変動を配分し、リース料受取債権と残存資産の帳簿価額を修正する。

イ) IAS 第 36 号に従って、残存資産を減損処理する場合

なお、変動リース料の見直しから生じるリース料受取債権の変動については、損益に認識する。

(2) IASB 公開草案に対するコメント受領後の検討状況

2011 年 5 月の IASB・FASB 合同会議では、割引率の見直しについて、以下を暫定的に決定している。

① リース料に変動がない場合には、見直さない。

② 当初測定に以下の変更が反映されていない場合には、見直す。

ア) 借手が、更新オプション又は購入オプションを行使する重要な経済的なインセンティブを有するかどうかについての判断の変更により、リース料が変動する場合

イ) 借手が、行使に関する重要な経済的なインセンティブを有していないオプションの行使により、リース料が変動する場合

また、2011年9月のIASB・FASB合同会議では、リース料受取債権について、以下を暫定的に決定している。

- ① 実効金利法により、事後測定する。
- ② 減損の判定については、現行の金融商品に関する会計基準（IAS第39号）を参照する。
- ③ リースに関する会計基準には、公正価値オプションを含めない（この点については、2011年10月のIASB・FASB合同会議において、リース料受取債権の証券化に関して議論され、リース料受取債権を売却目的で保有する場合でも公正価値評価しないこと、IFRS第9号の認識の中止の基準（ただし、移転しないオプションの要素や変動リースを除く公正価値に基づき、リース料受取債権の帳簿価額を按分する）を適用することを暫定的に決定した）。

さらに、2011年9月のIASB・FASB合同会議では、IASB公開草案と同様に、残存資産の減損の判定については、IAS第36号を参照することを暫定的に決定している。

VI. 追加条件のある場合の会計処理案

1. 購入オプション

(1) IASB公開草案の概要

IASB公開草案においては、借手及び貸手ともに、購入オプションは行使された時点で会計処理し、購入オプションの行使価格をリース料の現在価値の算定に含めないことが提案されている。これは、使用する権利を終了させる手段であるため、更新オプション及び解約オプションとは異なる取扱いとされている。

(2) IASB公開草案に対するコメント受領後の検討状況

2011年3月のIASB・FASB合同会議では、借手が購入オプションを行使する重要な経済的なインセンティブを有する場合、購入オプションの行使価格をリース料の現在価値の算定に含める（すなわち、借手はリース料支払債務、貸手はリース料受取債権に含める）ことを暫定的に決定している。この際、借手は、使用権資産を、リース期間ではなく、原資産の経済的耐用年数にわたって償却することも暫定的に決定している。

また、2011年5月のIASB・FASB合同会議では、借手が購入オプションを行使する重要な経済的なインセンティブを有するかどうかについて、契約に基づく要因、資産に基づく要因、企業に基づく要因を考慮して判断することを暫定的に決定している。

さらに、借手が購入オプションを行使する重要な経済的なインセンティブを有するかどうかの判断における閾値は、借手と貸手がリース開始後の市場レートの変動を考慮すべきではないことを除き、当初でも事後でも同じとすべきことを暫定的に決定している。

2. リース期間の変動（更新オプション及び解約オプション）

(1) IASB 公開草案の概要

IASB 公開草案においては、更新オプション及び解約オプションについて、当初認識時に、その影響をリース期間に反映し会計処理することが提案されている。すなわち、リース期間に影響を及ぼす可能性のあるあらゆる要素を考慮して、「発生しない可能性よりも発生する可能性のほうが高くなる（すなわち、発生の可能性が 50%超となる）最長の起こり得る期間」を見積り、リース期間として決定することとされている。

ア) 契約上の要素

イ) 契約上の定めのない財務的な要素

ウ) 事業上の要素

エ) 借手固有の要素

当初認識後、リース期間について、借手のリース料支払債務又は貸手のリース料受取債権の重要な変動を示唆する事実や状況がある場合には、見直すことを提案している。

(2) IASB 公開草案に対するコメント受領後の検討状況

2011 年 2 月の IASB・FASB 合同会議では、リース期間について、解約不能期間に加えて、借手が更新オプションを行使する又は解約オプションを行使しない重要な経済的なインセンティブを有する場合、当該オプションを考慮した期間を、リース期間とすることを暫定的に決定している。

また、2011 年 2 月の IASB・FASB 合同会議では、借手が、更新オプションや解約オプションを行使する重要な経済的なインセンティブを有する又はもはや有しないこととなる要因に重要な変更がある場合にのみ、リース期間を見直すことを暫定的に決定している。

さらに、2011 年 5 月の IASB・FASB 合同会議では、借手が購入オプションを行使する重要な経済的なインセンティブを有するかどうかについての判断と同様に、借手における更新オプションや解約オプションの行使に関する重要な経済的なインセンティブを有するかどうかについて、以下を暫定的に決定している。

① 契約に基づく要因、資産に基づく要因、企業に基づく要因を考慮して判断すること

② 判断における閾値は、借手と貸手がリース開始後の市場レートの変動を考慮すべきではないことを除き、当初でも事後でも同じとすべきこと

ただし、2011 年 12 月の IASB・FASB 合同会議では、強制可能な権利及び義務が生じている期間についてだけ、これまでの提案を適用することを暫定的に決定している。したがって、解約可能なリース（これには、名目的な解約金で借手と貸手の双方が解約可能なリースが含まれる）は、解約不能期間と告知期間を合わせて 1 年以内の場合、短期リースの定義に該当する。

3. 変動リース料

(1) IASB 公開草案の概要

IASB 公開草案において、変動リース料については、発生時に会計処理するのではなく、リース取引開始日に確率加重の期待値により算定し、以下とすることが提案されている。

- ① 借手の場合、リース料支払債務に含めて認識する。
- ② 貸手の場合、リース料受取債権に含めて認識する。ただし、貸手の場合、借手と異なり、変動リース料を信頼性をもって測定できる場合にのみ認識する。

当初認識後、変動リース料について、借手のリース料支払債務又は貸手のリース料受取債権の重要な変動を示唆する事実や状況がある場合には、見直すことを提案している。

(2) IASB 公開草案に対するコメント受領後の検討状況

2011年2月のIASB・FASB 合同会議では、以下をリース料支払債務やリース料受取債権に含めることを暫定的に決定していた。

- ① 指数又はレートに基づく変動リース料
- ② 経済的な実態のない変動リース料
- ③ より高い閾値を越える変動リース料

しかしながら、2011年4月のIASB・FASB 合同会議では、これを変更し、以下を除いて、リース料支払債務やリース料受取債権に含めないことを暫定的に決定している。

- ① 指数又はレートに基づく変動リース料
- ② 実質的には固定リース料であるが変動リース料のように組成されているもの

また、2011年7月のIASB・FASB 合同会議では、指数又はレートに基づく変動リース料は、リース取引開始日の指数又はレートを用いて当初測定することを暫定的に決定している。また、期末の指数又はレートを用いて事後測定し、その変動は、以下のようにすることを暫定的に決定している。

- ① 借手は、リース料支払債務を修正する。当期に関連する分は損益に認識し、将来に関連する分は使用権資産の修正とする。
- ② 貸手は、リース料受取債権を修正し、損益に認識する（これは、2011年9月のIASB・FASB 合同会議において、暫定的に決定している）。

さらに、2011年10月のIASB・FASB 合同会議では、リース開始時にリース料受取債権として認識されていなかった変動リース料が含まれている場合、貸手は残存資産を、以下のように事後測定することを暫定的に決定している。

- ① 貸手が借手に課しているレートが変動リース料の見込みに反映していない場合、変動リース料に関して残存資産を修正しない。
- ② 貸手が借手に課しているレートが変動リース料の見込みに反映している場合、変

動リース料を損益に認識するときには、変動リース料の見込みに基づいて、残存資産を費用に認識して修正し、変動リース料の見込みと実績との差は残存資産の修正とはしない。

4. 残価保証

(1) IASB 公開草案の概要

IASB 公開草案において、残価保証については、変動リース料と同様、リース取引開始日に、予想額の確率加重の期待値により算定し、以下とすることが提案されている。

- ① 借手の場合、リース料支払債務に含めて認識する。
- ② 貸手の場合、リース料受取債権に含めて認識する。ただし、変動リース料の認識と同様、貸手においては、残価保証についても、その予想支払額を信頼性をもって測定できる場合にのみ当該残価保証を認識する。なお、借手と関係のない第三者からの残価保証については、借手と貸手の間のリース自体とは関係がないため、現行の IAS 第 17 号の取扱いと異なり、リース料受取債権に含めない。

当初認識後、残価保証の予想支払額について、借手のリース料支払債務又は貸手のリース料受取債権の重大な変動を示唆する事実や状況がある場合には、見直すことを提案している。

(2) IASB 公開草案に対するコメント受領後の検討状況

2011 年 2 月の IASB・FASB 合同会議において、借手は、残価保証（第三者からのものを除く）をリース料支払債務に含めて認識することを暫定的に決定している。

また、2011 年 9 月の IASB・FASB 合同会議において、貸手は、リース終了時まで、残価保証をリース料受取債権に含めないこと（ただし、残存資産が減損しているかどうか判定する場合には考慮に入れる）ことを暫定的に決定している。

VII. その他の論点

1. セール・アンド・リースバック取引

(1) IASB 公開草案の概要

IASB 公開草案では、セール・アンド・リースバック取引について、譲渡人（借手）から譲受人（貸手）への原資産の譲渡取引に焦点を当て、当該譲渡取引が、IASB 公開草案で提案されている原資産の売買か否かにより判断することを提案している。

- ① セール・アンド・リースバック取引における譲渡取引が原資産の売買に該当する（すなわち、契約終了時に原資産の支配が移転され、かつ、原資産に伴うすべてのリスクと便益（ごく僅かなものを除く）が譲受人（貸手）に移転されている）場合には、次のように、売却取引及びリース取引として扱う。

ア) 譲渡人（借手）の場合、売却取引を関連する他の IFRS に従って会計処理し、リース取引を使用権モデルに基づき会計処理する。

- イ) 譲受人(貸手)の場合、購入取引を関連する他の IFRS に従って会計処理し、リース取引を履行義務アプローチに基づき会計処理する。
- ② セール・アンド・リースバック取引における譲渡取引が原資産の売買に該当しない場合、金融取引として扱う。
 - ア) 譲渡人(借手)の場合、資産の認識を中止せず、受領した金額を金融負債として認識する。
 - イ) 譲受人(貸手)の場合、譲渡資産を認識せず、支払った金額を関連する他の IFRS に従って債権として認識する。

(2) IASB 公開草案に対するコメント受領後の検討状況

2011年3月のIASB・FASB 合同会議では、セール・アンド・リースバック取引について、譲渡人(借手)から譲受人(貸手)への原資産の譲渡取引が、新たな収益認識基準に基づいて原資産の売買か否かにより判断することを暫定的に決定している。

2. 転リース

(1) IASB 公開草案の概要

IASB 公開草案では、第三者にリースする中間の貸手(当初の借手)は、次のように処理することを提案している。

- ① 原リースにおける借手として、当該原リースに係る使用权資産及びリース料支払債務を認識し、借手の定めに従って会計処理する。
- ② 転リースにおける貸手として、当該転リースに係るリース料受取債権、リース負債(履行義務)又は残存資産を認識し、貸手の定めに従って会計処理することになる。
 - ア) 中間の貸手が、履行義務アプローチを適用する場合について、貸借対照表上、原リースにおけるリース料支払債務について、転リースから生じる他の資産及び負債とは区分して表示し、使用权資産、転リースに係るリース料受取債権及びリース負債(履行義務)を貸借対照表上で併せて表示する。
 - イ) 中間の貸手が、認識中止アプローチを適用する場合、履行義務アプローチを適用する場合の表示と同様に、認識中止アプローチにおける貸手のリース料受取債権と残存資産も区分して表示する。

(2) IASB 公開草案に対するコメント受領後の検討状況

2011年6月のIASB・FASB 合同会議では、以下を暫定的に決定している。

- ① 原リースと転リースは、別個の取引として会計処理する。
- ② 中間の貸手は、原リースの借手として、原リースから生じる資産及び負債を、これまでの決定に従って処理する。
- ③ 中間の貸手は、転リースの貸手として、転リースから生じる資産及び負債を、こ

れまでの決定に従って処理する。

- ④ 仮に貸手の処理について複数のアプローチを採ることを決定した場合、中間の貸手は、転リースの貸手として適用する適切なアプローチの決定に際し、原資産ではなく、使用权資産を評価する。

第2章 IFRSの新リース会計基準をわが国に導入する場合の論点・課題等

2010年公表のIASB公開草案及びその後の議論を経て、今後、開発されると想定されるIFRSの新リース会計基準をわが国において導入する際に論点や課題はさまざまあり得るが、ここでは借手における使用权モデルの是非に焦点をあて、IFRSの新リース会計基準をわが国に導入する場合の論点・課題等に触れることとする。これは、貸手の会計モデルの考え方にもつながるものであり、新たなリース会計の根幹に関わるものと考えられることによる。

I. 使用权モデルの利点

IASB公開草案において、使用权モデルは、第1章でも示されたように、次のような利点があるとしている。

- (1) 使用权モデルは、すべてのリースにおける資産・負債を反映する。現行、多くの財務諸表の利用者は、オペレーティング・リースから生じる資産・負債を反映するように、貸借対照表上の金額を調整している。
- (2) 多くのリースについて、同じ会計処理をもたらすことによって、比較可能性が増し、思ったように会計処理するようなストラクチャーの機会を減らす。
- (3) 幅広いリースに対応可能となる。すなわち、使用权は、例えば、耐用年数20年の資産において、3年間のリースではリース資産に比べ少額となるが、18年間のリースではリース資産とほぼ同じ金額となる。
- (4) 概念フレームワークと整合的となる。すなわち、使用权は、リースの結果、借手によって支配され将来の経済的便益をもたらすことが期待される資源であり、資産の定義を満たす。また、リース料債務は、リースから借手に生じる現在の義務であり、その決済により、経済的便益を有する資源が借手から流出することが予想されるため、負債の定義を満たす。

II. 使用权モデルの利点に対する懸念(1) ー概念フレームワークとの関係

近時における会計基準の開発は、財務報告の目的や基本的な考え方をとりまとめた体系として理解されている概念フレームワークに沿って行われている。IASBにおいても、整合的であって、また、その目的に適うように、概念フレームワークを参照して演繹的に会計基準を開発していると言われている。

この際、IASB公開草案では、前述のように、IASBの概念フレームワークと整合的であるとしているが、そうではないという指摘もある。例えば、IASBの概念フレームワークに沿って検討すれば、使用权モデルは、以下のような懸念がある。

- (1) 使用权モデルによって、すべての未履行契約が資産・負債として認識されかねない。
- (2) 使用权モデルによって、支払義務があるわけではない解約可能な支払リース料が、

負債の定義又は認識基準を満たさないにも関わらず、負債として認識されかねない。

IASB の概念フレームワークでは、「実務上、相互に同程度に未履行にある契約に基づく債務（例えば、注文したが未だ受け取っていない棚卸資産に関する負債）は、一般に、財務諸表において負債として認識されない」とし、また、「このような債務は、負債の定義を満たす可能性があり、特定の状況において認識基準が満たされるならば、認識されることとなる」ともしている。

ここで、IASB の概念フレームワークでは、財務諸表における認識は、以下を満たす場合に行われるものとしている。

- ① 財務諸表における構成要素の定義を満たすこと
- ② 以下の認識基準をいずれも満たすこと
 - ア) その項目に関連する将来の経済的便益が、企業に流入するか又は企業から流出する可能性が高いこと（蓋然性の要件）
 - イ) その項目が信頼性をもって測定できる原価又は価値を有していること（信頼性の要件）

このため、負債については、以下を満たす場合に認識されるものとしている。

- ① 負債の定義、すなわち、「過去の事象から発生した企業の現在の債務で、その決済により、経済的便益を有する資源が当該企業から流出することが予想されるもの」であること
- ② 以下の認識基準をいずれも満たすこと
 - ア) 現在の債務を決済することによって経済的便益を有する資源が企業から流出する可能性が高いこと
 - イ) 決済される金額が信頼性をもって測定できること

これに対し、IASB 公開草案では、リース開始後、シンプルなリースは、未履行契約ではなく、貸手がリース資産を利用する機会を提供することにより、借手はリース資産を使用できる無条件の権利を有しリース料を支払う無条件の義務を負うとしている。しかし、ここでいう「シンプルなリース」は、解約不能であるものか、解約可能なものであっても、負債の定義を満たし、また、蓋然性の要件を満たすように、経済的便益を有する資源が企業から流出する可能性が高いことが必要となると考えられる。

負債の定義における「予想されるもの（expected to）」は高い蓋然性を意味するものではないとしても、IASB 公開草案における一部のリース料支払債務（特に、借手の意思によって解約可能なリース期間部分）は、IASB の概念フレームワークにおける負債の認識要件（蓋然性の要件）を満たしているかどうか疑義があるものと考えられる³⁰。

³⁰ ASBJ が、2010 年 12 月に公表した「リース会計に関する論点の整理」161 項では、「借手の意思によって解約可能なリース期間部分まで負債として認識することについては、借手が何ら追加的な負担を負うことなくその支払を回避することができるため、借手がそれを負債として認識し、貸手がそれを資産として認識することは適切ではないとの意見がある」としている。

III. 使用権モデルの利点に対する懸念(2) – 財務諸表利用者による有用性の向上

1. IASB 公開草案における見方

すべてのリース（短期リースを除く）に対して使用権モデルを適用することは、複雑であり、そのコストは便益を超えるという指摘があるが、IASB 公開草案では、使用権モデルによって改善された情報による財務諸表の利用者の便益は、コストを上回るとしている。

ここで、財務諸表の利用者の便益は、当該利用者の意思決定において有用となることを指している。IASB 公開草案では、財務諸表の利用者の多くが、使用権モデルの効果について以下のように主張しているとしている。

- (1) 情報の正確性や企業間の比較可能性が高まる。
- (2) 特に、オペレーティング・リース情報を修正する必要がなくなるため、提案された使用権モデルによる情報は意思決定において有用になる。
- (3) 個々のアナリストの判断にかかる負担が軽減するため、比較可能性の改善をもたらす。

実際に、多くの格付機関では、以下のようにオペレーティング・リース情報を修正し、さらに、負債比率のみでなく、インタレスト・カバレッジ・レシオその他の財務比率も修正している³¹。

- (1) 注記や損益計算書から把握されたリース料に、リース資産の見込残存利用年数を乗じ、これを平均調達金利等で割り引いた現在価値を有利子負債に加算する。
- (2) リース料を支払利息と償却費にわけるとする。
- (3) 償却費（又はリース元本返済）分を営業キャッシュフローに加算（財務キャッシュフローから減算）する。

2. 経営資源の利用と会計処理

企業が利用している経営資源のうち、ヒトやカネは、保有でも賃借でも会計上、同様に扱われているが、モノは保有か賃借かによって大きく異なる取扱いとなる。このため、これまでは、モノの賃借であってもファイナンス・リースについては売買と同様に扱ってきた。これに対し、IASB 公開草案では、ファイナンス・リースのみならず、使用権モデルにより幅広いリースに対応し、モノの賃借であるリースを、モノの保有と同様に、使用権の分割購入とその使用とみて、企業間の比較可能性を高めようとしている。これは、借手のリース会計に関し、異なる 2 つのモデルが存在す

³¹ この点については、例えば、以下を参照のこと。

・ D. Lugg, ‘Credit Stats- Operating Lease Analytical Model’ Standard & Poor’s report, August 2002,
・ P. Stumpp and G. Jonas, ‘Moody’s Approach to Global Standard Adjustments in the Analysis of Financial Statements for Non-Financial Corporations’ Moody’s Investors Service, Inc., March 2005
・ 格付投資情報センター「リース取引の考え方」 2009年10月

ることは、同様の取引について大きく異なる会計処理をもたらし、重要なストラクチャーの機会を生じさせるという問題意識があるものと考えられる。

3. IASB の概念フレームワークにおける比較可能性

ここで、比較可能性 (comparability) の意味するところについて、IASB の概念フレームワークを用いて確認すると、それは、財務情報の質的特性 (補強的な質的特性³²) の1つとされており、「比較可能性は、項目間の類似点と相違点を利用者が識別し理解することを可能にする質的特性」(QC21 項) とされている。また、「比較可能性は、画一性ではない。情報が比較可能となるためには、同様のものは同様に見え、異なるものは異なるように見えなければならない。財務情報の比較可能性は、同様でないものを同様のように見せることで向上するものではない。同様のものを異なるように見せることで比較可能性が向上しないのと同じである。」(QC23 項) とされている。

このように、同じ経済現象について同じ会計処理方法を行うことにより、比較可能性を向上させるが、問題は、ある経済現象が同じであるかどうかであろう。IASB 公開草案では、作成者及び一部の利用者において、一定のリースを保有とは異なる賃貸サービスの費消とみている可能性があることを示唆している。リースには、異なる経済事象があるとすれば、それに沿った会計モデルを用意することが、比較可能性を高めることにつながると考えられる。

もっとも、IASB の概念フレームワークでは、基本的な質的特性を満たしていない場合には、利用者が適切な意思決定を行うことに役立つとしており、「比較可能性」は、その基本的な質的特性を補強する質的特性としているに過ぎない。このため、比較可能性が満たされていなくても、基本的な質的特性を満たす可能性はあり得る。しかし、IASB の概念フレームワークでは、「目的適合性のある経済現象の忠実な表現は、おのずと、他の報告企業による類似の目的適合性のある経済現象の忠実な表現とのある程度の比較可能性はあるはずである」(Q24 項) としており、基本的な質的特性の充足と比較可能性の達成は、大きく異なるものではないと考えられる。

IV. 使用権モデルの利点に対する懸念 (2) - 貸手の会計モデルとの関係

1. IASB 公開草案における提案

第1章でも示したように、IASB 公開草案において、貸手における使用権モデルの適用では、リース資産に関する重要なリスク又は便益が借手に移転しているかどうかで、履行義務アプローチか認識中止アプローチかのいずれかを適用することを提案していた。

³² IASB の概念フレームワークにおいて、財務情報の質的特性は、投資者などが意思決定を行う際に最も有用となる可能性の高い情報の種類を識別するものであり、①基本的な質的特性 (「目的適合性」及び「忠実な表現」と②補強的な質的特性 (「比較可能性」、「検証可能性」、「適時性」及び「理解可能性」) に分けられている。後者は、目的適合性があり忠実に表現されている情報の有用性を補強する質的特性であるとしている。

このような複合モデルは、貸手のビジネスモデルの経済性の相違のため、すべてのリースに対して貸手の会計処理を単一のアプローチとすることは適切ではないことによる。さらに、IASB 公開草案では、リースと売買とは、異なる経済的効果があるため、形式上、リースであっても売買にあたるものは、売買処理することが提案されていた。これに対し、第 1 章でも示したように、IASB 公開草案に対するコメント受領後の検討状況では、貸手について単一の会計モデルを適用することを検討している。しかし、ASBJ 論点整理 31 項において、「複数のアプローチを適切に使い分けず、単一のアプローチのみを適用し会計処理することはかえって比較可能性を損なうおそれがあり適切ではない」としているように、リース自体が単一の経済事象でなければ、貸手の会計モデルに加え、借手の会計モデルにおいても、単一の会計モデルは適切ではないこととなる。

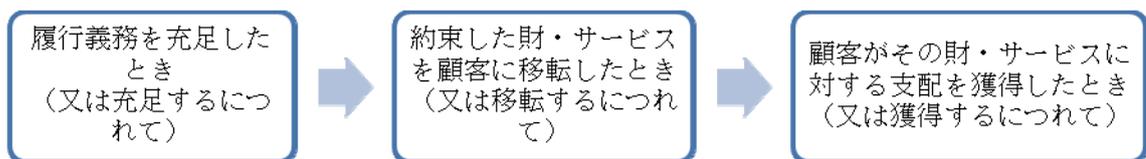
2. 収益認識の公開草案との関係

また、ASBJ 論点整理 37 項では、IASB 公開草案における原資産に伴うリスク又は便益を留保しているかどうかの判断（認識中止アプローチと履行義務アプローチのいずれを適用すべきかの判断）について、それは、「貸手の資産と負債の認識を決定する規準ではあるが、それ以上に、貸手の収益認識の時期を決定する重要な規準であると考えられる。このため、その判断の基礎は、収益認識 ED で提案されている原資産の支配の移転に基づく収益認識の時期の判断規準と整合させることが必要であると考えられる」としている³³。

すなわち、貸手の会計モデルは、IASB が、米国財務会計基準（FASB）とともに、2010 年 6 月公表の公開草案（以下「2010 年収益認識公開草案」）に対するコメントを検討し、2011 年 11 月に公表した再公開草案「顧客との契約における収益認識」（以下「2011 年収益認識再公開草案」）との関係も考慮する必要がある³⁴。

ここで、IASB の 2011 年収益認識再公開草案について整理すると、まず、財・サービスに対する支配を顧客が獲得したときに（又は獲得するにつれて）収益認識する提案をしている。

図表 2-2 2010 年収益認識公開草案における履行義務の充足要件のイメージ



³³ また、ASBJ から 2011 年 1 月 20 日に公表された「顧客との契約から生じる収益に関する論点の整理」291 項においても、リースに関する IASB 公開草案では、貸手の会計処理において、履行義務アプローチと認識中止アプローチを融合させたモデルが提案されており、2010 年収益認識公開草案との整合性が必ずしも図られていないと考えられるとしている。

³⁴ 2011 年収益認識再公開草案に対するコメント期限は、2012 年 3 月 13 日とされている。

2011年収益認識再公開草案において、所有に伴う重要なリスク・経済価値の移転を考慮するという考え方を採らなかった理由として、以下を挙げている。

- ① 支配に焦点をあてるほうが、より整合的な判断につながる。これは、多少のリスク・経済価値を留保している場合、それらが顧客に移転したかどうかを判断することが困難なときがあることによる。
- ② リスク・経済価値に焦点をあてる場合、例えば、財は移転したが多少のリスクを留保している場合、そのリスクがなくなったときに充足される単一の履行義務と判断されることがあり得るが、支配に焦点をあてる場合には、財と他のサービス（例えば、保守契約）という異なる時点で充足される2つの履行義務に識別できる。

2010年収益認識公開草案においても、顧客による支配の獲得という考え方により、収益認識を提案していたが、サービスや一定期間にわたり財を移転する場合、支配の概念を適用することが困難であるという懸念が多く寄せられていた。このため、2011年収益認識再公開草案では、顧客が財・サービスの「支配」を獲得したかどうか考慮するものの、履行義務の充足の仕方に応じて、収益認識の時期を分けることを提案している。

ア) 履行義務の充足が一定の期間にわたる場合³⁵、収益は一定の期間にわたり (over time) 認識される (35項)。この場合には、当該履行義務の充足に向けた進行度を測定することにより、収益は一定期間にわたり認識される。

イ) それ以外の場合、収益は一時点 (at a point in time) で³⁶認識される (37項)。

これは、財の販売か、サービスの提供か、工事契約によるかによって使い分けている現行のIFRSの見直しと捉えることができる。

³⁵ 2011年収益認識再公開草案では、以下のいずれかの要件を満たす場合には、履行義務が一定の期間にわたり充足されることを提案している (35項、BC89項)。

- ① 企業の履行により資産が創出されるか又は拡張するにつれて、顧客が支配する資産 (例えば、仕掛品) が創出又は拡張される場合
- ② 企業の履行により企業にとって代替的用途がある資産が創出されず、かつ、次のいずれかを満たす場合
 - 1) 企業の履行に応じて、顧客は同時にその便益を受け取り消費する。
 - 2) 他の企業が残りの義務を履行するとした場合に、その時点までに完了させた作業は、他の企業が再度履行する必要が実質的にない。
 - 3) 企業は、その時点までに完了させた履行に対して支払を受ける権利を有しており、かつ、約束どおり契約を履行することを意図している。

³⁶ その一時点がいつかを判断するに当たっては、前述した支配の定めを考慮し、また、以下のような支配の移転に関する指標 (indicator) も考慮する³⁶ことが提案されている (37項、BC104項)。なお、これらの指標は、顧客が支配を獲得したかどうかの時期を評価する際の手助けとなるものであり (BC105項)、チェックリストではない (BC106項) とされている。

- ① 企業は、資産に対する支払を受ける現在の権利を有している。
- ② 顧客は、資産の法的所有権を有している。
- ③ 企業は、資産の物理的な占有を移転している (この例外として、後述する具体例-買戻契約、委託契約、請求済未出荷契約参照)。
- ④ 顧客は、資産の所有に伴うリスク・経済価値を有している。
- ⑤ 顧客は、資産を受領している。

図表 2-3 収益認識基準の比較

収益認識基準	現行の IFRS	2011 年収益認識再公開草案
販売基準	IAS18 における財の販売	履行義務の一時点における充足
進行基準	IAS18 におけるサービスの提供	履行義務の一定の期間にわたる充足
	IAS11 における工事契約	

このような 2011 年収益認識再公開草案における提案を踏まえれば、リースにおいても、履行義務の充足が一定の期間にわたる場合と履行義務の充足が一時点である場合とにわけて検討することが考えられる。

3. 貸手における複合モデル

貸手に複数のアプローチを使い分けるとしても、IASB 公開草案で示された履行義務アプローチについては、以下のような問題点がある。

(1) 借手の会計処理の提案との非整合性

借手が使用権という「財」を既に購入し無条件の債務を負っていると説明するのであれば、それは、貸手が賃貸という「サービス」提供の義務を負っているものとする事は整合的ではない。

(2) 2011 年収益認識再公開草案における提案との非整合性

IASB 公開草案において、貸手の履行義務アプローチでは、リース資産を引き続き計上し、新たにリース債権と履行義務にあたるリース負債を認識することを提案していた。しかし、貸借対照表上は、これらを一緒に表示し、その純額も表示する結合表示 (linked presentation) を提案していた。

一方、2011 年収益認識再公開草案では、2010 年収益認識公開草案と同様に、顧客との販売契約の締結時に、企業は顧客から権利を得る対価 (取引価格) を反映した金額で、顧客に財・サービスを移転する義務 (履行義務) を引き受けるが、これらの権利と義務は相互依存的であるため、貸借対照表において純額で、契約資産又は契約資産として表示することを提案している。このように、同じサービス提供の履行義務を負う場合であっても、それがリースか否かによって、財務諸表の表示が異なる。

(3) 貸手の会計情報の有用性

IASB 公開草案では、履行義務アプローチが適当である場合の貸手のビジネスモデルは、金融ではなく、主としてリスクを負っているリース資産の能動的な管理から収益を生み出すことにあるとしているため、利用者にとって、より有用な情報は、事業活動からの利益 (支払利息控除前の当該事業からの利益) と考えられる。

しかしながら、IASB 公開草案では、貸手が履行義務アプローチを採る場合、リース負債を測定し、①借手による資産の利用に基づく履行義務の充足による「リース収益」と、②割り引かれているリース債権について、時間の経過に伴う「利息収益」とを計

上することを提案していた。このため、履行義務アプローチによる貸手の支払利息控除前の当該事業からの利益はトップヘビーになるため、従来よりも利用者の意思決定にとって有用な情報となっているのかどうか懸念される。

なお、2011年収益認識再公開草案の提案に従い、各期において貸貸サービスが移転しているとみれば、サービスの移転と支払の期限が相違していない³⁷ため、利息収益は認識されず、予想受取対価の総額に基づいてサービスの履行義務を測定し、その後、履行義務の充足に伴い収益認識される（定額法であれば、貸手の支払利息控除前の当該事業からの利益は均等に認識される）。

V. 使用権モデルに対する懸念と複合モデルの採用

1. 使用権モデルに対する懸念

IIで示したように、IASB公開草案では、IASBの概念フレームワークと整合的であるとしているが、使用権モデルによって、支払義務があるわけではない解約可能な支払リース料は、負債の定義又は認識基準を満たさないにも関わらず、負債として認識されかねないという懸念がある。

また、IASBの概念フレームワークでは、財務報告の目的は、現在及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者が、企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用な財務情報を提供することとしており、その財務情報の有用性は、「目的適合性」及び「忠実な表現」という、基本的な質的特性を満たす必要があるとしている。IASB公開草案においても、しばしば用いられる「比較可能性」は、補強的な質的特性の1つであるが、IASBの概念フレームワークでは、目的適合性のある経済現象の忠実な表現は、おのずと、他の報告企業による類似の目的適合性のある経済現象の忠実な表現とのある程度の比較可能性はあるはずであるとしている。

ここで、「比較可能性」とは、III.2で示したように、画一性ではなく、同じものは同じように、異なるものは異なるように見せるものである。このため、すべてのリースが同一の経済事象であれば、単一の会計モデルの適用により、比較可能性を高めることができるが、そうではない場合、複合モデルを適用することが必要になる。

第1章でも示したように、IASB公開草案に対するコメント受領後の検討状況では、借手においても貸手においても、すべてのリースを使用権の分割売買とみて、その受け払いを金融取引とみなしている。このため、借手においては費用が、貸手においては収益がトップヘビーになる結果をもたらし、これらを軽減させるために、短期リースを適用範囲から外しつつ、解約可能なリースをこの短期リースに該当するようにしたり、貸手における投資不動産も適用範囲から外したりするような議論が行われている。

³⁷ 他方、2011年収益認識再公開草案では、顧客からの支払の期限が、財・サービスの移転から著しく前後している場合は、約束した対価を割引いた金額に基づくことを提案している。

2. 複合モデルの採用

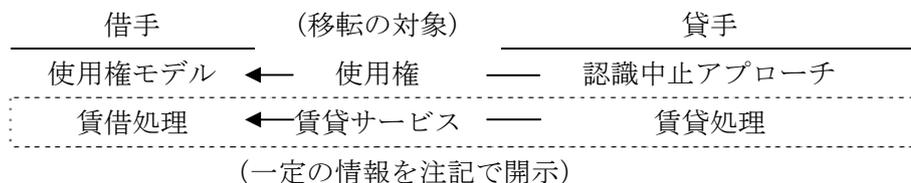
会計上のリースの見方については、固定資産又は使用権の売買か賃貸サービスの費消かという議論があり、これまでは、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分けて対応してきた。IV.1でも示したように、IASB 公開草案において、貸手については、そのビジネスモデルの経済性の相違のため、すべてのリースに対して貸手の会計処理を単一モデルとすることは適切ではないとしており、また、ASBJ 論点整理においても、これを支持していた。

もっとも、貸手に複合モデルを適用するとしても、IV.3においても指摘したように、借手の会計処理の提案との非整合性、収益認識プロジェクトとの関連、貸手の会計情報の有用性などの観点から、履行義務アプローチを採る必然性はない。むしろ、ASBJ 論点整理 27-28 項で示しているように、貸手において、現行のオペレーティング・リース取引における賃貸借と同様の処理によるアプローチを採れば、以下のような利点がある。

- ① 実効金利法（利息法）を適用することにより貸手の収益が初期段階で大きく計上されるといったことがない。
- ② 貸借対照表上でリース料受取債権と原資産が二重計上されることはない。
- ③ 投資不動産のリースにも機能し、また、短期間のリースや、貸手のビジネスモデルが（金融の提供から収益を得ることではなく）資産の賃貸を通じて、リース料収入を稼得するものである場合のリースについても機能する。

ただし、この方法は、借手の使用権モデルの考え方と整合しないという問題があるが、これも克服するとすれば、借手においても、使用権の取得ではなく賃貸サービスの取得であるものには、賃貸借処理を行ない、借手の使用権モデルを適用しないことが考えられる。これらは、貸手にも借手にも複合モデルを適用することを意味する³⁸。

前述したように、使用権モデルの利点は、一定の利用者が借手の会計情報の修正にかかる負担を軽減することであり、改善された情報による財務諸表の利用者の便益は、コストを上回るとしている。したがって、借手において使用権モデルを適用しなかったリースについては、この点を補う必要があるが、それは、一定の情報を注記で開示したりすることによって対応する方法が考えられる。



³⁸ 2012年2月開催のIASB・FASB 合同会議においては、単一の使用権モデルの下、実効金利法（利息法）を適用することにより借手の費用が初期段階で大きく計上されるといった点に対応するために、使用権資産の償却に関するいくつかの方法（利息償却アプローチや原資産の費消見積りに基づくアプローチ）を議論しており、混迷を深めている。

前述したように、解約可能なリースを短期リースに含め、また、貸手における投資不動産を適用範囲から除外することによって、結果的に同様の処理になり得る可能性はあるものの、本来的には、リースの見方について、適切な整理が必要であると考えられる。

第3章 IFRS の新たな会計基準とリース債権の流動化・証券化への影響

ここでは、リース債権を有するオリジネーターと、流動化・証券化商品を購入する投資家について、それぞれの立場で影響を受ける IFRS に関する概略を示す。まず、オリジネーターにおいては、リース債権自体に関するリース会計基準による貸手の処理、貸手が認識したリース債権についての認識の中止、特別目的事業体（SPE）等の連結の処理などに関する会計基準が影響する。また、投資家においては、購入した流動化・証券化商品は、金融商品としての測定や開示などに関する会計基準が影響する。

1. オリジネーター

1. IFRS の新リース会計基準による貸手の処理

第2部 第1章 II.2 で示したように、2010年8月公表の公開草案「リース」（IASB 公開草案）では、貸手が原資産に伴う重要なリスク又は便益を留保しているか否かによって、履行義務アプローチと認識中止アプローチという2つのアプローチを使い分ける複合モデルを提案していた。

しかしながら、IASB 公開草案に対するコメントを受けて、これらについては再審議されており、2012年2月末現在での議論では、借手に対して単一モデルの適用を暫定的に決定したことを受け、投資不動産を除き、貸手に対しても「債権・残存資産アプローチ」と呼ばれる単一モデルの適用を暫定的に決定している。これは、IASB 公開草案で提案されていた認識中止アプローチに類似しているものであり、貸手は、リース取引開始日において原資産の認識を中止し、リース料受取債権及び残存資産を認識するものである。

また、2012年2月末現在での議論では、証券化などリース料受取債権を売却目的で保有する場合でも公正価値評価しないこと、リース料受取債権の認識の中止については、IFRS 第9号「金融商品」を適用することも暫定的に決定している。

2. リース料受取債権の認識の中止

現状、貸手が認識したリース債権は、IAS 第39号をそのまま引き継いだ IFRS 第9号の認識の中止及び減損の定めが適用される。また、前述したように、今後、新たなリース会計基準においても、IFRS 第9号の認識の中止の基準を適用することが暫定的に決定されている。このため、以下では、IFRS 第9号の認識の中止基準の概要を示す。

(1) 金融資産の認識の中止の考え方

2010年10月改訂の IFRS 第9号では、IAS 第39号を引き継ぎ、「リスクと経済価値」の移転に関する評価が「支配」の移転の評価に優先すべきであるとしている。また、「リスクと経済価値」及び「支配」の概念の評価の方法については、次のような指針が織り込まれている。

- ① 「リスクと経済価値」の移転は、移転された資産の正味キャッシュフローの金額とその時期の変動可能性を、移転前及び移転後について比較し評価する。その現在

価値における変動可能性が、大きく変わらない場合には、実質的にすべてのリスクと経済価値をそのまま継続しており、重要ではない場合には、移転している。

- ② 「支配」は、譲受人が当該資産を売却する能力があるかどうかをみて評価する。譲受人が、関連のない第三者に資産全体を売却する実際上の能力を有し、その能力を一方的にかつ譲渡に関する追加的制限を課す必要なしに行使できる場合には、支配を保持していないが、それ以外の場合には、支配を保持している。

(2) 金融資産の認識の中止の要件

IFRS 第9号では、次のいずれかの場合に、金融資産の認識の中止を行うものとしている（図表2-4参照）。

- ① 当該金融資産からのキャッシュフローに対する契約上の権利が消滅した場合
- ② 以下のア) やイ) に示したように金融資産を移転し、その移転が(1)①及び②で示した指針に従った認識の中止の要件を満たす場合
- ア) 金融資産のキャッシュフローを受け取る契約上の権利を移転する場合
- イ) 金融資産のキャッシュフローを受け取る契約上の権利を保持しているが、以下のパススルー要件を満たしている場合
- 企業が原資産からの対応金額を回収しない限り、最終受取人への支払義務がないこと
 - 譲渡契約により、原資産の売却や担保差入が禁止されていること
 - 最終受取人に代って回収したキャッシュフローを、重要な遅滞なしに送金する義務を有していること

(3) 金融資産の認識の会計処理

- ① 全体が認識の中止の要件を満たす場合

帳簿価額と受け取った対価（引き受けた新たな負債があれば、その控除額）との合計額との差額を、損益に認識する。

- ② 認識の中止の要件を満たさない場合

その譲渡資産全体の認識を継続し、受け取った対価については対応する金融負債を認識する。この場合、譲渡資産と関連する負債、譲渡資産から生じる収益と関連した負債から生じる費用とを、それぞれ相殺することはできない。

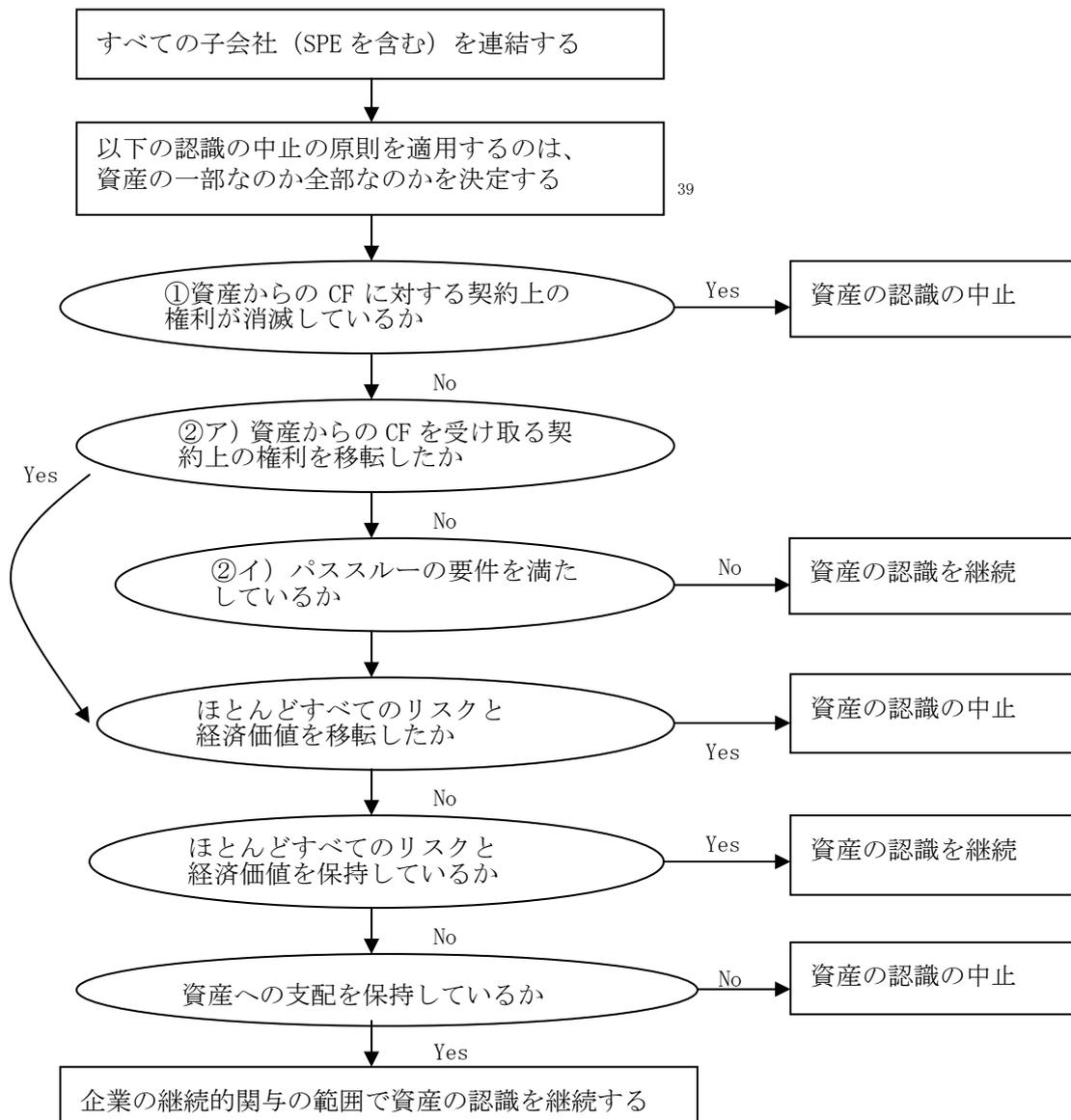
- ③ 譲渡資産に対する継続的関与の範囲において認識を継続する場合

譲渡資産に対する継続的関与の範囲は、以下の例のように、企業が譲渡資産の価値の変動にさらされる範囲をいうとされている。

- ア) 企業の継続的関与が、譲渡資産に対する保証の形をとっている場合には、企業の継続的関与の範囲は、当該資産の金額と、受け取った対価のうち企業が払い戻すことを要求される可能性のある最大金額（保証額）とのいずれか低い方
- イ) 企業の継続的関与が、買建又は売建（又はその両方）のオプションの形をとつ

ている場合には、企業の継続的関与の範囲は、企業が負担する金額
 これらの場合には、当該金融資産の従前の帳簿価額を、継続的関与により認識を継続する部分と認識を中止する部分とに、譲渡日におけるそれらの部分の公正価値の比率に基づいて配分し、認識を中止する部分に配分された帳簿価額と受け取った対価との差額は損益に認識する。また、譲渡資産とその関連する負債も認識する。

図表 2-4 IFRS 第 9 号における金融資産の認識の中止の適用



³⁹ 具体的な認識の中止の基準を金融資産の一部に適用すべきなのか全体に適用すべきなのかについて、IFRS 第 9 号では、金融資産（又は類似の金融資産のグループ）の一部が以下の項目のみで構成される場合には、当該部分について認識の中止を検討することになっている。

- ① 金融資産からの具体的に特定されたキャッシュフロー
 - ② 金融資産からのキャッシュフローのうち完全に比例的な（プロラタ）持分
 - ③ 金融資産からの具体的に特定されたキャッシュフローのうち完全に比例的な（プロラタ）持分
- その他の場合、認識の中止の原則は、金融資産全体について適用することとなる。

3. 特別目的事業体（SPE）等の連結（IFRS 第 10 号）

(1) 概要

支配に基づく IAS 第 27 号とリスクと便益に重点を置いている SIC 第 12 号を置き換えるように、2011 年 5 月に IFRS 第 10 号「連結財務諸表」が公表されている（2013 年 1 月 1 日から適用され、早期適用できる）。IFRS 第 10 号では、投資者が、以下の 3 要素を有する場合に投資先を支配しているものとしている。

- ① 投資先へのパワー（これは、投資先の関連性のある活動、すなわち、投資先のリターンに重要な影響を与える活動を左右する現在の能力をもたらす権利を投資者が有していること）
- ② 投資先への関与から生じるリターンにさらされているか、又はそれに対する権利を有していること
- ③ 投資先へのパワーを通じて、投資者のリターンの金額に影響を与えることができること（パワーとリターンの連係）

IFRS 第 10 号では、特別目的事業体（SPE）のような議決権によって左右されない投資先にも適用できるように支配の考え方を拡大し、投資先の性質にかかわらず、すべての企業に適用されるとしている。ただし、支配を判断するために必要なことは、投資先の性質によって異なるものとしており、上記支配の 3 要素のうち「投資先へのパワー」は権利から生じ、それが議決権から得られる場合、保有する議決権を考慮することによって判断されることになること、それ以外の場合には、支配の評価は複雑であり、また、他の要素も考慮することになるとしている。

(2) 議決権を通じた支配

IFRS 第 10 号では、一般的に、投資先が、そのリターンに重要な影響を与える営業及び財務活動を有し、このような活動に関する実質的な意思決定が継続的に必要とされる場合には、議決権が投資者にパワーを与えるものとしている。このような場合には、投資者が議決権を十分に保有することによって意思決定を行うことができ、投資先の議決権の過半数を有する投資者が、原則としてパワーを持つとしている。

また、投資者は、投資先の議決権の過半数を有していなくても、以下のように、関連性のある活動を一方的に左右する実際上の能力を有している場合、投資先へのパワーを持つとしている。

- ① 自らの議決権と他の議決権保有者の議決権により、投資先の議決権の過半数を有する場合

（例えば、投資者と他の議決権保有者との間の契約上の取決めにより投資先の議決権の過半数を有する場合や、投資者と他の議決権保有者との間に契約上の取決めがなくても、当該他の議決権保有者が投資者のために行動しており（事実上の代理人）、自らの議決権と一緒に考慮した結果、投資先の議決権の過半数を有する場合）

- ② 自らの議決権だけで投資先の議決権の過半数を有することと同様になる場合
(例えば、投資者が、他の議決権保有者よりも相当多くの議決権を有し、かつ、他の株式保有が広く分散している場合)
- ③ 自らの議決権と他の契約上の取決めから生じる権利との組合せによる場合
(例えば、契約上の取決めで定められた権利と議決権との組合せにより、投資先の製造工程を指図でき、パワーを持つ場合)

(3) 議決権以外による支配

IFRS 第 10 号では、SPE のように、投資先の目的や活動が制限的で、議決権の保有が支配の決定的な要因とならないように設計されている場合⁴⁰に投資先を支配しているかどうかの決定には、以下の考慮が役立つものとしている。

① 投資先の目的や設計

投資者は、投資先がさらされるように設計されているリスクや、投資先に関与する者に渡されるように設計されているリスクを考慮する。この際、投資者は、投資先の設立時にその設計の一環として行われた関与や決定を考慮し、取引条件や関与の特徴が投資者にパワーを与えるのに十分な権利を提供しているかどうかを評価する。投資先の設計に関与したことだけでは、支配に十分ではないが、設計への関与は、投資者が投資先に対するパワーを得るのに十分な権利を獲得する機会を有していたことを示している可能性がある。

- ② 投資先の関連性のある活動やその活動に関する決定が、どのように行われるか
- ③ 投資者の権利が、投資先の関連性のある活動を左右する現在の能力をもたらすか
- ④ 投資者が、投資先への関与から生じる変動リターンにさらされているか又はそれに対する権利を有しているか

リターンとパワーは必ずしも比例しないが、リターンのエクスポージャーが大きければパワーをもたらす意思決定の権利を得ようとする誘因が大きくなる。

- ⑤ 投資者が、投資先へのパワーを通じて、投資者のリターンの金額に影響を与えることができるか

投資者が意思決定者であっても代理人であれば投資先を支配していないため、自らが本人なのか代理人なのかを決定しなければならない。

4. 開示

(1) 金融資産の譲渡に関する開示 (IFRS 第 7 号)

2010 年 10 月改訂の IFRS 第 7 号「金融商品:開示」において、企業は、いつ譲渡され

⁴⁰ IFRS 第 10 号では、議決権が管理業務のみに関連し、契約上の取決めにより投資先の関連性のある活動が左右される場合という例を示している。これは、IFRS 第 12 号「他の企業に対する関与の開示」における組成された企業 (ストラクチャード・エンティティ) に該当するものと考えられる (脚注 41 参照)。

たかに関わらず、報告日時点において、認識の中止を行っていない譲渡された金融資産及び認識の中止を行った譲渡された金融資産に関する継続的関与を開示しなければならない。

① 全体が認識の中止とはなっていない譲渡された金融資産

この場合、譲渡された金融資産の種別ごとに、その資産の内容、所有に係るリスクと経済価値の内容、譲渡された金融資産と関連する負債との関係の説明やそれらの帳簿価額などを開示する。

② 全体が認識の中止となっている譲渡された金融資産

金融資産の認識が中止されているが、企業が譲渡資産に対する継続的関与を有する場合、継続的関与の種類ごとに、以下を開示する。

- 譲渡資産への継続的な関与を表わしている資産や負債の帳簿価額及び公正価値
- 継続的関与から生じる損失に対する最大のエクスポージャーを示す情報
- 認識の中止となっている譲渡された金融資産を買い戻すのに必要となる割引前キャッシュフローや譲渡資産に関して譲受人に支払うべき金額やその満期分析
- 譲渡時に認識した利得又は損失
- 譲渡資産に対する継続的関与から認識された収益又は費用
- 認識の中止の要件を満たす譲渡活動からの収入の総額が、報告期間を通じて均等に分布していない場合における追加の情報

(2) SPE に関する開示

2011年5月に公表されたIFRS第12号「他の企業への関与の開示」は、それまでのIAS第27号、IAS第28号及びIAS第31号の開示要求を置き換えるものであり、子会社、共同支配の取決め、関連会社又は非連結の組成された企業（ストラクチャード・エンティティ）⁴¹への関与を有する企業に適用されるものである。IFRS第12号は、2013年1月1日以後開始する事業年度から適用され、早期適用は認められる。

① 子会社等への関与

IFRS第12号では、投資先に対して支配や重要な影響力、共同支配を有していることを決定する際に行った重大な判断及び仮定に関する情報を開示するものとしている。また、連結財務諸表の利用者が、企業集団の構成や非支配持分が企業集団の活動及びキャッシュフローに対して有している関与の理解をできるようにし、また、企業集団の資産へのアクセス又は利用及び負債の決済を行う能力に対する重大な制約の内容及び範囲、支配の喪失に至らない子会社に対する親会社の所有持分の変動の帰結の評価をできるようにする情報を開示するものとしている。

また、連結した組成された企業への関与に関連したリスクの内容及び変動に関する以下の情報を開示するものとしている。

⁴¹ これは、誰が企業を支配しているかの決定に際して、議決権又は類似の権利が決定的な要因とはならないようにデザインされた企業をいう。

- 連結している組成された企業に対して財務的支援を提供することを要求する可能性のある契約上の取決めの条件
- 報告期間中に、契約上の義務なしに、連結している組成された企業に対して財務的支援又は他の支援（例えば、組成された企業の資産又は発行した金融商品の購入）を提供した場合には、提供した支援の種類及び金額、当該支援を提供した理由
- 報告期間中、契約上の義務なしに、これまで非連結であった組成された企業に対して財務的支援又は他の支援を提供し、その支援の提供により企業が当該組成された企業を支配することとなった場合には、企業はその決定に至る際に関連性のある要因の説明
- 連結している組成された企業に対して、財務的支援又は他の支援を行う現在の意図（組成された企業が財政的支援を得るのを援助する意図を含む）

② 非連結の組成された企業への関与

IFRS 第 12 号では、まず、財務諸表の利用者が、非連結の組成された企業への関与の内容及び程度の理解に関する情報を開示するとしている。これには、非連結の組成された企業の内容、目的、規模や活動、資金調達方法などに関する定性的情報及び定量的情報が含まれる。また、非連結の組成された企業のスポンサーとなっている場合には、その決定状況、報告期間中の組成された企業からの収益や組成された企業に移転された全資産の移転時の帳簿価額を開示する。

また、非連結の組成された企業への関与に関連したリスクの内容及び変動の評価に関する情報として、以下を開示する。

- 非連結の組成された企業への関与に関して、財務諸表に認識した資産及び負債の帳簿価額と財政状態計算書上の表示科目
- 非連結の組成された企業への関与から生じる損失に対する最大エクスポージャーを示す情報金額
- 非連結の組成された企業への関与に係る資産及び負債の帳簿価額と、当該企業からの損失に対する企業の最大エクスポージャーとの比較
- 報告期間中に、契約上の義務なしに、非連結の組成された企業に対する財務的支援又は他の支援を提供した場合には、提供した支援の種類及び金額、当該支援を提供した理由
- 非連結の組成された企業に対して、財務的支援又は他の支援を行う現在の意図（組成された企業が財務的支援を得るのを援助する意図を含む）

II. 投資家

1. 金融資産の分類・測定（IFRS 第9号）

(1) 経緯

IASB では、2001 年の設立当初から、前身の国際会計基準委員会（IASC）で開発した IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」は複雑であるため、見直すことを検討しており、FASB とともに 2006 年 2 月に公表した会計基準のコンバージェンスに向けた覚書（MoU）では、金融商品の長期プロジェクトを以下の 3 つに分けて取り扱うこととしていた。

- ① IAS 第 39 号の置換え
- ② 負債と資本の区分⁴²
- ③ 認識の中止⁴³

このうち、IASB は、上記①のプロジェクトにおいて、2008 年 3 月にディスカッションペーパー（DP）「金融商品の報告における複雑性の低減」を公表していた。しかし、2008 年 9 月のリーマンショック後、世界金融危機への対応の一環として 2009 年 4 月に開催された G20 ロンドン・サミットでは、2009 年末までに金融商品の会計基準に関する複雑性を低減する措置を採るべきなどの提言が出されるに至った。このため、IASB では、作業を加速化するために、IAS 第 39 号を置き換える「金融商品」のプロジェクトを、3 つのフェーズに分けて議論を進めてきた（図表 2-5 参照）。

図表 2-5 「金融商品」のプロジェクト

各フェーズ	公表物
①金融商品の分類及び測定	・金融資産について、2009 年 11 月に IFRS 第 9 号を公表 ・金融負債について、2010 年 10 月に IFRS 第 9 号を改訂
②減損（貸倒引当金・貸倒損失）	・2009 年 11 月に ED「金融商品：償却原価と減損」を公表 ・2011 年 1 月に減損 ED への補足文書「金融商品：減損」を公表
③ヘッジ会計	・2010 年 12 月に ED「ヘッジ会計」を公表

IASB は、2009 年 7 月に公開草案「金融商品：分類及び測定」を公表し、2009 年 11 月には、金融資産の分類・測定に関して IAS 第 39 号を改訂する基準を IFRS 第 9 号と

⁴² FASB が 2007 年 11 月に公表した予備的見解「資本の特徴を有する金融商品」を受けて、それが適切な出発点となるかどうかという観点から、IASB は、2008 年 2 月に DP「資本の特徴を有する金融商品」を公表した。しかし、IASB は 2010 年 10 月の FASB との合同会議において、基準開発の余力がないため延期している。

⁴³ IASB は、2009 年 3 月に ED「認識の中止」を公表したが、今後、米国基準の実施状況等の調査を経て、その後の対応を検討するものとしている。このため、I2 で示したように、金融資産の認識の中止は、IAS 第 39 号を引き継ぐように 2010 年 10 月に改訂された IFRS 第 9 号によることとなる。

して公表している⁴⁴。なお、IFRS 第9号は、2015年1月1日以降からの適用（早期適用は可）とされている。

他方、FASBは、フェーズごとではなく単一の提案を目指し、これらのフェーズを包括する会計基準更新書（ASU）案「金融商品に関する会計処理、並びに、デリバティブ商品及びヘッジ活動に関する会計処理の改訂」を、2010年5月に公表している。

(2) 金融資産の分類及び測定

IFRS 第9号では、現行のIAS 第39号における金融資産の4つの分類を改め、①償却原価で測定されるものと②公正価値で測定されるものとの2分類に簡素化している。すなわち、金融資産のうち、元本及び利息の支払日が定められている債権・債券については、図表2-6のように、契約上のキャッシュフローを回収するために保有するというビジネスモデルで保有されている場合には、償却原価で測定し、それ以外のものは、公正価値で測定するとしている。

図表2-6 債権・債券の分類及び測定

現行			IFRS 第9号		
分類	測定値	評価差額	分類	測定値	評価差額
FVTPL	FV	損益	下記以外（トレーディングを含む）	FV	損益
売却可能	FV	OCI	以下の双方を満たす金融資産 1) 当該資産は、契約CFを回収するために保有するというビジネスモデルで保有されていること 2) 当該資産の契約条件において、元本及び利息の支払日が定められていること	償却原価	N/A
満期保有	償却原価	N/A			
貸付金及び債権					

① ビジネスモデルの要件

保有する金融資産を償却原価で測定するためには、まず、契約上のキャッシュフローを回収するために資産を保有することを目的とするビジネスモデルに基づいて、当該金融資産が保有されているという企業のビジネスモデルの要件を満たしている必要がある。

IFRS 第9号では、この要件を満たしているかどうかについて、IAS 第24号「関連

⁴⁴ また、金融負債の分類・測定に関しても2010年5月に公開草案「金融負債における公正価値オプション」を公表し、2010年10月には、IAS 第39号とIFRS 第9号を改訂する形で基準化している。この際、従来のIAS 第39号の認識の中止に関わる部分もIFRS 第9号に移行されている。

当事者についての開示」で定義されている経営幹部が決定したビジネスモデルの目的に基づいて、評価することとしている。この要件は、個々の金融商品ごとではなく、より高いレベルで判断される。また、企業は、金融商品の管理に関して複数のビジネスモデルを有していることもあり、分類を報告企業レベルで判断する必要はないとしている。

また、企業のビジネスモデルの判断において、金融資産のすべてを満期まで保有する必要はなく、金融資産の売却が直ちに影響を与えるわけではないとしている。このため、いわゆるテイニング・ルール（償却原価で評価される資産の一部が売却された場合、直ちに全てを公正価値評価することとする定め）は廃止されている。

ただし、ポートフォリオから稀とはいえ回数売却が行われる場合には、企業は、そうした売却が契約上のキャッシュフローを回収するという目的と整合しているかどうか、また、どのように整合しているかを評価する必要があるとしている。

② 契約上のキャッシュフローの要件

保有する金融資産を償却原価で測定するためには、当該金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュフローが特定の日に生じるという特性を満たしていることも必要である。この際、利息は、特定の期間における元本残高に対する貨幣の時間価値及び信用リスクへの対価としている。

このため、元本又は利息の支払の時期や金額を変化させる契約条件は、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュフローを生じさせないことから、そのような条件がある場合は、この要件を満たさない。ただし、次のいずれかの場合には、その要件を満たすものとしている。

ア) 元本残高に関連する貨幣の時間価値及び信用リスクへの対価となる変動金利である場合

イ) 契約条件が期限前償還を認めるもので、以下の条件を満たす場合

- 当該契約条件が、発行者の信用悪化（例えば、債務不履行、信用格付けの低下、融資契約違反）又は発行者に対する支配の変動から保有者を保護することや、関連する税制又は法律の変更から保有者又は発行者を保護する目的以外には、将来事象を条件としていないこと
- 期限前償還の金額が、元本及び元本残高に対する利息に係る未払金額にほぼ相当していること

ウ) 契約条件が契約期間を延長することを認めるもので、以下の条件を満たす場合

- 当該契約条件が、発行者の信用悪化（例えば、債務不履行、信用格付けの低下、融資契約違反）又は発行者に対する支配の変動から保有者を保護することや、関連する税制又は法律の変更から、保有者又は発行者を保護する目的以外には、将来事象を条件としていないこと
- 当該契約条件により、延長した期間中の契約上のキャッシュフローが、元本及び元本残高に対する利息の支払のみとなること

なお、2012年1月のIASB・FASB合同会議において、①IFRS第9号における適用上の特定の問題への対処、②保険契約プロジェクトとの相互関係、③FASBの金融商品に関する分類及び測定モデルとの差異の縮小のために、IFRS第9号における以下の範囲を限定的に見直すものとしている。

- ア) 金融商品の契約上のキャッシュフローの特徴
- イ) 複合金融資産の区分処理の必要性と、必要な場合における考え方
- ウ) 3つめの分類（その他の包括利益（OCI）を通じた再測定）の考え方や範囲
- エ) 上記から連鎖的に生じる影響（開示など）

(3) 証券化関連の投資

① ノンリコースの金融商品の場合

IFRS第9号では、ノンリコースの金融商品の場合、債権者の請求権が、債務者の特定の資産又は特定の資産からのキャッシュフローに限定されていることから、保有する金融資産を償却原価で測定するための「契約上のキャッシュフローの要件」を満たさないことがあり得るとしている。このため、債権者は、分類しようとする金融資産の契約上のキャッシュフローが元本及び元本残高に対する利息の支払であるかどうかを判断するにあたり、特定の原資産又はキャッシュフローを評価（ルック・スルー）するとしている。この際、原資産が金融資産であるか非金融資産であるかは、それ自体ではこの評価に影響しないが、金融資産の条件によって、元本及び利息を表す支払と整合しない方法で他のキャッシュフローが生じたり制限されたりする場合には、「契約上のキャッシュフローの要件」を満たさないとしている。

② トランシェ分けされている金融商品の場合

IFRS第9号では、信用リスクの集中を生じさせる契約上リンクしている複数の商品（トランシェ）を用いて、その所有者への支払に優先順位を付ける取引を行う場合があり、このような取引において、あるトランシェが元本及び元本残高に対する利息の支払であるキャッシュフロー特性を有するのは、次のすべてに該当する場合のみであるとしている。

- ア) 原金融商品プールヘルック・スルーしないときの当該トランシェの契約条件が、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュフローを生じさせること（例えば、当該トランシェに係る金利がコモディティ指数に連動していないこと）
- イ) 原金融商品プールが、元本及び元本残高に対する利息の支払というキャッシュフロー特性を有していること
- ウ) 当該トランシェに内在する原金融商品プールの信用リスクへのエクスポージャーが、原金融商品プールの信用リスクへのエクスポージャーと等しいか又はそれ以下であること

2. 公正価値の開示 (IFRS 第 13 号)

2011 年 5 月に公表された IFRS 第 13 号「公正価値測定」では、公正価値を定義し、公正価値の測定や開示を定めており、2013 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度に適用される (早期適用は認められる)。ただし、すでに他の IFRS で要求又は許容しているもの以外の公正価値測定を要求するものではなく、また、財務報告の外での評価基準を設定することや評価実務に影響を与えることを意図したものではない。

IFRS 第 13 号では、財務諸表利用者が、次の両方を評価するのに役立つ情報を開示しなければならないとしている。

- (1) 当初認識後に財政状態計算書において経常的又は非経常的に公正価値で測定される資産及び負債については、評価技法及び当該測定を作成するのに用いたインプット
- (2) 重大な観察可能でないインプット (レベル 3) を用いた経常的な公正価値測定については、その測定が当期の純損益又はその他の包括利益に与える影響

このために、IFRS 第 13 号では、少なくとも、次の情報を、当初認識後に財政状態計算書において公正価値で測定される資産及び負債のクラスごとに、開示するものとしている。

- ① 経常的及び非経常的な公正価値測定について、報告期間末の公正価値測定、及び非経常的な公正価値測定について、当該測定の理由
- ② 経常的及び非経常的な公正価値測定について、公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーのレベル (レベル 1、2 又は 3)
- ③ 報告日現在で保有している資産又は負債のうち経常的に公正価値で測定されるものについて、公正価値ヒエラルキーのレベル 1 とレベル 2 との間のすべての振替、その振替の理由及び、レベル間の振替がいつ生じたとみなすかの決定に関する企業の方針
- ④ 公正価値ヒエラルキーのレベル 2 及びレベル 3 に区分される経常的及び非経常的な公正価値測定について、公正価値測定に用いた評価技法とインプットの説明
- ⑤ 公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に区分される経常的な公正価値測定について、期首残高から期末残高への調整表
- ⑥ 公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に区分される経常的な公正価値測定について、純損益に含まれている利得又は損失の合計額のうち、報告期間末に保有している資産及び負債に関連する未実現損益の変動に起因する額、及びそれらの未実現損益が認識されている純損益の中の表示科目
- ⑦ 公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に区分される経常的及び非経常的な公正価値測定額について、企業が用いた評価プロセスの説明
- ⑧ 公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に区分される経常的な公正価値測定について、観察可能でないインプットの変動に対する公正価値測定の感応度の記述的説明と、金融資産及び金融負債について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代

替的な仮定を反映するために変更すると公正価値が著しく変動する場合には、その旨とそれらの変更の影響

- ⑨ 経常的及び非経常的な公正価値測定について、非金融資産の最有効使用が現在の用途と異なる場合には、その旨及び当該非金融資産が最有効使用と異なる方法で使用されている理由

第3部 「IFRSの導入と資産流動化・証券化への影響」に関するアンケート調査－集計結果の概要とその分析

第1章 アンケート調査結果の概要

I. 調査方法と回収状況

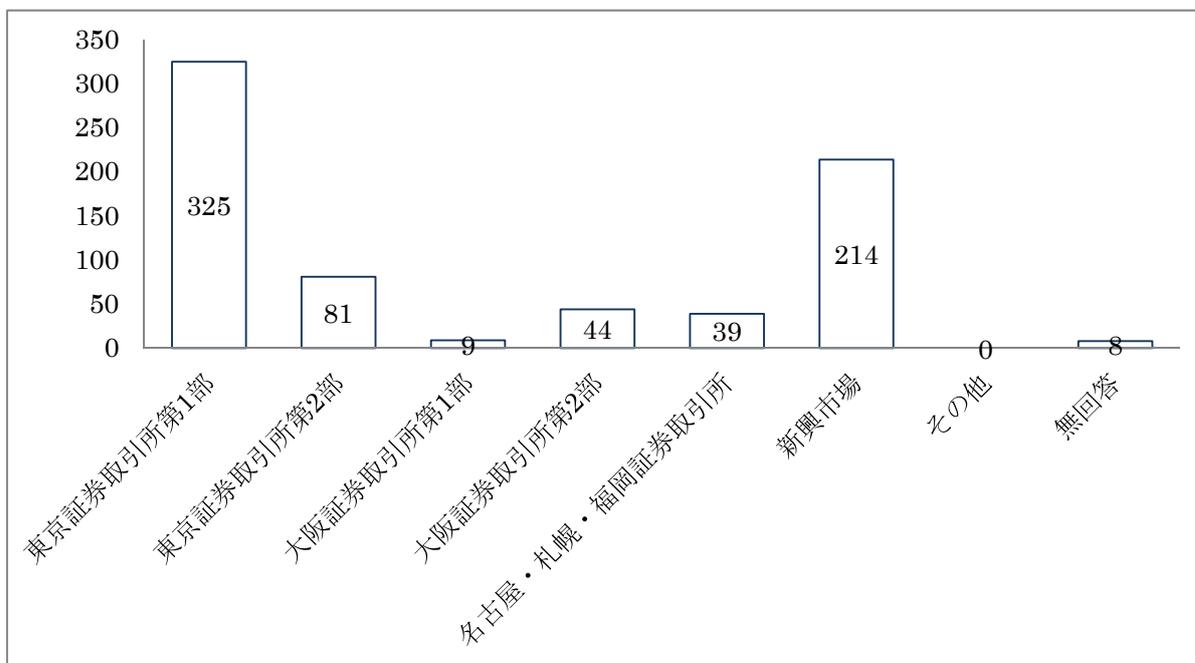
以下の調査対象に対し、別添の質問用紙を2011年11月21日に郵送し、2011年12月5日締切にて回収した。なお、本アンケート調査は、株式会社日経リサーチに委託した。

調査対象者	発送数	回答数
上場企業（財務・経理の部署）	3,589社	720社（20.1%）
機関投資家（資金運用・企業財務の分析・調査の部署）	1,045社	166社（15.9%）

1. 回収した上場企業の属性

回収した上場企業720社の属性は、図表3-1から図表3-4のとおりである。市場別では、東証1部が325社（45.1%）でトップであるが、新興市場も214社（29.7%）を占める結果となっている。これは、国内上場企業に対し調査を行った先行調査において、回答数のうち、市場第一部の構成比率は、東証（2010）では77%、あずさ（2011）では59%と比較すると、新興市場の回答比率が高い結果となっている。

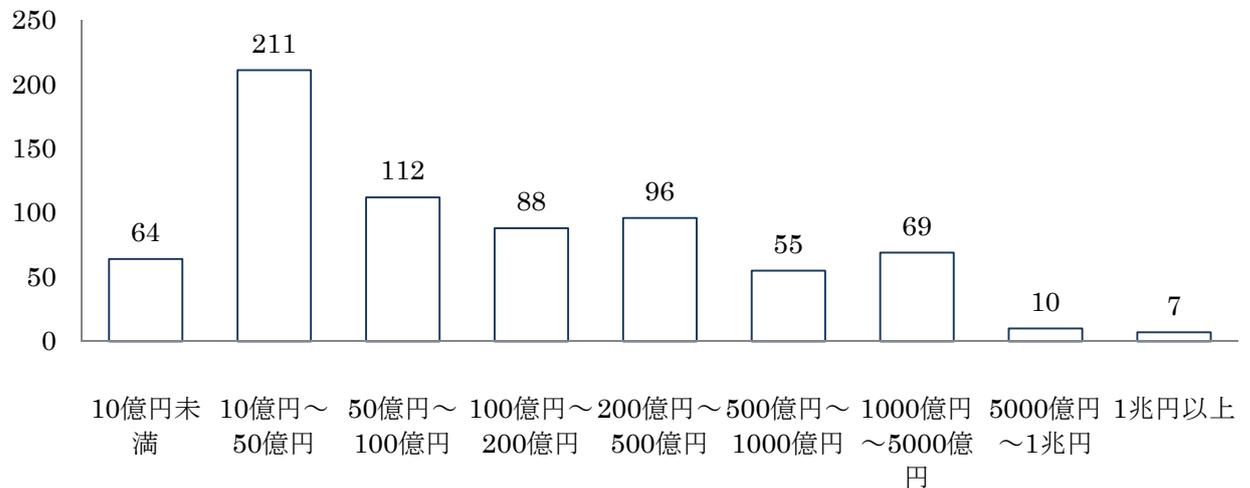
図表 3-1 回収した上場企業の市場別属性



このような状況を反映し、時価総額別でみた場合も、100億円未満が387社（53.8%）

を占め、1,000億円以上は86社（11.9%）であった。なお、東証（2010）では100億円未満が32%、1,000億円以上が25%であった。

図表 3-2 回収した上場企業の時価総額別属性



図表 3-3 回収した上場企業の業種別属性

区分	社数	構成比率
農林・水産業	3	0.4%
建設業	39	5.4%
製造業	293	40.7%
電気・ガス業	9	1.3%
情報通信業	50	6.9%
運輸・郵便業	23	3.2%
卸売・小売業	145	20.1%
金融・保険業	32	4.4%
不動産・物品賃貸業	26	3.6%
その他サービス業	100	14.0%
合計	720	100.0%

図表 3-4 回収した上場企業の連結財務諸表作成基準別属性

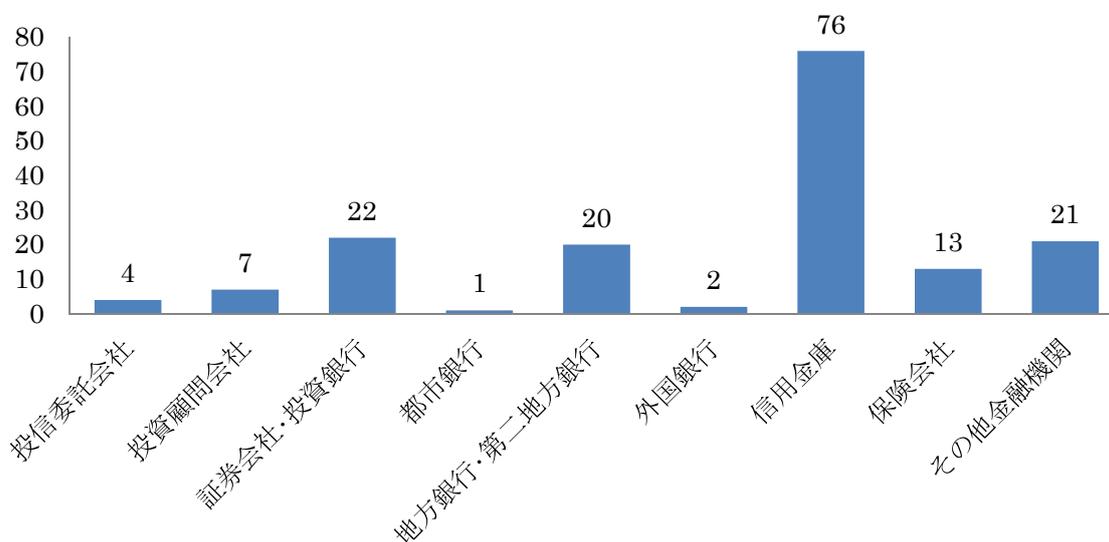
連結財務諸表の作成		構成比率
作成している	(634社)	(88.1%)
日本の会計基準	626社	87.0%
米国会計基準	7社	1.0%
国際会計基準	1社	0.1%
作成していない	83社	11.5%

連結財務諸表の作成		構成比率
その他	3社	0.4%
合計	720社	100.0%

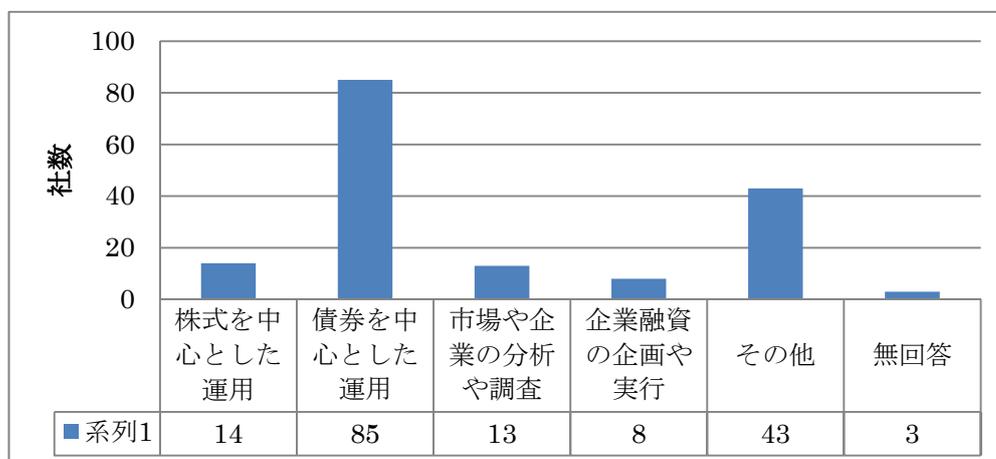
2. 回収した機関投資家の状況

回収した機関投資家166社の属性は、図表3-5から図表3-6のとおりである。業種的には信用金庫が76行（発送数272行）と最も多く、続いて、証券会社・投資銀行22社（発送数257社）、その他金融機関21社（発送数129社）、商業銀行—地方銀行・第二地方銀行20行（発送数106行）という状況であった。また、属している部署は、「債券を中心とした運用」という回答が85社で最も多かった。

図表 3-5 回収した機関投資家の業種別属性



図表 3-6 回収した機関投資家の部署（機能）別属性



3. 参考となる先行調査

今回の調査に際し、参考とした先行調査は、以下のとおりである。

主体	調査時期	調査対象（回収率）
大和総研	2009年8月－9月 (公表：2010年3月)	発行会社（作成者）：76件（5.9%） アナリスト等（利用者）：154件（6.2%）
金融庁	2009年3月－2010年3月 (公表：2010年5月)	有価証券報告書提出会社：3,017社（98.7%）
東京証券取引所	2009年8月－9月 (公表：2009年10月)	東証上場企業（作成者）：1,416社（60.7%）
東京証券取引所	2010年9月－10月 (公表：2010年11月)	東証上場企業（作成者）：1,572社（68.9%）
日本証券アナリスト協会	2010年6月 (公表：2010年7月)	同協会の検定会員（利用者）：690名（4%）
東京商工リサーチ	2011年5月－7月 (公表：2011年8月)	有価証券報告書提出企業及び外資系企業：407社（8.8%）
あずさ監査法人	2011年8月 (公表：2011年10月)	国内上場企業 1,074社（約30%）

II. IFRS 導入及びその影響について

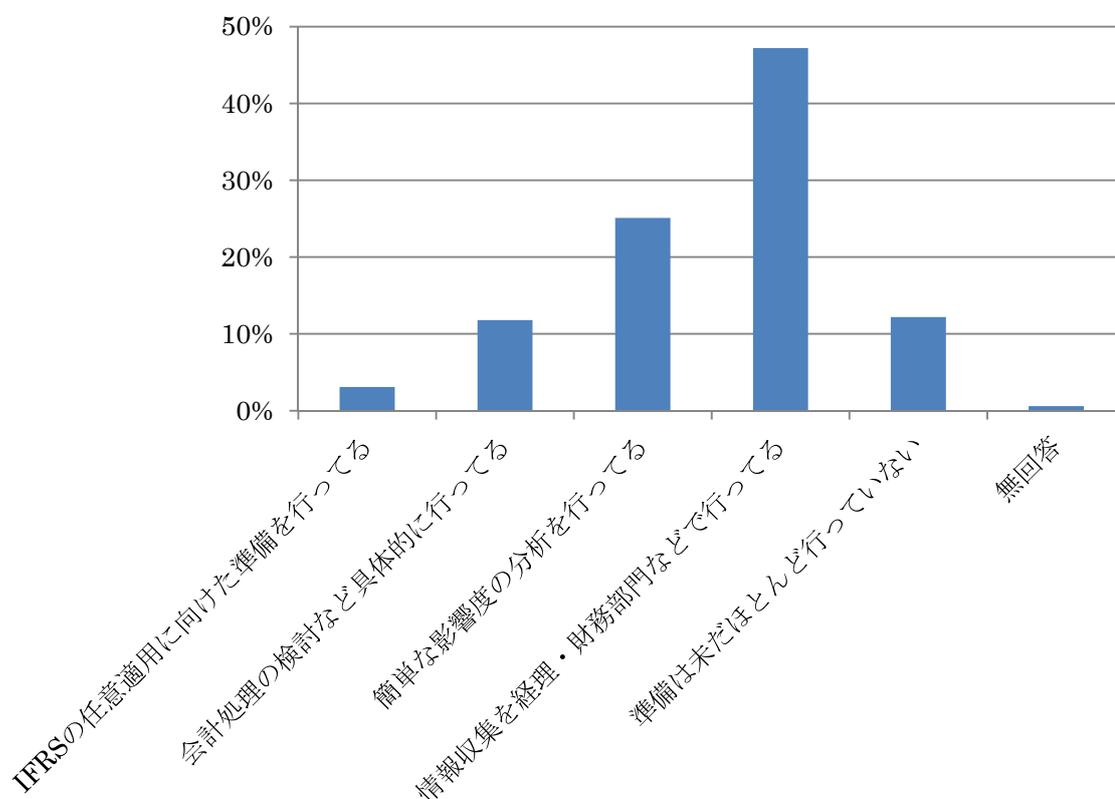
1. IFRS 適用に向けた準備状況

回収した上場企業 720 社において、IFRS 適用に向けた準備状況に関する回答は図表 3-7 のとおりである。なお、任意適用に向けた準備を行っている企業についての分析は (1) で行う。

また、必ずしも任意適用に向けた準備を行っているわけではないが、「IFRS の適用に向け、基準に沿った会計処理の検討やシステム・社内手続の見直しなど、具体的な対応を行っている」と回答した企業は 12%（東証（2010）では 14%、あずさ（2011）では 26%）、「IFRS 適用の影響を把握するため簡単な影響度の分析を行っている」と回答した企業は 25%（東証（2010）では 25%、あずさ（2011）では 30%）であった。

他方、「IFRS の情報収集を、経理・財務部門などで行っている」と回答した企業は 47%、「IFRS の適用に向けた準備は、未だほとんど行っていない」と回答した企業も 12%あった。特に、時価総額 10 億円未満の企業 64 社のうち、27 社（42%）が、「IFRS の適用に向けた準備は、未だほとんど行っていない」と回答した。

図表 3-7 IFRS 適用に向けた準備状況



(1) IFRS の任意適用

2010年3月期から要件を満たした一定の企業（特定会社）は、連結財務諸表に対しIFRSを適用することができるようになった。今回の調査では、22社（3%）が、「IFRSの任意適用に向けた準備を行っている」と回答した。これは、先行調査における東証（2010）では6%、あずさ（2011）では7%であったことから、半減している。

また、市場第一部に限った場合でも、東証（2010）では7.5%であったのに対し、今回の調査では、16社（4.9%）にとどまっている（図表 3-8 参照）。

図表 3-8 任意適用に向けた準備を行っている企業

市場区分	社数
東京証券取引所 第1部	16
東京証券取引所 第2部	3
大阪証券取引所 第1部	0
大阪証券取引所 第2部	1
名古屋・札幌・福岡証券取引所	0
新興市場	2
合計	22

また、これらの企業における任期適用の予定時期は図表 3-9 のとおりである。

図表 3-9 任意適用に向けた準備を行っている企業の任期適用の予定時期

市場区分	社数
2012年4月～2013年3月	2
2013年4月～2014年3月	7
2014年4月～2015年3月	4
2015年4月～2016年3月	5
2016年4月～2017年3月	2
無回答	2
合計	22

(2) IFRS 適用に関する障害

① 先行調査の状況

金融庁(2010)では、IFRS 適用に際して考えられる障害(複数回答可)について、「会計処理をめぐる課題¹」が23%、「会計システムの改定、整備の必要性やそのためのコスト負担の増大等」が21%、「IFRS に関する経理要員等の理解・育成が不十分」が19%、「企業グループ内の体制整備や新しい経理処理方針の策定等、企業内の体制整備の時間が必要」が17%とされていた。

東証(2010)では、「仮に将来 IFRS が適用された場合の不安」(複数回答可)の中で、「IFRS に精通した人材が不足」「解釈指針が十分ではないため、具体的な会計処理の手続きの設定が難しい」という項目に60%以上の回答があった。

また、東京商工リサーチ(2011)では、「IFRS に対応できるようなシステムやプロセスの変更」に60%近くの回答が、あずさ(2011)では、「効率的な IFRS の導入方法」に60%近くの回答があった。

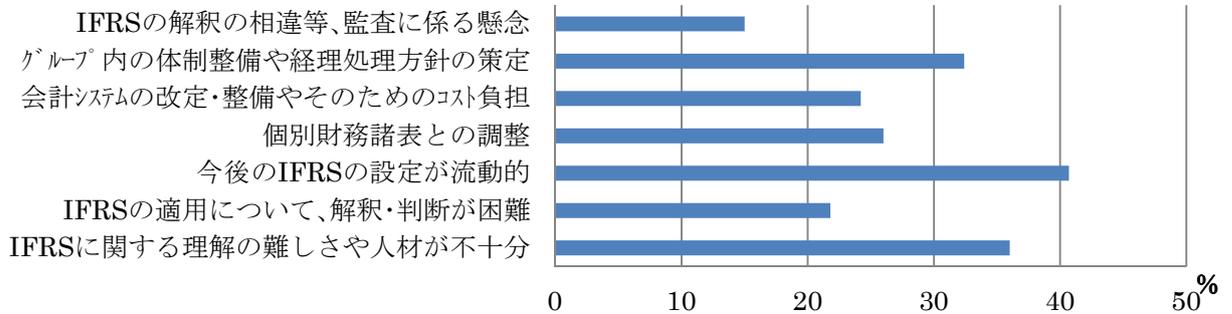
② 今回の調査の状況

これに対し、今回の調査では、IFRS 適用(やその準備)に関する障害(2つ選択)については、図表 3-10 の結果となった。これによれば、「IFRS に関する理解の難しさや理解した人材が不十分」(36.0%)や「企業グループ内の体制整備(決算期の統一を含む)や経理処理方針の策定」(32.4%)といった、企業の内部要因に係るもののほか、「今後の IFRS の設定が流動的」(40.7%)や「個別財務諸表(税法・会社法を含む)との調整」(26.0%)といった制度的な要因に係るものも大きな割

¹ これには、日本の商慣習になじむ会計処理は行えるのか、指針等は整備されるのか、単体決算(税法・会社法含む)と連結決算の差異の調整等に係る実務的な対応は可能か等が解決できるかが含まれる。

合を占めた。

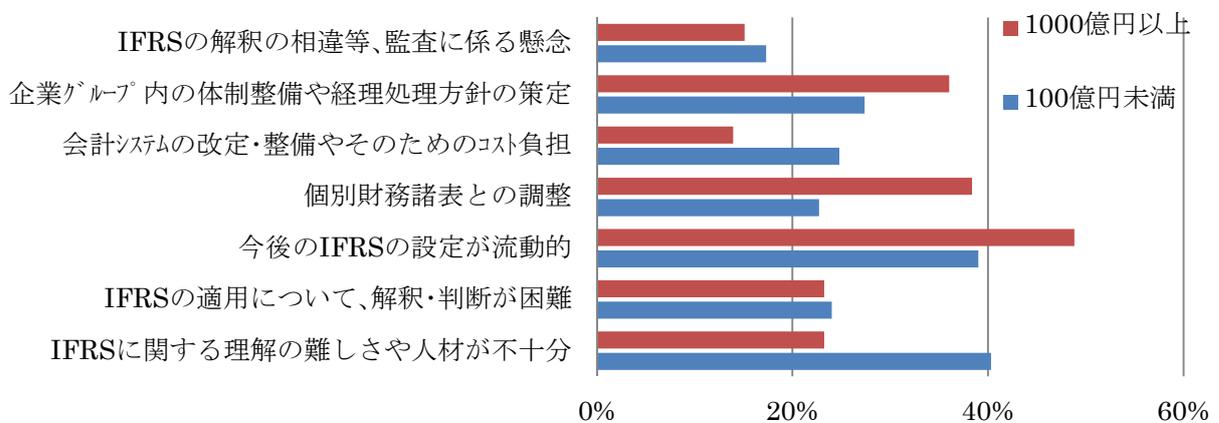
図表 3-10 IFRS 適用に関する障害



	IFRSに関する理解の難しさや人材が不十分	IFRSの適用について、解釈・判断が困難	今後のIFRSの設定が流動的	個別財務諸表との調整	会計システムの改定・整備やそのためのコスト負担	グループ内の体制整備や経理処理方針の策定	IFRSの解釈の相違等、監査に係る懸念
系列1	36.0	21.8	40.7	26.0	24.2	32.4	15.0

ただし、時価総額別でみた場合（図表 3-11 参照）、「IFRS に関する理解の難しさや人材が不十分」は、時価総額 1,000 億円以上の企業（86 社）では、23%に過ぎないのに対し、時価総額 100 億未満の企業（387 社）では、40%と差が見られる。他方、時価総額 1,000 億円以上の企業（86 社）は、「今後の IFRS の設定が流動的」について 49%の企業が、また、「個別財務諸表との調整」について 38%の企業が、IFRS 適用やその準備に関する障害としている。

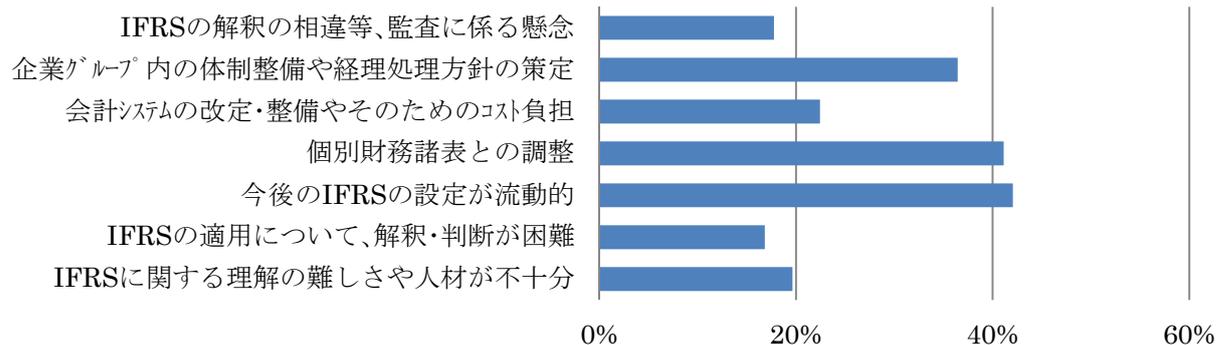
図表 3-11 時価総額別でみた IFRS 適用に関する障害



同様に、図表 3-7 で示した「IFRS 適用に向けた準備状況」において、「IFRS の任

意適用に向けた準備を行っている」（22社）「会計処理の検討など具体的に行っている」（85社）とした企業（いわばIFRS適用に向けた準備が進んでいる企業）においても、「今後のIFRSの設定が流動的」や「個別財務諸表との調整」について、IFRS適用やその準備に関する障害としている（図表3-12参照）。

図表 3-12 IFRS 適用に向けた準備が進んでいる企業における IFRS 適用に関する障害



2. IFRS への制度的な対応について

(1) IFRS の強制適用及びコンバージェンスについて

① 先行調査の状況

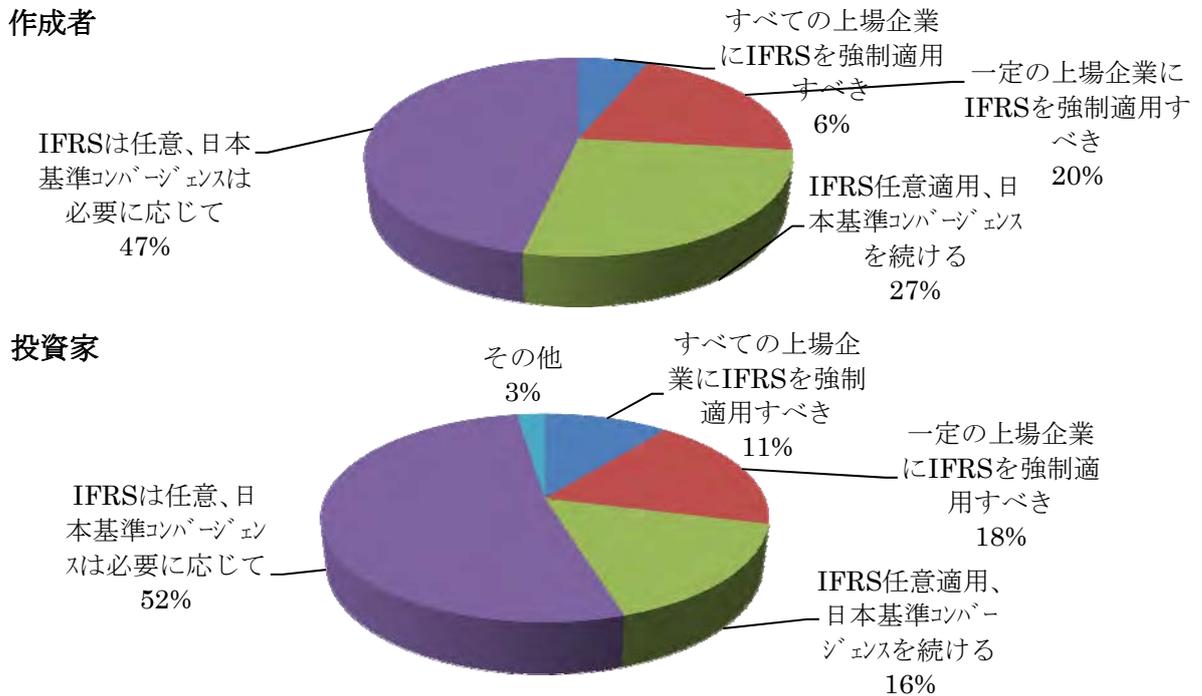
大和（2010）では、「コンバージェンスとアドプシヨンのどちらが妥当か」について、作成者の回答では、「コンバージェンスが妥当」（25%）に対して「アドプシヨンが妥当」（34%）が多かったが、財務諸表利用者は「コンバージェンスが妥当」（34%）の方が「アドプシヨンが妥当」（32%）より多かった。

また、日本証券アナリスト協会（2010）では、IFRS の強制適用について、財務諸表利用者は「仮に米国が採用しなくても、わが国は採用すべきである」が59%、「米国が採用した場合には、わが国も採用すべきである」が26%を占めていた。

② 今回の調査

今回の調査では、「IFRS への対応について、日本基準として導入する IFRS の強制適用や、日本基準との相違を調整していくコンバージェンスについて、どのように考えますか」に対し、図表 3-13 のように、作成者及び投資家ともに、「IFRS は上場企業の連結財務諸表における任意適用とし、日本基準のコンバージェンスは必要に応じて行っていくべき」が最も多い割合を占め、「すべての上場企業の連結財務諸表に IFRS を強制適用すべき」については、作成者では6%、投資家であっても11%に過ぎなかった。

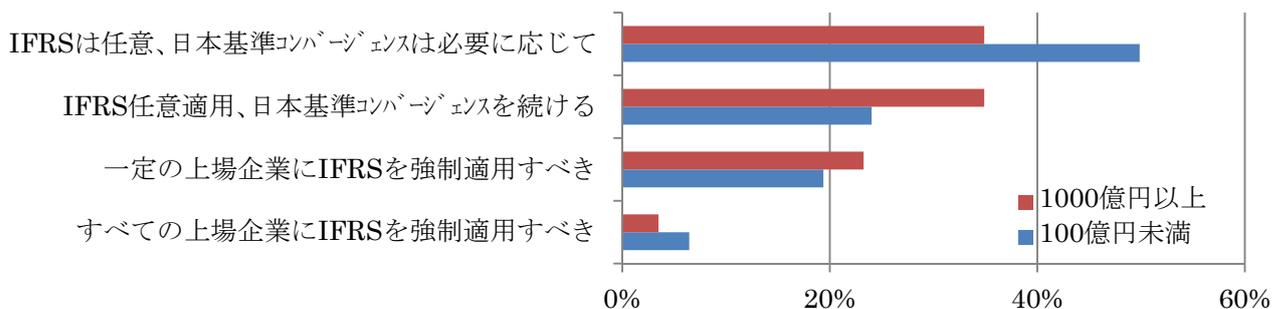
図表 3-13 IFRS の強制適用及びコンバージェンスについて



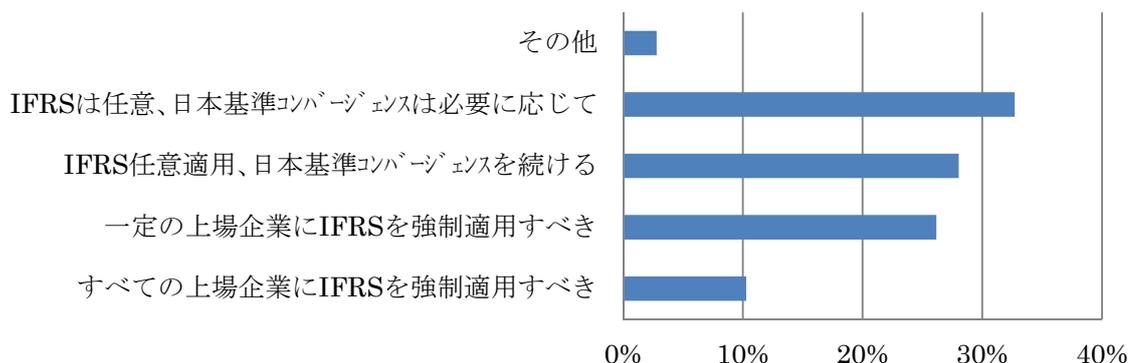
作成者について、時価総額別でみた場合（図表 3-14 参照）、時価総額 1,000 億円以上の企業（86 社）では、すべて又は一定の上場企業の連結財務諸表に IFRS を強制適用することにつき、合計 27%の回答があったが、「IFRS は上場企業の連結財務諸表における任意適用とし、日本基準のコンバージェンスは必要に応じて行っていくべき」が 35%で一番多くの回答であった点は変わらない。

図表 3-7 で示した IFRS 適用に向けた準備状況において、「IFRS の任意適用に向けた準備を行っている」（22 社）や「会計処理の検討など具体的に行っている」（85 社）とした企業（IFRS 適用に向けた準備が進んでいる企業）においては、すべて又は一定の上場企業の連結財務諸表に IFRS を強制適用することにつき、合計 36%の回答があった（図表 3-15 参照）。

図表 3-14 時価総額別でみた IFRS の強制適用に対する考え方

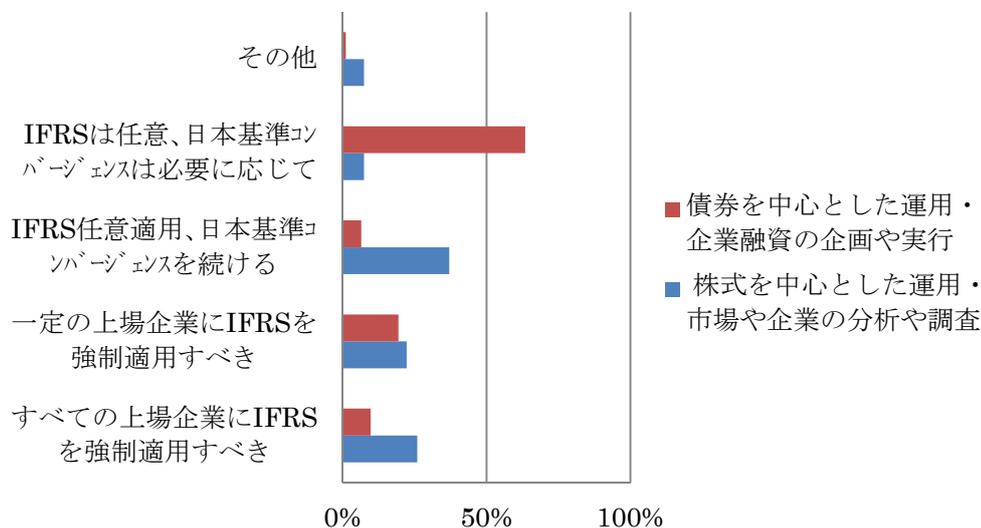


図表 3-15 IFRS 適用に向けた準備が進んでいる企業における IFRS 適用に対する考え方



投資家においては、部署（機能）別でみた場合（図表 3-16 参照）、株式関連の場合（27 社）、「連結財務諸表に IFRS を強制適用すべき」という回答が相対的に多い（26%）のに対し、債券・債権関連の場合（93 社）には、「IFRS は上場企業の連結財務諸表における任意適用とし、日本基準のコンバージェンスは必要に応じて行っていくべき」が 63%を占め（株式関連の場合（27 社）は 7%）、この結果、図表 3-13 で示したように、投資家全体においては 52%を占めた。

図表 3-16 投資家の部署（機能）別でみた IFRS の強制適用に対する考え方



(2) 連結財務諸表に IFRS を強制適用する場合の懸念

① 先行調査の状況

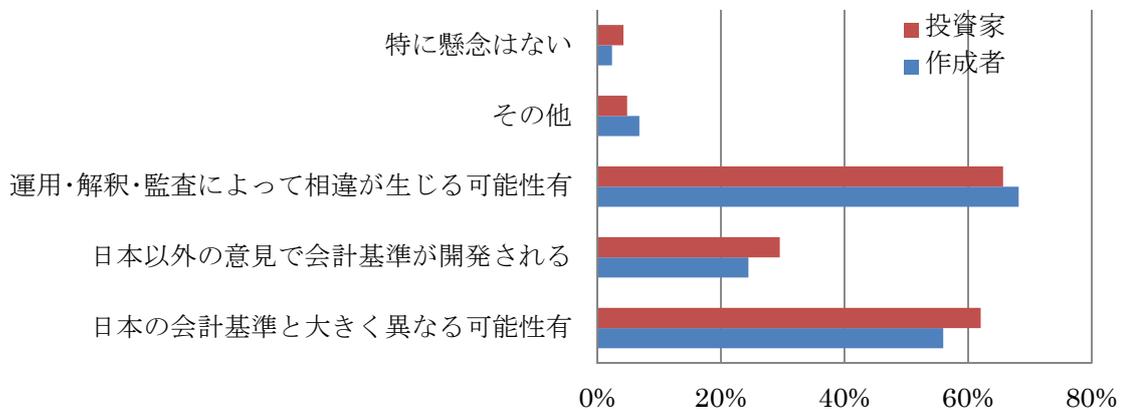
日本証券アナリスト協会（2010）では、わが国が IFRS を採用した場合の懸念（複数回答可）として、財務諸表利用者は、「わが国以外の意見で会計基準が開発される可能性があること」（51%）や、「国によって、基準の適用や監査水準の相違に

よって、財務報告の内容に大きな違いが生じる可能性があること」（51%）が懸念されていた。また、「特に懸念はない」は、7%に過ぎなかった。

② 今回の調査

今回の調査（複数回答可）では、図表 3-17 のように、作成者・投資家ともに、「運用・解釈や監査によって、財務報告の内容に相違が生じる可能性があること」や、「現在の日本の会計基準と大きく異なる可能性があること」について、大きな懸念を有している。他方、「特に懸念はない」は、作成者が 2%、投資家は 4%に過ぎない。

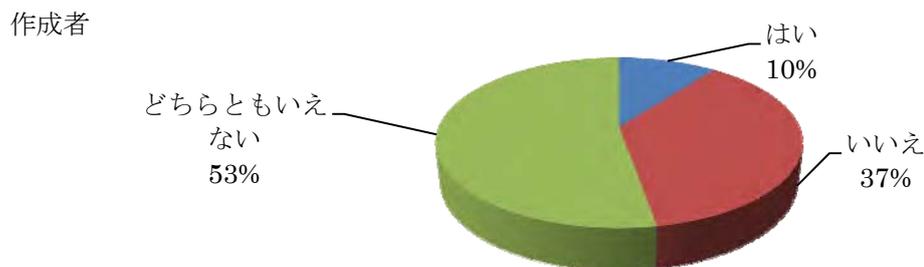
図表 3-17 連結財務諸表に IFRS を強制適用する場合の懸念



(3) IFRS の強制適用やコンバージェンスの進展と財務諸表の利用可能性

今回の調査では、「IFRS の強制適用やコンバージェンスの進展により、財務諸表は利用しやすくなると思うかどうか」（図表 3-18 参照）について、作成者・投資家ともに、「どちらともいえない」という回答が過半を占めた。また、「いいえ」（IFRS の強制適用やコンバージェンスの進展により、財務諸表は利用しやすくなるとは思わない）が 3 分の 1 以上、「はい」は 1 割程度に過ぎなかった。

図表 3-18 IFRS の強制適用やコンバージェンスの進展と財務諸表の利用可能性

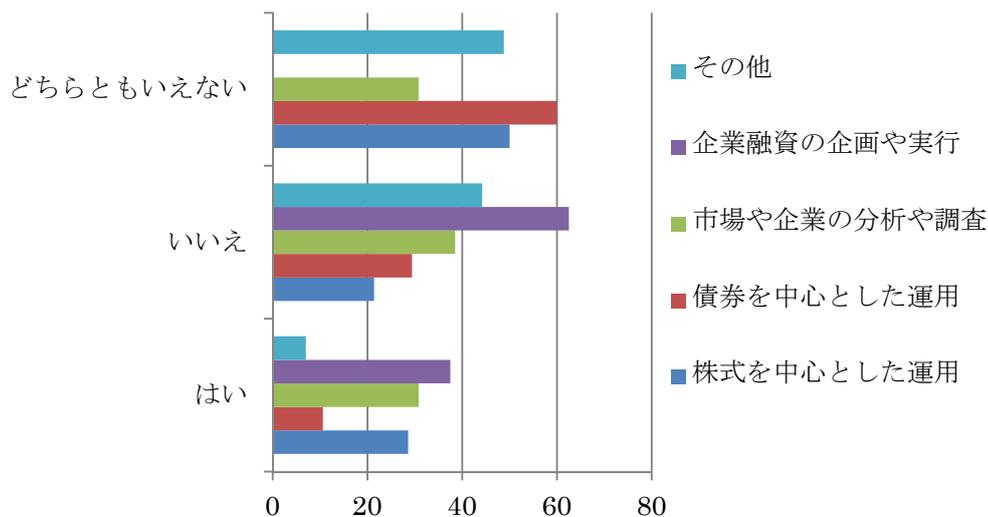


投資家



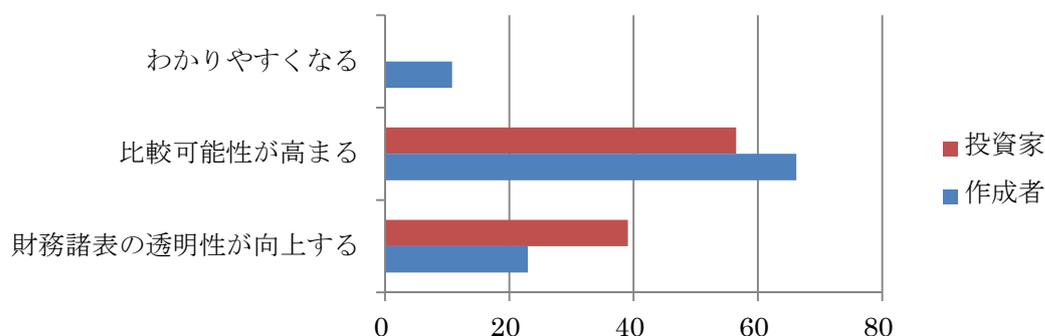
さらに、投資家における部署（機能）別にみた場合、「株式会社を中心とした運用」（14社）は、「はい」（IFRSの強制適用やコンバージェンスの進展により、財務諸表は利用しやすくなる）が29%で、「いいえ」（IFRSの強制適用やコンバージェンスの進展により、財務諸表は利用しやすくなるとは思わない）の21%を上回っていたが、それ以外の部署（機能）では、「いいえ」が「はい」を上回っている（図表 3-19 参照）。

図表 3-19 投資家の部署（機能）別による IFRS の強制適用やコンバージェンスの進展と財務諸表の利用可能性



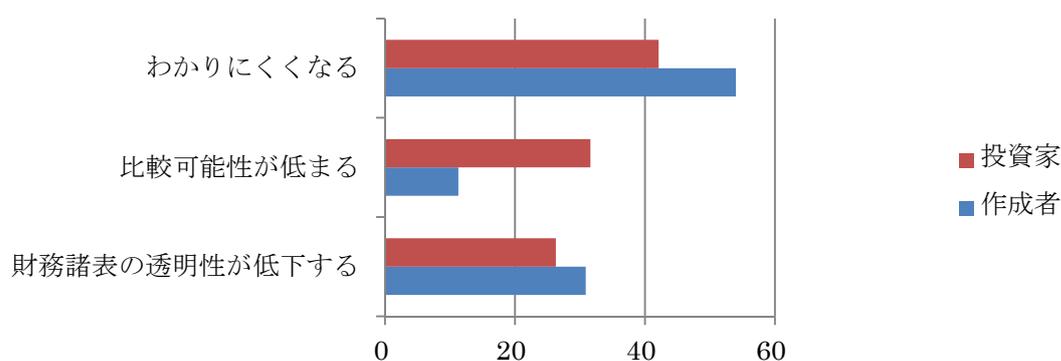
また、「はい」（財務諸表は利用しやすくなる）と回答した作成者・投資家における主な理由は、「（国際的な同業他社との関係など）比較可能性が高まる」というものであった（図表 3-20 参照）。

図表 3-20 IFRS の強制適用やコンバージェンスの進展による財務諸表の利用可能性が高まると考えられる理由



これに対し、「いいえ」（財務諸表は利用しにくくなる）と回答した作成者・投資家における主な理由は、「（会計処理に対する裁量の増加や情報過多によって）わかりにくくなる」というものであった。また、投資家においては、「（しばしば変更され、時系列的に把握しづらくなるなど）比較可能性が低まる」（32%）や「（原則主義や見積り要素の拡大などにより）財務諸表の透明性が低下する」（26%）という理由も少なくない（図表 3-21 参照）。

図表 3-21 IFRS の強制適用やコンバージェンスの進展による財務諸表の利用可能性が低下すると考えられる理由



(4) 個別財務諸表への IFRS の適用

① 先行調査の状況

大和（2010）では、「IFRS の強制適用の際、個別財務諸表を作成する基準をどうすべきか」について、作成者・投資家ともに、「IFRS のみで作成すべきである」が最も多く、それぞれ 32%、25%であったのに対し、「日本基準のみで作成すべきである」とした回答は、作成者 22%、投資家 16%であった。

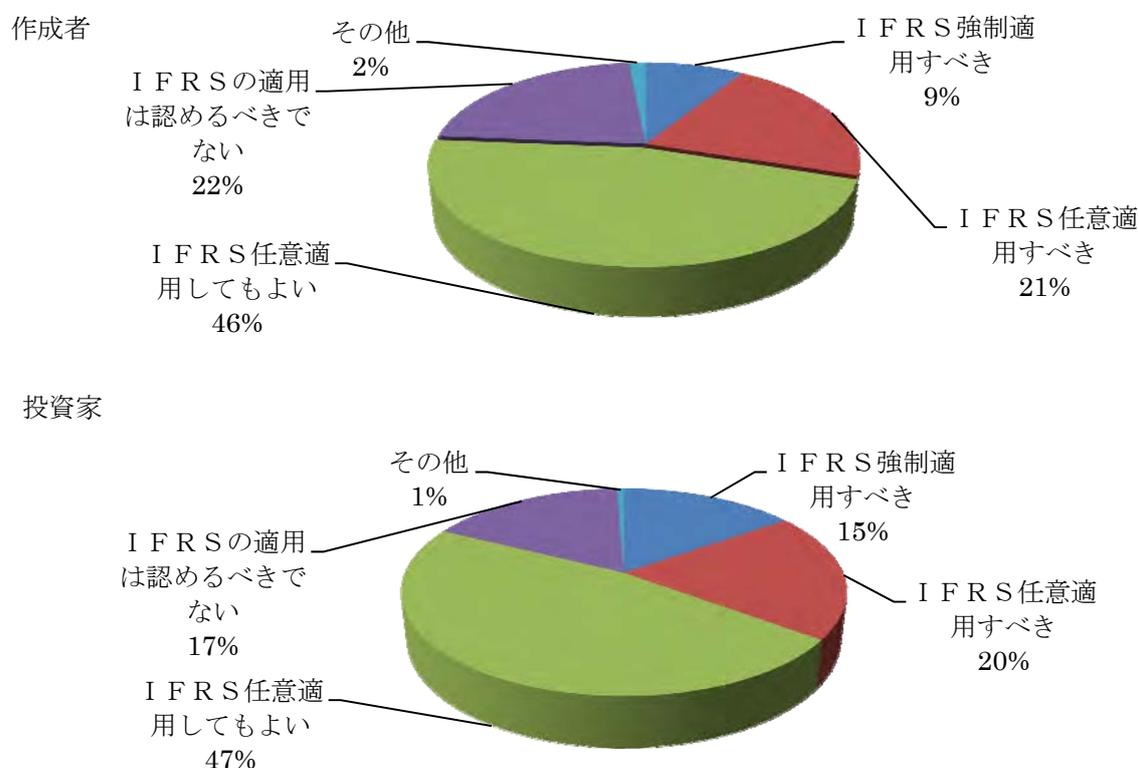
また、東証（2010）において、作成者は、個別への IFRS の任意適用について、「是非可能としてほしい」（20%）と「可能としてもよい」（61%）を合わせると、大部分が賛成であり、「認めるべきではない」は、18%に過ぎなかった。日本証券アナリスト協会（2010）でも、連結に IFRS が採用された場合の個別財務諸表について、財務諸表利用者は、「連結と同様に、個別も IFRS のみで作成すべきである」（49%）、「個別について、IFRS の選択適用を認めるべきである」（38%）が大部分を占めており、「個別はわが国の会計基準で作成すべきである」とする回答は8%に過ぎなかった。

② 今回の調査

上場企業の連結財務諸表に IFRS を強制適用する場合、個別財務諸表（会社法によるものも含む）への IFRS の適用について、図表 3-22 のように、作成者・投資家ともに、「個別財務諸表に IFRS を強制適用しなければ、任意適用してもよい」が半数近くを占め、「個別財務諸表には、IFRS の任意適用を是非、可能とすべきである」と「個別財務諸表には、IFRS の適用を認めるべきではない」が、それぞれ2割前後の回答であった。

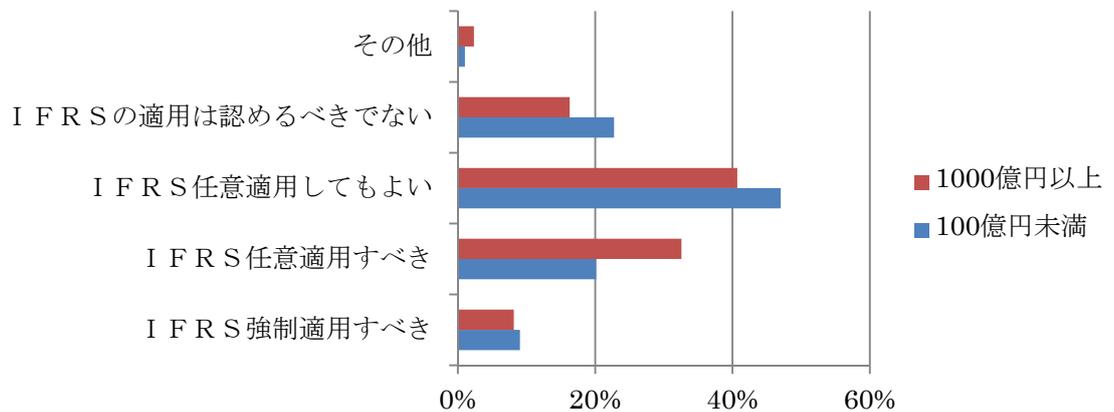
これに対し、「個別財務諸表にも IFRS を強制適用すべきである」は、作成者が9%、投資家が15%に過ぎなかった。

図表 3-22 個別財務諸表への IFRS の適用



なお、作成者においては、時価総額 1,000 億円以上の企業（86 社）では、時価総額 100 億未満の企業（387 社）と比べ、「個別財務諸表には、IFRS の任意適用を是非、可能とすべきである」とする回答の割合が高い（図表 3-23 参照）。

図表 3-23 時価総額別でみた個別財務諸表への IFRS の適用



(5) 連結財務諸表作成企業の個別財務諸表について

① 先行調査の状況

大和（2010）では、IFRS の強制適用の際、連結財務諸表作成企業の個別財務諸表の取扱いについて、作成者は、「廃止すべきである」が 44%に対し「現状のまま存続させるべき」は 7%に過ぎなかった。他方、財務諸表利用者は、「廃止すべきである」が 6%に過ぎず、「現状のまま存続させるべき」は 35%であった。

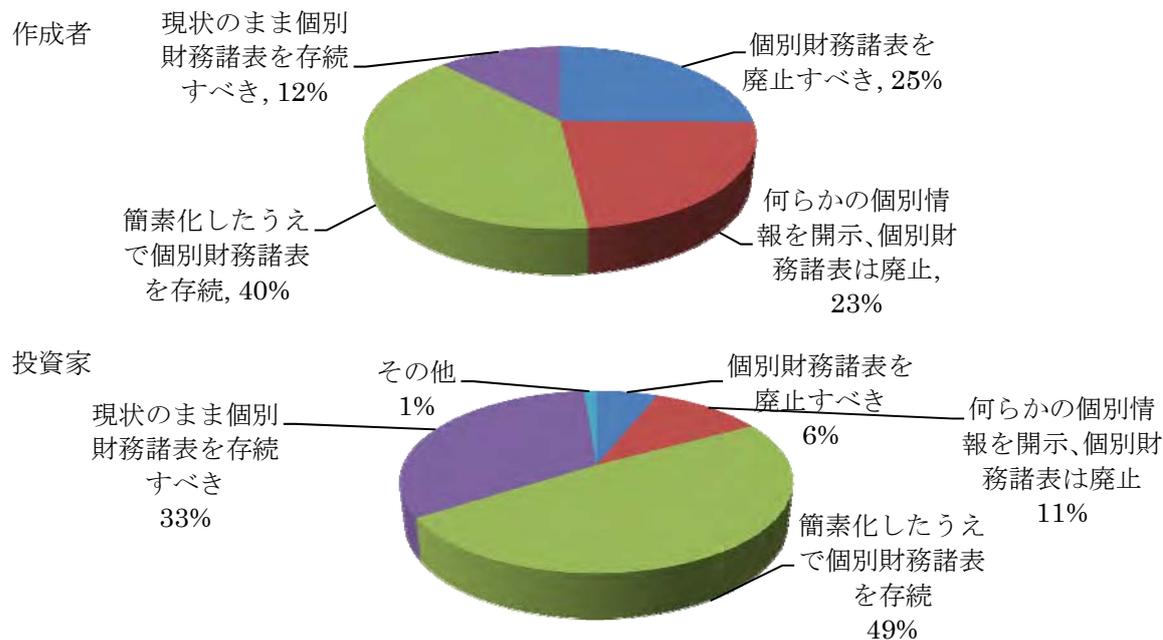
また、日本証券アナリスト協会（2010）でも、連結に IFRS が採用された場合の個別財務諸表について、財務諸表利用者は、「不要である」が 9%に過ぎず、「現状のまま存続させるべき」は 47%であった。

② 今回の調査

今回の調査では、「連結財務諸表に IFRS の強制適用やコンバージェンスを図っていく場合、金融商品取引法上、連結財務諸表作成企業の個別財務諸表について、どう考えるか」に対し、作成者の回答は、「個別財務諸表を廃止すべきである」（25%）「計算書類の添付や「経理の状況」以外での記載により何らかの個別情報を開示するが、個別財務諸表は廃止した方がよい」（23%）よりも、「簡素化したうえで個別財務諸表を存続した方がよい」（40%）が上回った。

投資家も、「簡素化したうえで個別財務諸表を存続した方がよい」（49%）という回答が最も多いが、作成者と異なり、その次に多い回答は「現状のまま個別財務諸表を存続すべきである」（33%）であった（図表 3-24 参照）。

図表 3-24 連結財務諸表作成企業の個別財務諸表

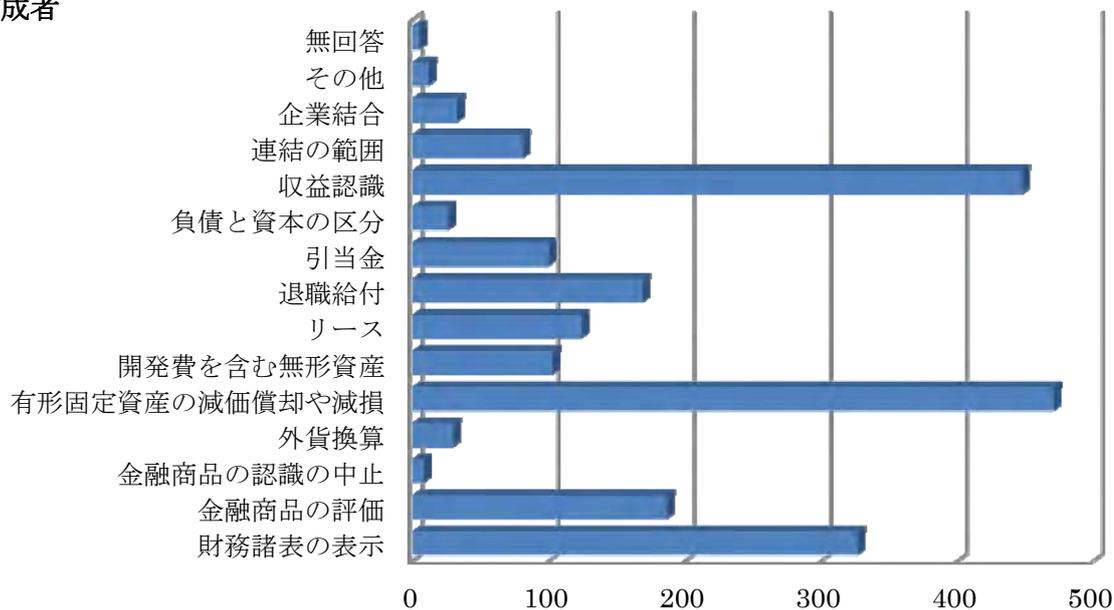


3. IFRS を適用した場合、企業経営や企業行動に重要な影響を与えると思われる項目 (3項目選択)

今回の調査において、「IFRS を適用した場合、企業経営や企業行動に重要な影響を与えると思われる項目」を3つ選び回答するよう求めた結果、作成者においては、「収益認識 (IAS 第 11 号及び第 18 号に加え、検討中の見直しに関して)」「有形固定資産の減価償却 (IAS 第 16 号) や減損 (IAS 第 36 号)」「財務諸表の表示 (現在の IAS 第 1 号に加え、今後の財務諸表全体の見直しに関して)」の3項目が多かった (図表 3-25 参照)。

図表 3-25 IFRS を適用した場合、企業経営や企業行動に重要な影響を与えると思われる項目（3 項目選択）

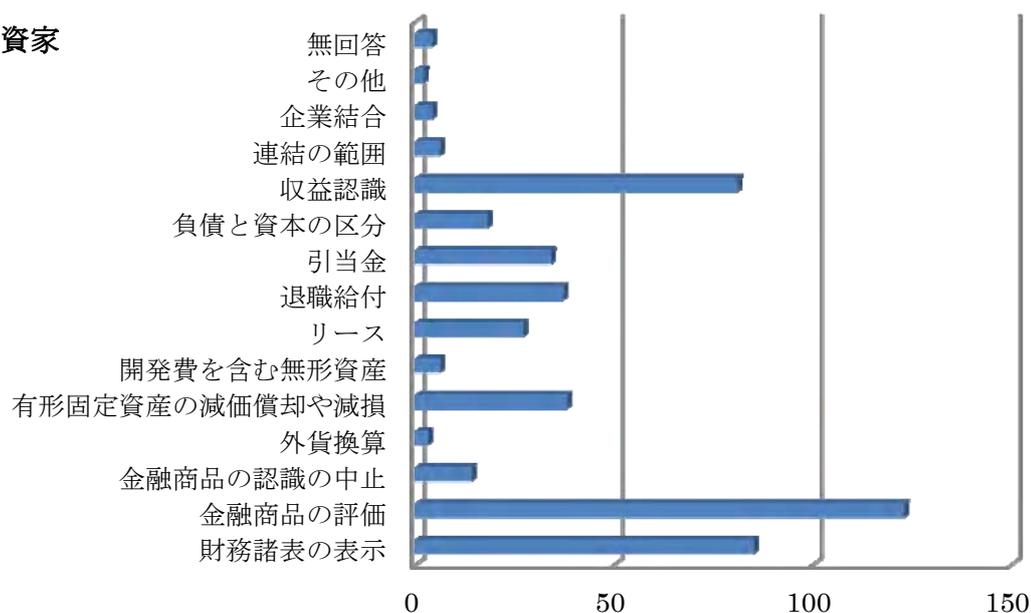
作成者



これに対し、投資家においては、「金融商品の評価（IFRS 第 9 号に加え、検討中の減損やヘッジ会計に関して）」が最も多く、「収益認識（IAS 第 11 号及び第 18 号に加え、検討中の見直しに関して）」と「財務諸表の表示（現在の IAS 第 1 号に加え、今後の財務諸表全体の見直しに関して）」とを加えた 3 項目が多かった（図表 3-26 参照）。

図表 3-26 IFRS を適用した場合、企業経営や企業行動に重要な影響を与えると思われる項目（3 項目選択）

投資家



III. IFRS のリース会計基準と其の見直しについて

1. IASB 公開草案についての理解

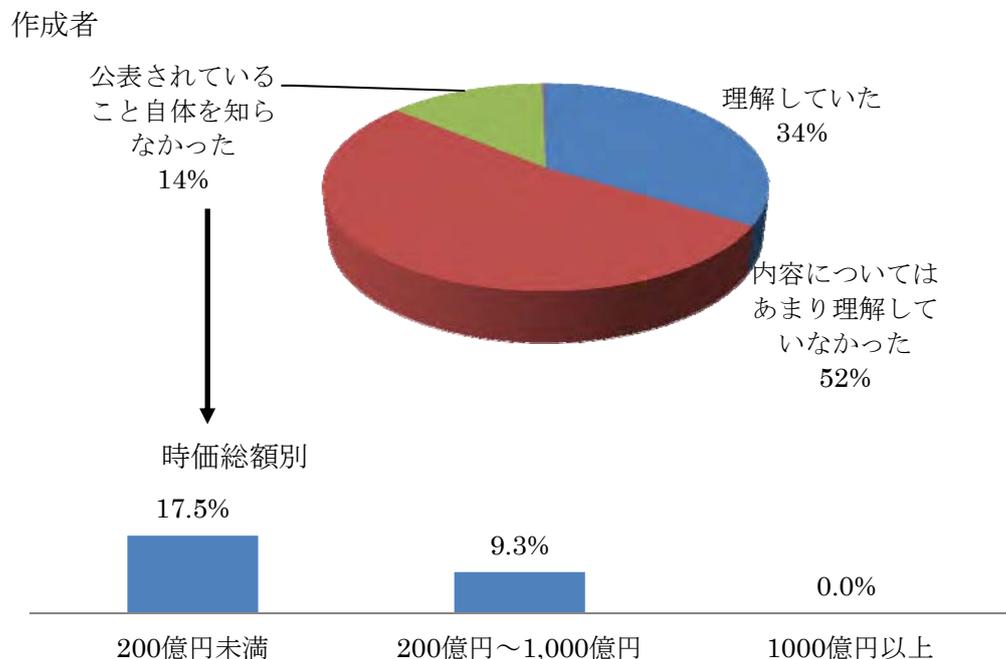
(1) 作成者

今回の調査では、2010年8月にIASBから公表された公開草案「リース」(以下「IASB公開草案」又は「IFRSの公開草案」)に関する借手の会計処理に関する提案の概要を示し、「このような公開草案がIASBから公表されていることを理解していたか」を尋ねた。

この結果、作成者においては、「理解していた」と回答した企業が34%(243社)、「(公表されていることは知っていたものの)内容についてはあまり理解していなかった」と回答した企業が52%(377社)あった。これに対し、「公表されていること自体を知らなかった」と回答した企業が14%(98社)あった。

もっとも、時価総額1,000億円以上の企業(86社)では、「公表されていること自体を知らなかった」との回答はなく、時価総額200億未満の企業(475社)においては、17.5%と、比較的多く見受けられた(図表3-27参照)。

図表 3-27 IASB から公表された公開草案「リース」に関する借手の会計処理の作成者における理解



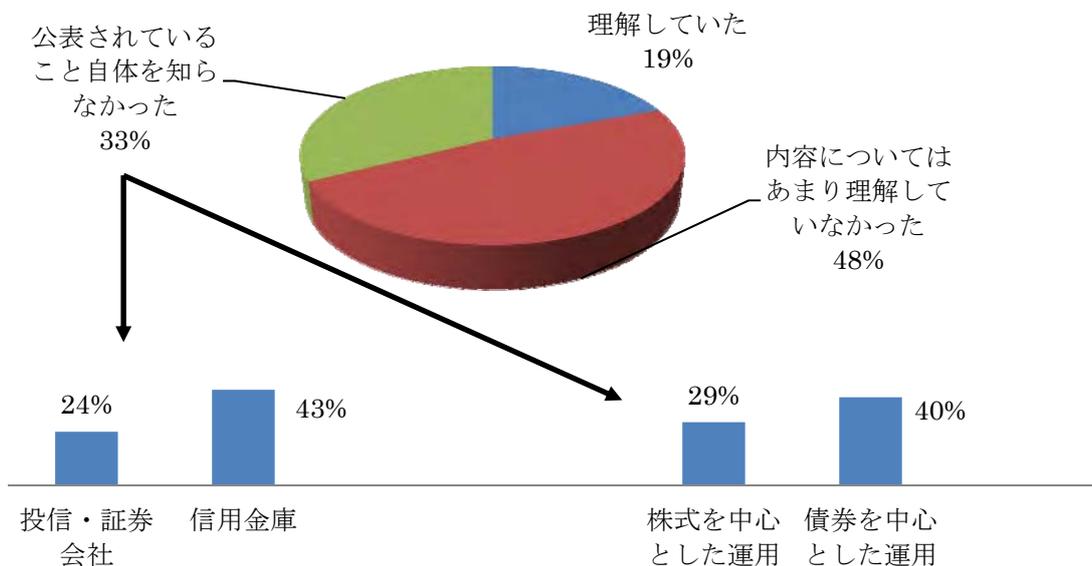
(2) 投資家

同様に、投資家に対しても、IASB 公開草案の概要を示し、「このような公開草案が IASB から公表されていることを理解していたか」を尋ねた結果、「理解していた」とする回答数は 19% (32 社) に過ぎず、「(公表されていることは知っていたものの) 内容についてはあまり理解していなかった」が 48% (80 社)、「公表されていること自体を知らなかった」が 33% (54 社) あった。

これを回答者における主な業種別にみた場合は、「公表されていること自体を知らなかった」について、信用金庫は 43%と多く、また、部署(機能)別では、債券を中心とした運用者が 40%と多かった(図表 3-28 参照)。

図表 3-28 IASB から公表された公開草案「リース」に関する借手の会計処理の投資家における理解

投資家



2. 現行のオペレーティング・リースを借手はオンバランス処理とする提案について

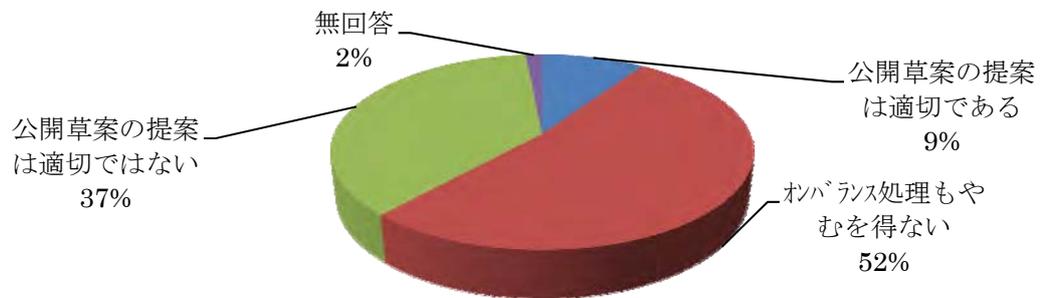
(1) 作成者

2010 年 8 月に IASB から公表された公開草案「リース」では、現行のオペレーティング・リースを、借手はオンバランス処理とする提案をしている点について、作成者の 37%は、「公開草案の提案は適切ではない」としているものの、「現行のオペレーティング・リースのうち解約不能部分は、オンバランス処理もやむを得ない」は 52%、「公開草案の提案は適切である」が 9%あった(図表 3-29 参照)。

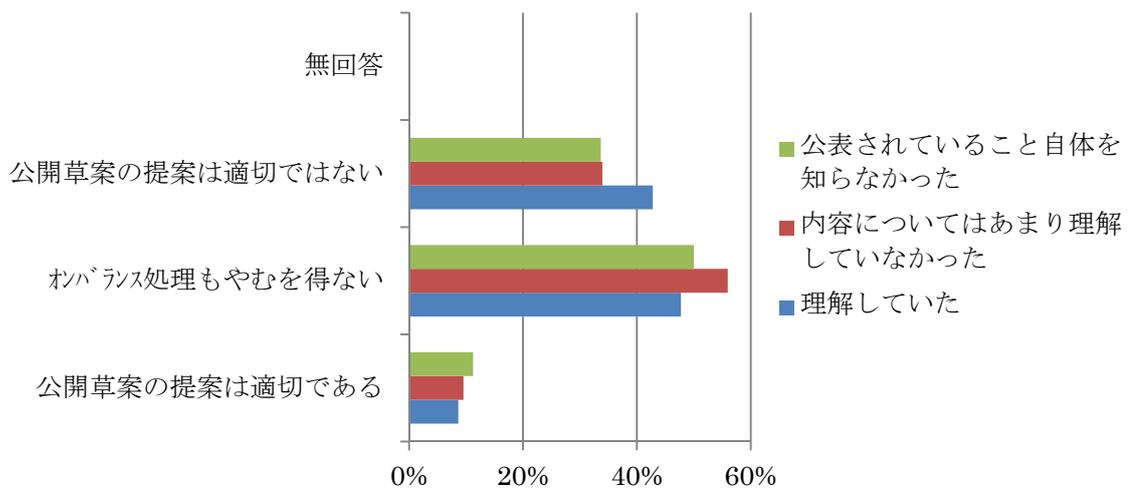
また、IASB 公開草案の理解度・認知度との関係でも、大きく異なるものではないが、「理解していた」と回答した企業(243 社)は、43% (104 社)が「公開草案の提案は

適切ではない」としており、内容を理解している企業ほど反対していることが窺える（図表 3-30 参照）。

図表 3-29 現行のオペレーティング・リースを借手はオンバランス処理とする提案について（作成者全体）



図表 3-30 現行のオペレーティング・リースを借手はオンバランス処理とする提案について（作成者における理解度・認知度）

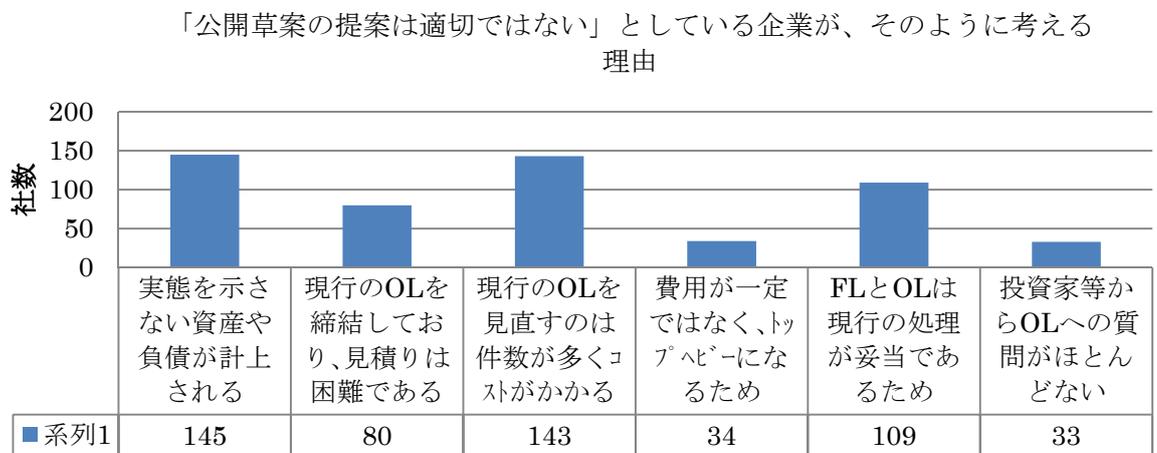
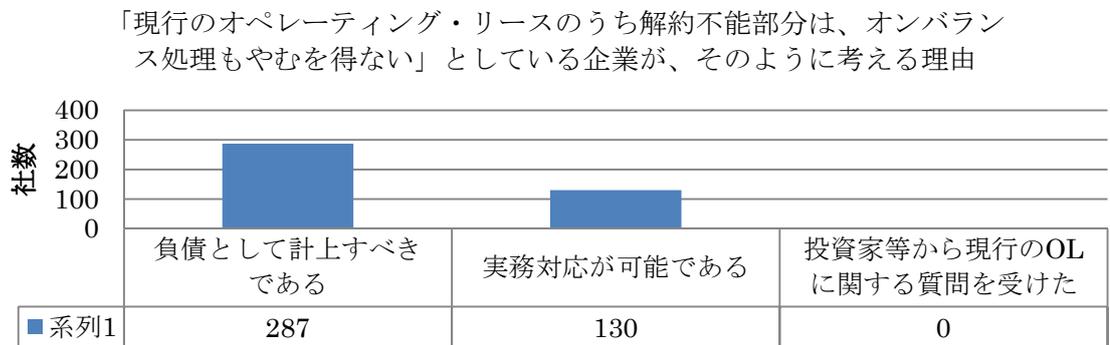
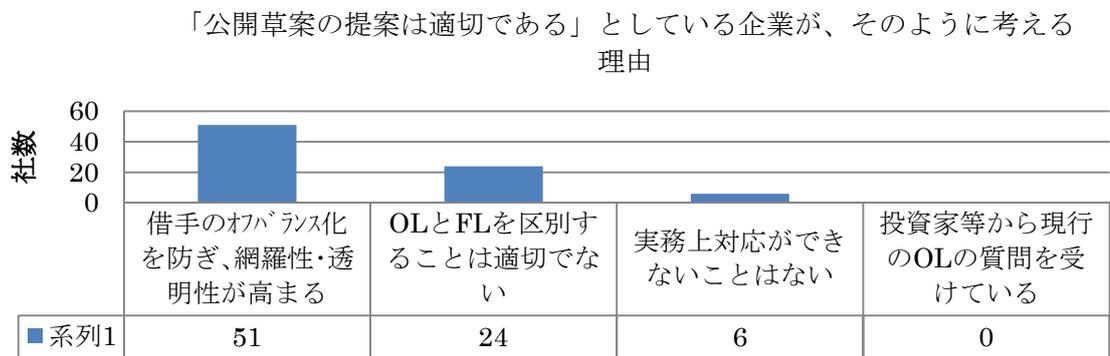


また、「公開草案の提案は適切である」としている企業が、そのように考える理由（複数回答）は、投資家などから現行のオペレーティング・リースに関する質問を受けているというわけではなく、作成者自らが、「借手のオフバランス化を防ぐことができ、網羅性・透明性が高まるため」と考えていることによる。

同様に、「現行のオペレーティング・リースのうち解約不能部分は、オンバランス処理もやむを得ない」としている企業が、そのように考える理由（複数回答）も、投資家などから現行のオペレーティング・リースに関する質問を受けているというわけではなく、作成者自らが、「解約不能部分は、支払が確定しており、負債として計上すべきであるため」と考えていることによる。

他方、「公開草案の提案は適切ではない」としている企業が、そのように考える理由（複数回答）は、「現行のオペレーティング・リースをすべて見積リース料の現在価値で計算したり見直したりすることは、件数が多くコストがかかるため」という実務上のものとともに、「現行のオペレーティング・リースを賃貸借処理とせずオンバランス処理すると、実態を示さない資産や負債が計上されるため」「ファイナンス・リースとオペレーティング・リースは、経済的性格が異なり、現行の処理が妥当であるため」という積極的なものも多かった（図表 3-31 参照）。

図表 3-31 公開草案の提案を適切・不適切と考える理由（作成者）

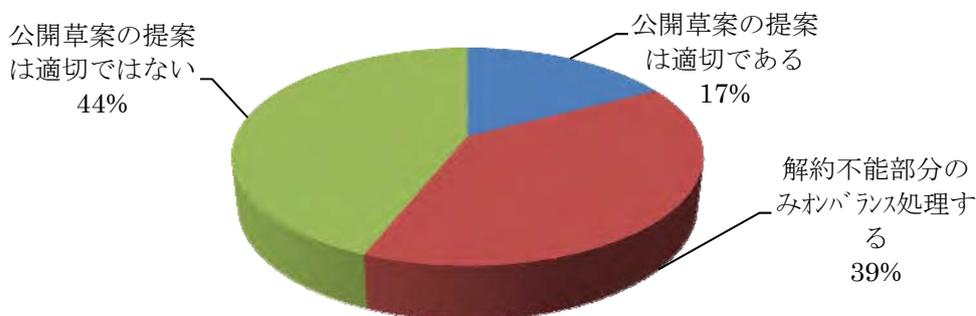


(2) 投資家

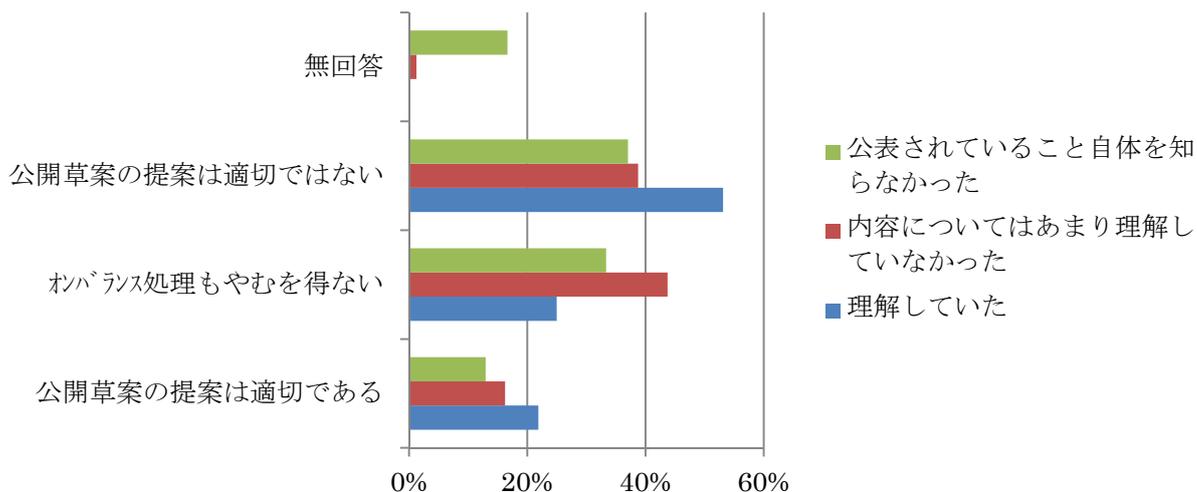
2010年8月にIASBから公表された公開草案「リース」では、現行のオペレーティング・リースを、借手はオンバランス処理とする提案をしている点について、投資家の44%は、「公開草案の提案は適切ではない」としており、作成者より多くの割合となっている。もっとも、「公開草案の提案は適切である」が17%であり、これも作成者より多くの割合となっている（図表3-32参照）。

また、IASB公開草案の理解度・認知度との関係では、「理解していた」と回答した投資家は、53%（17社）が「公開草案の提案は適切ではない」としているものの、「公開草案の提案は適切である」が22%（7社）あった（図表3-33参照）。

図表 3-32 現行のオペレーティング・リースを借手はオンバランス処理とする提案について（投資家全体）



図表 3-33 現行のオペレーティング・リースを借手はオンバランス処理とする提案について（投資家における理解度・認知度）

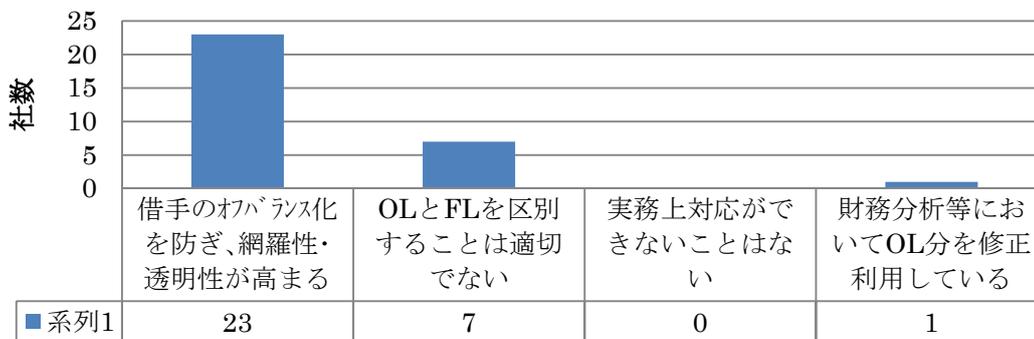


また、投資家が、公開草案の提案をどのように考えているかについて、それぞれ、そのように考える理由（複数回答）の傾向は、作成者と同様であった（図表3-34参

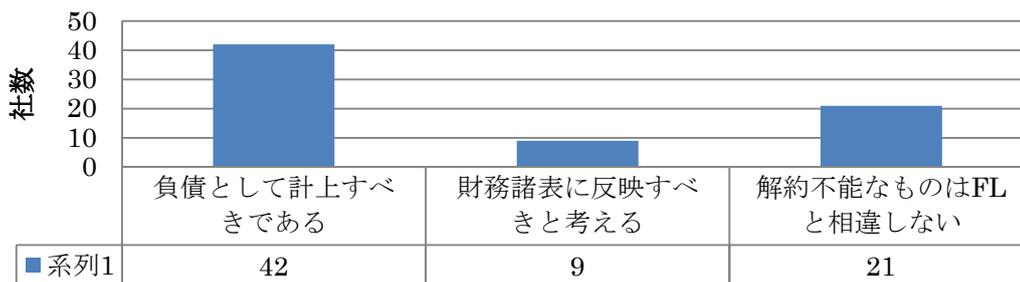
照)。

図表 3-34 公開草案の提案を適切・不適切と考える理由 (投資家)

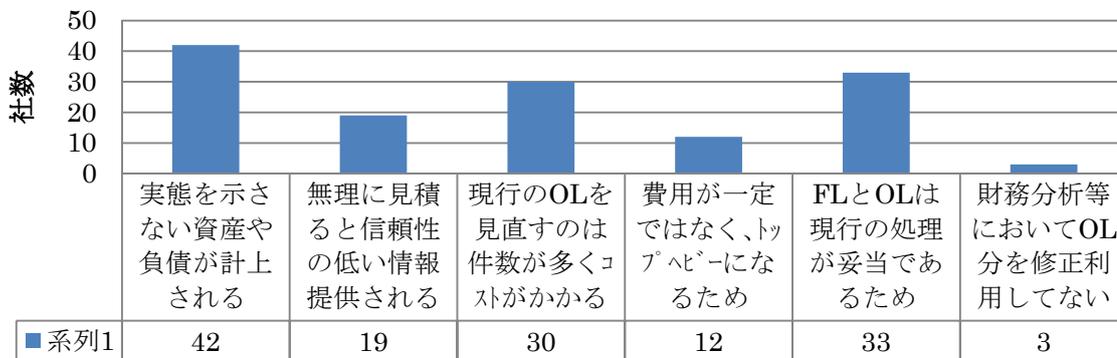
「公開草案の提案は適切である」としている投資家が、そのように考える理由



「現行のオペレーティング・リースのうち解約不能部分は、オンバランス処理もやむを得ない」としている投資家が、そのように考える理由



「公開草案の提案は適切ではない」としている投資家が、そのように考える理由



3. IFRS の公開草案が基準化した場合、わが国のリース会計基準における借手の会計処理について

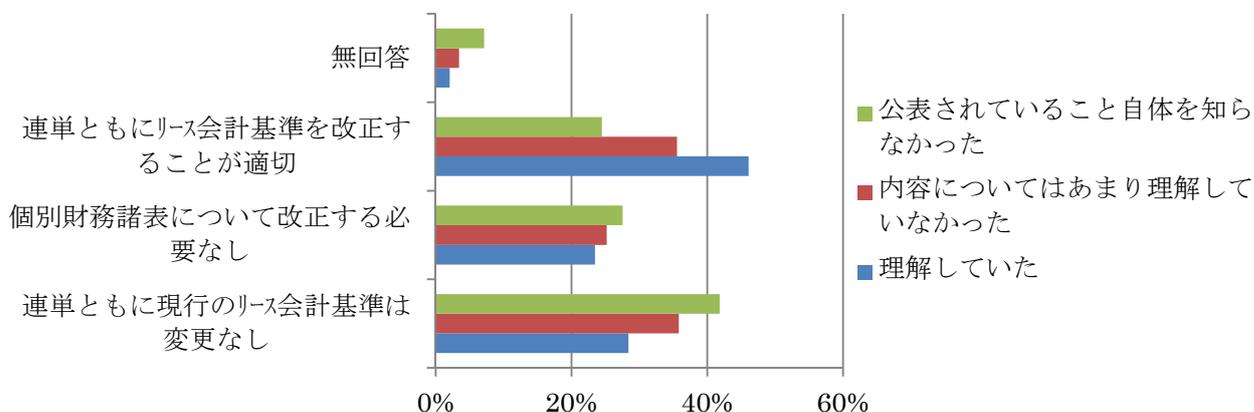
(1) 作成者

「IFRS の公開草案が基準化した場合、わが国のリース会計基準における借手の会計処理について、どのように考えるか」に対する作成者の回答は、図表 3-35 のとおり、「連単ともに、コンバージェンスするように日本の現行のリース会計基準を改正することが適切である」が 38%、「連単ともに、日本の現行のリース会計基準を変更する必要はない」が 34%と拮抗し、「連結財務諸表においてコンバージェンスするように日本の現行のリース会計基準を改正することはやむを得ないが、個別財務諸表については改正する必要はない」も 25%を占めた。これを IASB 公開草案の理解度・認知度との関係で分析すると、「理解していた」と回答した企業 243 社のうち、「連単ともに、コンバージェンスするように日本の現行のリース会計基準を改正することが適切である」とする回答は 46% (112 社) であるが、「連単ともに、日本の現行のリース会計基準を変更する必要はない」とする回答は 28% (69 社) にとどまる (図表 3-36 参照)。

図表 3-35 IFRS の公開草案が基準化した場合、わが国のリース会計基準における借手の会計処理 (作成者全体)

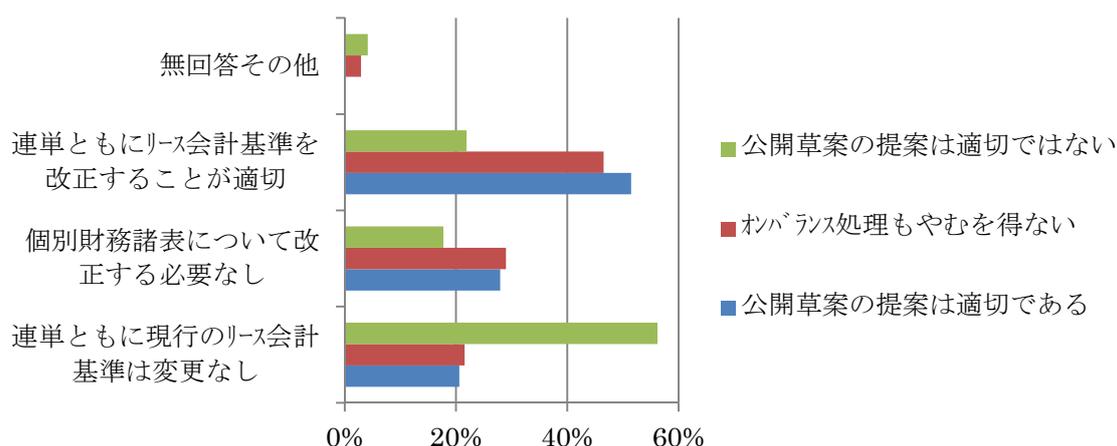


図表 3-36 IFRS の公開草案が基準化した場合、わが国のリース会計基準における借手の会計処理 (作成者における理解度・認知度別)



また、この「IFRS の公開草案が基準化した場合、わが国のリース会計基準における借手の会計処理について、どのように考えるか」という質問に対し、IASB 公開草案への見解別にみた作成者の回答は、図表 3-37 のとおりである。すなわち、「公開草案の提案は適切である」及び「オンバランス処理もやむを得ない」と回答した企業のうち、「連単ともに、コンバージェンスするように日本の現行のリース会計基準を改正することが適切である」と回答した企業は、それぞれ 51% (35 社)、47% (175 社) であった。逆に、「公開草案の提案は適切ではない」と回答した企業のうち、56% (149 社) は、「連単ともに、日本の現行のリース会計基準を変更する必要はない」と回答し、「連単ともに、コンバージェンスするように日本の現行のリース会計基準を改正することが適切である」と回答した企業は、22% (58 社) にとどまる。

図表 3-37 IFRS の公開草案が基準化した場合、わが国のリース会計基準における借手の会計処理（作成者において IASB 公開草案への見解別）



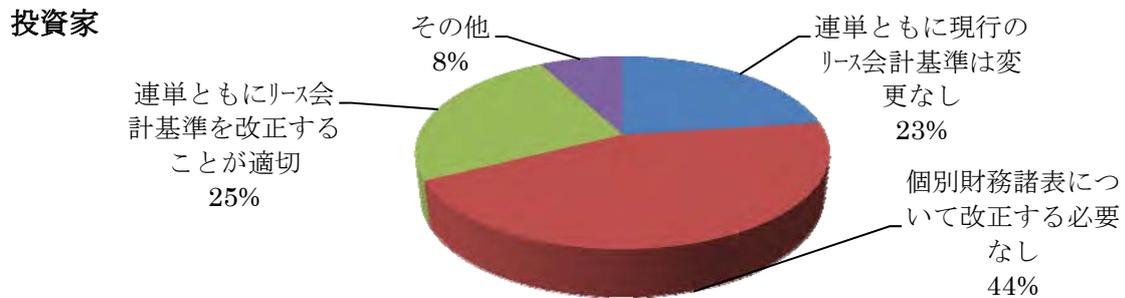
(2) 投資家

「IFRS の公開草案が基準化した場合、わが国のリース会計基準における借手の会計処理について、どのように考えるか」に対する投資家の回答は、図表 3-38 のとおりである。

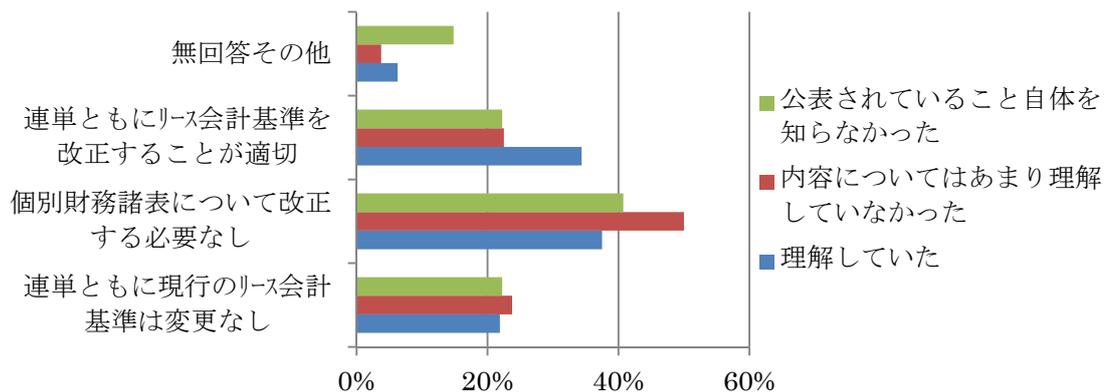
これを IASB 公開草案の理解度・認知度との関係で分析すると、「理解していた」と回答した投資家 32 社のうち、「連単ともに、コンバージェンスするように日本の現行のリース会計基準を改正することが適切である」とする回答は 34% (11 社) であるが、「連単ともに、日本の現行のリース会計基準を変更する必要はない」とする回答は 22% (7 社) にとどまる (図表 3-39 参照)。これは、同じ質問に回答した作成者と同様の傾向である (図表 3-36 参照)。もっとも、企業の場合は、「連単ともに、コンバージェンスするように日本の現行のリース会計基準を改正することが適切である」とする回答が 46%と最も多かったのに対し、投資家の場合は、「連結財務諸表

においてコンバージェンスするように改正することはやむを得ないが、（企業の税務や会社法への対応も考慮すると）個別財務諸表については現行のリース会計基準を改正する必要はない」とする回答が 38%（12 社）と最も多かった。

図表 3-38 IFRS の公開草案が基準化した場合、わが国のリース会計基準における借手の会計処理（投資家全体）

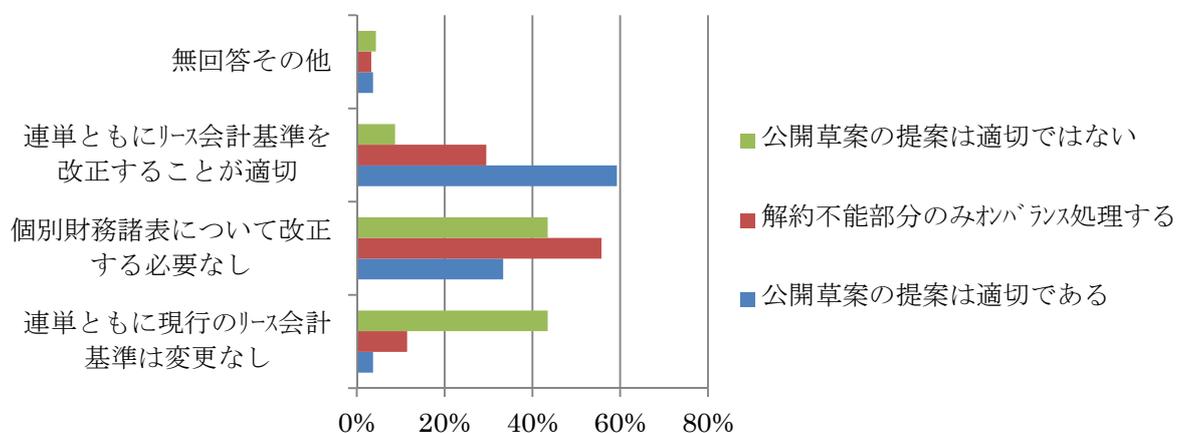


図表 3-39 IFRS の公開草案が基準化した場合、わが国のリース会計基準における借手の会計処理（投資家における理解度・認知度）



また、この「IFRS の公開草案が基準化した場合、わが国のリース会計基準における借手の会計処理について、どのように考えるか」という質問に対し、IASB 公開草案への見解別にみた投資家の回答は、図表 3-40 のとおりである。すなわち、「公開草案の提案は適切である」と回答した投資家のうち、「連単ともに、コンバージェンスするように日本の現行のリース会計基準を改正することが適切である」という回答は、59%（16 社）であり、逆に、「公開草案の提案は適切ではない」と回答した投資家のうち、43%（30 社）は、「連単ともに、日本の現行のリース会計基準を変更する必要はない」と回答している。

図表 3-40 IFRS の公開草案が基準化した場合、わが国のリース会計基準における借手の会計処理（投資家において IASB 公開草案への見解別）



4. IASB 公開草案における貸手の処理に関する理解

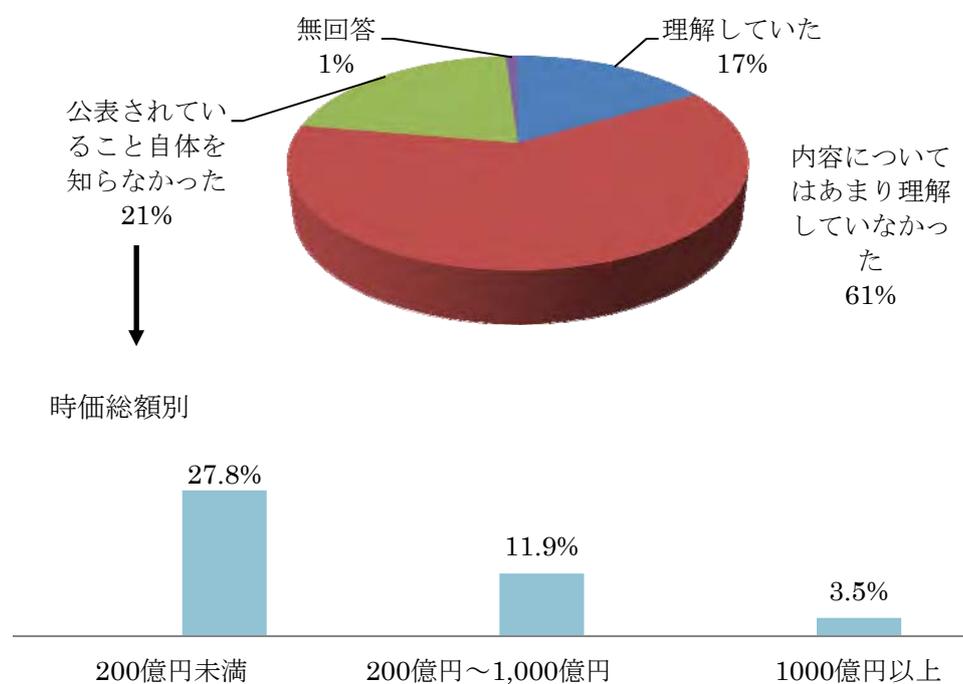
(1) 作成者

2010年8月にIASBから公表された公開草案「リース」における貸手の会計処理に関する提案の概要を示したうえで、「このような貸手の処理が提案されていることを理解していたか」を尋ねた。

作成者において「理解していた」と回答した企業は、17%（119社）に過ぎず、「公表されていること自体を知らなかった」と回答した企業が21%（153社）あった。借手の会計処理に関する提案の理解（III1(1)参照）に比べ、貸手の会計処理に関する提案については、理解されていない。

特に、時価総額200億未満の企業（475社）においては、28%が、「公表されていること自体を知らなかった」と回答している（図表3-41参照）。

図表 3-41 IASB から公表された公開草案「リース」に関する貸手の会計処理の作成者における理解

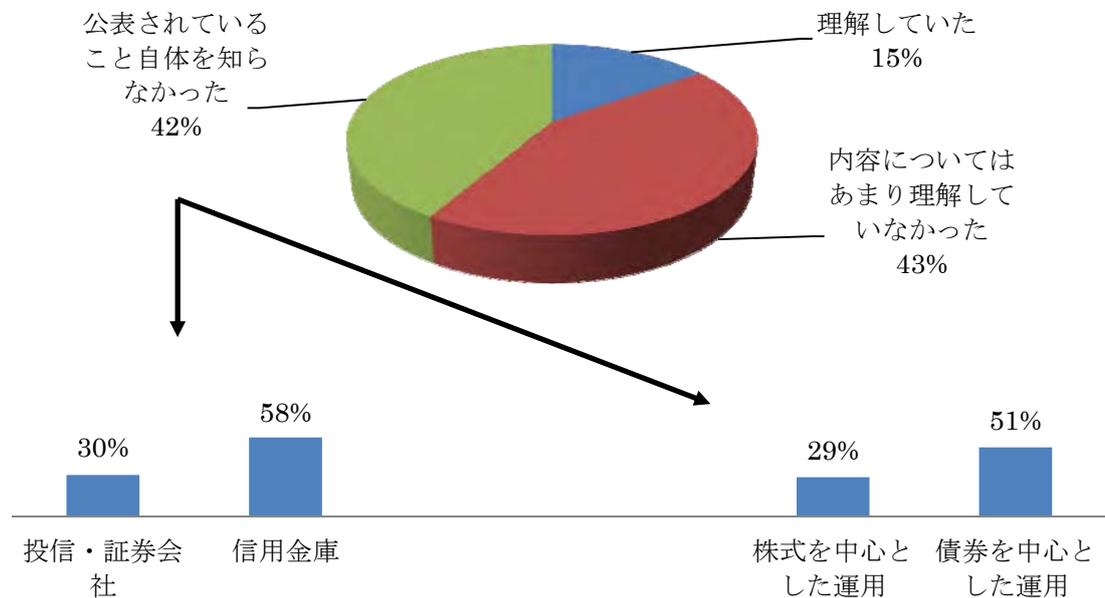


(2) 投資家

同様に、投資家に対しても、IASB 公開草案における貸手の会計処理に関する提案の概要を示したうえで、「このような貸手の処理が提案されていることを理解していたか」を尋ねた結果、「理解していた」とする回答数は15% (25社) に過ぎず、「(公表されていることは知っていたものの) 内容についてはあまり理解していなかった」が43% (72社)、「公表されていること自体を知らなかった」が42% (69社) あった。

また、これを回答者における主な業種別にみた場合は、借手の会計処理に関する提案の理解(図表 3-28)と同様に、「公表されていること自体を知らなかった」について、信用金庫は58%と多く、また、部署(機能)別では、債券を中心とした運用者が51%と多かった(図表 3-42 参照)。

図表 3-42 IASB から公表された公開草案「リース」に関する貸手の会計処理の投資家における理解



5. IFRS の公開草案が基準化した場合、わが国のリース会計基準における貸手の会計処理について

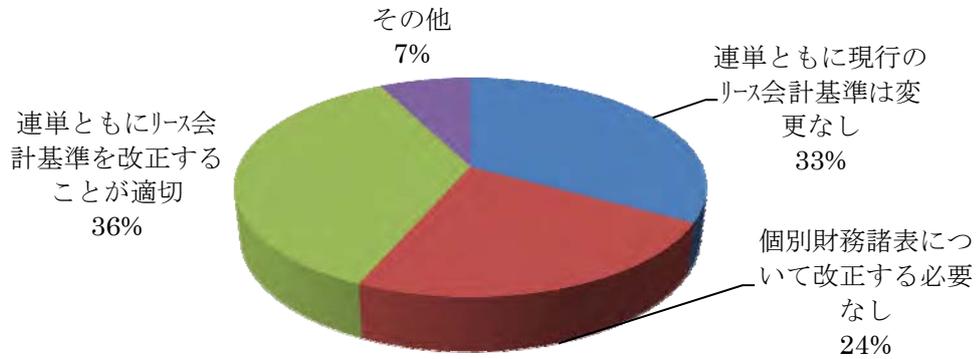
「IFRS の公開草案が基準化した場合、わが国のリース会計基準における貸手の会計処理について、どのように考えるか」に対する作成者の回答は、図表 3-43 のとおり、「連単ともに、コンバージェンスするように日本の現行のリース会計基準を改正することが適切である」が 36%、「連単ともに、日本の現行のリース会計基準を変更する必要はない」が 33%と拮抗し、「連結財務諸表においてコンバージェンスするように日本の現行のリース会計基準を改正することはやむを得ないが、個別財務諸表については改正する必要はない」も 24%を占めた。

これを IASB 公開草案の理解度・認知度との関係で分析すると、「理解していた」と回答した企業 119 社のうち、「連単ともに、コンバージェンスするように日本の現行のリース会計基準を改正することが適切である」とする回答は 46% (55 社) であるが、「連単ともに、日本の現行のリース会計基準を変更する必要はない」とする回答は 24% (29 社) にとどまる (図表 3-44 参照)。

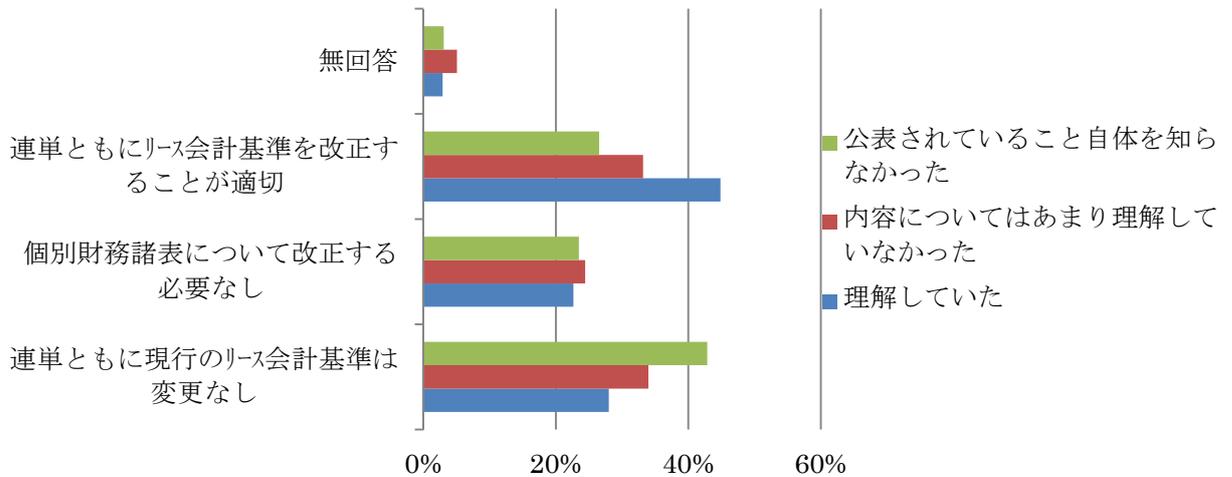
この傾向は、「IFRS の公開草案が基準化した場合、わが国のリース会計基準における借手の会計処理について、どのように考えるか」に対する作成者の回答 (図表 3-35 及び図表 3-36) と整合的である。

図表 3-43 IFRS の公開草案が基準化した場合、わが国のリース会計基準における貸手の会計処理（作成者全体）

作成者



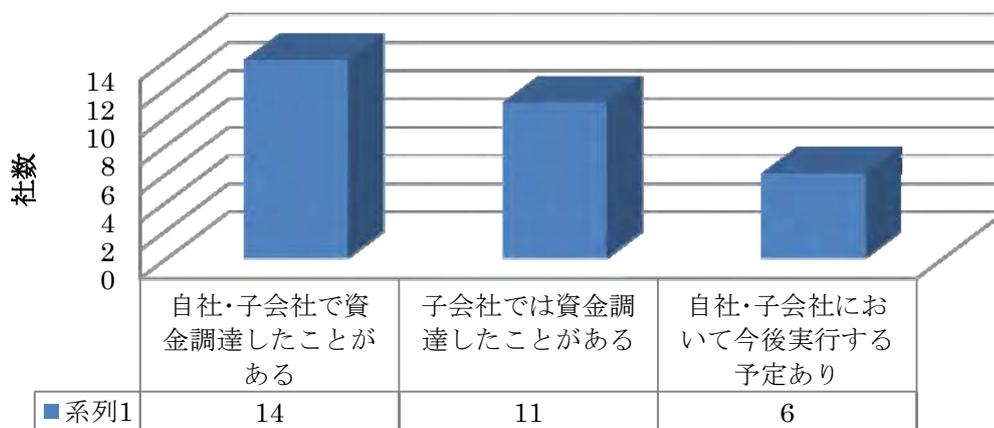
図表 3-44 IFRS の公開草案が基準化した場合、わが国のリース会計基準における貸手の会計処理（作成者における理解度・認知度別）



6. リース債権の流動化・証券化による資金調達・運用

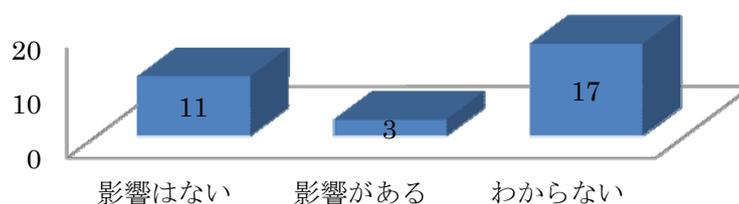
作成者に対し、リース債権の流動化・証券化による資金調達について尋ねた結果、これまで資金調達したことがある企業（25社）に加え、これまで資金調達したことはないが、今後、実行する予定がある企業（6社）を加えても、合計31社（4%）であった（図表 3-45 参照）。

図表 3-45 リース債権の流動化・証券化による資金調達を実行・検討している企業



これらの企業が、仮に連結財務諸表に IFRS が強制適用された場合、リース債権の流動化・証券化による資金調達へ影響があるかを回答したものが、図表 3-46 である。

図表 3-46 仮に連結財務諸表に IFRS が強制適用された場合、リース債権の流動化・証券化による資金調達への影響



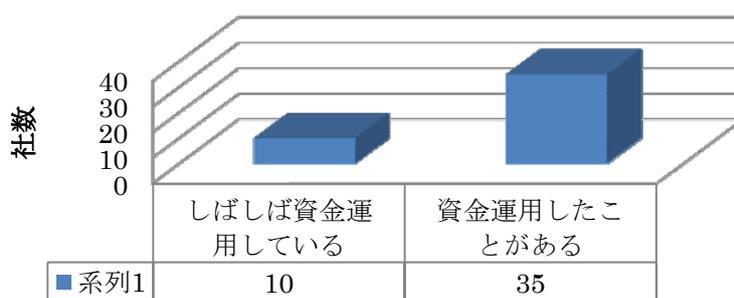
影響の有無	その理由（複数回答）	回答社数
影響はない	会計処理に関わらず、リース債権の流動化・証券化は、有力な資金調達手段として位置づけているため	5
	IFRS の適用による影響は、限定的であると考えているため	6
影響がある	IFRS の適用によって、リース債権の流動化・証券化による資金調達はオンバランス化になる可能性があり、メリットが失われるため	3
	IFRS の適用により、リース債権の流動化・証券化以外の資金調達にシフトするため	1
影響があるかどうかわからない	今後、IFRS がどのように改正されていくのか不透明であるため	11
	IFRS の適用による影響を、まだ検討していないため	7

なお、リース債権の流動化・証券化による資金調達を実行・検討していると回答した企業の中には、「前事業年度末におけるリース債権の残高」が100億円以下と回答した企業も含まれているため、前事業年度末におけるリース債権の残高100億円超に限定して再度分析したが、「影響はない」とした企業も、「影響があるかどうかわからない」とした企業もそれぞれ21%であり、その傾向に大きな変化はない。

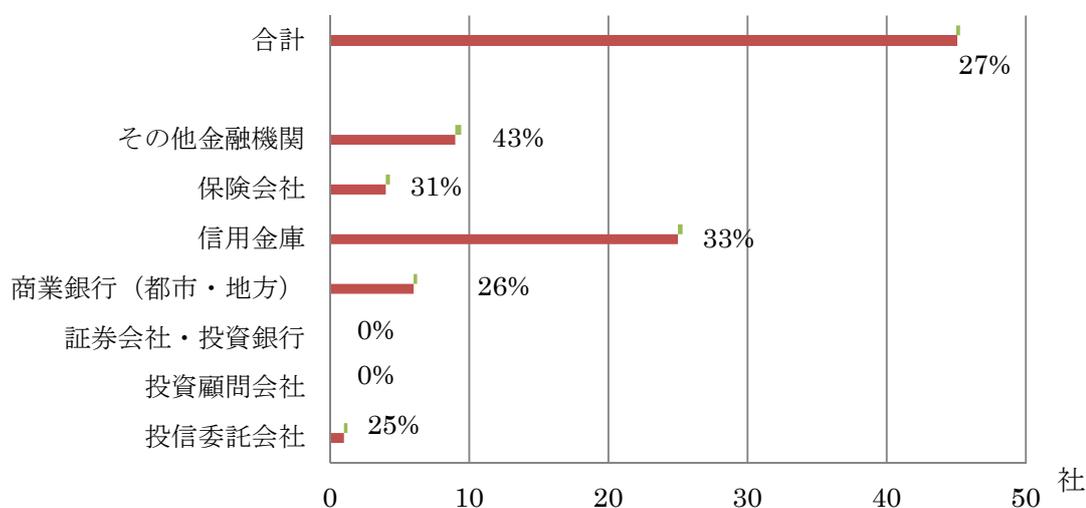
7. リース債権の流動化・証券化による資金運用

投資家に対し、リース債権の流動化商品・証券化商品による資金運用について尋ねた結果、これまで資金運用したことがあると回答した投資家は45社（27%）であった（図表 3-47 参照）。これらの投資家を業種別にみると、信用金庫が25行（アンケートに回答した信用金庫76行の33%）と最も多かった（図表 3-48 参照）。

図表 3-47 リース債権の流動化商品・証券化商品による資金運用を実行している投資家

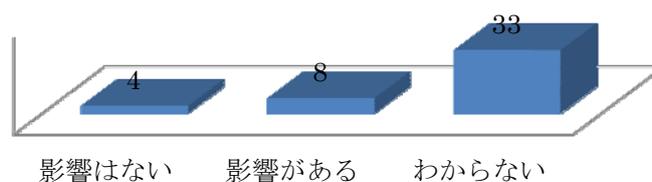


図表 3-48 リース債権の流動化商品・証券化商品による資金運用を実行している投資家の業種



これらの投資家が、仮に自らの連結財務諸表に IFRS が強制適用された場合、リース債権の流動化商品・証券化商品による資金運用に影響があるかを回答したものが、図表 3-49 である。

図表 3-49 仮に連結財務諸表に IFRS が強制適用された場合、リース債権の流動化商品・証券化商品による資金運用への影響



影響の有無	その理由（複数回答）	回答社数
影響はない	会計処理に関わらず、リース債権の流動化商品・証券化商品は、有力な資金運用手段として位置づけているため	0
	IFRS の適用による影響は、限定的であると考えているため	3
	その他	1
影響がある	IFRS の適用によって、リース債権の流動化商品・証券化商品による運用は、公正価値評価され、評価差額を当期の損益に計上しなければならなくなる可能性があるため	5
	IFRS の適用によって、リース債権の流動化商品・証券化商品による運用は、公正価値評価され、当該公正価値に関する注記が増大するため	3
影響があるかどうかわからない	今後、IFRS がどのように改正されていくのか不透明であるため	19
	IFRS の適用による影響を、まだ検討していないため	16

第2章 アンケート調査結果の分析

I. IFRS への制度的な対応について

1. IFRS の強制適用について

第1章で記載のとおり、この質問に対しては、作成者及び投資家ともに、「IFRSは上場企業の連結財務諸表における任意適用とし、日本基準のコンバージェンスは必要に応じて行っていくべき」が最も多い割合（作成者47%、投資家52%）を占め、「すべての上場企業の連結財務諸表にIFRSを強制適用すべき」は、最も少ない割合（作成者6%、投資家11%）であった（図表3-13参照）²。

また、「連結財務諸表にIFRSを強制適用する場合、どのような点が懸念されるか」について、「特に懸念はない」は、作成者が2%、投資家は4%に過ぎず、作成者・投資家ともに、「運用・解釈や監査によって、財務報告の内容に相違が生じる可能性があること」や「現在の日本の会計基準と大きく異なる可能性があること」について、大きな懸念を有している（図表3-17参照）³。

さらに、「IFRSの強制適用やコンバージェンスの進展により、財務諸表は利用しやすくなると思うかどうか」について、作成者・投資家ともに、「どちらともいえない」という回答が過半を占めたものの、「いいえ」（IFRSの強制適用やコンバージェンスの進展により、財務諸表は利用しやすくなるとは思わない）が3分の1以上であり、「はい」は1割程度に過ぎなかった（図表3-18参照）。

このような今回の調査結果を考慮する限り、上場企業の連結財務諸表においても、IFRSを強制適用することは慎重に考えるべきということになる。このような意見に至る要因は、以下のように整理することができる。

- (1) 「IFRSの強制適用やコンバージェンスの進展により、財務諸表は利用しやすくなると思うかどうか」について、作成者のみならず、投資家においても、「いいえ」（IFRSの強制適用やコンバージェンスの進展により、財務諸表は利用しやすくなるとは思わない）が「はい」を上回っていた。
- (2) 作成者において、時価総額1,000億円以上の企業（86社）は、IFRS適用やその準

² ただし、「すべて又は一定の上場企業の連結財務諸表にIFRSを強制適用する」への回答が、IFRS適用に向けた準備が進んでいる企業においては合計44%（図表3-15参照）、株式運用関連の部署（機能）における投資家は合計48%の回答があった（図表3-16参照）。このように、IFRSへの制度的な対応についての考え方は、立場によって異なる。

³ もっとも、作成者において「IFRSの解釈の相違や監査報酬の増大など、監査に係る懸念」や「現在のIFRSの適用について、解釈や判断が困難」という点は、「IFRS適用やその準備に関して障害と考えられること」の中で、相対的に大きな割合を占めていない（図表3-10から図表3-12参照）。これを統合的に理解するためには、以下のような解釈が考えられる。

- ① 「運用・解釈や監査によって、財務報告の内容に相違が生じる可能性があること」は、個々の企業においては必ずしも障害とは考えていないが、会計制度全体としては懸念されている。
- ② 個々の企業における障害としては、それ以上の要因が重大と考えているために、「運用・解釈や監査によって、財務報告の内容に相違が生じる可能性があること」は、相対的に重大と考えていないようにみえる。

備に関する障害として、「今後の IFRS の設定が流動的」や「個別財務諸表との調整」という外部的な要因を挙げている。特に、前者については、IFRS の開発に関わる論点であり、単にわが国が IASB に対する発言力を強化することによってだけでは対応し難い問題を含んでいる。

(3) 作成者でも、時価総額 100 億未満の企業 (387 社) では、IFRS 適用やその準備に関する障害として、「IFRS に関する理解の難しさや人材が不十分」という内部的な要因を挙げている。これは、少なくとも強制適用において、すべての上場企業を対象とした場合での実行面の懸念を示している。

2. 個別財務諸表について

すべての上場企業の連結財務諸表について IFRS の強制適用しない場合でも、一定の上場企業の連結財務諸表について IFRS を強制適用したり、IFRS とのコンバージェンスを図っていったりする場合、個別財務諸表をどのように取り扱っていくかという論点がある。この点について、今回の調査では、作成者、投資家とも、「簡素化したうえで個別財務諸表を存続した方がよい」という回答が 40%以上あった。このような今回の調査結果を考慮する限り、個別財務諸表を存続しつつも、その開示内容等を簡素化した会計制度設計が考えられる⁴。

II. IFRS のリース会計基準の見直しについて

1. 現行のオペレーティング・リースを借手はオンバランス処理とする提案について

この質問に対して、作成者の 52%は、「現行のオペレーティング・リースのうち解約不能部分は、オンバランス処理もやむを得ない」と回答しており、37%が「公開草案の提案は適切ではない」と回答していた。これは、IASB 公開草案の理解度・認知度との関係でも、大きく異なるものではない (図表 3-29 及び図表 3-30 参照)。

他方、投資家の 44%は、「公開草案の提案は適切ではない」と回答しており、作成者より多くの割合となっている。また、投資家の 39%が「現行のオペレーティング・リースのうち解約不能部分は、オンバランス処理もやむを得ない」と回答している。また、IASB 公開草案を「理解していた」と回答した投資家の 53% (17 社) が「公開草案の提案は適切ではない」と回答しているものの、「公開草案の提案は適切である」への回答も 22% (7 社) であり、いずれも投資家全体の比率よりも上回っていた (図表 3-32 及び図表 3-33 参照)。このように、IASB 公開草案の提案は支持を得ておらず、むしろ適切ではないと考えている作成者や投資家が多く存在していることが窺える。

これに対して、「IFRS の公開草案が基準化した場合、わが国のリース会計基準における借手の会計処理について、どのように考えるか」に対する作成者の回答は、「連単と

⁴ なお、2 番目に多く寄せられた回答は、作成者からは「個別財務諸表を廃止すべきである」(25%)であったが、投資家からは、「現状のまま個別財務諸表を存続すべきである」(33%)であり、「個別財務諸表を廃止すべきである」への回答は 6%に過ぎなかった。

もに、コンバージェンスするように日本の現行のリース会計基準を改正することが適切である」とする回答が38%と最も多く、また、IASB 公開草案を「理解していた」と回答した企業では、46%を占めた。ただし、「連単ともに、日本の現行のリース会計基準を変更する必要はない」（34%）と、「連結財務諸表においてコンバージェンスするように日本の現行のリース会計基準を改正することはやむを得ないが、個別財務諸表については改正する必要はない」（25%）を合わせると、59%は、少なくとも個別財務諸表の改正は必要ないと考えている（図表 3-35 参照）。

また、「公開草案の提案は適切ではない」と回答した企業のうち、56%は「連単ともに、日本の現行のリース会計基準を変更する必要はない」と回答し、「連単ともに、コンバージェンスするように日本の現行のリース会計基準を改正することが適切である」と回答した企業は、22%にとどまっている（図表 3-37 参照）。

投資家においては、「連結財務諸表においてコンバージェンスするように改正することはやむを得ないが、（企業の税務や会社法への対応も考慮すると）個別財務諸表については現行のリース会計基準を改正する必要はない」とする回答が44%と最も多かった（図表 3-38 参照）。また、IASB 公開草案を「理解していた」と回答した投資家（32社）でも38%（12社）を占めた。

このように、IASB 公開草案の提案は適切ではないと考えている作成者や投資家が多くいるにもかかわらず、これが基準化された場合には、少なくとも連結財務諸表については、わが国でもコンバージェンスすべきであるという回答が多い。

「公開草案の提案は適切ではない」と回答した企業のうち、半数以上は、「連単ともに、日本の現行のリース会計基準を変更する必要はない」と回答していることや、投資家においては「個別財務諸表については現行のリース会計基準を改正する必要はない」とする回答が最も多かった点などを考慮する必要がある。

2. IASB 公開草案における貸手の処理の提案について

2010年8月にIASBから公表された公開草案「リース」における貸手の会計処理に関する提案については、「理解していた」と回答した企業は、作成者において17%（119社）投資家において15%（25社）に過ぎなかった。他方、「公表されていること自体を知らなかった」と回答した企業が、作成者において21%（153社）、投資家においては42%（69社）もあった。このように、借手の会計処理に関する提案の理解に比べ、貸手の会計処理に関する提案については、理解されていない（図表 3-41 及び図表 3-42 参照）。

また、「IFRSの公開草案が基準化した場合、わが国のリース会計基準における貸手の会計処理について、どのように考えるか」に対して、作成者は、「連単ともに、コンバージェンスするように日本の現行のリース会計基準を改正することが適切である」とする回答が36%、「連単ともに、日本の現行のリース会計基準を変更する必要はない」とする回答は33%と、ほぼ同じである（図表 3-43）。

しかしながら、IASB 公開草案を「理解していた」と回答した企業119社のうち、「連

単ともに、コンバージェンスするように日本の現行のリース会計基準を改正することが適切である」とする回答は46% (55社) であるが、「連単ともに、日本の現行のリース会計基準を変更する必要はない」とする回答は24% (29社) であった(図表 3-44 参照)。

3. リース債権の流動化・証券化による資金調達・運用について

リース債権の流動化・証券化による資金調達に関わる作成者は、4% (31社) と多くはないが、これらの企業のうち、現段階で「仮に連結財務諸表にIFRSが強制適用された場合、リース債権の流動化・証券化による資金調達へ影響がある」とした回答は、そのうちの10% (3社) に過ぎなかった(図表 3-46 参照)。

また、リース債権の流動化商品・証券化商品による資金運用の経験のある投資家は45社 (27%) であり、これらの企業のうち、現段階で、「仮に自らの連結財務諸表にIFRSが強制適用された場合、リース債権の流動化商品・証券化商品による資金運用に影響がある」とした回答は、そのうちの18% (8社) であった(図表 3-49 参照)。

もっとも、リース債権の流動化・証券化による資金調達に関わる作成者の55% (17社)、リース債権の流動化商品・証券化商品による資金運用の経験のある投資家の73% (33社) は、IFRSが強制適用された場合の影響について、「今後、IFRSがどのように改正されていくのか不透明」であったり「IFRSの適用による影響を、まだ検討していない」ことであったりすることにより、現段階では「わからない」としている点に留意する必要がある(図表 3-46 及び図表 3-49 参照)。

第3章 アンケート調査における質問事項と回答状況

上場企業及び機関投資家に対する質問事項と回答状況は以下のとおりである。なお、これらの回答について、属性別による集計は、別添資料にて掲載している。

I. 上場企業（財務・経理の部署）に対する質問事項と回答状況

II. 貴社について

Q1. 上場している主な市場をお答えください。（〇はひとつだけ）

1. 東京証券取引所 第1部	5. 名古屋証券取引所・札幌証券取引所・福岡証券取引所
2. 東京証券取引所 第2部	6. 新興市場（JASDAQ、東証マザーズ、名証セントレックス、札証
3. 大阪証券取引所 第1部	アンビシャス、福証 Q-Board など）
4. 大阪証券取引所 第2部	7. その他

選択肢	回答数（社）	割合（%）
東京証券取引所第1部	325	45.1
東京証券取引所第2部	81	11.3
大阪証券取引所第1部	9	1.3
大阪証券取引所第2部	44	6.1
名古屋・札幌・福岡証券取引所	39	5.4
新興市場	214	29.7
その他	0	0.0
無回答	8	1.1
合計	720	100.0

Q2. 連結財務諸表の作成に採用している会計基準をお答えください。（〇はひとつだけ）

1. 日本の会計基準	4. 作成していない（重要な子会社がないため）
2. 米国会計基準	5. その他（
3. 国際会計基準（IFRS/IAS）	）

選択肢	回答数（社）	割合（%）
日本の会計基準	626	87.0
米国会計基準	7	1.0
国際会計基準(IFRS /IAS)	1	0.1

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
作成していない	83	11.5
その他	2	0.3
無回答	1	0.1
合計	720	100.0

Q3. 貴社の直近の時価総額をお答えください。(〇はひとつだけ)

1. 10 億円未満	6. 500 億円以上～1,000 億円未満
2. 10 億円以上～50 億円未満	7. 1,000 億円以上～5,000 億円未満
3. 50 億円以上～100 億円未満	8. 5,000 億円以上～1 兆円未満
4. 100 億円以上～200 億円未満	9. 1 兆円以上
5. 200 億円以上～500 億円未満	

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
10 億円未満	64	8.9
10 億円以上～50 億円未満	211	29.3
50 億円以上～100 億円未満	112	15.6
100 億円以上～200 億円未満	88	12.2
200 億円以上～500 億円未満	96	13.3
500 億円以上～1000 億円未満	55	7.6
1000 億円以上～5000 億円未満	69	9.6
5000 億円以上～1 兆円未満	10	1.4
1 兆円以上	7	1.0
無回答	8	1.1
合計	720	100.0

Q4. 前事業年度末における固定資産・無形固定資産に占めるファイナンス・リースの比率をお答えください。(〇はひとつだけ)

1. 1%以下	4. 10%超～20%以下	7. 40%超～50%以下
2. 1%超～5%以下	5. 20%超～30%以下	8. 50%超
3. 5%超～10%以下	6. 30%超～40%以下	

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
1%以下	406	56.4
1%超～5%以下	187	26.0
5%超～10%以下	61	8.5

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
10%超～20%以下	27	3.8
20%超～30%以下	11	1.5
30%超～40%以下	5	0.7
40%超～50%以下	1	0.1
50%超	8	1.1
無回答	14	1.9
合計	720	100.0

Q5. 前事業年度末における解約不能オペレーティング・リースの未経過リース料残高についてお答えください。(〇はひとつだけ)

1. 5,000万円以下	5. 50億円超～100億円以下
2. 5,000万円超～1億円以下	6. 100億円超～500億円以下
3. 1億円超～10億円以下	7. 500億円超～1,000億円以下
4. 10億円超～50億円以下	8. 1,000億円超

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
5000万円以下	477	66.3
5000万円超～1億円以下	34	4.7
1億円超～10億円以下	98	13.6
10億円超～50億円以下	40	5.6
50億円超～100億円以下	9	1.2
100億円超～500億円以下	29	4.0
500億円超～1000億円以下	7	1.0
1000億円超	7	1.0
無回答	19	2.6
合計	720	100.0

Q6. 前事業年度末におけるリース債権の残高についてお答えください。(〇はひとつだけ)

1. 1億円以下	5. 100億円超～500億円以下
2. 1億円超～10億円以下	6. 500億円超～1,000億円以下
3. 10億円超～50億円以下	7. 1,000億円超
4. 50億円超～100億円以下	

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
1億円以下	548	76.1
1億円超～10億円以下	94	13.1

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
10 億円超～50 億円以下	23	3.2
50 億円超～100 億円以下	7	1.0
100 億円超～500 億円以下	13	1.8
500 億円超～1000 億円以下	3	0.4
1000 億円超	8	1.1
無回答	24	3.3
合計	720	100.0

III. IFRS 導入及びその影響について

Q7. IFRS への対応について、日本基準として導入する IFRS の強制適用や、日本基準との相違を調整していくコンバージェンスについて、どのように考えますか。（〇はひとつだけ）

- | |
|--|
| 1. すべての上場企業の連結財務諸表には、IFRS を強制適用すべきである一定の上場企業の連結財務諸表には、IFRS を強制適用すべきである |
| 2. IFRS は上場企業の連結財務諸表における任意適用とし、日本基準のコンバージェンスを積極的に続けていくべきである |
| 3. IFRS は上場企業の連結財務諸表における任意適用とし、日本基準のコンバージェンスは必要に応じて行っていくべきである |
| 4. その他 () |

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
すべての上場企業に IFRS を強制適用すべき	45	6.3
一定の上場企業に IFRS を強制適用すべき	146	20.3
IFRS 任意適用、日本基準コンバージェンスを続ける	190	26.4
IFRS は任意、日本基準コンバージェンスは必要に応じて	332	46.1
その他	3	0.4
無回答	4	0.5
合計	720	100.0

3. 簡素化したうえで、個別財務諸表を存続した方がよい
4. 現状のまま個別財務諸表を存続すべきである
5. その他()

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
個別財務諸表を廃止すべき	180	25.0
何らかの個別情報を開示、個別財務諸表は廃止	163	22.6
簡素化したうえで個別財務諸表を存続	283	39.3
現状のまま個別財務諸表を存続すべき	87	12.1
その他	4	0.6
無回答	3	0.4
合計	720	100.0

Q11. IFRS の強制適用やコンバージェンスの進展により、財務諸表は利用しやすくなると思いますか。(〇はひとつだけ)

1. はい。財務諸表は利用しやすくなる (→Q11SQ1 へ)
2. いいえ。財務諸表は利用しにくくなる (→Q11SQ2 へ)
3. どちらともいえない (→Q12 へ)

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
はい	74	10.3
いいえ	265	36.8
どちらともいえない	379	52.6
無回答	2	0.3
合計	720	100.0

<Q11 で「1. はい。財務諸表は利用しやすくなる」とお答えになった方へ>

Q11SQ1. 最も主要な理由をお答えください。(〇はひとつだけ)

1. (時価評価やオンバランス化などが進められ) 財務諸表の透明性が向上する
2. (国際的な同業他社との関係など) 比較可能性が高まる
3. (会計処理の判断が増えたり情報量が増加したりすることにより) わかりやすくなる
4. その他()

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
財務諸表の透明性が向上する	17	23.0

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
比較可能性が高まる	49	66.2
わかりやすくなる	8	10.8
その他	0	0.0
無回答	0	0.0
合計	74	100.0

<Q11 で「2. いいえ。財務諸表は利用しにくくなる」とお答えになった方へ>

(1) Q11SQ2. 最も主要な理由をお答えください。(〇はひとつだけ)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. (原則主義や見積り要素の拡大などにより) 財務諸表の透明性が低下する 2. (しばしば変更され、時系列的に把握しづらくなるなど) 比較可能性が低まる 3. (会計処理に対する裁量の増加や情報過多によって) わかりにくくなる 4. その他 () |
|--|

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
財務諸表の透明性が低下する	82	30.9
比較可能性が低まる	30	11.3
わかりにくくなる	143	54.0
その他	2	0.8
無回答	8	3.0
合計	265	100.0

<全員の方へ>

Q12. IFRS を適用した場合、企業経営や企業行動に重要な影響を与えると思われる項目を下記から3つ選んでください。(〇は3つ)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 財務諸表の表示 (現在の IAS 第 1 号に加え、今後の財務諸表全体の見直しに関して) 2. 金融商品の評価 (IFRS 第 9 号に加え、検討中の減損やヘッジ会計に関して) 3. 金融商品の認識の中止 (IFRS 第 9 号に加え、今後の見直しに関して) 4. 外貨換算 (IAS 第 21 号) 5. 有形固定資産の減価償却 (IAS 第 16 号) や減損 (IAS 第 36 号) 6. 開発費を含む無形資産 (IAS 第 38 号) 7. リース (IAS 第 17 号に加え、検討中の見直しに関して) 8. 退職給付 (IAS 第 19 号に加え、今後の見直しに関して) 9. 引当金 (IAS 第 37 号に加え、今後の見直しに関して) 10. 負債と資本の区分 (IAS 第 32 号に加え、今後の見直しに関して) 11. 収益認識 (IAS 第 11 号及び第 18 号に加え、検討中の見直しに関して) |
|--|

12. 連結の範囲 (IFRS 第 10 号)
13. 企業結合 (IFRS 第 3 号)
14. その他 ()

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
財務諸表の表示	327	45.4
金融商品の評価	187	26.0
金融商品の認識の中止	8	1.1
外貨換算	30	4.2
有形固定資産の減価償却や減損	471	65.4
開発費を含む無形資産	103	14.3
リース	124	17.2
退職給付	169	23.5
引当金	100	13.9
負債と資本の区分	26	3.6
収益認識	448	62.2
連結の範囲	81	11.3
企業結合	33	4.6
その他	12	1.7

<Q12 で「3. 金融商品の認識の中止 (IFRS 第 9 号に加え、今後の見直しに関して)」とお答えになった方へ>

Q12SQ1. その理由をお書きください。

<Q12 で「7. リース (IAS 第 17 号に加え、検討中の見直しに関して)」とお答えになった方へ>

Q12SQ2. その理由をお書きください。

<Q12 で「12. 連結の範囲 (IFRS 第 10 号)」とお答えになった方へ>

Q12SQ3. その理由をお書きください。

<全員の方へ>

Q13. IFRS 適用の準備について、貴社ではどのような状況でしょうか。(○はひとつだけ)

- | |
|---|
| 1. IFRS の任意適用に向けた準備を行っている (→Q13SQ へ) |
| 2. IFRS の適用に向け、基準に沿った会計処理の検討やシステム・社内手続の見直しなど、具体的な対応を行っている |
| 3. IFRS 適用の影響を把握するため、簡単な影響度の分析を行っている |
| 4. IFRS の情報収集を、経理・財務部門などで行っている |
| 5. IFRS の適用に向けた準備は、未だほとんど行っていない |

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
IFRS の任意適用に向けた準備を行っている	22	3.1
会計処理の検討など具体的に行っている	85	11.8
簡単な影響度の分析を行っている	181	25.1
情報収集を経理・財務部門などで行っている	340	47.2
準備は未だほとんど行っていない	88	12.2
無回答	4	0.6
合計	720	100.0

<Q13 で「1. IFRS の任意適用に向けた準備を行っている」とお答えになった方へ>

Q13SQ. 任期適用の予定時期を教えてください。(年は西暦でご記入ください)

(回答欄) 年 月期を予定

(記入例) 2015 年 3 月期の場合 年 月期を予定

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
2011 年 11 月～2012 年 3 月	0	0.0
2012 年 4 月～2013 年 3 月	2	9.1
2013 年 4 月～2014 年 3 月	7	31.8
2014 年 4 月～2015 年 3 月	4	18.2
2015 年 4 月～2016 年 3 月	5	22.7
2016 年 4 月～2017 年 3 月	2	9.1
無回答	2	9.1
合計	22	100.0

に多く後半に少なく) なる。

- 計上後、状況の変化により、資産や負債に重要な変動がある場合には見直す。
- これらは、動産のみならず不動産に関しても適用することが提案されている。
- 短期リースについては、リースごとの選択により、「使用权」と「リース料支払債務」を割引前の見積リース料の金額で測定し、リース料をリース期間にわたって損益に認識することができる。

(備考) FL は「ファイナンス・リース」、OL は「オペレーティング・リース」を指します。(以下同様)

Q15. このような公開草案が IASB から公表されていることを理解していましたか。(〇はひとつだけ)

1. 理解していた
2. 公表は知っていたが、内容についてはあまり理解していなかった
3. 公表されていること自体を知らなかった

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
理解していた	243	33.7
内容についてはあまり理解していなかった	377	52.4
公表されていること自体を知らなかった	98	13.6
無回答	2	0.3
合計	720	100.0

Q16. 現行の OL を借手はオンバランス処理とする提案について、どのように考えますか。(〇はひとつだけ)

1. 公開草案の提案は適切である (→Q16SQ1 へ)
2. 現行の OL のうち解約不能部分は、オンバランス処理もやむを得ない (→Q16SQ2 へ)
3. 公開草案の提案は適切ではない (→16SQ3 へ)

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
公開草案の提案は適切である	68	9.5
オンバランス処理もやむを得ない	376	52.2
公開草案の提案は適切ではない	265	36.8
無回答	11	1.5
合計	720	100.0

<Q16で「1. 公開草案の提案は適切である」とお答えになった方へ>

Q16SQ1. その理由をお答えください。(〇はいくつでも)

- | |
|---------------------------------------|
| 1. 借手のオフバランス化を防ぐことができ、網羅性・透明性が高まるため |
| 2. 現行のOLには、FLと同様のものもあり、区別することは適切でないため |
| 3. 見積りは可能であり、実務上、対応ができないことはないため |
| 4. これまで、投資家などから現行のOLに関する質問を受けているため |
| 5. その他 () |

選択肢	回答数(社)	割合(%)
借手のオフバランス化を防ぎ、網羅性・透明性が高まる	51	75.0
OLとFLを区別することは適切でない	24	35.3
実務上対応ができないことはない	6	8.8
投資家等から現行のOLの質問を受けている	0	0.0
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

(1) <Q16で「2. 現行のOLのうち解約不能部分は、オンバランス処理もやむを得ない」とお答えになった方へ>

Q16SQ2. その理由をお答えください。(〇はいくつでも)

- | |
|---------------------------------------|
| 1. 解約不能部分は、支払が確定しており、負債として計上すべきであるため |
| 2. 解約不能部分は、注記しており、実務対応が可能であるため |
| 3. これまで、投資家などから現行のOLに関する質問を受けたことがあるため |
| 4. その他 () |

選択肢	回答数(社)	割合(%)
負債として計上すべきである	287	76.3
実務対応が可能である	130	34.6
投資家等から現行のOLに関する質問を受けた	0	0.0
その他	3	0.8
無回答	4	1.1

<Q16で「3. 公開草案の提案は適切ではない」とお答えになった方へ>

Q16SQ3. その理由をお答えください。(〇はいくつでも)

1. 現行の OL を賃貸借処理とせずオンバランス処理すると、実態を示さない資産や負債が計上されるため
2. 将来の不確実性に対応するために現行の OL を締結しており、見積りは困難であるため
3. 現行の OL をすべて見積リース料の現在価値で計算したり見直したりすることは、件数が多くコストがかかるため
4. 現行の OL を賃貸借処理とせず提案のように処理すると、費用が一定ではなく、トップヘビーに（前半に多く後半に少なく）なるため
5. FL と OL は、経済的性格が異なり、現行の処理が妥当であるため
6. これまで、投資家などから、現行の OL に関する質問をほとんど受けたことがないため
7. その他（ ）

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
実態を示さない資産や負債が計上される	145	54.7
現行の OL を締結しており、見積りは困難である	80	30.2
現行の OL を見直すのは件数が多くコストがかかる	143	54.0
費用が一定ではなく、トップヘビーになるため	34	12.8
FL と OL は現行の処理が妥当であるため	109	41.1
投資家等から OL への質問がほとんどない	33	12.5
その他	5	1.9
無回答	0	0.0

<全員の方へ>

Q17. IFRS の公開草案が基準化した場合、わが国のリース会計基準における借手の会計処理について、どのように考えますか。（○はひとつだけ）

1. 連単ともに、日本の現行のリース会計基準を変更する必要はない
2. 連結財務諸表においてコンバージェンスするように日本の現行のリース会計基準を改正することはやむを得ないが、個別財務諸表については改正する必要はない
3. 連単ともに、コンバージェンスするように日本の現行のリース会計基準を改正することが適切である
4. その他（ ）

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
連単ともに現行のリース会計基準は変更なし	246	34.2
個別財務諸表について改正する必要なし	179	24.9
連単ともにリース会計基準を改正することが適切	270	37.5

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
その他	14	1.9
無回答	11	1.5
合計	720	100.0

【点線枠内をお読みいただき、以下の設問を回答してください】

＜2010年8月にIASBから公表された公開草案「リース」に関する貸手の会計処理に関する

提案の概要＞

- 現在、IFRSでは、わが国の会計基準と同様に、ファイナンス・リース（FL）とオペレーティング・リース（OL）に区分し、貸手において、前者は売買処理、後者は賃貸借処理としているが、2010年8月公表の公開草案では、リース資産に伴うリスク又は便益に対する貸手のエクスポージャーに応じて次のいずれかを行うことを提案している。
 - ✓ 貸手がリース資産に伴う重要なリスク又は便益を留保している場合、リース資産の認識を継続し、さらにリース料受取債権とリース負債を認識する（履行義務アプローチ）。
 - ✓ 貸手がリース資産に伴うリスク又は便益を留保していない場合、現行のFLの会計処理と同様に、リース資産の帳簿価額のうち、リース期間中にリース資産を使用する借手の権利（使用权）を表す部分について認識を中止し、貸手が留保しているリース資産に対する権利を表す部分を、残存資産として組み替える（認識中止アプローチ）。
- いずれにおいても、解約不能なリース料のみならず、更新（延長）又は解約可能なリース料（賃貸料）についても、その影響を考慮に入れて、契約時における見積リース料の現在価値によって「リース料受取債権」を算定する。
- 履行義務アプローチでは、リース料受取債権を利息法による償却原価で測定し利息収益を認識するとともに、リース負債を借手による原資産の使用のパターンに基づいてリース収益として認識する。
- 認識中止アプローチでは、リースの開始日に使用权を借手に引き渡すため、原資産の使用权の売却を表すリース収益とそれに見合うリース原価を認識する。また、リース料受取債権を、利息法による償却原価で測定し利息収益を認識する。
- 計上後、状況の変化により、資産や負債に重要な変動がある場合には見直す。
- これは、動産のみならず不動産に関しても適用することが提案されている。
- 貸手は、短期リースから生じる資産又は負債を貸借対照表に認識せず、リース資産の一部の認識の中止も行わないことができる。この場合、貸手は、リース資産を引き続き認識し、受取リース料をリース期間にわたって収益に認識する。

Q18. IASB の公開草案に関し、このような貸手の処理が提案されていることを理解していましたか。(○はひとつだけ)

1. 理解していた
2. 公表は知っていたが、内容についてはあまり理解していなかった
3. 公表されていること自体を知らなかった

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
理解していた	119	16.5
内容についてはあまり理解していなかった	441	61.3
公表されていること自体を知らなかった	153	21.2
無回答	7	1.0
合計	720	100.0

Q19. IFRS の公開草案が基準化した場合、わが国のリース会計基準における貸手の会計処理について、どのように考えますか。(○はいくつでも)

1. 連単ともに、日本の現行のリース会計基準を変更する必要はない
2. 連結財務諸表においてコンバージェンスするように日本の現行のリース会計基準を改正することはやむを得ないが、個別財務諸表については改正する必要はない
3. 連単ともに、コンバージェンスするように日本の現行のリース会計基準を改正することが適切である
4. その他 ()

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
連単ともに現行のリース会計基準は変更なし	238	33.1
個別財務諸表について改正する必要なし	170	23.6
連単ともにリース会計基準を改正することが適切	260	36.1
その他	29	4.0
無回答	25	3.5

Q20. リース債権の流動化・証券化による資金調達についてお答えください。(○はひとつだけ)

1. 自社及び子会社では、これまでリース債権の流動化・証券化により、資金調達したことがある
2. 自社ではないが、子会社では、これまでリース債権の流動化・証券化により、資金調達したことがある
3. 自社及び子会社において、これまでリース債権の流動化・証券化により資金調達したことはないが、今後、実行する予定がある
4. 自社及び子会社において、これまでリース債権の流動化・証券化により資金調達した

ことはなく、今後も実行する予定はない
5. その他 ()

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
自社・子会社で資金調達したことがある	14	2.0
子会社では資金調達したことがある	11	1.5
自社・子会社において今後実行する予定あり	6	0.8
小計	(31)	(4.3)
自社・子会社において今後も実行する予定なし	668	92.8
その他	7	1.0
無回答	14	1.9
合計	720	100.0

<Q20 で、1～3 のいずれかを選択した方へ>

Q20SQ. 仮に貴社の連結財務諸表に IFRS が強制適用された場合、リース債権の流動化・証券化による資金調達に影響があると考えますか。(〇はひとつだけ)

1. 影響はない (→Q20SSQ1 へ)
2. 影響がある (→Q20SSQ2 へ)
3. 影響があるかどうかわからない (→Q20SSQ3 へ)

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
影響はない	11	35.5
影響がある	3	9.7
わからない	17	54.8
無回答	0	0.0
合計	31	100.0

<Q20SQ で「1. 影響はない」とお答えになった方へ>

Q20SSQ1. その理由をお答えください。(〇はいくつでも)

1. 会計処理に関わらず、リース債権の流動化・証券化は、有力な資金調達手段として位置づけているため
2. IFRS の適用による影響は、限定的であると考えているため
3. その他 ()

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
有力な資金調達手段として位置づけているため	5	45.5

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
IFRS の適用による影響は限定的であるため	6	54.5
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

<Q20SQ で「2. 影響がある」とお答えになった方へ>

Q20SSQ2. その理由をお答えください。(〇はいくつでも)

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. IFRS の適用によって、リース債権の流動化・証券化による資金調達にはオンバランス化になる可能性があり、メリットが失われるため 2. IFRS の適用により、リース債権の流動化・証券化以外の資金調達にシフトするため 3. その他 () |
|---|

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
オンバランス化になる可能性があり、メリットが失われる	3	100.0
リース債権の流動化・証券化以外にシフトするため	1	33.3
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

<Q20SQ で「3. 影響があるかどうかわからない」とお答えになった方へ>

Q20SSQ3. その理由をお答えください。(〇はいくつでも)

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 今後、IFRS がどのように改正されていくのか不透明であるため 2. IFRS の適用による影響を、まだ検討していないため 3. その他 () |
|---|

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
IFRS がどのように改正されていくのか不透明のため	11	64.7
IFRS の適用による影響を検討していないため	7	41.2
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

<全員の方へ>

Q21. その他、IFRS やリース会計、流動化・証券化の会計に関する懸念や要望がありましたら、ご自由にご記入ください。

--

II. 機関投資家（資金運用・企業財務の分析・調査の部署）に対する質問事項と回答状況

I. 貴社について

Q1. 貴社の主な業種をお答えください。（〇はひとつだけ）

1. 投信委託会社	6. 商業銀行－外国銀行
2. 投資顧問会社	7. 信用金庫
3. 証券会社・投資銀行	8. 保険会社
4. 商業銀行－都市銀行	9. その他金融機関
5. 商業銀行－地方銀行・第二地方銀行	

選択肢	回答数（社）	割合（％）
投信委託会社	4	2.4
投資顧問会社	7	4.2
証券会社・投資銀行	22	13.3
商業銀行－都市銀行	1	0.6
商業銀行－地方銀行・第二地方銀行	20	12.0
商業銀行－外国銀行	2	1.2
信用金庫	76	45.8
保険会社	13	7.8
その他金融機関	21	12.7
合計	166	100.0

Q2. あなたはどのような部署に所属していますか。最も近いものをお答えください。（〇はひとつだけ）

1. 株式を中心とした運用	4. 企業融資の企画や実行
2. 債券を中心とした運用	5. その他（ ）
3. 市場や企業の分析や調査	

選択肢	回答数（社）	割合（％）
株式を中心とした運用	14	8.5
債券を中心とした運用	85	51.2
市場や企業の分析や調査	13	7.8
企業融資の企画や実行	8	4.8
その他	43	25.9
無回答	3	1.8

合計	166	100.0
----	-----	-------

II. IFRS 導入及びその影響について

Q3. IFRS への対応について、日本基準として導入する IFRS の強制適用や、日本基準との相違を調整していくコンバージェンスについて、どのように考えますか。(〇はひとつだけ)

1. すべての上場企業の連結財務諸表には、IFRS を強制適用すべきである
2. 一定の上場企業の連結財務諸表には、IFRS を強制適用すべきである
3. IFRS は上場企業の連結財務諸表における任意適用とし、日本基準のコンバージェンスを積極的に続けていくべきである
4. IFRS は上場企業の連結財務諸表における任意適用とし、日本基準のコンバージェンスは必要に応じて行っていくべきである
5. その他 ()

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
すべての上場企業に IFRS を強制適用すべき	18	10.8
一定の上場企業に IFRS を強制適用すべき	30	18.1
IFRS 任意適用、日本基準コンバージェンスを続ける	27	16.3
IFRS は任意、日本基準コンバージェンスは必要に応じて	87	52.4
その他	4	2.4
無回答	0	0.0
合計	166	100.0

Q4. 上場企業の連結財務諸表に IFRS を強制適用する場合、個別財務諸表（会社法によるものも含む）への IFRS の適用について、どのように考えますか。(〇はひとつだけ)

1. 個別財務諸表にも IFRS を強制適用すべきである
2. 個別財務諸表には、IFRS の任意適用を是非、可能とすべきである
3. 個別財務諸表に IFRS を強制適用しなければ、任意適用してもよい
4. 個別財務諸表には、IFRS の適用を認めるべきではない
5. その他 ()

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
IFRS を強制適用すべき	25	15.0
IFRS の任意適用を是非、可能とすべき	33	19.9
IFRS を任意適用してもよい	78	47.0
IFRS の適用は認めるべきでない	28	16.9

その他	1	0.6
無回答	1	0.6
合計	166	100.0

Q5. 連結財務諸表に IFRS を強制適用する場合、どのような点が懸念されますか。(〇はいくつでも)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 現在の日本の会計基準と大きく異なる可能性があること 2. 日本以外の国や地域の意見で会計基準が開発される可能性があること 3. 運用・解釈や監査によって、財務報告の内容に相違が生じる可能性があること 4. その他 () 5. 特に懸念はない |
|--|

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
日本の会計基準と大きく異なるおそれ	103	62
日本以外の意見で会計基準が開発されるおそれ	49	29.5
運用・解釈・監査によって相違が生じるおそれ	109	65.7
その他	8	4.8
特に懸念はない	7	4.2
無回答	0	0.0

Q6. 連結財務諸表に IFRS の強制適用やコンバージェンスを図っていく場合、金融商品取引法上、連結財務諸表作成企業の個別財務諸表について、どう考えますか。(〇はひとつだけ)

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 個別財務諸表を廃止すべきである 2. 計算書類の添付や「経理の状況」以外での記載により何らかの個別情報を開示するが、個別財務諸表は廃止した方がよい 3. 簡素化したうえで、個別財務諸表を存続した方がよい 4. 現状のまま個別財務諸表を存続すべきである 5. その他 () |
|---|

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
個別財務諸表を廃止すべき	10	6.0
何らかの個別情報を開示、個別財務諸表は廃止	18	10.9
簡素化したうえで個別財務諸表を存続	80	48.2
現状のまま個別財務諸表を存続すべき	54	32.5
その他	2	1.2
無回答	2	1.2

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
合計	166	100.0

Q7. IFRS の強制適用やコンバージェンスの進展により、財務諸表は利用しやすくなると思いますか。(〇はひとつだけ)

- | |
|---------------------------------|
| 1. はい。財務諸表は利用しやすくなる (→Q7SQ1 へ) |
| 2. いいえ。財務諸表は利用しにくくなる (→Q7SQ2 へ) |
| 3. どちらともいえない (→Q8 へ) |

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
はい	23	13.9
いいえ	57	34.3
どちらともいえない	86	51.8
無回答	0	0.0
合計	166	100.0

<Q7 で「1. はい。財務諸表は利用しやすくなる」とお答えになった方へ>

Q7SQ1. 最も主要な理由をお答えください。(〇はひとつだけ)

- | |
|--|
| 1. (時価評価やオンバランス化などが進められ) 財務諸表の透明性が向上する |
| 2. (国際的な同業他社との関係など) 比較可能性が高まる |
| 3. (会計処理の判断が増えたり情報量が増加したりすることにより) わかりやすくなる |
| 4. その他 () |

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
財務諸表の透明性が向上する	9	39.1
比較可能性が高まる	13	56.5
わかりやすくなる	0	0.0
その他	0	0.0
無回答	1	4.4
合計	23	100.0

<Q7 で「2. いいえ。財務諸表は利用しにくくなる」とお答えになった方へ>

Q7SQ2. 最も主要な理由をお答えください。(〇はひとつだけ)

- | |
|---|
| 1. (原則主義や見積り要素の拡大などにより) 財務諸表の透明性が低下する |
| 2. (しばしば変更され、時系列的に把握しづらくなるなど) 比較可能性が低まる |

3. (会計処理に対する裁量の増加や情報過多によって) わかりにくくなる
 4. その他 ()

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
財務諸表の透明性が低下する	15	26.3
比較可能性が低まる	18	31.6
わかりにくくなる	24	42.1
その他	0	0.0
無回答	0	0.0
合計	57	100.0

<全員の方へ>

Q8. IFRS を適用した場合、企業経営や企業行動に重要な影響を与えると思われる項目を下記から3つ選んでください。(○は3つ)

1. 財務諸表の表示 (現在の IAS 第 1 号に加え、今後の財務諸表全体の見直しに関して)
2. 金融商品の評価 (IFRS 第 9 号に加え、検討中の減損やヘッジ会計に関して)
3. 金融商品の認識の中止 (IFRS 第 9 号に加え、今後の見直しに関して)
4. 外貨換算 (IAS 第 21 号)
5. 有形固定資産の減価償却 (IAS 第 16 号) や減損 (IAS 第 36 号)
6. 開発費を含む無形資産 (IAS 第 38 号)
7. リース (IAS 第 17 号に加え、検討中の見直しに関して)
8. 退職給付 (IAS 第 19 号に加え、今後の見直しに関して)
9. 引当金 (IAS 第 37 号に加え、今後の見直しに関して)
10. 負債と資本の区分 (IAS 第 32 号に加え、今後の見直しに関して)
11. 収益認識 (IAS 第 11 号及び第 18 号に加え、検討中の見直しに関して)
12. 連結の範囲 (IFRS 第 10 号)
13. 企業結合 (IFRS 第 3 号)
14. その他 ()

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
財務諸表の表示	85	51.2
金融商品の評価	123	74.1
金融商品の認識の中止	14	8.4
外貨換算	3	1.8
有形固定資産の減価償却や減損	38	22.9
開発費を含む無形資産	6	3.6
リース	27	16.3
退職給付	37	22.3

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
引当金	34	20.5
負債と資本の区分	18	10.8
収益認識	81	48.8
連結の範囲	6	3.6
企業結合	4	2.4
その他	2	1.2

<Q8 で「3. 金融商品の認識の中止 (IFRS 第 9 号に加え、今後の見直しに関して)」とお答えになった方へ>

Q8SQ1. その理由をお書きください。

(1)

<Q8 で「7. リース (IAS 第 17 号に加え、検討中の見直しに関して)」とお答えになった方へ>

Q8SQ2. その理由をお書きください。

(2)

<Q8 で「12. 連結の範囲 (IFRS 第 10 号)」とお答えになった方へ>

Q8SQ3. その理由をお書きください。

III. IFRS のリース会計基準とその見直しについて

【点線枠内をお読みいただき、以下の設問を回答してください】

<2010 年 8 月に IASB から公表された公開草案「リース」に関する借手の会計処理に関する提
案の概要>

- 現在、IFRS では、わが国の会計基準と同様に、ファイナンス・リース (FL) とオペレーティング・リース (OL) に区分し、借手は、OL のリース料を発生した期間に認識してい

るが、2010年8月公表の公開草案では、現行のOLについても、資産（使用权）と負債（リース料支払債務）の認識を提案している。

- この際、解約不能なリース料のみならず、更新（延長）又は解約可能なリース料（賃貸料）についても、その影響を考慮に入れ、契約時における見積リース料の現在価値で「使用权」と「リース料支払債務」を計上する。
- 「使用权」は、予想されるリース期間にわたって償却され、また、支払リース料と「リース料支払債務」との差は、利息法により支払利息として認識される（支払リース料を元利分解して費用処理する）。このため、費用の計上は、通常、トップヘビーに（前半に多く後半に少なく）なる。
- 計上後、状況の変化により、資産や負債に重要な変動がある場合には見直す。
- これらは、動産のみならず不動産に関しても適用することが提案されている。
- 短期リースについては、リースごとの選択により、「使用权」と「リース料支払債務」を割引前の見積リース料の金額で測定し、リース料をリース期間にわたって損益に認識することができる。

（備考） FL は「ファイナンス・リース」、OL は「オペレーティング・リース」を指します。（以下同様）

Q9. このような公開草案が IASB から公表されていることを理解していましたか。（○はひとつだけ）

1. 理解していた
2. 公表は知っていたが、内容についてはあまり理解していなかった
3. 公表されていること自体を知らなかった

選択肢	回答数（社）	割合（%）
理解していた	32	19.3
内容についてはあまり理解していなかった	80	48.2
公表されていること自体を知らなかった	54	32.5
無回答	0	0.0
合計	166	100.0

Q10. 現行のOLを借手はオンバランス処理とする提案について、どのように考えますか。（○はひとつだけ）

1. 公開草案の提案は適切である（→Q10SQ1へ）
2. 現行のOLのうち、解約不能部分のみオンバランス処理する（→Q10SQ2へ）
3. 公開草案の提案は適切でない（→Q10SQ3へ）

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
公開草案の提案は適切である	27	16.3
オンバランス処理もやむを得ない	61	36.7
公開草案の提案は適切ではない	69	41.6
無回答	9	5.4
合計	166	100.0

<Q10 で「1. 公開草案の提案は適切である」とお答えになった方へ>

Q10SQ1. その理由をお答えください。(〇はいくつでも)

1. 借手のオフバランス化を防ぐことができ、網羅性・透明性が高まるため
2. 現行の OL には、FL と同様のものもあり、区別することは適切でないため
3. 見積りは可能であり、実務上、対応ができないことはないため
4. これまで、財務分析等において、OL 分を修正して利用しているため
5. その他 ()

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
借手のオフバランス化を防ぎ、網羅性・透明性が高まる	23	85.2
OL と FL を区別することは適切でない	7	25.9
実務上対応ができないことはない	0	0.0
財務分析等において OL 分を修正利用している	1	3.7
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

<Q10 で「2. 現行の OL のうち、解約不能部分のみオンバランス処理する」とお答えになった方へ>

Q10SQ2. その理由をお答えください。(〇はいくつでも)

1. 解約不能部分は、支払が確定しており、負債として計上すべきであるため
2. これまで、財務分析等において、解約不能の OL 分は、注記から修正して利用しており、財務諸表に反映すべきと考えるため
3. 解約不能なものは、FL と相違しないため
4. その他 ()

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
負債として計上すべきである	42	68.9
財務諸表に反映すべきと考える	9	14.8
解約不能なものは FL と相違しない	21	34.4

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
無回答	1	1.6

<Q10 で「3. 公開草案の提案は適切ではない」とお答えになった方へ>

Q10SQ3. その理由をお答えください。(〇はいくつでも)

1. 現行の OL を賃貸借処理とせずオンバランス処理すると、実態を示さない資産や負債が計上されるため
2. 将来の不確実性に対応するために現行の OL を締結していると考えられ、それを無理に見積ると信頼性の低い情報が提供されるため
3. 現行の OL をすべて見積リース料の現在価値で計算したり見直したりすることは、件数が多くコストがかかるため
4. 現行の OL を賃貸借処理とせず提案のように処理すると、費用が一定ではなく、トップヘビーに（前半に多く後半に少なく）なるため
5. FL と OL は、経済的性格が異なり、現行の処理が妥当であるため
6. これまで、財務分析等において、OL 分を修正して利用していないため
7. その他 ()

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
実態を示さない資産や負債が計上される	42	60.9
現行の OL を締結しており、見積りは困難である	19	27.5
現行の OL を見直すのは件数が多くコストがかかる	30	43.5
費用が一定ではなく、トップヘビーになるため	12	17.4
FL と OL は現行の処理が妥当であるため	33	47.8
投資家等から OL への質問がほとんどない	3	4.3
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

<全員の方へ>

Q11. IFRS の公開草案が基準化した場合、わが国のリース会計基準について、どのように考えますか。(〇はひとつだけ)

1. 連単ともに、日本の現行のリース会計基準を変更する必要はない
2. 連結財務諸表においてコンバージェンスするように日本の現行のリース会計基準を改正することはやむを得ないが、（企業の税務や会社法への対応も考慮すると）個別財務諸表については現行のリース会計基準を改正する必要はない
3. 連単ともに、コンバージェンスするように日本の現行のリース会計基準を改正することが適切である

4. その他 ()

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
連単ともに現行のリース会計基準は変更なし	38	22.9
個別財務諸表について改正する必要なし	74	44.6
連単ともにリース会計基準を改正することが適切	41	24.7
その他	3	1.8
無回答	10	6.0
合計	166	100.0

【点線枠内をお読みいただき、以下の設問を回答してください】

<2010年8月にIASBから公表された公開草案「リース」に関する貸手の会計処理に関する提案の概要>

- 現在、IFRSでは、わが国の会計基準と同様に、ファイナンス・リース（FL）とオペレーティング・リース（OL）に区分し、貸手において、前者は売買処理、後者は賃貸借処理としているが、2010年8月公表の公開草案では、リース資産に伴うリスク又は便益に対する貸手のエクスポージャーに応じて次のいずれかを行うことを提案している。
 - ✓ 貸手がリース資産に伴う重要なリスク又は便益を留保している場合、リース資産の認識を継続し、さらにリース料受取債権とリース負債を認識する（履行義務アプローチ）。
 - ✓ 貸手がリース資産に伴うリスク又は便益を留保していない場合、現行のFLの会計処理と同様に、リース資産の帳簿価額のうち、リース期間中にリース資産を使用する借手の権利（使用権）を表す部分について認識を中止し、貸手が留保しているリース資産に対する権利を表す部分を、残存資産として組み替える（認識中止アプローチ）。
- いずれにおいても、解約不能なリース料のみならず、更新（延長）又は解約可能なリース料（賃貸料）についても、その影響を考慮に入れて、契約時における見積リース料の現在価値によって「リース料受取債権」を算定する。
- 履行義務アプローチでは、リース料受取債権を利息法による償却原価で測定し利息収益を認識するとともに、リース負債を借手による原資産の使用のパターンに基づいてリース収益として認識する。
- 認識中止アプローチでは、リースの開始日に使用権を借手に引き渡すため、原資産の使用権の売却を表すリース収益とそれに見合うリース原価を認識する。また、リース料受取債権を、利息法による償却原価で測定し利息収益を認識する。
- 計上後、状況の変化により、資産や負債に重要な変動がある場合には見直す。
- これは、動産のみならず不動産に関しても適用することが提案されている。
- 貸手は、短期リースから生じる資産又は負債を貸借対照表に認識せず、リース資産の一部の認識の中止も行わないことができる。この場合、貸手は、リース資産を引き続き認識し、受取リース料をリース期間にわたって収益に認識する。

Q12. IASB の公開草案に関し、このような貸手の処理が提案されていることを理解していましたか。(○はひとつだけ)

- | |
|----------------------------------|
| 1. 理解していた |
| 2. 公表は知っていたが、内容についてはあまり理解していなかった |
| 3. 公表されていること自体を知らなかった |

選択肢	回答数(社)	割合(%)
理解していた	25	15.0
内容についてはあまり理解していなかった	72	43.4
公表されていること自体を知らなかった	69	41.6
無回答	0	0.0
合計	166	100.0

Q13. リース債権の流動化・証券化に関する資金運用についてお答えください。(○はひとつだけ)

- | |
|--|
| 1. リース債権の流動化商品・証券化商品によって、しばしば資金運用している |
| 2. これまでリース債権の流動化商品・証券化商品によって、資金運用したことがある |
| 3. これまでリース債権の流動化商品・証券化商品によって、資金運用したことはない |
| 4. その他 () |
| 5. 不明 |

選択肢	回答数(社)	割合(%)
しばしば資金運用している	10	6.0
資金運用したことがある	35	21.1
小計	(45)	(27.1)
資金運用したことはない	109	65.7
その他	0	0.0
不明	10	6.0
無回答	2	1.2
合計	166	100.0

<Q13において、1又は2を選択した方へ>

Q13SQ. 仮に貴社の連結財務諸表にIFRSが強制適用された場合、リース債権の流動化商品・証券化商品による資金運用に影響があると考えますか。(○はひとつだけ)

- | |
|----------------------|
| 1. 影響はない (→Q13SSQ1へ) |
| 2. 影響がある (→Q13SSQ2へ) |

3. 影響があるかどうかわからない (→Q13SSQ3 へ)

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
影響はない	4	8.9
影響がある	8	17.8
わからない	33	73.3
無回答	0	0.0
合計	45	100.0

<Q13SQ で「1. 影響はない」とお答えになった方へ>

Q13SSQ1. その理由をお答えください。(〇はいくつでも)

1. 会計処理に関わらず、リース債権の流動化商品・証券化商品は、有力な資金運用手段として位置づけているため
2. IFRS の適用による影響は、限定的であると考えているため
3. その他 ()

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
有力な資金運用手段として位置づけているため	0	0.0
IFRS の適用による影響は限定的であるため	3	75.0
その他	1	25.0
無回答	0	0.0

<Q13SQ で「2. 影響がある」とお答えになった方へ>

Q13SSQ2. その理由をお答えください。(〇はいくつでも)

1. IFRS の適用によって、リース債権の流動化商品・証券化商品による運用は、公正価値評価され、評価差額を当期の損益に計上しなければならなくなる可能性があるため
2. IFRS の適用によって、リース債権の流動化商品・証券化商品による運用は、公正価値評価され、当該公正価値に関する注記が増大するため
3. その他 ()

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
公正価値評価され、評価差額を当期の損益に計上しなければならなくなるおそれがあるため	5	62.5
当該公正価値に関する注記が増大するため	3	37.5
その他	0	0.0

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
無回答	1	12.5

<Q13SQ で「3. 影響があるかどうかわからない」とお答えになった方へ>

Q13SSQ3. その理由をお答えください。(〇はいくつでも)

1. 今後、IFRS がどのように改正されていくのか不透明であるため
2. IFRS の適用による影響を、まだ検討していないため
3. その他 ()

選択肢	回答数 (社)	割合 (%)
IFRS がどのように改正されていくのか不透明のため	19	57.6
IFRS の適用による影響を検討していないため	16	48.5
その他	0	0.0
無回答	0	0.0

<全員の方へ>

Q14. その他、IFRS やリース会計、流動化・証券化の会計に関する懸念や要望がありましたら、ご自由にご記入ください。

--

Q1. 上場している主な市場をお答えください。(〇はひとつだけ)

	回答者数	東京証券取引所第1部	東京証券取引所第2部	大阪証券取引所第1部	大阪証券取引所第2部	名古屋・札幌・福岡証券取引所	新興市場	その他	無回答	東証1・2部計	大阪1・2部計	
【q1上場市場別】	上場編全体	720	45.1	11.3	1.3	6.1	5.4	29.7	0.0	1.1	56.4	7.4
	東京証券取引所 第1部	325	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	東京証券取引所 第2部	81	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	大阪証券取引所 第1部	9	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	大阪証券取引所 第2部	44	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	名古屋・札幌・福岡証券取引所	39	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	新興市場	214	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	東証1・2部計	406	80.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	大阪1・2部計	53	0.0	0.0	17.0	83.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
【q2会計基準別】	日本の会計基準	626	48.9	10.7	1.3	6.2	5.0	26.8	0.0	1.1	59.6	7.5
	米国会計基準	7	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	国際会計基準	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	作成していない	83	10.8	16.9	1.2	6.0	9.6	54.2	0.0	1.2	27.7	7.2
	その他	2	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
【q3時価総額別】	10億円未満	64	0.0	7.8	0.0	6.3	12.5	73.4	0.0	0.0	7.8	6.3
	10億円以上～50億円未満	211	8.1	16.6	0.5	11.8	5.7	57.3	0.0	0.0	24.6	12.3
	50億円以上～100億円未満	112	44.6	17.0	0.9	8.0	7.1	21.4	0.0	0.9	61.6	8.9
	100億円以上～200億円未満	88	54.5	13.6	4.5	2.3	9.1	13.6	0.0	2.3	68.2	6.8
	200億円以上～500億円未満	96	80.2	8.3	2.1	3.1	2.1	3.1	0.0	1.0	88.5	5.2
	500億円以上～1000億円未満	55	89.1	1.8	1.8	0.0	1.8	3.6	0.0	1.8	90.9	1.8
	1000億円以上～5000億円未満	69	95.7	0.0	0.0	0.0	0.0	2.9	0.0	1.4	95.7	0.0
	5000億円以上～1兆円未満	10	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	1兆円以上	7	85.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	85.7	0.0
【q4ファイナンス・リースの比率別】	1%以下	406	46.1	10.1	1.0	6.9	5.4	29.6	0.0	1.0	56.2	7.9
	1%超～5%以下	187	47.1	13.9	2.7	6.4	5.3	23.5	0.0	1.1	61.0	9.1
	5%超～10%以下	61	41.0	11.5	0.0	1.6	6.6	37.7	0.0	1.6	52.5	1.6
	10%超～20%以下	27	48.1	7.4	0.0	0.0	0.0	40.7	0.0	3.7	55.6	0.0
	20%超～30%以下	11	36.4	9.1	0.0	0.0	0.0	18.2	0.0	0.0	45.5	0.0
	30%超～40%以下	5	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	80.0	0.0	0.0	20.0	0.0
	40%超～50%以下	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	50%超	8	37.5	25.0	0.0	0.0	12.5	25.0	0.0	0.0	62.5	0.0
【q5未経過リース料残高別】	5000万円以下	477	36.9	12.6	1.3	7.1	5.9	35.4	0.0	0.8	49.5	8.4
	5000万円超～1億円以下	34	35.3	11.8	5.9	0.0	8.8	32.4	0.0	5.9	47.1	5.9
	1億円超～10億円以下	98	55.1	10.2	1.0	5.1	5.1	22.4	0.0	1.0	65.3	6.1
	10億円超～50億円以下	40	77.5	7.5	0.0	2.5	5.0	7.5	0.0	0.0	85.0	2.5
	50億円超～100億円以下	9	66.7	0.0	0.0	11.1	0.0	22.2	0.0	0.0	66.7	11.1
	100億円超～500億円以下	29	86.2	3.4	0.0	0.0	0.0	6.9	0.0	3.4	89.7	0.0
	500億円超～1000億円以下	7	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	1000億円超	7	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
【q6リース債権残高別】	1億円以下	548	42.5	10.9	1.6	6.6	4.7	33.0	0.0	0.5	53.5	8.2
	1億円超～10億円以下	94	42.6	12.8	0.0	6.4	11.7	25.5	0.0	1.1	55.3	6.4
	10億円超～50億円以下	23	73.9	8.7	0.0	0.0	0.0	8.7	0.0	8.7	82.6	0.0
	50億円超～100億円以下	7	71.4	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	100億円超～500億円以下	13	76.9	7.7	0.0	0.0	7.7	0.0	0.0	7.7	84.6	0.0
	500億円超～1000億円以下	3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	66.7	0.0
	1000億円超	8	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0

Q2. 連結財務諸表の作成に採用している会計基準をお答えください。(○はひとつだけ)

	回答者数	国際会計			作成して いない	その他	無回答
		日本の会 計基準	米国会計 基準	基準(IFRS /IAS)			
上場編全体	720	86.9	1.0	0.1	11.5	0.3	0.1
【q1上場市場別】							
東京証券取引所 第1部	325	94.2	2.2	0.3	2.8	0.6	0.0
東京証券取引所 第2部	81	82.7	0.0	0.0	17.3	0.0	0.0
大阪証券取引所 第1部	9	88.9	0.0	0.0	11.1	0.0	0.0
大阪証券取引所 第2部	44	88.6	0.0	0.0	11.4	0.0	0.0
名古屋・札幌・福岡証券取引所	39	79.5	0.0	0.0	20.5	0.0	0.0
新興市場	214	78.5	0.0	0.0	21.0	0.0	0.5
その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
東証1・2部計	406	91.9	1.7	0.2	5.7	0.5	0.0
大阪1・2部計	53	88.7	0.0	0.0	11.3	0.0	0.0
【q2会計基準別】							
日本の会計基準	626	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
米国会計基準	7	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
国際会計基準	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
作成していない	83	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
その他	2	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
【q3時価総額別】							
10億円未満	64	76.6	0.0	0.0	23.4	0.0	0.0
10億円以上～50億円未満	211	79.6	0.0	0.0	19.9	0.0	0.5
50億円以上～100億円未満	112	87.5	0.0	0.0	11.6	0.9	0.0
100億円以上～200億円未満	88	92.0	0.0	1.1	6.8	0.0	0.0
200億円以上～500億円未満	96	94.8	0.0	0.0	4.2	1.0	0.0
500億円以上～1000億円未満	55	92.7	1.8	0.0	5.5	0.0	0.0
1000億円以上～5000億円未満	69	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5000億円以上～1兆円未満	10	70.0	30.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1兆円以上	7	57.1	42.9	0.0	0.0	0.0	0.0
【q4ファイナンス・リースの比率別】							
1%以下	406	86.7	1.0	0.2	11.8	0.2	0.0
1%超～5%以下	187	88.2	1.1	0.0	10.2	0.5	0.0
5%超～10%以下	61	88.5	0.0	0.0	11.5	0.0	0.0
10%超～20%以下	27	88.9	0.0	0.0	11.1	0.0	0.0
20%超～30%以下	11	81.8	0.0	0.0	18.2	0.0	0.0
30%超～40%以下	5	80.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0
40%超～50%以下	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
50%超	8	87.5	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0
【q5未経過リース料残高別】							
5000万円以下	477	85.3	0.0	0.2	14.0	0.4	0.0
5000万円超～1億円以下	34	94.1	0.0	0.0	5.9	0.0	0.0
1億円超～10億円以下	98	91.8	0.0	0.0	8.2	0.0	0.0
10億円超～50億円以下	40	92.5	2.5	0.0	5.0	0.0	0.0
50億円超～100億円以下	9	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
100億円超～500億円以下	29	82.8	6.9	0.0	10.3	0.0	0.0
500億円超～1000億円以下	7	71.4	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0
1000億円超	7	85.7	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0
【q6リース債権残高別】							
1億円以下	548	87.2	0.2	0.2	12.0	0.4	0.0
1億円超～10億円以下	94	89.4	0.0	0.0	10.6	0.0	0.0
10億円超～50億円以下	23	82.6	0.0	0.0	17.4	0.0	0.0
50億円超～100億円以下	7	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
100億円超～500億円以下	13	92.3	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0
500億円超～1000億円以下	3	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0
1000億円超	8	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0

Q3. 貴社の直近の時価総額をお答えください。(〇はひとつだけ)

	回答者数	10億円未満	10億円以上～50億円未満	50億円以上～100億円未満	100億円以上～200億円未満	200億円以上～500億円未満	500億円以上～1000億円未満	1000億円以上～5000億円未満	5000億円以上～1兆円未満	1兆円以上	無回答	
【q1上場市場別】	上場編全体	720	8.9	29.3	15.6	12.2	13.3	7.6	9.6	1.4	1.0	1.1
東京証券取引所 第1部	325	0.0	5.2	15.4	14.8	23.7	15.1	20.3	3.1	1.8	0.6	
東京証券取引所 第2部	81	6.2	43.2	23.5	14.8	9.9	1.2	0.0	0.0	0.0	1.2	
大阪証券取引所 第1部	9	0.0	11.1	11.1	44.4	22.2	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	
大阪証券取引所 第2部	44	9.1	56.8	20.5	4.5	6.8	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3	
名古屋・札幌・福岡証券取引所	39	20.5	30.8	20.5	20.5	5.1	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0	
新興市場	214	22.0	56.5	11.2	5.6	1.4	0.9	0.9	0.0	0.0	1.4	
その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
東証1・2部計	406	1.2	12.8	17.0	14.8	20.9	12.3	16.3	2.5	1.5	0.7	
大阪1・2部計	53	7.5	49.1	18.9	11.3	9.4	1.9	0.0	0.0	0.0	1.9	
【q2会計基準別】												
日本の会計基準	626	7.8	26.8	15.7	12.9	14.5	8.1	11.0	1.1	0.6	1.3	
米国会計基準	7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	42.9	42.9	0.0	
国際会計基準	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
作成していない	83	18.1	50.6	15.7	7.2	4.8	3.6	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他	2	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
【q3時価総額別】												
10億円未満	64	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
10億円以上～50億円未満	211	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
50億円以上～100億円未満	112	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
100億円以上～200億円未満	88	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
200億円以上～500億円未満	96	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
500億円以上～1000億円未満	55	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
1000億円以上～5000億円未満	69	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
5000億円以上～1兆円未満	10	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	
1兆円以上	7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	
【q4ファイナンス・リースの比率別】												
1%以下	406	9.9	27.8	15.8	14.5	10.6	8.4	9.9	1.2	0.7	1.2	
1%超～5%以下	187	5.3	31.0	17.1	10.2	17.6	4.8	10.2	2.1	1.6	0.0	
5%超～10%以下	61	14.8	31.1	8.2	6.6	21.3	13.1	3.3	0.0	0.0	1.6	
10%超～20%以下	27	7.4	18.5	29.6	11.1	14.8	11.1	3.7	0.0	3.7	0.0	
20%超～30%以下	11	0.0	54.5	9.1	0.0	9.1	0.0	18.2	0.0	0.0	9.1	
30%超～40%以下	5	0.0	80.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
40%超～50%以下	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
50%超	8	0.0	37.5	0.0	25.0	12.5	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	
【q5未経過リース料残高別】												
5000万円以下	477	11.1	35.2	18.2	13.4	11.1	5.0	4.8	0.4	0.0	0.6	
5000万円超～1億円以下	34	8.8	26.5	29.4	8.8	11.8	5.9	5.9	0.0	0.0	2.9	
1億円超～10億円以下	98	4.1	27.6	10.2	11.2	20.4	11.2	13.3	0.0	2.0	0.0	
10億円超～50億円以下	40	2.5	7.5	5.0	15.0	22.5	12.5	30.0	5.0	0.0	0.0	
50億円超～100億円以下	9	11.1	11.1	0.0	0.0	33.3	22.2	22.2	0.0	0.0	0.0	
100億円超～500億円以下	29	0.0	0.0	3.4	3.4	17.2	24.1	31.0	10.3	3.4	6.9	
500億円超～1000億円以下	7	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	14.3	42.9	14.3	14.3	0.0	
1000億円超	7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	42.9	14.3	42.9	0.0	
【q6リース債権残高別】												
1億円以下	548	10.8	31.0	16.8	13.3	12.2	6.9	6.8	0.9	0.5	0.7	
1億円超～10億円以下	94	3.2	35.1	12.8	8.5	18.1	8.5	10.6	0.0	0.0	3.2	
10億円超～50億円以下	23	0.0	4.3	8.7	21.7	26.1	8.7	26.1	4.3	0.0	0.0	
50億円超～100億円以下	7	0.0	14.3	14.3	0.0	0.0	14.3	57.1	0.0	0.0	0.0	
100億円超～500億円以下	13	0.0	0.0	7.7	7.7	15.4	7.7	38.5	15.4	7.7	0.0	
500億円超～1000億円以下	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	33.3	
1000億円超	8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	37.5	12.5	37.5	0.0	

Q4. 前事業年度末における固定資産・無形固定資産に占めるファイナンス・リースの比率をお答えください。(〇はひとつだけ)

	回答者数	1%以下	1%超～ 5%以下	5%超～ 10%以下	10%超～ 20%以下	20%超～ 30%以下	30%超～ 40%以下	40%超～ 50%以下	50%超	無回答	
【q1上場市場別】	上場編全体	720	56.4	26.0	8.5	3.8	1.5	0.7	0.1	1.1	1.9
	東京証券取引所 第1部	325	57.5	27.1	7.7	4.0	1.2	0.3	0.0	0.9	1.2
	東京証券取引所 第2部	81	50.6	32.1	8.6	2.5	1.2	0.0	0.0	2.5	2.5
	大阪証券取引所 第1部	9	44.4	55.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	大阪証券取引所 第2部	44	63.6	27.3	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.8
	名古屋・札幌・福岡証券取引所	39	56.4	25.6	10.3	0.0	5.1	0.0	0.0	2.6	0.0
	新興市場	214	56.1	20.6	10.7	5.1	1.9	1.9	0.5	0.9	2.3
	その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	東証1・2部計	406	56.2	28.1	7.9	3.7	1.2	0.2	0.0	1.2	1.5
	大阪1・2部計	53	60.4	32.1	1.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.7
【q2会計基準別】	日本の会計基準	626	56.2	26.4	8.6	3.8	1.4	0.6	0.0	1.1	1.8
	米国会計基準	7	57.1	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3
	国際会計基準	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	作成していない	83	57.8	22.9	8.4	3.6	2.4	1.2	1.2	1.2	1.2
	その他	2	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
【q3時価総額別】	10億円未満	64	62.5	15.6	14.1	3.1	0.0	0.0	1.6	0.0	3.1
	10億円以上～50億円未満	211	53.6	27.5	9.0	2.4	2.8	1.9	0.0	1.4	1.4
	50億円以上～100億円未満	112	57.1	28.6	4.5	7.1	0.9	0.0	0.0	0.0	1.8
	100億円以上～200億円未満	88	67.0	21.6	4.5	3.4	0.0	1.1	0.0	2.3	0.0
	200億円以上～500億円未満	96	44.8	34.4	13.5	4.2	1.0	0.0	0.0	1.0	1.0
	500億円以上～1000億円未満	55	61.8	16.4	14.5	5.5	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8
	1000億円以上～5000億円未満	69	58.0	27.5	2.9	1.4	2.9	0.0	0.0	2.9	4.3
	5000億円以上～1兆円未満	10	50.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0
	1兆円以上	7	42.9	42.9	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
【q4ファイナンス・リースの比率別】	1%以下	406	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1%超～5%以下	187	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	5%超～10%以下	61	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	10%超～20%以下	27	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20%超～30%以下	11	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	30%超～40%以下	5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	40%超～50%以下	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	50%超	8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
【q5未経過リース料残高別】	5000万円以下	477	64.2	22.6	7.1	2.5	1.5	0.4	0.2	1.0	0.4
	5000万円超～1億円以下	34	35.3	38.2	14.7	5.9	2.9	2.9	0.0	0.0	0.0
	1億円超～10億円以下	98	42.9	33.7	13.3	5.1	1.0	1.0	0.0	2.0	1.0
	10億円超～50億円以下	40	47.5	35.0	7.5	5.0	0.0	2.5	0.0	0.0	2.5
	50億円超～100億円以下	9	33.3	22.2	22.2	22.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	100億円超～500億円以下	29	41.4	27.6	10.3	10.3	6.9	0.0	0.0	0.0	3.4
	500億円超～1000億円以下	7	71.4	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1000億円超	7	28.6	57.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0
【q6リース債権残高別】	1億円以下	548	63.1	25.2	5.5	2.7	1.5	0.5	0.2	0.7	0.5
	1億円超～10億円以下	94	28.7	34.0	25.5	4.3	2.1	1.1	0.0	1.1	3.2
	10億円超～50億円以下	23	34.8	17.4	17.4	21.7	0.0	4.3	0.0	4.3	0.0
	50億円超～100億円以下	7	14.3	14.3	14.3	28.6	0.0	0.0	0.0	28.6	0.0
	100億円超～500億円以下	13	46.2	46.2	0.0	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	500億円超～1000億円以下	3	66.7	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	1000億円超	8	87.5	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

Q5. 前事業年度末における解約不能オペレーティング・リースの未経過リース料残高についてお答えください。(〇はひとつだけ)

	回答者数	5000万円	5000万円	1億円超～	10億円超	50億円超	100億円超	500億円超	1000億円	無回答
		以下	超～1億円	10億円以下	～50億円	～100億円	～500億円	～1000億円以下	超	
上場編全体	720	66.3	4.7	13.6	5.6	1.3	4.0	1.0	1.0	2.6
【q1上場市場別】										
東京証券取引所 第1部	325	54.2	3.7	16.6	9.5	1.8	7.7	2.2	2.2	2.2
東京証券取引所 第2部	81	74.1	4.9	12.3	3.7	0.0	1.2	0.0	0.0	3.7
大阪証券取引所 第1部	9	66.7	22.2	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大阪証券取引所 第2部	44	77.3	0.0	11.4	2.3	2.3	0.0	0.0	0.0	6.8
名古屋・札幌・福岡証券取引所	39	71.8	7.7	12.8	5.1	0.0	0.0	0.0	0.0	2.6
新興市場	214	79.0	5.1	10.3	1.4	0.9	0.9	0.0	0.0	2.3
その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
東証1・2部計	406	58.1	3.9	15.8	8.4	1.5	6.4	1.7	1.7	2.5
大阪1・2部計	53	75.5	3.8	11.3	1.9	1.9	0.0	0.0	0.0	5.7
【q2会計基準別】										
日本の会計基準	626	65.0	5.1	14.4	5.9	1.4	3.8	0.8	1.0	2.6
米国会計基準	7	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	28.6	28.6	14.3	14.3
国際会計基準	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
作成していない	83	80.7	2.4	9.6	2.4	0.0	3.6	0.0	0.0	1.2
その他	2	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
【q3時価総額別】										
10億円未満	64	82.8	4.7	6.3	1.6	1.6	0.0	0.0	0.0	3.1
10億円以上～50億円未満	211	79.6	4.3	12.8	1.4	0.5	0.0	0.0	0.0	1.4
50億円以上～100億円未満	112	77.7	8.9	8.9	1.8	0.0	0.9	0.0	0.0	1.8
100億円以上～200億円未満	88	72.7	3.4	12.5	6.8	0.0	1.1	0.0	0.0	3.4
200億円以上～500億円未満	96	55.2	4.2	20.8	9.4	3.1	5.2	1.0	0.0	1.0
500億円以上～1000億円未満	55	43.6	3.6	20.0	9.1	3.6	12.7	1.8	0.0	5.5
1000億円以上～5000億円未満	69	33.3	2.9	18.8	17.4	2.9	13.0	4.3	4.3	2.9
5000億円以上～1兆円未満	10	20.0	0.0	0.0	20.0	0.0	30.0	10.0	10.0	10.0
1兆円以上	7	0.0	0.0	28.6	0.0	0.0	14.3	14.3	42.9	0.0
【q4ファイナンス・リースの比率別】										
1%以下	406	75.4	3.0	10.3	4.7	0.7	3.0	1.2	0.5	1.2
1%超～5%以下	187	57.8	7.0	17.6	7.5	1.1	4.3	1.1	2.1	1.6
5%超～10%以下	61	55.7	8.2	21.3	4.9	3.3	4.9	0.0	0.0	1.6
10%超～20%以下	27	44.4	7.4	18.5	7.4	7.4	11.1	0.0	0.0	3.7
20%超～30%以下	11	63.6	9.1	9.1	0.0	0.0	18.2	0.0	0.0	0.0
30%超～40%以下	5	40.0	20.0	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
40%超～50%以下	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
50%超	8	62.5	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0
【q5未経過リース料残高別】										
5000万円以下	477	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5000万円超～1億円以下	34	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1億円超～10億円以下	98	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
10億円超～50億円以下	40	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
50億円超～100億円以下	9	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
100億円超～500億円以下	29	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
500億円超～1000億円以下	7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
1000億円超	7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
【q6リース債権残高別】										
1億円以下	548	76.1	4.2	9.7	3.6	1.1	2.9	0.5	0.9	0.9
1億円超～10億円以下	94	41.5	9.6	34.0	8.5	3.2	1.1	0.0	0.0	2.1
10億円超～50億円以下	23	26.1	8.7	4.3	39.1	0.0	8.7	8.7	0.0	4.3
50億円超～100億円以下	7	57.1	0.0	28.6	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0
100億円超～500億円以下	13	23.1	0.0	30.8	7.7	0.0	30.8	7.7	0.0	0.0
500億円超～1000億円以下	3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0
1000億円超	8	0.0	0.0	12.5	25.0	0.0	25.0	12.5	25.0	0.0

Q6. 前事業年度末におけるリース債権の残高についてお答えください。(〇はひとつだけ)

	回答者数	1億円以下	1億円超～ 10億円以下	10億円超 ～50億円	50億円超 ～100億円	100億円超 ～500億円	500億円超 ～1000億 円以下	1000億円 超	無回答	
		720	76.1	13.1	3.2	1.0	1.8	0.4		1.1
【q1上場市場別】	上場編全体	720	76.1	13.1	3.2	1.0	1.8	0.4	1.1	3.3
	東京証券取引所 第1部	325	71.7	12.3	5.2	1.5	3.1	0.6	2.5	3.1
	東京証券取引所 第2部	81	74.1	14.8	2.5	2.5	1.2	0.0	0.0	4.9
	大阪証券取引所 第1部	9	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	大阪証券取引所 第2部	44	81.8	13.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.5
	名古屋・札幌・福岡証券取引所	39	66.7	28.2	0.0	0.0	2.6	0.0	0.0	2.6
	新興市場	214	84.6	11.2	0.9	0.0	0.0	0.5	0.0	2.8
	その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	東証1・2部計	406	72.2	12.8	4.7	1.7	2.7	0.5	2.0	3.4
	大阪1・2部計	53	84.9	11.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8
【q2会計基準別】										
	日本の会計基準	626	76.4	13.4	3.0	1.1	1.9	0.3	0.6	3.2
	米国会計基準	7	14.3	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	57.1	14.3
	国際会計基準	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	作成していない	83	79.5	12.0	4.8	0.0	0.0	1.2	0.0	2.4
	その他	2	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
【q3時価総額別】										
	10億円未満	64	92.2	4.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.1
	10億円以上～50億円未満	211	80.6	15.6	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0	2.8
	50億円以上～100億円未満	112	82.1	10.7	1.8	0.9	0.9	0.0	0.0	3.6
	100億円以上～200億円未満	88	83.0	9.1	5.7	0.0	1.1	0.0	0.0	1.1
	200億円以上～500億円未満	96	69.8	17.7	6.3	0.0	2.1	0.0	0.0	4.2
	500億円以上～1000億円未満	55	69.1	14.5	3.6	1.8	1.8	1.8	1.8	5.5
	1000億円以上～5000億円未満	69	53.6	14.5	8.7	5.8	7.2	1.4	4.3	4.3
	5000億円以上～1兆円未満	10	50.0	0.0	10.0	0.0	20.0	0.0	10.0	10.0
	1兆円以上	7	42.9	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	42.9	0.0
【q4ファイナンス・リースの比率別】										
	1%以下	406	85.2	6.7	2.0	0.2	1.5	0.5	1.7	2.2
	1%超～5%以下	187	73.8	17.1	2.1	0.5	3.2	0.0	0.5	2.7
	5%超～10%以下	61	49.2	39.3	6.6	1.6	0.0	0.0	0.0	3.3
	10%超～20%以下	27	55.6	14.8	18.5	7.4	3.7	0.0	0.0	0.0
	20%超～30%以下	11	72.7	18.2	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0	0.0
	30%超～40%以下	5	60.0	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	40%超～50%以下	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	50%超	8	50.0	12.5	12.5	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0
【q5未経過リース料残高別】										
	5000万円以下	477	87.4	8.2	1.3	0.8	0.6	0.0	0.0	1.7
	5000万円超～1億円以下	34	67.6	26.5	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1億円超～10億円以下	98	54.1	32.7	1.0	2.0	4.1	1.0	1.0	4.1
	10億円超～50億円以下	40	50.0	20.0	22.5	0.0	2.5	0.0	5.0	0.0
	50億円超～100億円以下	9	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	100億円超～500億円以下	29	55.2	3.4	6.9	3.4	13.8	6.9	6.9	3.4
	500億円超～1000億円以下	7	42.9	0.0	28.6	0.0	14.3	0.0	14.3	0.0
	1000億円超	7	71.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	28.6	0.0
【q6リース債権残高別】										
	1億円以下	548	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1億円超～10億円以下	94	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	10億円超～50億円以下	23	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	50億円超～100億円以下	7	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	100億円超～500億円以下	13	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	500億円超～1000億円以下	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	1000億円超	8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0

Q7. IFRSへの対応について、日本基準として導入するIFRSの強制適用や、日本基準との相違を調整していくコンバージェンスについて、どのように考えますか。(○はひとつだけ)

	回答者数	すべての 上場企業 にIFRSを 強制適用 すべき	一定の上 場企業に IFRSを強 制適用す べき	IFRS任意 適用、日本 基準コンバ ージェンスを統 ける	IFRSは任 意、日本基 準コンバ ージェンスは必 要に応じて	その他	無回答
上場編全体	720	6.3	20.3	26.4	46.1	0.4	0.6
【q1上場市場別】							
東京証券取引所 第1部	325	6.8	21.2	28.3	42.5	0.3	0.9
東京証券取引所 第2部	81	3.7	19.8	28.4	48.1	0.0	0.0
大阪証券取引所 第1部	9	0.0	11.1	22.2	66.7	0.0	0.0
大阪証券取引所 第2部	44	9.1	15.9	20.5	54.5	0.0	0.0
名古屋・札幌・福岡証券取引所 新興市場	39	7.7	10.3	20.5	61.5	0.0	0.0
その他	214	6.1	22.0	24.3	46.7	0.9	0.0
東証1・2部計	406	6.2	20.9	28.3	43.6	0.2	0.7
大阪1・2部計	53	7.5	15.1	20.8	56.6	0.0	0.0
【q2会計基準別】							
日本の会計基準	626	6.5	20.4	26.4	45.7	0.5	0.5
米国会計基準	7	0.0	28.6	28.6	28.6	0.0	14.3
国際会計基準	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
作成していない	83	4.8	19.3	26.5	49.4	0.0	0.0
その他	2	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
【q3時価総額別】							
10億円未満	64	4.7	25.0	15.6	54.7	0.0	0.0
10億円以上～50億円未満	211	7.1	18.0	26.1	48.3	0.5	0.0
50億円以上～100億円未満	112	6.3	18.8	25.0	50.0	0.0	0.0
100億円以上～200億円未満	88	6.8	19.3	27.3	45.5	0.0	1.1
200億円以上～500億円未満	96	8.3	16.7	28.1	44.8	0.0	2.1
500億円以上～1000億円未満	55	5.5	30.9	21.8	41.8	0.0	0.0
1000億円以上～5000億円未満	69	4.3	23.2	34.8	34.8	2.9	0.0
5000億円以上～1兆円未満	10	0.0	10.0	40.0	50.0	0.0	0.0
1兆円以上	7	0.0	42.9	28.6	14.3	0.0	14.3
【q4ファイナンス・リースの比率別】							
1%以下	406	6.4	20.0	26.1	46.8	0.0	0.7
1%超～5%以下	187	5.9	22.5	26.7	43.9	0.5	0.5
5%超～10%以下	61	4.9	21.3	26.2	47.5	0.0	0.0
10%超～20%以下	27	7.4	18.5	22.2	51.9	0.0	0.0
20%超～30%以下	11	18.2	18.2	36.4	18.2	9.1	0.0
30%超～40%以下	5	0.0	0.0	0.0	80.0	20.0	0.0
40%超～50%以下	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
50%超	8	12.5	0.0	25.0	62.5	0.0	0.0
【q5未経過リース料残高別】							
5000万円以下	477	6.5	19.3	24.3	49.3	0.4	0.2
5000万円超～1億円以下	34	11.8	17.6	23.5	44.1	0.0	2.9
1億円超～10億円以下	98	3.1	22.4	29.6	43.9	0.0	1.0
10億円超～50億円以下	40	10.0	25.0	35.0	30.0	0.0	0.0
50億円超～100億円以下	9	0.0	44.4	22.2	33.3	0.0	0.0
100億円超～500億円以下	29	10.3	20.7	41.4	20.7	3.4	3.4
500億円超～1000億円以下	7	0.0	28.6	42.9	28.6	0.0	0.0
1000億円超	7	0.0	14.3	14.3	71.4	0.0	0.0
【q6リース債権残高別】							
1億円以下	548	6.6	21.5	26.1	45.3	0.2	0.4
1億円超～10億円以下	94	6.4	18.1	27.7	45.7	1.1	1.1
10億円超～50億円以下	23	8.7	4.3	30.4	56.5	0.0	0.0
50億円超～100億円以下	7	0.0	14.3	28.6	57.1	0.0	0.0
100億円超～500億円以下	13	0.0	23.1	23.1	46.2	7.7	0.0
500億円超～1000億円以下	3	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0
1000億円超	8	0.0	25.0	25.0	50.0	0.0	0.0

*** 2011.12 IFRS導入とリース会計基準変更に関する調査 ***

Q8. 上場企業の連結財務諸表にIFRSを強制適用する場合、個別財務諸表（会社法によるものも含む）へのIFRSの適用について、どのように考えますか。（〇はひとつだけ）

	回答者数	IFRS 強制適用 すべき	IFRS 任意適用 すべき	IFRS 任意適用 してもよ い	IFRS の適用は 認めるべ きでない	その他	無回答	
【q1上場市場別】	上場編全体	720	8.9	21.1	46.3	22.2	1.5	0.0
	東京証券取引所 第1部	325	8.9	25.2	45.5	18.2	2.2	0.0
	東京証券取引所 第2部	81	11.1	16.0	43.2	29.6	0.0	0.0
	大阪証券取引所 第1部	9	11.1	22.2	22.2	44.4	0.0	0.0
	大阪証券取引所 第2部	44	6.8	18.2	45.5	25.0	4.5	0.0
	名古屋・札幌・福岡証券取引所	39	10.3	12.8	51.3	23.1	2.6	0.0
	新興市場	214	7.9	19.6	47.7	24.3	0.5	0.0
	その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	東証1・2部計	406	9.4	23.4	45.1	20.4	1.7	0.0
	大阪1・2部計	53	7.5	18.9	41.5	28.3	3.8	0.0
【q2会計基準別】	日本の会計基準	626	9.4	20.9	45.4	22.7	1.6	0.0
	米国会計基準	7	0.0	42.9	14.3	28.6	14.3	0.0
	国際会計基準	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	作成していない	83	6.0	19.3	56.6	18.1	0.0	0.0
	その他	2	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0
【q3時価総額別】	10億円未満	64	4.7	18.8	42.2	34.4	0.0	0.0
	10億円以上～50億円未満	211	10.4	17.5	47.9	22.7	1.4	0.0
	50億円以上～100億円未満	112	8.9	25.9	48.2	16.1	0.9	0.0
	100億円以上～200億円未満	88	9.1	20.5	43.2	25.0	2.3	0.0
	200億円以上～500億円未満	96	10.4	20.8	44.8	21.9	2.1	0.0
	500億円以上～1000億円未満	55	7.3	14.5	52.7	23.6	1.8	0.0
	1000億円以上～5000億円未満	69	10.1	29.0	42.0	15.9	2.9	0.0
	5000億円以上～1兆円未満	10	0.0	50.0	30.0	20.0	0.0	0.0
	1兆円以上	7	0.0	42.9	42.9	14.3	0.0	0.0
【q4ファイナンス・リースの比率別】	1%以下	406	7.9	21.4	49.3	19.7	1.7	0.0
	1%超～5%以下	187	7.5	23.5	40.1	27.3	1.6	0.0
	5%超～10%以下	61	13.1	11.5	54.1	21.3	0.0	0.0
	10%超～20%以下	27	3.7	18.5	44.4	33.3	0.0	0.0
	20%超～30%以下	11	27.3	18.2	36.4	18.2	0.0	0.0
	30%超～40%以下	5	20.0	20.0	40.0	0.0	20.0	0.0
	40%超～50%以下	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	50%超	8	25.0	12.5	37.5	25.0	0.0	0.0
【q5未経過リース料残高別】	5000万円以下	477	8.0	21.0	47.2	22.4	1.5	0.0
	5000万円超～1億円以下	34	14.7	20.6	47.1	17.6	0.0	0.0
	1億円超～10億円以下	98	13.3	17.3	48.0	19.4	2.0	0.0
	10億円超～50億円以下	40	10.0	25.0	35.0	27.5	2.5	0.0
	50億円超～100億円以下	9	0.0	11.1	55.6	33.3	0.0	0.0
	100億円超～500億円以下	29	6.9	34.5	34.5	20.7	3.4	0.0
	500億円超～1000億円以下	7	0.0	28.6	42.9	28.6	0.0	0.0
	1000億円超	7	0.0	42.9	42.9	14.3	0.0	0.0
【q6リース債権残高別】	1億円以下	548	8.6	21.4	47.3	21.4	1.5	0.0
	1億円超～10億円以下	94	9.6	21.3	39.4	28.7	1.1	0.0
	10億円超～50億円以下	23	8.7	13.0	56.5	21.7	0.0	0.0
	50億円超～100億円以下	7	14.3	28.6	28.6	28.6	0.0	0.0
	100億円超～500億円以下	13	0.0	23.1	46.2	23.1	7.7	0.0
	500億円超～1000億円以下	3	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0
	1000億円超	8	0.0	37.5	25.0	25.0	12.5	0.0

Q9. 連結財務諸表にIFRSを強制適用する場合、どのような点が懸念されますか。(〇はいくつでも)

	回答者数	日本の会計基準と大きく異なる可能性	日本以外の意見で会計基準が開発される可能性	運用・解釈・監査によって相違が生じる可能性	その他	特に懸念はない	無回答
上場編全体	720	56.0	24.4	68.2	6.8	2.4	0.0
【q1上場市場別】							
東京証券取引所 第1部	325	55.1	27.7	64.9	8.9	2.5	0.0
東京証券取引所 第2部	81	63.0	13.6	76.5	7.4	2.5	0.0
大阪証券取引所 第1部	9	66.7	11.1	33.3	11.1	0.0	0.0
大阪証券取引所 第2部	44	54.5	29.5	72.7	6.8	0.0	0.0
名古屋・札幌・福岡証券取引所	39	61.5	25.6	66.7	2.6	0.0	0.0
新興市場	214	53.7	22.9	70.6	4.2	3.3	0.0
その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
東証1・2部計	406	56.7	24.9	67.2	8.6	2.5	0.0
大阪1・2部計	53	56.6	26.4	66.0	7.5	0.0	0.0
【q2会計基準別】							
日本の会計基準	626	56.9	24.6	68.1	7.0	2.4	0.0
米国会計基準	7	0.0	28.6	71.4	14.3	14.3	0.0
国際会計基準	1	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
作成していない	83	54.2	20.5	68.7	4.8	1.2	0.0
その他	2	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
【q3時価総額別】							
10億円未満	64	68.8	20.3	65.6	4.7	1.6	0.0
10億円以上～50億円未満	211	52.6	23.7	74.9	6.2	1.4	0.0
50億円以上～100億円未満	112	54.5	23.2	67.0	8.0	3.6	0.0
100億円以上～200億円未満	88	59.1	20.5	60.2	4.5	4.5	0.0
200億円以上～500億円未満	96	51.0	22.9	66.7	11.5	2.1	0.0
500億円以上～1000億円未満	55	69.1	32.7	70.9	3.6	1.8	0.0
1000億円以上～5000億円未満	69	50.7	30.4	59.4	7.2	1.4	0.0
5000億円以上～1兆円未満	10	40.0	20.0	90.0	10.0	0.0	0.0
1兆円以上	7	42.9	42.9	57.1	14.3	14.3	0.0
【q4ファイナンス・リースの比率別】							
1%以下	406	55.2	26.8	68.2	5.9	2.5	0.0
1%超～5%以下	187	57.8	21.4	70.1	7.5	2.7	0.0
5%超～10%以下	61	55.7	19.7	65.6	8.2	0.0	0.0
10%超～20%以下	27	66.7	22.2	74.1	11.1	3.7	0.0
20%超～30%以下	11	54.5	9.1	63.6	0.0	0.0	0.0
30%超～40%以下	5	40.0	0.0	80.0	0.0	0.0	0.0
40%超～50%以下	1	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
50%超	8	62.5	12.5	50.0	12.5	12.5	0.0
【q5未経過リース料残高別】							
5000万円以下	477	56.4	24.7	69.2	5.9	2.9	0.0
5000万円超～1億円以下	34	61.8	26.5	70.6	5.9	2.9	0.0
1億円超～10億円以下	98	59.2	19.4	70.4	12.2	0.0	0.0
10億円超～50億円以下	40	45.0	25.0	57.5	5.0	2.5	0.0
50億円超～100億円以下	9	55.6	0.0	44.4	11.1	0.0	0.0
100億円超～500億円以下	29	58.6	31.0	62.1	0.0	0.0	0.0
500億円超～1000億円以下	7	14.3	42.9	57.1	14.3	0.0	0.0
1000億円超	7	57.1	14.3	71.4	14.3	14.3	0.0
【q6リース債権残高別】							
1億円以下	548	56.6	24.3	68.1	6.6	2.6	0.0
1億円超～10億円以下	94	59.6	22.3	71.3	7.4	0.0	0.0
10億円超～50億円以下	23	39.1	30.4	65.2	8.7	4.3	0.0
50億円超～100億円以下	7	57.1	28.6	57.1	0.0	14.3	0.0
100億円超～500億円以下	13	61.5	30.8	61.5	0.0	0.0	0.0
500億円超～1000億円以下	3	100.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0
1000億円超	8	37.5	25.0	50.0	25.0	12.5	0.0

Q10. 連結財務諸表にIFRSの強制適用やコンバージェンスを図っていく場合、金融商品取引法上、連結財務諸表作成企業の個別財務諸表について、どう考えますか。(〇はひとつだけ)

	回答者数	個別財務諸表を廃止すべき	何らかの個別情報を開示、個別財務諸表は廃止	簡素化したうえで個別財務諸表を継続	現状のまま個別財務諸表を存続すべき	その他	無回答	廃止計	存続計
【q1上場市場別】	上場編全体	720	25.0	22.6	39.3	12.1	0.6	47.6	51.4
東京証券取引所 第1部	325	26.8	26.8	35.4	11.1	0.0	0.0	53.5	46.5
東京証券取引所 第2部	81	12.3	22.2	48.1	16.0	1.2	0.0	34.6	64.2
大阪証券取引所 第1部	9	44.4	22.2	33.3	0.0	0.0	0.0	66.7	33.3
大阪証券取引所 第2部	44	27.3	13.6	43.2	15.9	0.0	0.0	40.9	59.1
名古屋・札幌・福岡証券取引所	39	20.5	12.8	51.3	12.8	2.6	0.0	33.3	64.1
新興市場	214	27.1	20.1	38.8	11.7	0.9	1.4	47.2	50.5
その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
東証1・2部計	406	23.9	25.9	37.9	12.1	0.2	0.0	49.8	50.0
大阪1・2部計	53	30.2	15.1	41.5	13.2	0.0	0.0	45.3	54.7
【q2会計基準別】									
日本の会計基準	626	25.6	24.3	37.7	11.3	0.6	0.5	49.8	49.0
米国会計基準	7	57.1	14.3	14.3	14.3	0.0	0.0	71.4	28.6
国際会計基準	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
作成していない	83	19.3	10.8	53.0	16.9	0.0	0.0	30.1	69.9
その他	2	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	50.0
【q3時価総額別】									
10億円未満	64	25.0	18.8	45.3	9.4	0.0	1.6	43.8	54.7
10億円以上～50億円未満	211	24.2	19.0	41.7	13.3	0.9	0.9	43.1	55.0
50億円以上～100億円未満	112	16.1	25.0	43.8	15.2	0.0	0.0	41.1	58.9
100億円以上～200億円未満	88	25.0	21.6	44.3	8.0	1.1	0.0	46.6	52.3
200億円以上～500億円未満	96	29.2	25.0	32.3	13.5	0.0	0.0	54.2	45.8
500億円以上～1000億円未満	55	27.3	25.5	32.7	14.5	0.0	0.0	52.7	47.3
1000億円以上～5000億円未満	69	27.5	30.4	33.3	7.2	1.4	0.0	58.0	40.6
5000億円以上～1兆円未満	10	50.0	10.0	30.0	10.0	0.0	0.0	60.0	40.0
1兆円以上	7	57.1	14.3	14.3	14.3	0.0	0.0	71.4	28.6
【q4ファイナンス・リースの比率別】									
1%以下	406	26.8	23.6	37.9	10.8	0.5	0.2	50.5	48.8
1%超～5%以下	187	24.6	23.5	40.1	11.8	0.0	0.0	48.1	51.9
5%超～10%以下	61	19.7	18.0	44.3	14.8	0.0	3.3	37.7	59.0
10%超～20%以下	27	18.5	25.9	37.0	18.5	0.0	0.0	44.4	55.6
20%超～30%以下	11	36.4	27.3	18.2	18.2	0.0	0.0	63.6	36.4
30%超～40%以下	5	40.0	20.0	20.0	0.0	20.0	0.0	60.0	20.0
40%超～50%以下	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
50%超	8	12.5	0.0	50.0	37.5	0.0	0.0	12.5	87.5
【q5未経過リース料残高別】									
5000万円以下	477	22.6	22.0	41.5	13.0	0.4	0.4	44.7	54.5
5000万円超～1億円以下	34	17.6	29.4	44.1	8.8	0.0	0.0	47.1	52.9
1億円超～10億円以下	98	23.5	28.6	35.7	10.2	1.0	1.0	52.0	45.9
10億円超～50億円以下	40	47.5	7.5	40.0	5.0	0.0	0.0	55.0	45.0
50億円超～100億円以下	9	44.4	33.3	22.2	0.0	0.0	0.0	77.8	22.2
100億円超～500億円以下	29	31.0	31.0	24.1	13.8	0.0	0.0	62.1	37.9
500億円超～1000億円以下	7	57.1	28.6	0.0	14.3	0.0	0.0	85.7	14.3
1000億円超	7	57.1	14.3	28.6	0.0	0.0	0.0	71.4	28.6
【q6リース債権残高別】									
1億円以下	548	24.8	22.1	40.3	11.9	0.5	0.4	46.9	52.2
1億円超～10億円以下	94	24.5	22.3	38.3	13.8	0.0	1.1	46.8	52.1
10億円超～50億円以下	23	21.7	17.4	47.8	13.0	0.0	0.0	39.1	60.9
50億円超～100億円以下	7	0.0	42.9	28.6	28.6	0.0	0.0	42.9	57.1
100億円超～500億円以下	13	38.5	38.5	15.4	7.7	0.0	0.0	76.9	23.1
500億円超～1000億円以下	3	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	66.7	33.3
1000億円超	8	62.5	37.5	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0

Q11. IFRSの強制適用やコンバージェンスの進展により、財務諸表は利用しやすくなると思いますか。(〇はひとつだけ)

	回答者数	はい	いいえ	どちらとも いえない	無回答
上場編全体	720	10.3	36.8	52.6	0.3
【q1上場市場別】					
東京証券取引所 第1部	325	12.6	30.8	56.0	0.6
東京証券取引所 第2部	81	6.2	50.6	43.2	0.0
大阪証券取引所 第1部	9	22.2	33.3	44.4	0.0
大阪証券取引所 第2部	44	13.6	36.4	50.0	0.0
名古屋・札幌・福岡証券取引所	39	10.3	30.8	59.0	0.0
新興市場	214	7.5	40.2	52.3	0.0
その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0
東証1・2部計	406	11.3	34.7	53.4	0.5
大阪1・2部計	53	15.1	35.8	49.1	0.0
【q2会計基準別】					
日本の会計基準	626	9.9	36.6	53.2	0.3
米国会計基準	7	71.4	0.0	28.6	0.0
国際会計基準	1	100.0	0.0	0.0	0.0
作成していない	83	6.0	41.0	53.0	0.0
その他	2	0.0	100.0	0.0	0.0
【q3時価総額別】					
10億円未満	64	7.8	37.5	54.7	0.0
10億円以上～50億円未満	211	10.4	41.2	48.3	0.0
50億円以上～100億円未満	112	5.4	40.2	52.7	1.8
100億円以上～200億円未満	88	9.1	30.7	60.2	0.0
200億円以上～500億円未満	96	14.6	35.4	50.0	0.0
500億円以上～1000億円未満	55	5.5	36.4	58.2	0.0
1000億円以上～5000億円未満	69	15.9	29.0	55.1	0.0
5000億円以上～1兆円未満	10	20.0	30.0	50.0	0.0
1兆円以上	7	42.9	14.3	42.9	0.0
【q4ファイナンス・リースの比率別】					
1%以下	406	11.6	36.7	51.5	0.2
1%超～5%以下	187	7.5	34.8	57.2	0.5
5%超～10%以下	61	4.9	37.7	57.4	0.0
10%超～20%以下	27	7.4	44.4	48.1	0.0
20%超～30%以下	11	18.2	27.3	54.5	0.0
30%超～40%以下	5	0.0	60.0	40.0	0.0
40%超～50%以下	1	100.0	0.0	0.0	0.0
50%超	8	25.0	37.5	37.5	0.0
【q5未経過リース料残高別】					
5000万円以下	477	8.6	35.0	56.0	0.4
5000万円超～1億円以下	34	14.7	41.2	44.1	0.0
1億円超～10億円以下	98	9.2	46.9	43.9	0.0
10億円超～50億円以下	40	17.5	40.0	42.5	0.0
50億円超～100億円以下	9	11.1	44.4	44.4	0.0
100億円超～500億円以下	29	17.2	27.6	55.2	0.0
500億円超～1000億円以下	7	28.6	14.3	57.1	0.0
1000億円超	7	28.6	28.6	42.9	0.0
【q6リース債権残高別】					
1億円以下	548	9.3	36.3	54.0	0.4
1億円超～10億円以下	94	11.7	37.2	51.1	0.0
10億円超～50億円以下	23	17.4	43.5	39.1	0.0
50億円超～100億円以下	7	14.3	14.3	71.4	0.0
100億円超～500億円以下	13	7.7	38.5	53.8	0.0
500億円超～1000億円以下	3	0.0	33.3	66.7	0.0
1000億円超	8	37.5	25.0	37.5	0.0

Q11SQ1. <Q11で「1.はい。財務諸表は利用しやすくなる」とお答えになった方>最も主要な理由をお答えください。(〇はひとつだけ)

	回答者数	財務諸表 の透明性 が向上す る	比較可能 性が高ま る	わかりや すくなる	その他	無回答
上場編全体	74	23.0	66.2	10.8	0.0	0.0
【q1上場市場別】						
東京証券取引所 第1部	41	12.2	73.2	14.6	0.0	0.0
東京証券取引所 第2部	5	20.0	60.0	20.0	0.0	0.0
大阪証券取引所 第1部	2	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
大阪証券取引所 第2部	6	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
名古屋・札幌・福岡証券取引所	4	75.0	25.0	0.0	0.0	0.0
新興市場	16	25.0	68.8	6.3	0.0	0.0
その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
東証1・2部計	46	13.0	71.7	15.2	0.0	0.0
大阪1・2部計	8	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
【q2会計基準別】						
日本の会計基準	62	24.2	62.9	12.9	0.0	0.0
米国会計基準	5	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
国際会計基準	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
作成していない	5	40.0	60.0	0.0	0.0	0.0
その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
【q3時価総額別】						
10億円未満	5	20.0	80.0	0.0	0.0	0.0
10億円以上～50億円未満	22	31.8	59.1	9.1	0.0	0.0
50億円以上～100億円未満	6	0.0	83.3	16.7	0.0	0.0
100億円以上～200億円未満	8	37.5	62.5	0.0	0.0	0.0
200億円以上～500億円未満	14	21.4	64.3	14.3	0.0	0.0
500億円以上～1000億円未満	3	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0
1000億円以上～5000億円未満	11	27.3	63.6	9.1	0.0	0.0
5000億円以上～1兆円未満	2	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
1兆円以上	3	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
【q4ファイナンス・リースの比率別】						
1%以下	47	21.3	68.1	10.6	0.0	0.0
1%超～5%以下	14	21.4	71.4	7.1	0.0	0.0
5%超～10%以下	3	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0
10%超～20%以下	2	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0
20%超～30%以下	2	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
30%超～40%以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
40%超～50%以下	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
50%超	2	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
【q5未経過リース料残高別】						
5000万円以下	41	22.0	63.4	14.6	0.0	0.0
5000万円超～1億円以下	5	80.0	20.0	0.0	0.0	0.0
1億円超～10億円以下	9	11.1	88.9	0.0	0.0	0.0
10億円超～50億円以下	7	14.3	71.4	14.3	0.0	0.0
50億円超～100億円以下	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
100億円超～500億円以下	5	20.0	60.0	20.0	0.0	0.0
500億円超～1000億円以下	2	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
1000億円超	2	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
【q6リース債権残高別】						
1億円以下	51	21.6	62.7	15.7	0.0	0.0
1億円超～10億円以下	11	18.2	81.8	0.0	0.0	0.0
10億円超～50億円以下	4	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
50億円超～100億円以下	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
100億円超～500億円以下	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
500億円超～1000億円以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1000億円超	3	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0

Q11SQ2. <Q11で「2.いいえ。財務諸表は利用しにくくなる」とお答えになった方>最も主要な理由をお答えください。(〇はひとつだけ)

	回答者数	財務諸表 の透明性が 低下する	比較可能 性が低まる	わかりに くくなる	その他	無回答
上場編全体	265	30.9	11.3	54.0	0.8	3.0
【q1上場市場別】						
東京証券取引所 第1部	100	29.0	5.0	62.0	1.0	3.0
東京証券取引所 第2部	41	41.5	14.6	43.9	0.0	0.0
大阪証券取引所 第1部	3	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
大阪証券取引所 第2部	16	31.3	12.5	50.0	0.0	6.3
名古屋・札幌・福岡証券取引所	12	50.0	25.0	25.0	0.0	0.0
新興市場	86	23.3	14.0	57.0	1.2	4.7
その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
東証1・2部計	141	32.6	7.8	56.7	0.7	2.1
大阪1・2部計	19	26.3	10.5	57.9	0.0	5.3
【q2会計基準別】						
日本の会計基準	229	29.7	10.9	55.5	0.9	3.1
米国会計基準	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
国際会計基準	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
作成していない	34	41.2	11.8	44.1	0.0	2.9
その他	2	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0
【q3時価総額別】						
10億円未満	24	33.3	20.8	45.8	0.0	0.0
10億円以上～50億円未満	87	33.3	12.6	48.3	0.0	5.7
50億円以上～100億円未満	45	26.7	11.1	60.0	2.2	0.0
100億円以上～200億円未満	27	29.6	7.4	59.3	3.7	0.0
200億円以上～500億円未満	34	17.6	14.7	64.7	0.0	2.9
500億円以上～1000億円未満	20	20.0	0.0	75.0	0.0	5.0
1000億円以上～5000億円未満	20	50.0	10.0	35.0	0.0	5.0
5000億円以上～1兆円未満	3	33.3	0.0	66.7	0.0	0.0
1兆円以上	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
【q4ファイナンス・リースの比率別】						
1%以下	149	30.9	9.4	55.7	1.3	2.7
1%超～5%以下	65	33.8	10.8	50.8	0.0	4.6
5%超～10%以下	23	30.4	17.4	52.2	0.0	0.0
10%超～20%以下	12	25.0	16.7	58.3	0.0	0.0
20%超～30%以下	3	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0
30%超～40%以下	3	33.3	0.0	66.7	0.0	0.0
40%超～50%以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
50%超	3	33.3	0.0	33.3	0.0	33.3
【q5未経過リース料残高別】						
5000万円以下	167	29.3	13.8	53.3	0.6	3.0
5000万円超～1億円以下	14	21.4	21.4	57.1	0.0	0.0
1億円超～10億円以下	46	34.8	4.3	56.5	2.2	2.2
10億円超～50億円以下	16	43.8	12.5	37.5	0.0	6.3
50億円超～100億円以下	4	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0
100億円超～500億円以下	8	37.5	0.0	50.0	0.0	12.5
500億円超～1000億円以下	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
1000億円超	2	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0
【q6リース債権残高別】						
1億円以下	199	27.1	12.1	56.8	0.5	3.5
1億円超～10億円以下	35	34.3	8.6	51.4	2.9	2.9
10億円超～50億円以下	10	50.0	10.0	40.0	0.0	0.0
50億円超～100億円以下	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
100億円超～500億円以下	5	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
500億円超～1000億円以下	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
1000億円超	2	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0

Q12. IFRSを適用した場合、企業経営や企業行動に重要な影響を与えると思われる項目を下記から3つ選んでください。(○は3つ)

	上場編全体	回答者数	財務諸表 の表示	金融商品 の評価	金融商品 の認識の 中止	外貨換算	有形固定 資産の減 価償却や 減損	開発費を 含む無形 資産	リース	退職給付	引当金
【q1上場市場別】		720	45.4	26.0	1.1	4.2	65.4	14.3	17.2	23.5	13.9
東京証券取引所 第1部		325	40.9	25.8	1.5	4.9	65.2	16.9	20.6	25.2	8.3
東京証券取引所 第2部		81	50.6	23.5	0.0	0.0	72.8	9.9	12.3	27.2	16.0
大阪証券取引所 第1部		9	55.6	22.2	0.0	11.1	44.4	11.1	22.2	22.2	0.0
大阪証券取引所 第2部		44	50.0	25.0	0.0	0.0	61.4	4.5	6.8	31.8	11.4
名古屋・札幌・福岡証券取引所 新興市場		39	43.6	25.6	0.0	2.6	82.1	7.7	23.1	28.2	10.3
その他		214	49.5	27.6	1.4	5.1	61.2	15.4	15.0	16.4	23.8
東証1・2部計		0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大阪1・2部計		406	42.9	25.4	1.2	3.9	66.7	15.5	19.0	25.6	9.9
【q2会計基準別】		53	50.9	24.5	0.0	1.9	58.5	5.7	9.4	30.2	9.4
日本の会計基準		626	45.8	25.2	1.0	4.6	66.0	14.2	16.0	24.0	13.4
米国会計基準		7	14.3	57.1	14.3	0.0	28.6	28.6	71.4	14.3	0.0
国際会計基準		1	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
作成していない		83	45.8	28.9	1.2	1.2	62.7	12.0	22.9	20.5	19.3
その他		2	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0
【q3時価総額別】											
10億円未満		64	57.8	37.5	0.0	3.1	54.7	9.4	4.7	15.6	21.9
10億円以上～50億円未満		211	51.2	21.8	1.4	4.3	67.8	10.9	17.1	21.3	20.4
50億円以上～100億円未満		112	41.1	25.0	0.0	3.6	63.4	17.9	15.2	31.3	11.6
100億円以上～200億円未満		88	42.0	27.3	2.3	2.3	76.1	15.9	10.2	27.3	11.4
200億円以上～500億円未満		96	45.8	22.9	0.0	4.2	63.5	14.6	24.0	22.9	9.4
500億円以上～1000億円未満		55	36.4	29.1	5.5	5.5	63.6	14.5	21.8	20.0	9.1
1000億円以上～5000億円未満		69	39.1	24.6	0.0	5.8	66.7	18.8	24.6	23.2	5.8
5000億円以上～1兆円未満		10	40.0	40.0	0.0	0.0	70.0	20.0	30.0	30.0	0.0
1兆円以上		7	14.3	71.4	0.0	14.3	28.6	14.3	42.9	28.6	0.0
【q4ファイナンス・リースの比率別】											
1%以下		406	45.3	25.6	1.5	4.7	64.0	15.5	13.5	24.6	14.5
1%超～5%以下		187	43.9	26.7	0.5	3.2	66.3	10.2	17.6	25.7	12.8
5%超～10%以下		61	50.8	36.1	1.6	3.3	67.2	14.8	23.0	13.1	13.1
10%超～20%以下		27	44.4	11.1	0.0	11.1	74.1	14.8	29.6	22.2	7.4
20%超～30%以下		11	72.7	9.1	0.0	0.0	54.5	18.2	54.5	9.1	18.2
30%超～40%以下		5	20.0	0.0	0.0	0.0	60.0	20.0	60.0	20.0	20.0
40%超～50%以下		1	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
50%超		8	62.5	50.0	0.0	0.0	87.5	0.0	37.5	12.5	12.5
【q5未経過リース料残高別】											
5000万円以下		477	47.2	25.8	1.5	4.4	65.0	15.3	10.3	23.3	15.9
5000万円超～1億円以下		34	52.9	23.5	0.0	5.9	67.6	11.8	23.5	29.4	11.8
1億円超～10億円以下		98	41.8	30.6	0.0	4.1	62.2	10.2	27.6	31.6	11.2
10億円超～50億円以下		40	40.0	25.0	2.5	2.5	75.0	17.5	30.0	20.0	5.0
50億円超～100億円以下		9	55.6	11.1	0.0	0.0	100.0	0.0	22.2	11.1	11.1
100億円超～500億円以下		29	34.5	27.6	0.0	0.0	58.6	13.8	48.3	10.3	17.2
500億円超～1000億円以下		7	57.1	28.6	0.0	0.0	57.1	0.0	42.9	14.3	0.0
1000億円超		7	0.0	28.6	0.0	28.6	42.9	0.0	85.7	0.0	0.0
【q6リース債権残高別】											
1億円以下		548	46.7	24.8	1.3	3.8	64.6	14.8	14.6	23.7	14.6
1億円超～10億円以下		94	43.6	24.5	0.0	1.1	71.3	12.8	21.3	26.6	10.6
10億円超～50億円以下		23	56.5	17.4	0.0	17.4	87.0	13.0	21.7	17.4	4.3
50億円超～100億円以下		7	28.6	42.9	0.0	0.0	57.1	14.3	28.6	0.0	14.3
100億円超～500億円以下		13	46.2	61.5	0.0	0.0	76.9	0.0	46.2	7.7	7.7
500億円超～1000億円以下		3	33.3	33.3	0.0	33.3	33.3	33.3	33.3	0.0	33.3
1000億円超		8	0.0	87.5	12.5	12.5	0.0	0.0	62.5	12.5	25.0

Q12. IFRSを適用した場合、企業経営や企業行動に重要な影響を与えると思われる項目を下記から3つ選んでください。(○は3つ)

	回答者数	負債と資本の区分	収益認識	連結の範囲	企業結合	その他	無回答
上場編全体	720	3.6	62.2	11.3	4.6	1.7	0.7
【q1上場市場別】							
東京証券取引所 第1部	325	1.5	61.5	14.5	5.5	2.8	0.6
東京証券取引所 第2部	81	3.7	75.3	2.5	1.2	0.0	1.2
大阪証券取引所 第1部	9	0.0	88.9	22.2	0.0	0.0	0.0
大阪証券取引所 第2部	44	11.4	63.6	13.6	4.5	2.3	4.5
名古屋・札幌・福岡証券取引所	39	2.6	48.7	10.3	7.7	0.0	0.0
新興市場	214	5.1	59.8	8.4	4.2	0.9	0.0
その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
東証1・2部計	406	2.0	64.3	12.1	4.7	2.2	0.7
大阪1・2部計	53	9.4	67.9	15.1	3.8	1.9	3.8
【q2会計基準別】							
日本の会計基準	626	3.2	62.0	12.1	5.1	1.6	0.8
米国会計基準	7	0.0	28.6	28.6	0.0	14.3	0.0
国際会計基準	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
作成していない	83	7.2	66.3	3.6	1.2	1.2	0.0
その他	2	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
【q3時価総額別】							
10億円未満	64	9.4	64.1	9.4	6.3	0.0	0.0
10億円以上～50億円未満	211	4.7	64.0	5.7	2.4	0.9	0.5
50億円以上～100億円未満	112	1.8	63.4	10.7	1.8	1.8	0.9
100億円以上～200億円未満	88	3.4	65.9	8.0	5.7	1.1	0.0
200億円以上～500億円未満	96	3.1	62.5	20.8	2.1	0.0	1.0
500億円以上～1000億円未満	55	1.8	56.4	20.0	3.6	1.8	3.6
1000億円以上～5000億円未満	69	1.4	55.1	14.5	14.5	5.8	0.0
5000億円以上～1兆円未満	10	0.0	50.0	0.0	10.0	10.0	0.0
1兆円以上	7	0.0	42.9	42.9	0.0	0.0	0.0
【q4ファイナンス・リースの比率別】							
1%以下	406	4.2	63.1	9.9	4.9	2.0	1.0
1%超～5%以下	187	3.2	65.8	13.4	4.3	1.6	0.5
5%超～10%以下	61	1.6	57.4	14.8	3.3	0.0	0.0
10%超～20%以下	27	0.0	51.9	18.5	0.0	3.7	0.0
20%超～30%以下	11	0.0	63.6	0.0	0.0	0.0	0.0
30%超～40%以下	5	0.0	40.0	20.0	0.0	0.0	0.0
40%超～50%以下	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
50%超	8	0.0	25.0	0.0	12.5	0.0	0.0
【q5未経過リース料残高別】							
5000万円以下	477	4.4	64.6	9.6	4.2	1.5	0.8
5000万円超～1億円以下	34	0.0	52.9	14.7	2.9	0.0	0.0
1億円超～10億円以下	98	4.1	53.1	14.3	3.1	0.0	1.0
10億円超～50億円以下	40	0.0	60.0	15.0	7.5	0.0	0.0
50億円超～100億円以下	9	0.0	55.6	33.3	0.0	0.0	0.0
100億円超～500億円以下	29	0.0	65.5	6.9	13.8	3.4	0.0
500億円超～1000億円以下	7	0.0	42.9	28.6	0.0	28.6	0.0
1000億円超	7	0.0	42.9	42.9	14.3	14.3	0.0
【q6リース債権残高別】							
1億円以下	548	4.0	64.6	11.3	3.8	1.5	0.5
1億円超～10億円以下	94	3.2	60.6	7.4	9.6	1.1	1.1
10億円超～50億円以下	23	0.0	56.5	8.7	0.0	0.0	0.0
50億円超～100億円以下	7	0.0	71.4	14.3	14.3	14.3	0.0
100億円超～500億円以下	13	0.0	30.8	15.4	0.0	7.7	0.0
500億円超～1000億円以下	3	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0
1000億円超	8	0.0	12.5	50.0	25.0	0.0	0.0

Q13. IFRS適用の準備について、貴社ではどのような状況でしょうか。(○はひとつだけ)

	回答者数	IFRSの任意適用に向けた準備を行っている	会計処理の検討など具体的に行っている	簡単な影響度の分析を行っている	情報収集を経理・財務部門などで行っている	準備は未だほとんど行っていない	無回答	
【q1上場市場別】	上場編全体	720	3.1	11.8	25.1	47.2	12.2	0.6
	東京証券取引所 第1部	325	4.9	21.2	31.4	37.5	4.3	0.6
	東京証券取引所 第2部	81	3.7	2.5	27.2	53.1	13.6	0.0
	大阪証券取引所 第1部	9	0.0	22.2	11.1	55.6	11.1	0.0
	大阪証券取引所 第2部	44	2.3	4.5	20.5	56.8	15.9	0.0
	名古屋・札幌・福岡証券取引所	39	0.0	0.0	25.6	59.0	15.4	0.0
	新興市場	214	0.9	4.2	16.8	54.7	22.4	0.9
	その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	東証1・2部計	406	4.7	17.5	30.5	40.6	6.2	0.5
	大阪1・2部計	53	1.9	7.5	18.9	56.6	15.1	0.0
【q2会計基準別】								
	日本の会計基準	626	2.9	12.9	27.3	46.2	10.1	0.6
	米国会計基準	7	57.1	28.6	14.3	0.0	0.0	0.0
	国際会計基準	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	作成していない	83	0.0	1.2	9.6	60.2	28.9	0.0
	その他	2	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0
【q3時価総額別】								
	10億円未満	64	1.6	0.0	7.8	48.4	42.2	0.0
	10億円以上～50億円未満	211	0.9	4.3	19.9	56.4	17.5	0.9
	50億円以上～100億円未満	112	1.8	8.9	21.4	58.9	8.9	0.0
	100億円以上～200億円未満	88	2.3	6.8	31.8	48.9	8.0	2.3
	200億円以上～500億円未満	96	2.1	12.5	36.5	46.9	2.1	0.0
	500億円以上～1000億円未満	55	9.1	20.0	36.4	29.1	5.5	0.0
	1000億円以上～5000億円未満	69	5.8	42.0	31.9	18.8	1.4	0.0
	5000億円以上～1兆円未満	10	10.0	70.0	10.0	10.0	0.0	0.0
	1兆円以上	7	42.9	0.0	28.6	14.3	14.3	0.0
【q4ファイナンス・リースの比率別】								
	1%以下	406	2.7	12.8	23.2	47.3	13.5	0.5
	1%超～5%以下	187	2.7	11.8	29.9	46.5	8.6	0.5
	5%超～10%以下	61	4.9	8.2	24.6	49.2	11.5	1.6
	10%超～20%以下	27	0.0	3.7	29.6	48.1	18.5	0.0
	20%超～30%以下	11	9.1	9.1	27.3	54.5	0.0	0.0
	30%超～40%以下	5	0.0	0.0	40.0	20.0	40.0	0.0
	40%超～50%以下	1	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	50%超	8	0.0	25.0	0.0	75.0	0.0	0.0
【q5未経過リース料残高別】								
	5000万円以下	477	1.9	9.2	21.8	52.2	14.5	0.4
	5000万円超～1億円以下	34	2.9	8.8	35.3	41.2	11.8	0.0
	1億円超～10億円以下	98	3.1	12.2	28.6	44.9	10.2	1.0
	10億円超～50億円以下	40	7.5	25.0	35.0	32.5	0.0	0.0
	50億円超～100億円以下	9	0.0	22.2	33.3	22.2	22.2	0.0
	100億円超～500億円以下	29	6.9	41.4	20.7	27.6	3.4	0.0
	500億円超～1000億円以下	7	28.6	0.0	57.1	14.3	0.0	0.0
	1000億円超	7	14.3	14.3	28.6	42.9	0.0	0.0
【q6リース債権残高別】								
	1億円以下	548	2.4	9.5	23.9	50.2	13.7	0.4
	1億円超～10億円以下	94	4.3	13.8	28.7	44.7	7.4	1.1
	10億円超～50億円以下	23	4.3	17.4	34.8	34.8	4.3	4.3
	50億円超～100億円以下	7	0.0	42.9	0.0	57.1	0.0	0.0
	100億円超～500億円以下	13	7.7	46.2	15.4	23.1	7.7	0.0
	500億円超～1000億円以下	3	0.0	33.3	33.3	0.0	33.3	0.0
	1000億円超	8	25.0	25.0	37.5	12.5	0.0	0.0

*** 2011.12 IFRS導入とリース会計基準変更に関する調査 ***

Q13SQ1. <Q13で「1. IFRSの任意適用に向けた準備を行っている」とお答えになった方>任期適用の予定時期を教えてください。

	回答者数	2011年11 月～2012 年3月	2012年4月 ～2012年9 月	2012年10 月～2013 年3月	2013年4月 ～2013年9 月	2013年10 月～2014 年3月	2014年4月 ～2014年9 月	2014年10 月～2015 年3月	2015年4月 ～2015年9 月	2015年10 月～2016 年3月
上場編全体	22	0.0	0.0	9.1	0.0	31.8	0.0	18.2	0.0	22.7
【q1上場市場別】										
東京証券取引所 第1部	16	0.0	0.0	12.5	0.0	31.3	0.0	12.5	0.0	18.8
東京証券取引所 第2部	3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	66.7	0.0	0.0
大阪証券取引所 第1部	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大阪証券取引所 第2部	1	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
名古屋・札幌・福岡証券取引所	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
新興市場	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
東証1・2部計	19	0.0	0.0	10.5	0.0	31.6	0.0	21.1	0.0	15.8
大阪1・2部計	1	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
【q2会計基準別】										
日本の会計基準	18	0.0	0.0	11.1	0.0	22.2	0.0	22.2	0.0	22.2
米国会計基準	4	0.0	0.0	0.0	0.0	75.0	0.0	0.0	0.0	25.0
国際会計基準	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
作成していない	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
【q3時価総額別】										
10億円未満	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
10億円以上～50億円未満	2	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0
50億円以上～100億円未満	2	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
100億円以上～200億円未満	2	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0
200億円以上～500億円未満	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0
500億円以上～1000億円未満	5	0.0	0.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0
1000億円以上～5000億円未満	4	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	50.0	0.0	25.0
5000億円以上～1兆円未満	1	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1兆円以上	3	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	33.3
【q4ファイナンス・リースの比率別】										
1%以下	11	0.0	0.0	9.1	0.0	36.4	0.0	18.2	0.0	18.2
1%超～5%以下	5	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0	0.0	0.0	0.0	20.0
5%超～10%以下	3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3
10%超～20%以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
20%超～30%以下	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
30%超～40%以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
40%超～50%以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
50%超	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
【q5未経過リース料残高別】										
5000万円以下	9	0.0	0.0	11.1	0.0	22.2	0.0	22.2	0.0	22.2
5000万円超～1億円以下	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
1億円超～10億円以下	3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0
10億円超～50億円以下	3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3
50億円超～100億円以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
100億円超～500億円以下	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0
500億円超～1000億円以下	2	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1000億円超	1	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
【q6リース債権残高別】										
1億円以下	13	0.0	0.0	7.7	0.0	23.1	0.0	30.8	0.0	23.1
1億円超～10億円以下	4	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0
10億円超～50億円以下	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
50億円超～100億円以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
100億円超～500億円以下	1	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
500億円超～1000億円以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1000億円超	2	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0

*** 2011.12 IFRS導入とリース会計基準変更に関する調査 ***

Q13SQ1. <Q13で「1. IFRSの任意適用に向けた準備を行っている」とお答えになった方>任期適用の予定時期を教えてください。

	回答者数	2016年4月 ~2016年9 月	2016年10 月~2017 年3月	無回答
上場編全体	22	0.0	9.1	9.1
【q1上場市場別】				
東京証券取引所 第1部	16	0.0	12.5	12.5
東京証券取引所 第2部	3	0.0	0.0	0.0
大阪証券取引所 第1部	0	0.0	0.0	0.0
大阪証券取引所 第2部	1	0.0	0.0	0.0
名古屋・札幌・福岡証券取引所	0	0.0	0.0	0.0
新興市場	2	0.0	0.0	0.0
その他	0	0.0	0.0	0.0
東証1・2部計	19	0.0	10.5	10.5
大阪1・2部計	1	0.0	0.0	0.0
【q2会計基準別】				
日本の会計基準	18	0.0	11.1	11.1
米国会計基準	4	0.0	0.0	0.0
国際会計基準	0	0.0	0.0	0.0
作成していない	0	0.0	0.0	0.0
その他	0	0.0	0.0	0.0
【q3時価総額別】				
10億円未満	1	0.0	0.0	0.0
10億円以上~50億円未満	2	0.0	0.0	0.0
50億円以上~100億円未満	2	0.0	50.0	0.0
100億円以上~200億円未満	2	0.0	0.0	0.0
200億円以上~500億円未満	2	0.0	0.0	50.0
500億円以上~1000億円未満	5	0.0	20.0	20.0
1000億円以上~5000億円未満	4	0.0	0.0	0.0
5000億円以上~1兆円未満	1	0.0	0.0	0.0
1兆円以上	3	0.0	0.0	0.0
【q4ファイナンス・リースの比率別】				
1%以下	11	0.0	9.1	9.1
1%超~5%以下	5	0.0	20.0	20.0
5%超~10%以下	3	0.0	0.0	0.0
10%超~20%以下	0	0.0	0.0	0.0
20%超~30%以下	1	0.0	0.0	0.0
30%超~40%以下	0	0.0	0.0	0.0
40%超~50%以下	0	0.0	0.0	0.0
50%超	0	0.0	0.0	0.0
【q5未経過リース料残高別】				
5000万円以下	9	0.0	11.1	11.1
5000万円超~1億円以下	1	0.0	0.0	0.0
1億円超~10億円以下	3	0.0	33.3	0.0
10億円超~50億円以下	3	0.0	0.0	33.3
50億円超~100億円以下	0	0.0	0.0	0.0
100億円超~500億円以下	2	0.0	0.0	0.0
500億円超~1000億円以下	2	0.0	0.0	0.0
1000億円超	1	0.0	0.0	0.0
【q6リース債権残高別】				
1億円以下	13	0.0	15.4	0.0
1億円超~10億円以下	4	0.0	0.0	25.0
10億円超~50億円以下	1	0.0	0.0	100.0
50億円超~100億円以下	0	0.0	0.0	0.0
100億円超~500億円以下	1	0.0	0.0	0.0
500億円超~1000億円以下	0	0.0	0.0	0.0
1000億円超	2	0.0	0.0	0.0

*** 2011.12 IFRS導入とリース会計基準変更に関する調査 ***

Q13SQ1_x. <Q13で「1. IFRSの任意適用に向けた準備を行っている」とお答えになった方>任期適用の予定時期を教えてください。

	回答者数	2011年11	2012年4月	2013年4月	2014年4月	2015年4月	2016年4月	無回答
		月～2012年3月	～2013年3月	～2014年3月	～2015年3月	～2016年3月	～2017年3月	
上場編全体	22	0.0	9.1	31.8	18.2	22.7	9.1	9.1
【q1上場市場別】								
東京証券取引所 第1部	16	0.0	12.5	31.3	12.5	18.8	12.5	12.5
東京証券取引所 第2部	3	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0
大阪証券取引所 第1部	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大阪証券取引所 第2部	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
名古屋・札幌・福岡証券取引所	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
新興市場	2	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
東証1・2部計	19	0.0	10.5	31.6	21.1	15.8	10.5	10.5
大阪1・2部計	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
【q2会計基準別】								
日本の会計基準	18	0.0	11.1	22.2	22.2	22.2	11.1	11.1
米国会計基準	4	0.0	0.0	75.0	0.0	25.0	0.0	0.0
国際会計基準	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
作成していない	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
【q3時価総額別】								
10億円未満	1	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
10億円以上～50億円未満	2	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
50億円以上～100億円未満	2	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0
100億円以上～200億円未満	2	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
200億円以上～500億円未満	2	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0
500億円以上～1000億円未満	5	0.0	40.0	0.0	0.0	20.0	20.0	20.0
1000億円以上～5000億円未満	4	0.0	0.0	25.0	50.0	25.0	0.0	0.0
5000億円以上～1兆円未満	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1兆円以上	3	0.0	0.0	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0
【q4ファイナンス・リースの比率別】								
1%以下	11	0.0	9.1	36.4	18.2	18.2	9.1	9.1
1%超～5%以下	5	0.0	0.0	40.0	0.0	20.0	20.0	20.0
5%超～10%以下	3	0.0	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0
10%超～20%以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
20%超～30%以下	1	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
30%超～40%以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
40%超～50%以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
50%超	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
【q5未経過リース料残高別】								
5000万円以下	9	0.0	11.1	22.2	22.2	22.2	11.1	11.1
5000万円超～1億円以下	1	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
1億円超～10億円以下	3	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0
10億円超～50億円以下	3	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	33.3
50億円超～100億円以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
100億円超～500億円以下	2	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0
500億円超～1000億円以下	2	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1000億円超	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
【q6リース債権残高別】								
1億円以下	13	0.0	7.7	23.1	30.8	23.1	15.4	0.0
1億円超～10億円以下	4	0.0	25.0	0.0	0.0	50.0	0.0	25.0
10億円超～50億円以下	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
50億円超～100億円以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
100億円超～500億円以下	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
500億円超～1000億円以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1000億円超	2	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0

Q14. IFRS適用（やその準備）に関して、障害と考えられることを下記から2つ選んでください。（○は2つ）

	回答者数	IFRSに関する理解の難しさや人材が不十分	IFRSの適用について、解釈・判断が困難	今後のIFRSの設定が流動的	個別財務諸表との調整	会計システムの改定・整備やその他のためのコスト負担	企業グループ内の体制整備や経理処理方針の策定	IFRSの解釈の相違等、監査に係る懸念	その他	無回答
上場編全体	720	36.0	21.8	40.7	26.0	24.2	32.4	15.0	1.0	0.6
【q1上場市場別】										
東京証券取引所 第1部	325	28.9	18.5	43.1	30.8	25.2	36.3	13.2	1.2	0.6
東京証券取引所 第2部	81	45.7	24.7	38.3	22.2	21.0	29.6	18.5	0.0	0.0
大阪証券取引所 第1部	9	33.3	22.2	11.1	44.4	22.2	55.6	11.1	0.0	0.0
大阪証券取引所 第2部	44	34.1	15.9	43.2	27.3	22.7	34.1	18.2	2.3	0.0
名古屋・札幌・福岡証券取引所	39	59.0	20.5	28.2	17.9	28.2	23.1	17.9	2.6	0.0
新興市場	214	39.3	27.6	40.7	20.1	23.4	28.0	15.4	0.5	0.9
その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
東証1・2部計	406	32.3	19.7	42.1	29.1	24.4	35.0	14.3	1.0	0.5
大阪1・2部計	53	34.0	17.0	37.7	30.2	22.6	37.7	17.0	1.9	0.0
【q2会計基準別】										
日本の会計基準	626	36.1	21.7	39.3	24.4	24.4	35.6	14.1	1.0	0.6
米国会計基準	7	0.0	0.0	57.1	57.1	0.0	28.6	42.9	14.3	0.0
国際会計基準	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
作成していない	83	37.3	25.3	48.2	34.9	25.3	8.4	19.3	0.0	0.0
その他	2	50.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0
【q3時価総額別】										
10億円未満	64	53.1	26.6	45.3	15.6	26.6	12.5	18.8	0.0	0.0
10億円以上～50億円未満	211	39.8	21.3	37.0	24.6	25.1	29.4	17.5	1.4	0.5
50億円以上～100億円未満	112	33.9	27.7	39.3	23.2	23.2	32.1	16.1	0.9	0.9
100億円以上～200億円未満	88	39.8	21.6	35.2	22.7	30.7	31.8	14.8	0.0	1.1
200億円以上～500億円未満	96	31.3	13.5	43.8	29.2	25.0	41.7	12.5	1.0	0.0
500億円以上～1000億円未満	55	25.5	18.2	41.8	32.7	27.3	41.8	5.5	1.8	1.8
1000億円以上～5000億円未満	69	23.2	29.0	46.4	33.3	15.9	39.1	13.0	0.0	0.0
5000億円以上～1兆円未満	10	20.0	0.0	50.0	70.0	0.0	30.0	20.0	10.0	0.0
1兆円以上	7	28.6	0.0	71.4	42.9	14.3	14.3	28.6	0.0	0.0
【q4ファイナンス・リースの比率別】										
1%以下	406	36.2	20.2	42.1	29.1	22.4	30.3	16.0	0.7	0.5
1%超～5%以下	187	36.4	22.5	39.0	24.1	26.7	34.8	14.4	0.0	1.1
5%超～10%以下	61	29.5	29.5	36.1	14.8	31.1	41.0	13.1	3.3	0.0
10%超～20%以下	27	40.7	25.9	29.6	22.2	33.3	29.6	11.1	0.0	0.0
20%超～30%以下	11	45.5	0.0	45.5	18.2	18.2	36.4	27.3	0.0	0.0
30%超～40%以下	5	20.0	20.0	20.0	20.0	40.0	40.0	0.0	20.0	0.0
40%超～50%以下	1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
50%超	8	25.0	50.0	75.0	25.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0
【q5未経過リース料残高別】										
5000万円以下	477	38.8	20.8	39.4	24.9	25.4	31.2	15.9	0.6	0.4
5000万円超～1億円以下	34	35.3	23.5	38.2	23.5	20.6	44.1	14.7	0.0	0.0
1億円超～10億円以下	98	31.6	30.6	42.9	24.5	22.4	28.6	11.2	2.0	2.0
10億円超～50億円以下	40	27.5	12.5	40.0	35.0	27.5	37.5	20.0	0.0	0.0
50億円超～100億円以下	9	22.2	22.2	11.1	44.4	22.2	44.4	22.2	0.0	0.0
100億円超～500億円以下	29	24.1	13.8	58.6	31.0	20.7	37.9	10.3	3.4	0.0
500億円超～1000億円以下	7	14.3	42.9	71.4	57.1	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0
1000億円超	7	28.6	42.9	57.1	14.3	14.3	28.6	14.3	0.0	0.0
【q6リース債権残高別】										
1億円以下	548	37.4	20.6	39.6	26.5	23.7	33.0	15.3	0.5	0.5
1億円超～10億円以下	94	31.9	26.6	41.5	21.3	26.6	35.1	11.7	2.1	1.1
10億円超～50億円以下	23	34.8	26.1	39.1	26.1	26.1	21.7	26.1	0.0	0.0
50億円超～100億円以下	7	28.6	28.6	57.1	14.3	28.6	28.6	14.3	0.0	0.0
100億円超～500億円以下	13	30.8	15.4	53.8	30.8	30.8	15.4	23.1	0.0	0.0
500億円超～1000億円以下	3	66.7	33.3	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0
1000億円超	8	12.5	12.5	50.0	50.0	12.5	25.0	25.0	12.5	0.0

Q15. このような公開草案がIASBから公表されていることを理解していましたか。(○はひとつだけ)

	回答者数	理解していた	内容についてはあまり理解しなかった	公表されていること自体を知らなかった	無回答	公表を認知計	
【q1上場市場別】	上場編全体	720	33.8	52.4	13.6	0.3	86.1
	東京証券取引所 第1部	325	41.5	48.3	9.8	0.3	89.8
	東京証券取引所 第2部	81	22.2	64.2	13.6	0.0	86.4
	大阪証券取引所 第1部	9	22.2	66.7	11.1	0.0	88.9
	大阪証券取引所 第2部	44	45.5	43.2	11.4	0.0	88.6
	名古屋・札幌・福岡証券取引所	39	35.9	46.2	17.9	0.0	82.1
	新興市場	214	24.3	56.1	19.2	0.5	80.4
	その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	東証1・2部計	406	37.7	51.5	10.6	0.2	89.2
	大阪1・2部計	53	41.5	47.2	11.3	0.0	88.7
【q2会計基準別】	日本の会計基準	626	35.3	51.9	12.6	0.2	87.2
	米国会計基準	7	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	国際会計基準	1	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	作成していない	83	16.9	60.2	21.7	1.2	77.1
	その他	2	0.0	50.0	50.0	0.0	50.0
【q3時価総額別】	10億円未満	64	17.2	56.3	26.6	0.0	73.4
	10億円以上～50億円未満	211	28.0	55.5	16.1	0.5	83.4
	50億円以上～100億円未満	112	21.4	62.5	16.1	0.0	83.9
	100億円以上～200億円未満	88	34.1	50.0	15.9	0.0	84.1
	200億円以上～500億円未満	96	36.5	54.2	9.4	0.0	90.6
	500億円以上～1000億円未満	55	41.8	47.3	9.1	1.8	89.1
	1000億円以上～5000億円未満	69	63.8	36.2	0.0	0.0	100.0
	5000億円以上～1兆円未満	10	80.0	20.0	0.0	0.0	100.0
	1兆円以上	7	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
【q4ファイナンス・リースの比率別】	1%以下	406	31.8	55.2	12.6	0.5	86.9
	1%超～5%以下	187	35.8	48.7	15.5	0.0	84.5
	5%超～10%以下	61	31.1	57.4	11.5	0.0	88.5
	10%超～20%以下	27	37.0	37.0	25.9	0.0	74.1
	20%超～30%以下	11	63.6	36.4	0.0	0.0	100.0
	30%超～40%以下	5	40.0	20.0	40.0	0.0	60.0
	40%超～50%以下	1	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0
	50%超	8	25.0	62.5	12.5	0.0	87.5
【q5未経過リース料残高別】	5000万円以下	477	25.6	57.0	17.0	0.4	82.6
	5000万円超～1億円以下	34	32.4	50.0	17.6	0.0	82.4
	1億円超～10億円以下	98	42.9	50.0	7.1	0.0	92.9
	10億円超～50億円以下	40	67.5	30.0	2.5	0.0	97.5
	50億円超～100億円以下	9	55.6	44.4	0.0	0.0	100.0
	100億円超～500億円以下	29	65.5	31.0	3.4	0.0	96.6
	500億円超～1000億円以下	7	71.4	28.6	0.0	0.0	100.0
	1000億円超	7	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
【q6リース債権残高別】	1億円以下	548	29.4	54.6	15.7	0.4	83.9
	1億円超～10億円以下	94	43.6	48.9	7.4	0.0	92.6
	10億円超～50億円以下	23	52.2	39.1	8.7	0.0	91.3
	50億円超～100億円以下	7	42.9	57.1	0.0	0.0	100.0
	100億円超～500億円以下	13	84.6	15.4	0.0	0.0	100.0
	500億円超～1000億円以下	3	33.3	33.3	33.3	0.0	66.7
	1000億円超	8	87.5	12.5	0.0	0.0	100.0

Q16. 現行のOLを借手はオンバランス処理とする提案について、どのように考えますか。(〇はひとつだけ)

	回答者数	公開草案 の提案は 適切である	公開草案 の提案は 適切では ない	公開草案 の提案は 適切では ない	無回答
上場編全体	720	9.4	52.2	36.8	1.5
【q1上場市場別】					
東京証券取引所 第1部	325	5.8	49.5	42.8	1.8
東京証券取引所 第2部	81	11.1	61.7	27.2	0.0
大阪証券取引所 第1部	9	11.1	66.7	22.2	0.0
大阪証券取引所 第2部	44	18.2	47.7	31.8	2.3
名古屋・札幌・福岡証券取引所	39	7.7	51.3	41.0	0.0
新興市場	214	12.6	53.7	31.8	1.9
その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0
東証1・2部計	406	6.9	52.0	39.7	1.5
大阪1・2部計	53	17.0	50.9	30.2	1.9
【q2会計基準別】					
日本の会計基準	626	9.4	52.9	36.3	1.4
米国会計基準	7	14.3	42.9	42.9	0.0
国際会計基準	1	0.0	100.0	0.0	0.0
作成していない	83	9.6	47.0	41.0	2.4
その他	2	0.0	50.0	50.0	0.0
【q3時価総額別】					
10億円未満	64	14.1	57.8	28.1	0.0
10億円以上～50億円未満	211	12.8	55.5	29.9	1.9
50億円以上～100億円未満	112	10.7	50.0	37.5	1.8
100億円以上～200億円未満	88	5.7	55.7	38.6	0.0
200億円以上～500億円未満	96	7.3	46.9	44.8	1.0
500億円以上～1000億円未満	55	3.6	47.3	45.5	3.6
1000億円以上～5000億円未満	69	4.3	50.7	43.5	1.4
5000億円以上～1兆円未満	10	10.0	20.0	70.0	0.0
1兆円以上	7	28.6	57.1	14.3	0.0
【q4ファイナンス・リースの比率別】					
1%以下	406	8.6	50.7	39.4	1.2
1%超～5%以下	187	7.5	55.6	34.8	2.1
5%超～10%以下	61	11.5	60.7	26.2	1.6
10%超～20%以下	27	14.8	44.4	40.7	0.0
20%超～30%以下	11	27.3	54.5	18.2	0.0
30%超～40%以下	5	0.0	40.0	40.0	20.0
40%超～50%以下	1	100.0	0.0	0.0	0.0
50%超	8	12.5	37.5	50.0	0.0
【q5未経過リース料残高別】					
5000万円以下	477	10.9	54.7	32.1	2.3
5000万円超～1億円以下	34	14.7	41.2	44.1	0.0
1億円超～10億円以下	98	5.1	50.0	44.9	0.0
10億円超～50億円以下	40	5.0	42.5	52.5	0.0
50億円超～100億円以下	9	0.0	55.6	44.4	0.0
100億円超～500億円以下	29	3.4	51.7	44.8	0.0
500億円超～1000億円以下	7	14.3	42.9	42.9	0.0
1000億円超	7	0.0	28.6	71.4	0.0
【q6リース債権残高別】					
1億円以下	548	10.2	53.8	34.1	1.8
1億円超～10億円以下	94	9.6	46.8	42.6	1.1
10億円超～50億円以下	23	0.0	43.5	56.5	0.0
50億円超～100億円以下	7	0.0	57.1	42.9	0.0
100億円超～500億円以下	13	0.0	53.8	46.2	0.0
500億円超～1000億円以下	3	0.0	0.0	100.0	0.0
1000億円超	8	12.5	25.0	62.5	0.0

*** 2011.12 IFRS導入とリース会計基準変更に関する調査 ***

Q16SQ1. <Q16で「1.公開草案の提案は適切である」とお答えになった方>その理由をお答えください。(〇はいくつでも)

	借手のオ バランス化を 防ぎ、網羅 性・透明性 が高まる	OLとFLを 区別する ことは適 切でない	実務上対 応ができ ないこと はない	投資家等 から現行 のOLの質 問を受け ている	その他	無回答
上場編全体	68	75.0	35.3	8.8	0.0	0.0
【q1上場市場別】						
東京証券取引所 第1部	19	68.4	42.1	5.3	0.0	0.0
東京証券取引所 第2部	9	88.9	22.2	11.1	0.0	0.0
大阪証券取引所 第1部	1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
大阪証券取引所 第2部	8	87.5	25.0	25.0	0.0	0.0
名古屋・札幌・福岡証券取引所	3	66.7	66.7	0.0	0.0	0.0
新興市場	27	70.4	33.3	7.4	0.0	0.0
その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
東証1・2部計	28	75.0	35.7	7.1	0.0	0.0
大阪1・2部計	9	88.9	33.3	22.2	0.0	0.0
【q2会計基準別】						
日本の会計基準	59	72.9	35.6	10.2	0.0	0.0
米国会計基準	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
国際会計基準	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
作成していない	8	87.5	37.5	0.0	0.0	0.0
その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
【q3時価総額別】						
10億円未満	9	100.0	22.2	0.0	0.0	0.0
10億円以上～50億円未満	27	66.7	40.7	11.1	0.0	0.0
50億円以上～100億円未満	12	83.3	25.0	8.3	0.0	0.0
100億円以上～200億円未満	5	80.0	20.0	20.0	0.0	0.0
200億円以上～500億円未満	7	57.1	42.9	14.3	0.0	0.0
500億円以上～1000億円未満	2	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
1000億円以上～5000億円未満	3	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0
5000億円以上～1兆円未満	1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
1兆円以上	2	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0
【q4ファイナンス・リースの比率別】						
1%以下	35	74.3	34.3	5.7	0.0	0.0
1%超～5%以下	14	71.4	57.1	7.1	0.0	0.0
5%超～10%以下	7	71.4	14.3	28.6	0.0	0.0
10%超～20%以下	4	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
20%超～30%以下	3	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0
30%超～40%以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
40%超～50%以下	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
50%超	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
【q5未経過リース料残高別】						
5000万円以下	52	78.8	32.7	7.7	0.0	0.0
5000万円超～1億円以下	5	60.0	40.0	20.0	0.0	0.0
1億円超～10億円以下	5	40.0	80.0	0.0	0.0	0.0
10億円超～50億円以下	2	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0
50億円超～100億円以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
100億円超～500億円以下	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
500億円超～1000億円以下	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1000億円超	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
【q6リース債権残高別】						
1億円以下	56	75.0	37.5	7.1	0.0	0.0
1億円超～10億円以下	9	66.7	22.2	22.2	0.0	0.0
10億円超～50億円以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
50億円超～100億円以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
100億円超～500億円以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
500億円超～1000億円以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1000億円超	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0

*** 2011.12 IFRS導入とリース会計基準変更に関する調査 ***

Q16SQ2. <Q16で「2. 現行のOLのうち解約不能部分は、オンバランス処理もやむを得ない」とお答えになった方>その理由をお答えください。(〇はいくつでも)

	回答者数	負債として計上すべきである	実務対応が可能である	投資家等から現行のOLに関する質問を受けた	その他	無回答	
【q1上場市場別】	上場編全体	376	76.3	34.6	0.0	0.8	1.1
	東京証券取引所 第1部	161	78.3	35.4	0.0	0.6	0.6
	東京証券取引所 第2部	50	70.0	36.0	0.0	2.0	0.0
	大阪証券取引所 第1部	6	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0
	大阪証券取引所 第2部	21	81.0	33.3	0.0	0.0	0.0
	名古屋・札幌・福岡証券取引所	20	60.0	40.0	0.0	0.0	5.0
	新興市場	115	77.4	32.2	0.0	0.9	1.7
	その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	東証1・2部計	211	76.3	35.5	0.0	0.9	0.5
	大阪1・2部計	27	85.2	33.3	0.0	0.0	0.0
【q2会計基準別】	日本の会計基準	331	76.4	34.1	0.0	0.9	0.9
	米国会計基準	3	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0
	国際会計基準	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	作成していない	39	71.8	38.5	0.0	0.0	2.6
	その他	1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
【q3時価総額別】	10億円未満	37	64.9	32.4	0.0	0.0	2.7
	10億円以上～50億円未満	117	76.1	36.8	0.0	0.0	1.7
	50億円以上～100億円未満	56	75.0	32.1	0.0	3.6	0.0
	100億円以上～200億円未満	49	83.7	28.6	0.0	0.0	0.0
	200億円以上～500億円未満	45	77.8	35.6	0.0	0.0	2.2
	500億円以上～1000億円未満	26	76.9	30.8	0.0	3.8	0.0
	1000億円以上～5000億円未満	35	74.3	45.7	0.0	0.0	0.0
	5000億円以上～1兆円未満	2	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1兆円以上	4	75.0	75.0	0.0	0.0	0.0
【q4ファイナンス・リースの比率別】	1%以下	206	76.2	32.0	0.0	0.5	1.0
	1%超～5%以下	104	77.9	39.4	0.0	1.9	1.0
	5%超～10%以下	37	70.3	37.8	0.0	0.0	2.7
	10%超～20%以下	12	83.3	25.0	0.0	0.0	0.0
	20%超～30%以下	6	66.7	66.7	0.0	0.0	0.0
	30%超～40%以下	2	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	40%超～50%以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	50%超	3	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
【q5未経過リース料残高別】	5000万円以下	261	75.9	30.7	0.0	0.8	1.5
	5000万円超～1億円以下	14	92.9	21.4	0.0	0.0	0.0
	1億円超～10億円以下	49	75.5	49.0	0.0	0.0	0.0
	10億円超～50億円以下	17	76.5	47.1	0.0	0.0	0.0
	50億円超～100億円以下	5	60.0	60.0	0.0	0.0	0.0
	100億円超～500億円以下	15	66.7	46.7	0.0	6.7	0.0
	500億円超～1000億円以下	3	66.7	66.7	0.0	0.0	0.0
	1000億円超	2	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
【q6リース債権残高別】	1億円以下	295	77.3	31.9	0.0	1.0	1.4
	1億円超～10億円以下	44	77.3	43.2	0.0	0.0	0.0
	10億円超～50億円以下	10	80.0	40.0	0.0	0.0	0.0
	50億円超～100億円以下	4	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0
	100億円超～500億円以下	7	57.1	42.9	0.0	0.0	0.0
	500億円超～1000億円以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1000億円超	2	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0

*** 2011.12 IFRS導入とリース会計基準変更に関する調査 ***

Q16SQ3. <Q16で「3.公開草案の提案は適切ではない」とお答えになった方>その理由をお答えください。(〇はいくつでも)

	回答者数	実態を示さない資産や負債が計上される	現行のOLを締結しており、見積りは困難である	現行のOLを見直すのは件数がかかる	費用が一定ではなく、トップへビーンになるため	FLとOLは現行の処理が妥当であるため	投資家等からOLへの質問がほとんどない	その他	無回答
【q1上場市場別】	265	54.7	30.2	54.0	12.8	41.1	12.5	1.9	0.0
上場編全体									
東京証券取引所 第1部	139	51.1	33.8	58.3	13.7	43.2	12.9	2.9	0.0
東京証券取引所 第2部	22	72.7	27.3	50.0	0.0	31.8	0.0	4.5	0.0
大阪証券取引所 第1部	2	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
大阪証券取引所 第2部	14	57.1	21.4	35.7	14.3	42.9	28.6	0.0	0.0
名古屋・札幌・福岡証券取引所	16	50.0	37.5	56.3	6.3	56.3	12.5	0.0	0.0
新興市場	68	58.8	23.5	48.5	17.6	33.8	11.8	0.0	0.0
その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
東証1・2部計	161	54.0	32.9	57.1	11.8	41.6	11.2	3.1	0.0
大阪1・2部計	16	50.0	18.8	37.5	12.5	43.8	25.0	0.0	0.0
【q2会計基準別】									
日本の会計基準	227	53.3	32.6	55.1	13.2	42.3	12.8	1.3	0.0
米国会計基準	3	33.3	33.3	66.7	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0
国際会計基準	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
作成していない	34	64.7	14.7	47.1	11.8	35.3	11.8	2.9	0.0
その他	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
【q3時価総額別】									
10億円未満	18	77.8	16.7	38.9	5.6	22.2	11.1	0.0	0.0
10億円以上～50億円未満	63	54.0	23.8	46.0	15.9	34.9	17.5	0.0	0.0
50億円以上～100億円未満	42	69.0	28.6	52.4	7.1	45.2	7.1	2.4	0.0
100億円以上～200億円未満	34	52.9	38.2	52.9	20.6	38.2	14.7	0.0	0.0
200億円以上～500億円未満	43	48.8	32.6	60.5	4.7	44.2	4.7	2.3	0.0
500億円以上～1000億円未満	25	56.0	28.0	68.0	16.0	52.0	20.0	8.0	0.0
1000億円以上～5000億円未満	30	43.3	43.3	60.0	20.0	46.7	13.3	3.3	0.0
5000億円以上～1兆円未満	7	14.3	42.9	57.1	14.3	57.1	14.3	0.0	0.0
1兆円以上	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
【q4ファイナンス・リースの比率別】									
1%以下	160	53.8	32.5	51.3	16.9	42.5	12.5	0.6	0.0
1%超～5%以下	65	58.5	27.7	61.5	4.6	33.8	12.3	4.6	0.0
5%超～10%以下	16	62.5	37.5	43.8	12.5	43.8	18.8	0.0	0.0
10%超～20%以下	11	36.4	27.3	36.4	9.1	45.5	0.0	9.1	0.0
20%超～30%以下	2	0.0	0.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
30%超～40%以下	2	100.0	0.0	100.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
40%超～50%以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
50%超	4	50.0	25.0	100.0	25.0	50.0	50.0	0.0	0.0
【q5未経過リース料残高別】									
5000万円以下	153	54.9	28.1	53.6	10.5	35.9	12.4	0.7	0.0
5000万円超～1億円以下	15	53.3	40.0	40.0	6.7	53.3	6.7	0.0	0.0
1億円超～10億円以下	44	47.7	27.3	45.5	13.6	43.2	15.9	2.3	0.0
10億円超～50億円以下	21	57.1	28.6	76.2	9.5	47.6	4.8	9.5	0.0
50億円超～100億円以下	4	75.0	50.0	75.0	25.0	50.0	25.0	0.0	0.0
100億円超～500億円以下	13	53.8	38.5	61.5	23.1	53.8	15.4	0.0	0.0
500億円超～1000億円以下	3	66.7	33.3	33.3	66.7	66.7	0.0	0.0	0.0
1000億円超	5	80.0	60.0	40.0	40.0	60.0	20.0	20.0	0.0
【q6リース債権残高別】									
1億円以下	187	52.9	32.1	53.5	15.5	41.7	13.4	1.6	0.0
1億円超～10億円以下	40	57.5	22.5	57.5	5.0	35.0	15.0	2.5	0.0
10億円超～50億円以下	13	76.9	23.1	53.8	15.4	46.2	7.7	0.0	0.0
50億円超～100億円以下	3	33.3	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0
100億円超～500億円以下	6	33.3	16.7	66.7	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
500億円超～1000億円以下	3	33.3	33.3	66.7	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0
1000億円超	5	80.0	40.0	40.0	0.0	40.0	0.0	20.0	0.0

Q17. IFRSの公開草案が基準化した場合、わが国のリース会計基準における借手の会計処理について、どのように考えますか。(○はひとつだけ)

	回答者数	連単とも に現行の リース会計基 準は変更 なし	個別財務 諸表につ いて改正 する必要 なし	連単とも にリース会計 基準を改 正するこ とが適切	その他	無回答	
【q1上場市場別】	上場編全体	720	34.2	24.9	37.5	1.9	1.5
	東京証券取引所 第1部	325	31.7	22.8	40.9	3.4	1.2
	東京証券取引所 第2部	81	35.8	28.4	35.8	0.0	0.0
	大阪証券取引所 第1部	9	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0
	大阪証券取引所 第2部	44	34.1	22.7	43.2	0.0	0.0
	名古屋・札幌・福岡証券取引所	39	48.7	28.2	17.9	2.6	2.6
	新興市場	214	35.5	26.2	35.0	0.9	2.3
	その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	東証1・2部計	406	32.5	23.9	39.9	2.7	1.0
	大阪1・2部計	53	34.0	24.5	41.5	0.0	0.0
【q2会計基準別】	日本の会計基準	626	33.7	23.6	39.3	1.8	1.6
	米国会計基準	7	14.3	28.6	42.9	14.3	0.0
	国際会計基準	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	作成していない	83	39.8	32.5	24.1	2.4	1.2
	その他	2	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
【q3時価総額別】	10億円未満	64	39.1	28.1	31.3	0.0	1.6
	10億円以上～50億円未満	211	36.0	27.0	34.6	0.9	1.4
	50億円以上～100億円未満	112	34.8	25.0	37.5	2.7	0.0
	100億円以上～200億円未満	88	39.8	23.9	30.7	1.1	4.5
	200億円以上～500億円未満	96	30.2	28.1	39.6	2.1	0.0
	500億円以上～1000億円未満	55	32.7	16.4	43.6	5.5	1.8
	1000億円以上～5000億円未満	69	24.6	20.3	50.7	4.3	0.0
	5000億円以上～1兆円未満	10	40.0	20.0	30.0	0.0	10.0
	1兆円以上	7	14.3	28.6	57.1	0.0	0.0
【q4ファイナンス・リースの比率別】	1%以下	406	34.0	26.6	35.5	2.0	2.0
	1%超～5%以下	187	33.7	26.2	37.4	1.6	1.1
	5%超～10%以下	61	36.1	23.0	39.3	0.0	1.6
	10%超～20%以下	27	44.4	11.1	37.0	7.4	0.0
	20%超～30%以下	11	18.2	18.2	63.6	0.0	0.0
	30%超～40%以下	5	60.0	0.0	20.0	20.0	0.0
	40%超～50%以下	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	50%超	8	25.0	25.0	50.0	0.0	0.0
【q5未経過リース料残高別】	5000万円以下	477	34.6	27.7	34.2	1.7	1.9
	5000万円超～1億円以下	34	35.3	14.7	47.1	2.9	0.0
	1億円超～10億円以下	98	31.6	23.5	40.8	2.0	2.0
	10億円超～50億円以下	40	27.5	20.0	45.0	7.5	0.0
	50億円超～100億円以下	9	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0
	100億円超～500億円以下	29	24.1	13.8	62.1	0.0	0.0
	500億円超～1000億円以下	7	42.9	28.6	28.6	0.0	0.0
	1000億円超	7	42.9	14.3	42.9	0.0	0.0
【q6リース債権残高別】	1億円以下	548	34.5	25.9	36.9	1.1	1.6
	1億円超～10億円以下	94	27.7	24.5	43.6	3.2	1.1
	10億円超～50億円以下	23	43.5	21.7	21.7	13.0	0.0
	50億円超～100億円以下	7	28.6	0.0	71.4	0.0	0.0
	100億円超～500億円以下	13	30.8	23.1	38.5	7.7	0.0
	500億円超～1000億円以下	3	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0
	1000億円超	8	37.5	37.5	12.5	12.5	0.0

Q18. IASBの公開草案に関し、このような貸手の処理が提案されていることを理解していましたか。(〇はひとつだけ)

	回答者数	理解していた	内容についてはあまり理解しなかった	公表されていることと自体を知らなかった	無回答	公表を認知計	
【q1上場市場別】	上場編全体	720	16.5	61.3	21.3	1.0	77.8
	東京証券取引所 第1部	325	22.8	60.6	16.0	0.6	83.4
	東京証券取引所 第2部	81	9.9	65.4	22.2	2.5	75.3
	大阪証券取引所 第1部	9	11.1	55.6	33.3	0.0	66.7
	大阪証券取引所 第2部	44	13.6	63.6	20.5	2.3	77.3
	名古屋・札幌・福岡証券取引所	39	15.4	64.1	20.5	0.0	79.5
	新興市場	214	10.7	59.3	29.0	0.9	70.1
	その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	東証1・2部計	406	20.2	61.6	17.2	1.0	81.8
	大阪1・2部計	53	13.2	62.3	22.6	1.9	75.5
【q2会計基準別】	日本の会計基準	626	17.6	61.3	20.3	0.8	78.9
	米国会計基準	7	85.7	0.0	0.0	14.3	85.7
	国際会計基準	1	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0
	作成していない	83	3.6	65.1	30.1	1.2	68.7
	その他	2	0.0	50.0	50.0	0.0	50.0
【q3時価総額別】	10億円未満	64	9.4	53.1	37.5	0.0	62.5
	10億円以上～50億円未満	211	10.0	62.6	25.6	1.9	72.5
	50億円以上～100億円未満	112	9.8	61.6	28.6	0.0	71.4
	100億円以上～200億円未満	88	15.9	58.0	25.0	1.1	73.9
	200億円以上～500億円未満	96	14.6	72.9	12.5	0.0	87.5
	500億円以上～1000億円未満	55	23.6	65.5	10.9	0.0	89.1
	1000億円以上～5000億円未満	69	42.0	53.6	4.3	0.0	95.7
	5000億円以上～1兆円未満	10	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0
	1兆円以上	7	71.4	14.3	0.0	14.3	85.7
【q4ファイナンス・リースの比率別】	1%以下	406	16.3	61.1	21.2	1.5	77.3
	1%超～5%以下	187	16.6	62.6	20.3	0.5	79.1
	5%超～10%以下	61	13.1	67.2	19.7	0.0	80.3
	10%超～20%以下	27	18.5	44.4	37.0	0.0	63.0
	20%超～30%以下	11	18.2	81.8	0.0	0.0	100.0
	30%超～40%以下	5	0.0	60.0	40.0	0.0	60.0
	40%超～50%以下	1	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0
	50%超	8	25.0	50.0	25.0	0.0	75.0
【q5未経過リース料残高別】	5000万円以下	477	11.5	61.4	26.2	0.8	73.0
	5000万円超～1億円以下	34	17.6	55.9	23.5	2.9	73.5
	1億円超～10億円以下	98	18.4	69.4	11.2	1.0	87.8
	10億円超～50億円以下	40	30.0	60.0	10.0	0.0	90.0
	50億円超～100億円以下	9	33.3	66.7	0.0	0.0	100.0
	100億円超～500億円以下	29	34.5	55.2	6.9	3.4	89.7
	500億円超～1000億円以下	7	71.4	28.6	0.0	0.0	100.0
	1000億円超	7	71.4	28.6	0.0	0.0	100.0
【q6リース債権残高別】	1億円以下	548	12.0	62.8	23.9	1.3	74.8
	1億円超～10億円以下	94	21.3	64.9	13.8	0.0	86.2
	10億円超～50億円以下	23	30.4	47.8	21.7	0.0	78.3
	50億円超～100億円以下	7	42.9	57.1	0.0	0.0	100.0
	100億円超～500億円以下	13	84.6	15.4	0.0	0.0	100.0
	500億円超～1000億円以下	3	33.3	33.3	33.3	0.0	66.7
	1000億円超	8	87.5	12.5	0.0	0.0	100.0

Q19. IFRSの公開草案が基準化した場合、わが国のリース会計基準における貸手の会計処理について、どのように考えますか。(〇はいくつでも)

	回答者数	連単とも に現行の リース会計基 準は変更 なし	個別財務 諸表につ いて改正 する必要 なし	連単とも にリース会計 基準を改 正するこ とが適切	その他	無回答	
【q1上場市場別】	上場編全体	720	33.1	23.6	36.1	4.0	3.5
	東京証券取引所 第1部	325	29.8	20.6	40.9	4.9	4.0
	東京証券取引所 第2部	81	34.6	24.7	34.6	3.7	2.5
	大阪証券取引所 第1部	9	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0
	大阪証券取引所 第2部	44	25.0	22.7	40.9	4.5	6.8
	名古屋・札幌・福岡証券取引所	39	53.8	28.2	15.4	2.6	0.0
	新興市場	214	36.4	26.2	32.2	3.3	2.3
	その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	東証1・2部計	406	30.8	21.4	39.7	4.7	3.7
	大阪1・2部計	53	26.4	24.5	39.6	3.8	5.7
【q2会計基準別】	日本の会計基準	626	32.6	22.7	38.0	4.0	3.0
	米国会計基準	7	0.0	28.6	42.9	0.0	28.6
	国際会計基準	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	作成していない	83	39.8	30.1	21.7	4.8	3.6
	その他	2	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0
【q3時価総額別】	10億円未満	64	40.6	31.3	23.4	1.6	3.1
	10億円以上～50億円未満	211	34.6	24.2	33.6	5.7	2.4
	50億円以上～100億円未満	112	34.8	25.0	33.9	3.6	2.7
	100億円以上～200億円未満	88	38.6	23.9	30.7	3.4	3.4
	200億円以上～500億円未満	96	27.1	25.0	40.6	4.2	4.2
	500億円以上～1000億円未満	55	34.5	16.4	43.6	3.6	1.8
	1000億円以上～5000億円未満	69	21.7	17.4	52.2	4.3	4.3
	5000億円以上～1兆円未満	10	30.0	20.0	40.0	0.0	10.0
	1兆円以上	7	14.3	28.6	42.9	0.0	14.3
【q4ファイナンス・リースの比率別】	1%以下	406	31.8	26.8	34.5	3.4	3.4
	1%超～5%以下	187	34.8	22.5	35.3	5.9	2.7
	5%超～10%以下	61	34.4	19.7	37.7	1.6	6.6
	10%超～20%以下	27	48.1	11.1	37.0	3.7	0.0
	20%超～30%以下	11	18.2	18.2	63.6	0.0	0.0
	30%超～40%以下	5	60.0	0.0	20.0	20.0	0.0
	40%超～50%以下	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	50%超	8	25.0	12.5	50.0	12.5	0.0
【q5未経過リース料残高別】	5000万円以下	477	32.7	26.4	33.3	4.2	3.4
	5000万円超～1億円以下	34	38.2	17.6	38.2	2.9	5.9
	1億円超～10億円以下	98	32.7	19.4	38.8	6.1	4.1
	10億円超～50億円以下	40	27.5	22.5	45.0	5.0	0.0
	50億円超～100億円以下	9	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0
	100億円超～500億円以下	29	27.6	13.8	55.2	0.0	3.4
	500億円超～1000億円以下	7	42.9	28.6	28.6	0.0	0.0
	1000億円超	7	42.9	14.3	42.9	0.0	0.0
【q6リース債権残高別】	1億円以下	548	33.0	24.8	35.4	3.5	3.6
	1億円超～10億円以下	94	29.8	21.3	41.5	5.3	2.1
	10億円超～50億円以下	23	43.5	21.7	21.7	13.0	0.0
	50億円超～100億円以下	7	28.6	0.0	71.4	0.0	0.0
	100億円超～500億円以下	13	30.8	23.1	38.5	7.7	0.0
	500億円超～1000億円以下	3	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0
	1000億円超	8	37.5	37.5	25.0	0.0	0.0

Q20. リース債権の流動化・証券化による資金調達についてお答えください。(〇はひとつだけ)

	回答者数	自社・子会社で資金調達したことがある	子会社では資金調達したことがある	自社・子会社において今後実行する予定あり	自社・子会社において今後実行する予定なし	その他	無回答	資金調達あり・予定あり計	
【q1上場市場別】	上場編全体	720	1.9	1.5	0.8	92.8	1.0	1.9	4.3
	東京証券取引所 第1部	325	2.8	3.1	0.6	90.2	0.9	2.5	6.5
	東京証券取引所 第2部	81	0.0	0.0	0.0	97.5	1.2	1.2	0.0
	大阪証券取引所 第1部	9	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	大阪証券取引所 第2部	44	2.3	0.0	2.3	90.9	2.3	2.3	4.5
	名古屋・札幌・福岡証券取引所	39	2.6	0.0	0.0	97.4	0.0	0.0	2.6
	新興市場	214	0.9	0.5	0.9	95.3	0.9	1.4	2.3
	その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	東証1・2部計	406	2.2	2.5	0.5	91.6	1.0	2.2	5.2
	大阪1・2部計	53	1.9	0.0	1.9	92.5	1.9	1.9	3.8
【q2会計基準別】									
	日本の会計基準	626	2.2	1.6	0.8	92.8	1.0	1.6	4.6
	米国会計基準	7	0.0	14.3	0.0	57.1	0.0	28.6	14.3
	国際会計基準	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	作成していない	83	0.0	0.0	1.2	96.4	1.2	1.2	1.2
	その他	2	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0
【q3時価総額別】									
	10億円未満	64	0.0	0.0	1.6	95.3	3.1	0.0	1.6
	10億円以上～50億円未満	211	0.5	0.0	1.4	95.3	0.9	1.9	1.9
	50億円以上～100億円未満	112	1.8	0.0	0.0	97.3	0.0	0.9	1.8
	100億円以上～200億円未満	88	1.1	1.1	0.0	96.6	0.0	1.1	2.3
	200億円以上～500億円未満	96	3.1	2.1	0.0	90.6	1.0	3.1	5.2
	500億円以上～1000億円未満	55	3.6	3.6	1.8	89.1	1.8	0.0	9.1
	1000億円以上～5000億円未満	69	5.8	5.8	0.0	84.1	1.4	2.9	11.6
	5000億円以上～1兆円未満	10	0.0	0.0	0.0	90.0	0.0	10.0	0.0
	1兆円以上	7	0.0	28.6	0.0	57.1	0.0	14.3	28.6
【q4ファイナンス・リースの比率別】									
	1%以下	406	2.2	1.2	0.2	92.9	0.7	2.7	3.7
	1%超～5%以下	187	1.1	2.7	2.1	93.6	0.0	0.5	5.9
	5%超～10%以下	61	0.0	0.0	0.0	95.1	3.3	1.6	0.0
	10%超～20%以下	27	3.7	0.0	0.0	92.6	3.7	0.0	3.7
	20%超～30%以下	11	0.0	0.0	9.1	90.9	0.0	0.0	9.1
	30%超～40%以下	5	20.0	0.0	0.0	80.0	0.0	0.0	20.0
	40%超～50%以下	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	50%超	8	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
【q5未経過リース料残高別】									
	5000万円以下	477	1.0	0.8	0.8	95.2	0.4	1.7	2.7
	5000万円超～1億円以下	34	0.0	0.0	0.0	97.1	2.9	0.0	0.0
	1億円超～10億円以下	98	3.1	3.1	0.0	89.8	1.0	3.1	6.1
	10億円超～50億円以下	40	5.0	0.0	0.0	90.0	2.5	2.5	5.0
	50億円超～100億円以下	9	11.1	0.0	0.0	88.9	0.0	0.0	11.1
	100億円超～500億円以下	29	6.9	3.4	6.9	75.9	3.4	3.4	17.2
	500億円超～1000億円以下	7	0.0	14.3	0.0	85.7	0.0	0.0	14.3
	1000億円超	7	0.0	14.3	0.0	85.7	0.0	0.0	14.3
【q6リース債権残高別】									
	1億円以下	548	1.5	0.4	0.5	94.7	0.9	2.0	2.4
	1億円超～10億円以下	94	2.1	0.0	1.1	95.7	0.0	1.1	3.2
	10億円超～50億円以下	23	0.0	4.3	4.3	87.0	4.3	0.0	8.7
	50億円超～100億円以下	7	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	100億円超～500億円以下	13	15.4	15.4	0.0	69.2	0.0	0.0	30.8
	500億円超～1000億円以下	3	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	66.7
	1000億円超	8	25.0	37.5	0.0	37.5	0.0	0.0	62.5

*** 2011.12 IFRS導入とリース会計基準変更に関する調査 ***

Q20SQ1. <Q20で「1~3」のいずれかを選択した方へ>仮に貴社の連結財務諸表にIFRSが強制適用された場合、リース債権の流動化・証券化による資金調達に影響があると考えますか。(○はひとつだけ)

	回答者数	影響はない	影響がある	わからない	無回答	
【q1上場市場別】	上場編全体	31	35.5	9.7	54.8	0.0
	東京証券取引所 第1部	21	38.1	9.5	52.4	0.0
	東京証券取引所 第2部	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	大阪証券取引所 第1部	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	大阪証券取引所 第2部	2	0.0	50.0	50.0	0.0
	名古屋・札幌・福岡証券取引所	1	100.0	0.0	0.0	0.0
	新興市場	5	20.0	0.0	80.0	0.0
	その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	東証1・2部計	21	38.1	9.5	52.4	0.0
	大阪1・2部計	2	0.0	50.0	50.0	0.0
【q2会計基準別】	日本の会計基準	29	37.9	10.3	51.7	0.0
	米国会計基準	1	0.0	0.0	100.0	0.0
	国際会計基準	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	作成していない	1	0.0	0.0	100.0	0.0
	その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0
【q3時価総額別】	10億円未満	1	100.0	0.0	0.0	0.0
	10億円以上~50億円未満	4	25.0	25.0	50.0	0.0
	50億円以上~100億円未満	2	50.0	0.0	50.0	0.0
	100億円以上~200億円未満	2	50.0	0.0	50.0	0.0
	200億円以上~500億円未満	5	20.0	0.0	80.0	0.0
	500億円以上~1000億円未満	5	40.0	20.0	40.0	0.0
	1000億円以上~5000億円未満	8	50.0	0.0	50.0	0.0
	5000億円以上~1兆円未満	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1兆円以上	2	0.0	0.0	100.0	0.0
【q4ファイナンス・リースの比率別】	1%以下	15	33.3	0.0	66.7	0.0
	1%超~5%以下	11	54.5	9.1	36.4	0.0
	5%超~10%以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	10%超~20%以下	1	0.0	100.0	0.0	0.0
	20%超~30%以下	1	0.0	100.0	0.0	0.0
	30%超~40%以下	1	0.0	0.0	100.0	0.0
	40%超~50%以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	50%超	0	0.0	0.0	0.0	0.0
【q5未経過リース料残高別】	5000万円以下	13	38.5	7.7	53.8	0.0
	5000万円超~1億円以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1億円超~10億円以下	6	50.0	0.0	50.0	0.0
	10億円超~50億円以下	2	100.0	0.0	0.0	0.0
	50億円超~100億円以下	1	0.0	0.0	100.0	0.0
	100億円超~500億円以下	5	20.0	40.0	40.0	0.0
	500億円超~1000億円以下	1	0.0	0.0	100.0	0.0
	1000億円超	1	0.0	0.0	100.0	0.0
【q6リース債権残高別】	1億円以下	13	46.2	7.7	46.2	0.0
	1億円超~10億円以下	3	0.0	33.3	66.7	0.0
	10億円超~50億円以下	2	0.0	0.0	100.0	0.0
	50億円超~100億円以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	100億円超~500億円以下	4	75.0	0.0	25.0	0.0
	500億円超~1000億円以下	2	50.0	50.0	0.0	0.0
	1000億円超	5	20.0	0.0	80.0	0.0

Q20SSQ1. <Q20SQで「1.影響はない」とお答えになった方へ>その理由をお答えください。(〇はいくつでも)

	回答者数	有力な資金調達手段として位置づけている為	IFRSの適用による影響は限定的である為	その他	無回答
【q1上場市場別】	11	45.5	54.5	0.0	0.0
上場編全体					
東京証券取引所 第1部	8	37.5	62.5	0.0	0.0
東京証券取引所 第2部	0	0.0	0.0	0.0	0.0
大阪証券取引所 第1部	0	0.0	0.0	0.0	0.0
大阪証券取引所 第2部	0	0.0	0.0	0.0	0.0
名古屋・札幌・福岡証券取引所	1	100.0	0.0	0.0	0.0
新興市場	1	0.0	100.0	0.0	0.0
その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0
東証1・2部計	8	37.5	62.5	0.0	0.0
大阪1・2部計	0	0.0	0.0	0.0	0.0
【q2会計基準別】					
日本の会計基準	11	45.5	54.5	0.0	0.0
米国会計基準	0	0.0	0.0	0.0	0.0
国際会計基準	0	0.0	0.0	0.0	0.0
作成していない	0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0
【q3時価総額別】					
10億円未満	1	0.0	100.0	0.0	0.0
10億円以上～50億円未満	1	100.0	0.0	0.0	0.0
50億円以上～100億円未満	1	100.0	0.0	0.0	0.0
100億円以上～200億円未満	1	100.0	0.0	0.0	0.0
200億円以上～500億円未満	1	0.0	100.0	0.0	0.0
500億円以上～1000億円未満	2	50.0	50.0	0.0	0.0
1000億円以上～5000億円未満	4	25.0	75.0	0.0	0.0
5000億円以上～1兆円未満	0	0.0	0.0	0.0	0.0
1兆円以上	0	0.0	0.0	0.0	0.0
【q4ファイナンス・リースの比率別】					
1%以下	5	60.0	40.0	0.0	0.0
1%超～5%以下	6	33.3	66.7	0.0	0.0
5%超～10%以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0
10%超～20%以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0
20%超～30%以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0
30%超～40%以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0
40%超～50%以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0
50%超	0	0.0	0.0	0.0	0.0
【q5未経過リース料残高別】					
5000万円以下	5	60.0	40.0	0.0	0.0
5000万円超～1億円以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0
1億円超～10億円以下	3	33.3	66.7	0.0	0.0
10億円超～50億円以下	2	50.0	50.0	0.0	0.0
50億円超～100億円以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0
100億円超～500億円以下	1	0.0	100.0	0.0	0.0
500億円超～1000億円以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0
1000億円超	0	0.0	0.0	0.0	0.0
【q6リース債権残高別】					
1億円以下	6	33.3	66.7	0.0	0.0
1億円超～10億円以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0
10億円超～50億円以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0
50億円超～100億円以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0
100億円超～500億円以下	3	66.7	33.3	0.0	0.0
500億円超～1000億円以下	1	0.0	100.0	0.0	0.0
1000億円超	1	100.0	0.0	0.0	0.0

Q20SSQ2. <Q20SQで「2.影響がある」とお答えになった方へ>その理由をお答えください。(〇はいくつでも)

	回答者数	オンバランス化 になる可 能性があ り、リットが 失われる		リース債権の 流動化・証 券化以外 にシフトする ため	その他	無回答
		3	100.0	33.3		
【q1上場市場別】	上場編全体	3	100.0	33.3	0.0	0.0
	東京証券取引所 第1部	2	100.0	0.0	0.0	0.0
	東京証券取引所 第2部	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	大阪証券取引所 第1部	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	大阪証券取引所 第2部	1	100.0	100.0	0.0	0.0
	名古屋・札幌・福岡証券取引所	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	新興市場	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	東証1・2部計	2	100.0	0.0	0.0	0.0
	大阪1・2部計	1	100.0	100.0	0.0	0.0
【q2会計基準別】						
	日本の会計基準	3	100.0	33.3	0.0	0.0
	米国会計基準	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	国際会計基準	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	作成していない	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0
【q3時価総額別】						
	10億円未満	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	10億円以上～50億円未満	1	100.0	100.0	0.0	0.0
	50億円以上～100億円未満	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	100億円以上～200億円未満	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	200億円以上～500億円未満	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	500億円以上～1000億円未満	1	100.0	0.0	0.0	0.0
	1000億円以上～5000億円未満	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	5000億円以上～1兆円未満	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1兆円以上	0	0.0	0.0	0.0	0.0
【q4ファイナンス・リースの比率別】						
	1%以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1%超～5%以下	1	100.0	100.0	0.0	0.0
	5%超～10%以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	10%超～20%以下	1	100.0	0.0	0.0	0.0
	20%超～30%以下	1	100.0	0.0	0.0	0.0
	30%超～40%以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	40%超～50%以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	50%超	0	0.0	0.0	0.0	0.0
【q5未経過リース料残高別】						
	5000万円以下	1	100.0	100.0	0.0	0.0
	5000万円超～1億円以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1億円超～10億円以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	10億円超～50億円以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	50億円超～100億円以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	100億円超～500億円以下	2	100.0	0.0	0.0	0.0
	500億円超～1000億円以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1000億円超	0	0.0	0.0	0.0	0.0
【q6リース債権残高別】						
	1億円以下	1	100.0	0.0	0.0	0.0
	1億円超～10億円以下	1	100.0	100.0	0.0	0.0
	10億円超～50億円以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	50億円超～100億円以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	100億円超～500億円以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	500億円超～1000億円以下	1	100.0	0.0	0.0	0.0
	1000億円超	0	0.0	0.0	0.0	0.0

Q20SSQ3. <Q20SQで「3.影響があるかどうかわからない」とお答えになった方へ>その理由をお答えください。(〇はいくつでも)

	回答者数	IFRSがど のように 改正され ていくの か不透明	IFRSの適 用による 影響を検 討してい ないため	その他	無回答	
【q1上場市場別】	上場編全体	17	64.7	41.2	0.0	0.0
	東京証券取引所 第1部	11	63.6	36.4	0.0	0.0
	東京証券取引所 第2部	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	大阪証券取引所 第1部	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	大阪証券取引所 第2部	1	100.0	0.0	0.0	0.0
	名古屋・札幌・福岡証券取引所	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	新興市場	4	50.0	50.0	0.0	0.0
	その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	東証1・2部計	11	63.6	36.4	0.0	0.0
	大阪1・2部計	1	100.0	0.0	0.0	0.0
【q2会計基準別】	日本の会計基準	15	60.0	40.0	0.0	0.0
	米国会計基準	1	100.0	0.0	0.0	0.0
	国際会計基準	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	作成していない	1	100.0	100.0	0.0	0.0
	その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0
【q3時価総額別】	10億円未満	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	10億円以上～50億円未満	2	50.0	50.0	0.0	0.0
	50億円以上～100億円未満	1	0.0	100.0	0.0	0.0
	100億円以上～200億円未満	1	0.0	100.0	0.0	0.0
	200億円以上～500億円未満	4	75.0	25.0	0.0	0.0
	500億円以上～1000億円未満	2	100.0	50.0	0.0	0.0
	1000億円以上～5000億円未満	4	75.0	25.0	0.0	0.0
	5000億円以上～1兆円未満	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1兆円以上	2	100.0	0.0	0.0	0.0
【q4ファイナンス・リースの比率別】	1%以下	10	80.0	20.0	0.0	0.0
	1%超～5%以下	4	50.0	75.0	0.0	0.0
	5%超～10%以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	10%超～20%以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20%超～30%以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	30%超～40%以下	1	0.0	100.0	0.0	0.0
	40%超～50%以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	50%超	0	0.0	0.0	0.0	0.0
【q5未経過リース料残高別】	5000万円以下	7	71.4	28.6	0.0	0.0
	5000万円超～1億円以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1億円超～10億円以下	3	0.0	100.0	0.0	0.0
	10億円超～50億円以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	50億円超～100億円以下	1	100.0	0.0	0.0	0.0
	100億円超～500億円以下	2	100.0	50.0	0.0	0.0
	500億円超～1000億円以下	1	100.0	0.0	0.0	0.0
	1000億円超	1	100.0	0.0	0.0	0.0
【q6リース債権残高別】	1億円以下	6	50.0	50.0	0.0	0.0
	1億円超～10億円以下	2	50.0	50.0	0.0	0.0
	10億円超～50億円以下	2	100.0	50.0	0.0	0.0
	50億円超～100億円以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	100億円超～500億円以下	1	100.0	0.0	0.0	0.0
	500億円超～1000億円以下	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1000億円超	4	75.0	25.0	0.0	0.0

◆業種

	回答者数	農業、林業	漁業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	
【q1上場市場別】	上場編全体	720	0.1	0.3	5.4	40.7	1.3	6.9	3.2	20.1	4.4
	東京証券取引所 第1部	325	0.3	0.6	6.8	44.9	1.8	5.2	2.5	15.1	7.4
	東京証券取引所 第2部	81	0.0	0.0	3.7	46.9	2.5	4.9	3.7	19.8	2.5
	大阪証券取引所 第1部	9	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0
	大阪証券取引所 第2部	44	0.0	0.0	4.5	43.2	0.0	2.3	4.5	34.1	0.0
	名古屋・札幌・福岡証券取引所	39	0.0	0.0	10.3	28.2	2.6	2.6	7.7	25.6	5.1
	新興市場	214	0.0	0.0	3.7	32.2	0.0	12.6	2.8	23.4	1.4
	その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	東証1・2部計	406	0.2	0.5	6.2	45.3	2.0	5.2	2.7	16.0	6.4
	大阪1・2部計	53	0.0	0.0	3.8	47.2	0.0	1.9	3.8	34.0	0.0
【q2会計基準別】	日本の会計基準	626	0.2	0.3	5.6	42.0	1.4	6.7	3.0	19.3	5.1
	米国会計基準	7	0.0	0.0	0.0	28.6	0.0	14.3	0.0	42.9	0.0
	国際会計基準	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	作成していない	83	0.0	0.0	4.8	31.3	0.0	8.4	4.8	25.3	0.0
	その他	2	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
【q3時価総額別】	10億円未満	64	0.0	0.0	3.1	31.3	0.0	10.9	1.6	17.2	3.1
	10億円以上～50億円未満	211	0.0	0.0	6.2	36.0	0.0	9.0	3.8	23.7	1.4
	50億円以上～100億円未満	112	0.9	0.0	4.5	48.2	0.0	8.0	0.9	25.0	0.9
	100億円以上～200億円未満	88	0.0	0.0	6.8	46.6	3.4	9.1	3.4	20.5	3.4
	200億円以上～500億円未満	96	0.0	1.0	7.3	38.5	0.0	4.2	4.2	15.6	8.3
	500億円以上～1000億円未満	55	0.0	0.0	7.3	41.8	1.8	1.8	5.5	16.4	9.1
	1000億円以上～5000億円未満	69	0.0	1.4	1.4	49.3	5.8	1.4	4.3	10.1	11.6
	5000億円以上～1兆円未満	10	0.0	0.0	0.0	30.0	10.0	0.0	0.0	20.0	0.0
	1兆円以上	7	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	14.3	0.0	28.6	28.6
【q4ファイナンス・リースの比率別】	1%以下	406	0.2	0.0	5.4	43.3	2.2	7.4	3.0	17.5	3.9
	1%超～5%以下	187	0.0	1.1	6.4	40.6	0.0	4.8	3.7	24.1	7.0
	5%超～10%以下	61	0.0	0.0	4.9	32.8	0.0	8.2	4.9	18.0	1.6
	10%超～20%以下	27	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	7.4	3.7	25.9	3.7
	20%超～30%以下	11	0.0	0.0	0.0	27.3	0.0	18.2	0.0	18.2	9.1
	30%超～40%以下	5	0.0	0.0	0.0	40.0	0.0	20.0	0.0	20.0	0.0
	40%超～50%以下	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	50%超	8	0.0	0.0	12.5	12.5	0.0	0.0	0.0	37.5	0.0
【q5未経過リース料残高別】	5000万円以下	477	0.2	0.4	5.0	42.3	1.5	8.0	1.9	19.1	4.2
	5000万円超～1億円以下	34	0.0	0.0	8.8	55.9	0.0	2.9	8.8	14.7	0.0
	1億円超～10億円以下	98	0.0	0.0	7.1	40.8	0.0	4.1	4.1	16.3	11.2
	10億円超～50億円以下	40	0.0	0.0	2.5	30.0	5.0	5.0	10.0	27.5	0.0
	50億円超～100億円以下	9	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0	11.1	11.1	22.2	0.0
	100億円超～500億円以下	29	0.0	0.0	6.9	20.7	0.0	10.3	3.4	37.9	3.4
	500億円超～1000億円以下	7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	28.6	0.0
	1000億円超	7	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	14.3	57.1	0.0
【q6リース債権残高別】	1億円以下	548	0.2	0.4	5.8	41.1	0.9	8.2	2.2	20.1	4.2
	1億円超～10億円以下	94	0.0	0.0	4.3	40.4	2.1	2.1	6.4	25.5	2.1
	10億円超～50億円以下	23	0.0	0.0	0.0	43.5	4.3	4.3	4.3	13.0	0.0
	50億円超～100億円以下	7	0.0	0.0	14.3	28.6	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0
	100億円超～500億円以下	13	0.0	0.0	7.7	15.4	7.7	7.7	0.0	15.4	23.1
	500億円超～1000億円以下	3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3
	1000億円超	8	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	25.0	25.0

◆業種

	回答者数	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	サービス業（他に分類されない）	無回答	
【q1上場市場別】	上場編全体	720	3.6	8.2	1.8	0.7	0.6	0.3	2.4	0.0
	東京証券取引所 第1部	325	2.8	8.3	1.5	0.6	0.0	0.0	2.2	0.0
	東京証券取引所 第2部	81	4.9	6.2	2.5	0.0	1.2	0.0	1.2	0.0
	大阪証券取引所 第1部	9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	大阪証券取引所 第2部	44	2.3	4.5	2.3	0.0	2.3	0.0	0.0	0.0
	名古屋・札幌・福岡証券取引所	39	2.6	5.1	2.6	2.6	0.0	0.0	5.1	0.0
	新興市場	214	5.1	10.7	1.9	0.9	0.9	0.9	3.3	0.0
	その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	東証1・2部計	406	3.2	7.9	1.7	0.5	0.2	0.0	2.0	0.0
	大阪1・2部計	53	1.9	3.8	1.9	0.0	1.9	0.0	0.0	0.0
【q2会計基準別】										
	日本の会計基準	626	3.4	8.3	1.4	0.5	0.5	0.0	2.2	0.0
	米国会計基準	7	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	国際会計基準	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	作成していない	83	6.0	6.0	4.8	2.4	1.2	2.4	2.4	0.0
	その他	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0
【q3時価総額別】										
	10億円未満	64	4.7	17.2	1.6	0.0	0.0	3.1	6.3	0.0
	10億円以上～50億円未満	211	5.2	6.2	1.9	1.4	1.9	0.0	3.3	0.0
	50億円以上～100億円未満	112	5.4	1.8	0.9	0.9	0.0	0.0	2.7	0.0
	100億円以上～200億円未満	88	0.0	5.7	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	200億円以上～500億円未満	96	3.1	11.5	5.2	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	500億円以上～1000億円未満	55	1.8	7.3	1.8	0.0	0.0	0.0	5.5	0.0
	1000億円以上～5000億円未満	69	2.9	11.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	5000億円以上～1兆円未満	10	0.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1兆円以上	7	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
【q4ファイナンス・リースの比率別】										
	1%以下	406	5.2	7.6	1.2	0.5	0.2	0.0	2.2	0.0
	1%超～5%以下	187	1.6	7.5	1.1	0.5	0.5	0.0	1.1	0.0
	5%超～10%以下	61	0.0	11.5	8.2	0.0	1.6	3.3	4.9	0.0
	10%超～20%以下	27	0.0	7.4	3.7	3.7	0.0	0.0	11.1	0.0
	20%超～30%以下	11	9.1	9.1	0.0	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	30%超～40%以下	5	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	40%超～50%以下	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	50%超	8	12.5	12.5	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0
【q5未経過リース料残高別】										
	5000万円以下	477	3.8	7.5	1.3	0.6	0.8	0.2	3.1	0.0
	5000万円超～1億円以下	34	0.0	2.9	0.0	2.9	0.0	0.0	2.9	0.0
	1億円超～10億円以下	98	3.1	7.1	4.1	0.0	0.0	1.0	1.0	0.0
	10億円超～50億円以下	40	5.0	12.5	2.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	50億円超～100億円以下	9	11.1	22.2	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	100億円超～500億円以下	29	0.0	13.8	0.0	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0
	500億円超～1000億円以下	7	28.6	28.6	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1000億円超	7	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
【q6リース債権残高別】										
	1億円以下	548	3.6	8.0	1.6	0.4	0.4	0.2	2.7	0.0
	1億円超～10億円以下	94	0.0	8.5	2.1	2.1	2.1	1.1	1.1	0.0
	10億円超～50億円以下	23	4.3	13.0	8.7	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	50億円超～100億円以下	7	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0
	100億円超～500億円以下	13	15.4	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	500億円超～1000億円以下	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1000億円超	8	12.5	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

Q1. 貴社の主な業種をお答えください。(○はひとつだけ)

	回答者数	投信委託 会社	投資顧問 会社	証券会社・ 投資銀行	商業銀行- 都市銀行	商業銀行- 第二地方 銀行	商業銀行- 外国銀行	信用金庫	保険会社	その他金 融機関	
【q1業種別】	投資家編全体	166	2.4	4.2	13.3	0.6	12.0	1.2	45.8	7.8	12.7
	投信委託会社	4	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	投資顧問会社	7	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	証券会社・投資銀行	22	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	商業銀行 (都市銀行)	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	商業銀行 (地方・第二地方銀行)	20	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	商業銀行 (外国銀行)	2	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	信用金庫	76	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	保険会社	13	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	その他金融機関	21	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	商業銀行計	23	0.0	0.0	0.0	4.3	87.0	8.7	0.0	0.0	0.0
【q2部署別】	株式会社を中心とした運用	14	21.4	28.6	28.6	0.0	7.1	0.0	0.0	14.3	0.0
	債券を中心とした運用	85	1.2	2.4	0.0	0.0	16.5	0.0	71.8	5.9	2.4
	市場や企業の分析や調査	13	0.0	7.7	61.5	0.0	15.4	0.0	7.7	7.7	0.0
	企業融資の企画や実行	8	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	37.5
	その他	43	0.0	0.0	20.9	0.0	7.0	0.0	23.3	11.6	37.2

Q1. 貴社の主な業種をお答えください。(○はひとつだけ)

	回答者数	無回答	商業銀行 計	
【q1業種別】	投資家編全体	166	0.0	13.9
	投信委託会社	4	0.0	0.0
	投資顧問会社	7	0.0	0.0
	証券会社・投資銀行	22	0.0	0.0
	商業銀行 (都市銀行)	1	0.0	100.0
	商業銀行 (地方・第二地方銀行)	20	0.0	100.0
	商業銀行 (外国銀行)	2	0.0	100.0
	信用金庫	76	0.0	0.0
	保険会社	13	0.0	0.0
	その他金融機関	21	0.0	0.0
	商業銀行計	23	0.0	100.0
【q2部署別】	株式会社を中心とした運用	14	0.0	7.1
	債券を中心とした運用	85	0.0	16.5
	市場や企業の分析や調査	13	0.0	15.4
	企業融資の企画や実行	8	0.0	25.0
	その他	43	0.0	7.0

*** 2011.12 IFRS導入とリース会計基準変更に関する調査 ***

Q2. あなたはどのような部署に所属していますか。最も近いものをお答えください。(○はひとつだけ)

	回答者数	株式を中心とした運用	債券を中心とした運用	市場や企業の分析や調査	企業融資の企画や実行	その他	無回答
【q1業種別】							
投資家編全体	166	8.4	51.2	7.8	4.8	25.9	1.8
投信委託会社	4	75.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0
投資顧問会社	7	57.1	28.6	14.3	0.0	0.0	0.0
証券会社・投資銀行	22	18.2	0.0	36.4	4.5	40.9	0.0
商業銀行(都市銀行)	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
商業銀行(地方・第二地方銀行)	20	5.0	70.0	10.0	0.0	15.0	0.0
商業銀行(外国銀行)	2	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
信用金庫	76	0.0	80.3	1.3	2.6	13.2	2.6
保険会社	13	15.4	38.5	7.7	0.0	38.5	0.0
その他金融機関	21	0.0	9.5	0.0	14.3	76.2	0.0
商業銀行計	23	4.3	60.9	8.7	8.7	13.0	4.3
【q2部署別】							
株式を中心とした運用	14	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
債券を中心とした運用	85	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
市場や企業の分析や調査	13	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
企業融資の企画や実行	8	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
その他	43	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0

*** 2011.12 IFRS導入とリース会計基準変更に関する調査 ***

Q3. IFRSへの対応について、日本基準として導入するIFRSの強制適用や、日本基準との相違を調整していくコンバージェンスについて、どのように考えますか。(○はひとつだけ)

	回答者数	すべての上場企業にIFRSを強制適用すべき	一定の上場企業にIFRSを強制適用すべき	IFRS任意適用、日本基準コンバージェンスを続ける	IFRSは任意、日本基準コンバージェンスは必要に応じて	その他	無回答
【q1業種別】							
投資家編全体	166	10.8	18.1	16.3	52.4	2.4	0.0
投信委託会社	4	50.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0
投資顧問会社	7	42.9	28.6	14.3	0.0	14.3	0.0
証券会社・投資銀行	22	13.6	22.7	40.9	18.2	4.5	0.0
商業銀行(都市銀行)	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
商業銀行(地方・第二地方銀行)	20	5.0	15.0	20.0	60.0	0.0	0.0
商業銀行(外国銀行)	2	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
信用金庫	76	3.9	17.1	9.2	68.4	1.3	0.0
保険会社	13	30.8	30.8	15.4	15.4	7.7	0.0
その他金融機関	21	4.8	4.8	9.5	81.0	0.0	0.0
商業銀行計	23	8.7	17.4	21.7	52.2	0.0	0.0
【q2部署別】							
株式を中心とした運用	14	35.7	28.6	28.6	7.1	0.0	0.0
債券を中心とした運用	85	9.4	20.0	7.1	62.4	1.2	0.0
市場や企業の分析や調査	13	15.4	15.4	46.2	7.7	15.4	0.0
企業融資の企画や実行	8	12.5	12.5	0.0	75.0	0.0	0.0
その他	43	4.7	14.0	20.9	58.1	2.3	0.0

*** 2011.12 IFRS導入とリース会計基準変更に関する調査 ***

Q4. 上場企業の連結財務諸表にIFRSを強制適用する場合、個別財務諸表（会社法によるものも含む）へのIFRSの適用について、どのように考えますか。（〇はひとつだけ）

	回答者数	IFRS 強制適用 すべき	IFRS 任意適用 すべき	IFRS 任意適用 してもよ い	IFRS の適用は 認めるべ きでない	その他	無回答
【q1業種別】							
投資家編全体	166	15.1	19.9	47.0	16.9	0.6	0.6
投信委託会社	4	25.0	50.0	0.0	25.0	0.0	0.0
投資顧問会社	7	42.9	57.1	0.0	0.0	0.0	0.0
証券会社・投資銀行	22	9.1	22.7	59.1	9.1	0.0	0.0
商業銀行（都市銀行）	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
商業銀行（地方・第二地方銀行）	20	15.0	20.0	55.0	10.0	0.0	0.0
商業銀行（外国銀行）	2	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
信用金庫	76	11.8	14.5	53.9	18.4	0.0	1.3
保険会社	13	30.8	23.1	30.8	7.7	7.7	0.0
その他金融機関	21	9.5	19.0	33.3	38.1	0.0	0.0
商業銀行計	23	17.4	17.4	56.5	8.7	0.0	0.0
【q2部署別】							
株式を中心とした運用	14	21.4	50.0	21.4	7.1	0.0	0.0
債券を中心とした運用	85	17.6	14.1	49.4	17.6	0.0	1.2
市場や企業の分析や調査	13	15.4	23.1	46.2	15.4	0.0	0.0
企業融資の企画や実行	8	12.5	50.0	37.5	0.0	0.0	0.0
その他	43	9.3	16.3	48.8	23.3	2.3	0.0

*** 2011.12 IFRS導入とリース会計基準変更に関する調査 ***

Q5. 連結財務諸表にIFRSを強制適用する場合、どのような点が懸念されますか。（〇はいくつでも）

	回答者数	日本の会 計基準と 大きく異 なる可能 性有	日本以外 の意見で 会計基準 が開発さ れる	運用・解 釈・監査に よって相 違が生じ る可能性 有	その他	特に懸念 はない	無回答
【q1業種別】							
投資家編全体	166	62.0	29.5	65.7	4.8	4.2	0.0
投信委託会社	4	50.0	25.0	50.0	25.0	0.0	0.0
投資顧問会社	7	28.6	14.3	100.0	0.0	0.0	0.0
証券会社・投資銀行	22	68.2	31.8	77.3	13.6	4.5	0.0
商業銀行（都市銀行）	1	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
商業銀行（地方・第二地方銀行）	20	50.0	30.0	70.0	0.0	10.0	0.0
商業銀行（外国銀行）	2	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
信用金庫	76	67.1	27.6	57.9	2.6	5.3	0.0
保険会社	13	38.5	46.2	69.2	7.7	0.0	0.0
その他金融機関	21	76.2	28.6	61.9	4.8	0.0	0.0
商業銀行計	23	52.2	30.4	73.9	0.0	8.7	0.0
【q2部署別】							
株式を中心とした運用	14	42.9	21.4	85.7	7.1	0.0	0.0
債券を中心とした運用	85	62.4	28.2	58.8	1.2	5.9	0.0
市場や企業の分析や調査	13	46.2	30.8	69.2	7.7	15.4	0.0
企業融資の企画や実行	8	87.5	37.5	62.5	0.0	0.0	0.0
その他	43	67.4	30.2	69.8	11.6	0.0	0.0

*** 2011.12 IFRS導入とリース会計基準変更に関する調査 ***

Q6. 連結財務諸表にIFRSの強制適用やコンバージェンスを図っていく場合、金融商品取引法上、連結財務諸表作成企業の個別財務諸表について、どう考えますか。(〇はひとつだけ)

	回答者数	個別財務諸表を廃止すべき	何らかの個別情報を開示、個別財務諸表は廃止	簡素化したうえで個別財務諸表を継続	現状のまま個別財務諸表を存続すべき	その他	無回答	廃止計	存続計
【q1業種別】	投資家編全体	166	6.0	10.8	48.2	32.5	1.2	16.9	80.7
	投信委託会社	4	0.0	25.0	50.0	25.0	0.0	25.0	75.0
	投資顧問会社	7	0.0	14.3	28.6	57.1	0.0	14.3	85.7
	証券会社・投資銀行	22	4.5	27.3	50.0	18.2	0.0	31.8	68.2
	商業銀行(都市銀行)	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0
	商業銀行(地方・第二地方銀行)	20	15.0	20.0	35.0	25.0	0.0	35.0	60.0
	商業銀行(外国銀行)	2	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	50.0	50.0
	信用金庫	76	3.9	2.6	55.3	34.2	2.6	6.6	89.5
	保険会社	13	15.4	15.4	38.5	30.8	0.0	30.8	69.2
	その他金融機関	21	4.8	4.8	47.6	42.9	0.0	9.5	90.5
	商業銀行計	23	13.0	21.7	34.8	26.1	0.0	34.8	60.9
【q2部署別】	株式を中心とした運用	14	7.1	28.6	42.9	21.4	0.0	35.7	64.3
	債券を中心とした運用	85	5.9	7.1	50.6	32.9	2.4	12.9	83.5
	市場や企業の分析や調査	13	0.0	15.4	61.5	23.1	0.0	15.4	84.6
	企業融資の企画や実行	8	0.0	12.5	50.0	37.5	0.0	12.5	87.5
	その他	43	9.3	11.6	41.9	34.9	2.3	20.9	76.7

*** 2011.12 IFRS導入とリース会計基準変更に関する調査 ***

Q7. IFRSの強制適用やコンバージェンスの進展により、財務諸表は利用しやすくなると思いますか。(〇はひとつだけ)

	回答者数	はい	いいえ	どちらともいえない	無回答	
【q1業種別】	投資家編全体	166	13.9	34.3	51.8	0.0
	投信委託会社	4	25.0	50.0	25.0	0.0
	投資顧問会社	7	28.6	28.6	42.9	0.0
	証券会社・投資銀行	22	27.3	13.6	59.1	0.0
	商業銀行(都市銀行)	1	0.0	0.0	100.0	0.0
	商業銀行(地方・第二地方銀行)	20	10.0	30.0	60.0	0.0
	商業銀行(外国銀行)	2	100.0	0.0	0.0	0.0
	信用金庫	76	6.6	36.8	56.6	0.0
	保険会社	13	30.8	23.1	46.2	0.0
	その他金融機関	21	4.8	61.9	33.3	0.0
	商業銀行計	23	17.4	26.1	56.5	0.0
【q2部署別】	株式を中心とした運用	14	28.6	21.4	50.0	0.0
	債券を中心とした運用	85	10.6	29.4	60.0	0.0
	市場や企業の分析や調査	13	30.8	38.5	30.8	0.0
	企業融資の企画や実行	8	37.5	62.5	0.0	0.0
	その他	43	7.0	44.2	48.8	0.0

*** 2011.12 IFRS導入とリース会計基準変更に関する調査 ***

Q7SQ1. <Q7で「1.はい。財務諸表は利用しやすくなる」とお答えになった方>最も主要な理由をお答えください。(○はひとつだけ)

	回答者数	財務諸表の透明性が向上する					無回答
		比較可能性が高まる	わかりやすくなる	その他	無回答		
【q1業種別】							
投資家編全体	23	39.1	56.5	0.0	0.0	4.3	
投信委託会社	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
投資顧問会社	2	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
証券会社・投資銀行	6	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	
商業銀行（都市銀行）	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
商業銀行（地方・第二地方銀行）	2	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
商業銀行（外国銀行）	2	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
信用金庫	5	80.0	20.0	0.0	0.0	0.0	
保険会社	4	50.0	25.0	0.0	0.0	25.0	
その他金融機関	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
商業銀行計	4	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
【q2部署別】							
株式を中心とした運用	4	25.0	75.0	0.0	0.0	0.0	
債券を中心とした運用	9	44.4	44.4	0.0	0.0	11.1	
市場や企業の分析や調査	4	25.0	75.0	0.0	0.0	0.0	
企業融資の企画や実行	3	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	
その他	3	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	

*** 2011.12 IFRS導入とリース会計基準変更に関する調査 ***

Q7SQ2. <Q7で「2.いいえ。財務諸表は利用しにくくなる」とお答えになった方>最も主要な理由をお答えください。(○はひとつだけ)

	回答者数	財務諸表の透明性が低下する			その他	無回答
		比較可能性が低まる	わかりにくくなる	その他		
【q1業種別】						
投資家編全体	57	26.3	31.6	42.1	0.0	0.0
投信委託会社	2	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0
投資顧問会社	2	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0
証券会社・投資銀行	3	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0
商業銀行（都市銀行）	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
商業銀行（地方・第二地方銀行）	6	16.7	33.3	50.0	0.0	0.0
商業銀行（外国銀行）	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
信用金庫	28	28.6	28.6	42.9	0.0	0.0
保険会社	3	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
その他金融機関	13	23.1	23.1	53.8	0.0	0.0
商業銀行計	6	16.7	33.3	50.0	0.0	0.0
【q2部署別】						
株式を中心とした運用	3	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0
債券を中心とした運用	25	28.0	24.0	48.0	0.0	0.0
市場や企業の分析や調査	5	40.0	40.0	20.0	0.0	0.0
企業融資の企画や実行	5	60.0	20.0	20.0	0.0	0.0
その他	19	10.5	42.1	47.4	0.0	0.0

*** 2011.12 IFRS導入とリース会計基準変更に関する調査 ***

Q8. IFRSを適用した場合、企業経営や企業行動に重要な影響を与えると思われる項目を下記から3つ選んでください。(○は3つ)

	回答者数	財務諸表 の表示	金融商品 の評価	金融商品 の認識の 中止	外貨換算	有形固定 資産の減 価償却や 減損	開発費を 含む無形 資産	リース	退職給付	引当金
【q1業種別】										
投資家編全体	166	51.2	74.1	8.4	1.8	22.9	3.6	16.3	22.3	20.5
投信委託会社	4	50.0	25.0	25.0	0.0	25.0	0.0	75.0	25.0	0.0
投資顧問会社	7	14.3	57.1	0.0	0.0	42.9	0.0	28.6	28.6	14.3
証券会社・投資銀行	22	50.0	59.1	4.5	9.1	36.4	9.1	13.6	9.1	13.6
商業銀行 (都市銀行)	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
商業銀行 (地方・第二地方銀行)	20	40.0	95.0	10.0	0.0	25.0	0.0	0.0	35.0	25.0
商業銀行 (外国銀行)	2	50.0	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
信用金庫	76	53.9	84.2	10.5	0.0	17.1	0.0	2.6	22.4	27.6
保険会社	13	38.5	76.9	0.0	0.0	23.1	23.1	7.7	30.8	0.0
その他金融機関	21	71.4	47.6	4.8	0.0	23.8	0.0	76.2	14.3	19.0
商業銀行計	23	43.5	91.3	13.0	4.3	21.7	4.3	0.0	34.8	21.7
【q2部署別】										
株式を中心とした運用	14	57.1	64.3	7.1	7.1	42.9	0.0	21.4	14.3	7.1
債券を中心とした運用	85	49.4	84.7	10.6	0.0	14.1	0.0	4.7	23.5	24.7
市場や企業の分析や調査	13	38.5	84.6	0.0	7.7	15.4	15.4	7.7	23.1	15.4
企業融資の企画や実行	8	62.5	50.0	37.5	12.5	25.0	0.0	25.0	12.5	0.0
その他	43	51.2	58.1	0.0	0.0	37.2	7.0	39.5	20.9	23.3

*** 2011.12 IFRS導入とリース会計基準変更に関する調査 ***

Q8. IFRSを適用した場合、企業経営や企業行動に重要な影響を与えると思われる項目を下記から3つ選んでください。(○は3つ)

	回答者数	負債と資 本の区分	収益認識	連結の範 囲	企業結合	その他	無回答
【q1業種別】							
投資家編全体	166	10.8	48.8	3.6	2.4	1.2	2.4
投信委託会社	4	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0
投資顧問会社	7	28.6	71.4	0.0	14.3	0.0	0.0
証券会社・投資銀行	22	9.1	63.6	13.6	9.1	0.0	0.0
商業銀行 (都市銀行)	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
商業銀行 (地方・第二地方銀行)	20	10.0	50.0	10.0	0.0	0.0	0.0
商業銀行 (外国銀行)	2	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
信用金庫	76	13.2	48.7	0.0	1.3	0.0	5.3
保険会社	13	7.7	61.5	0.0	0.0	7.7	0.0
その他金融機関	21	4.8	23.8	4.8	0.0	4.8	0.0
商業銀行計	23	8.7	47.8	8.7	0.0	0.0	0.0
【q2部署別】							
株式を中心とした運用	14	14.3	42.9	7.1	7.1	0.0	0.0
債券を中心とした運用	85	11.8	54.1	2.4	2.4	0.0	3.5
市場や企業の分析や調査	13	15.4	61.5	7.7	7.7	0.0	0.0
企業融資の企画や実行	8	12.5	50.0	12.5	0.0	0.0	0.0
その他	43	7.0	39.5	2.3	0.0	4.7	2.3

*** 2011.12 IFRS導入とリース会計基準変更に関する調査 ***

Q9. このような公開草案がIASBから公表されていることを理解していましたか。(〇はひとつだけ)

	回答者数	内容について		公表されていることと自体を知らなかった	無回答	公表を認知計
		理解していた	理解しなかった			
【q1業種別】	166	19.3	48.2	32.5	0.0	67.5
投資家編全体						
投信委託会社	4	0.0	75.0	25.0	0.0	75.0
投資顧問会社	7	28.6	42.9	28.6	0.0	71.4
証券会社・投資銀行	22	13.6	63.6	22.7	0.0	77.3
商業銀行 (都市銀行)	1	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
商業銀行 (地方・第二地方銀行)	20	20.0	50.0	30.0	0.0	70.0
商業銀行 (外国銀行)	2	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0
信用金庫	76	5.3	51.3	43.4	0.0	56.6
保険会社	13	46.2	15.4	38.5	0.0	61.5
その他金融機関	21	57.1	33.3	9.5	0.0	90.5
商業銀行計	23	21.7	52.2	26.1	0.0	73.9
【q2部署別】						
株式会社を中心とした運用	14	14.3	57.1	28.6	0.0	71.4
債券を中心とした運用	85	8.2	51.8	40.0	0.0	60.0
市場や企業の分析や調査	13	30.8	53.8	15.4	0.0	84.6
企業融資の企画や実行	8	12.5	62.5	25.0	0.0	75.0
その他	43	39.5	32.6	27.9	0.0	72.1

*** 2011.12 IFRS導入とリース会計基準変更に関する調査 ***

Q10. 現行のOLを借手はオンバランス処理とする提案について、どのように考えますか。(〇はひとつだけ)

	回答者数	公開草案の提案は適切である	解約不能部分のみオンバランス処理する	公開草案の提案は適切ではない	無回答
		16.3	36.7	41.6	
【q1業種別】	166	16.3	36.7	41.6	5.4
投資家編全体					
投信委託会社	4	0.0	50.0	25.0	25.0
投資顧問会社	7	28.6	42.9	28.6	0.0
証券会社・投資銀行	22	27.3	50.0	22.7	0.0
商業銀行 (都市銀行)	1	0.0	100.0	0.0	0.0
商業銀行 (地方・第二地方銀行)	20	25.0	45.0	20.0	10.0
商業銀行 (外国銀行)	2	50.0	50.0	0.0	0.0
信用金庫	76	9.2	34.2	48.7	7.9
保険会社	13	46.2	38.5	15.4	0.0
その他金融機関	21	0.0	14.3	85.7	0.0
商業銀行計	23	26.1	47.8	17.4	8.7
【q2部署別】					
株式会社を中心とした運用	14	21.4	57.1	14.3	7.1
債券を中心とした運用	85	17.6	35.3	40.0	7.1
市場や企業の分析や調査	13	30.8	53.8	15.4	0.0
企業融資の企画や実行	8	12.5	37.5	50.0	0.0
その他	43	9.3	25.6	60.5	4.7

*** 2011.12 IFRS導入とリース会計基準変更に関する調査 ***

Q10SQ1. <Q10で「1.公開草案の提案は適切である」とお答えになった方>その理由をお答えください。(〇はいくつでも)

	回答者数	借手のオ	OLとFLを	実務上対	財務分析	その他	無回答
		バランス化を 防ぎ、網羅 性・透明性 が高まる	区別する ことは適 切でない	応ができ ないこと はない	等におい てOL分を 修正利用 している		
【q1業種別】							
投資家編全体	27	85.2	25.9	0.0	3.7	0.0	0.0
投信委託会社	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
投資顧問会社	2	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
証券会社・投資銀行	6	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
商業銀行（都市銀行）	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
商業銀行（地方・第二地方銀行）	5	60.0	20.0	0.0	20.0	0.0	0.0
商業銀行（外国銀行）	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
信用金庫	7	85.7	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0
保険会社	6	83.3	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0
その他金融機関	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
商業銀行計	6	66.7	16.7	0.0	16.7	0.0	0.0
【q2部署別】							
株式を中心とした運用	3	66.7	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
債券を中心とした運用	15	80.0	20.0	0.0	6.7	0.0	0.0
市場や企業の分析や調査	4	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0
企業融資の企画や実行	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	4	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

*** 2011.12 IFRS導入とリース会計基準変更に関する調査 ***

Q10SQ2. <Q10で「2.現行のOLのうち、解約不能部分のみオンバランス処理する」とお答えになった方>その理由をお答えください。(〇はいくつでも)

	回答者数	負債とし	財務諸表	解約不能	その他	無回答
		て計上す べきであ る	に反映す べきと考 える	なもの はFLと相違 しない		
【q1業種別】						
投資家編全体	61	68.9	14.8	34.4	0.0	1.6
投信委託会社	2	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
投資顧問会社	3	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
証券会社・投資銀行	11	63.6	36.4	18.2	0.0	0.0
商業銀行（都市銀行）	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
商業銀行（地方・第二地方銀行）	9	88.9	11.1	22.2	0.0	0.0
商業銀行（外国銀行）	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
信用金庫	26	61.5	7.7	46.2	0.0	3.8
保険会社	5	60.0	0.0	80.0	0.0	0.0
その他金融機関	3	66.7	33.3	33.3	0.0	0.0
商業銀行計	11	90.9	9.1	18.2	0.0	0.0
【q2部署別】						
株式を中心とした運用	8	100.0	0.0	25.0	0.0	0.0
債券を中心とした運用	30	63.3	16.7	36.7	0.0	0.0
市場や企業の分析や調査	7	85.7	28.6	28.6	0.0	0.0
企業融資の企画や実行	3	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0
その他	11	54.5	9.1	45.5	0.0	9.1

*** 2011.12 IFRS導入とリース会計基準変更に関する調査 ***

Q10SQ3. <Q10で「3.公開草案の提案は適切ではない」とお答えになった方>その理由をお答えください。(〇はいくつでも)

		実態を示さない資産や負債が計上される	無理に見積ると信頼性の低い情報提供される	現行のOLを見直すのは件数が多いコストがかかる	費用が一定ではなく、トップレベルになるため	FLとOLは現行の処理が妥当であるため	財務分析等においてOL分を修正利用していない	その他	無回答
【q1業種別】	投資家編全体	69	60.9	27.5	43.5	17.4	47.8	4.3	0.0
	投信委託会社	1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
	投資顧問会社	2	100.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
	証券会社・投資銀行	5	60.0	40.0	60.0	0.0	60.0	0.0	0.0
	商業銀行(都市銀行)	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	商業銀行(地方・第二地方銀行)	4	75.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0
	商業銀行(外国銀行)	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	信用金庫	37	62.2	10.8	35.1	10.8	37.8	2.7	0.0
	保険会社	2	100.0	50.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0
	その他金融機関	18	44.4	61.1	61.1	27.8	66.7	11.1	0.0
【q2部署別】	商業銀行計	4	75.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0
	株式を中心とした運用	2	100.0	50.0	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0
	債券を中心とした運用	34	73.5	5.9	29.4	14.7	38.2	2.9	0.0
	市場や企業の分析や調査	2	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0
	企業融資の企画や実行	4	50.0	75.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0
	その他	26	50.0	50.0	57.7	23.1	57.7	7.7	0.0

*** 2011.12 IFRS導入とリース会計基準変更に関する調査 ***

Q11. IFRSの公開草案が基準化した場合、わが国のリース会計基準について、どのように考えますか。(〇はひとつだけ)

		連単とも現行のリース会計基準は変更なし	個別財務諸表について改正する必要なし	連単ともリース会計基準を改正することが適切	その他	無回答
【q1業種別】	投資家編全体	166	22.9	44.6	24.7	6.0
	投信委託会社	4	0.0	50.0	0.0	25.0
	投資顧問会社	7	0.0	28.6	71.4	0.0
	証券会社・投資銀行	22	13.6	54.5	27.3	4.5
	商業銀行(都市銀行)	1	0.0	0.0	100.0	0.0
	商業銀行(地方・第二地方銀行)	20	10.0	40.0	25.0	5.0
	商業銀行(外国銀行)	2	0.0	0.0	100.0	0.0
	信用金庫	76	30.3	48.7	15.8	1.3
	保険会社	13	0.0	30.8	61.5	0.0
	その他金融機関	21	47.6	42.9	9.5	0.0
【q2部署別】	商業銀行計	23	8.7	34.8	34.8	17.4
	株式を中心とした運用	14	0.0	50.0	35.7	7.1
	債券を中心とした運用	85	21.2	50.6	20.0	0.0
	市場や企業の分析や調査	13	15.4	38.5	46.2	0.0
	企業融資の企画や実行	8	25.0	50.0	25.0	0.0
	その他	43	34.9	34.9	20.9	4.7

*** 2011.12 IFRS導入とリース会計基準変更に関する調査 ***

Q12. IASBの公開草案に関し、このような貸手の処理が提案されていることを理解していましたか。(〇はひとつだけ)

	回答者数	理解していた	内容についてはあまり理解していません	公表されていることと自体を知らなかった	無回答	公表を認知計	
【q1業種別】	投資家編全体	166	15.1	43.4	41.6	0.0	58.4
	投信委託会社	4	0.0	75.0	25.0	0.0	75.0
	投資顧問会社	7	14.3	42.9	42.9	0.0	57.1
	証券会社・投資銀行	22	9.1	63.6	27.3	0.0	72.7
	商業銀行(都市銀行)	1	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	商業銀行(地方・第二地方銀行)	20	15.0	50.0	35.0	0.0	65.0
	商業銀行(外国銀行)	2	0.0	50.0	50.0	0.0	50.0
	信用金庫	76	2.6	39.5	57.9	0.0	42.1
	保険会社	13	38.5	23.1	38.5	0.0	61.5
	その他金融機関	21	52.4	38.1	9.5	0.0	90.5
	商業銀行計	23	17.4	47.8	34.8	0.0	65.2
【q2部署別】	株式を中心とした運用	14	14.3	57.1	28.6	0.0	71.4
	債券を中心とした運用	85	4.7	44.7	50.6	0.0	49.4
	市場や企業の分析や調査	13	23.1	61.5	15.4	0.0	84.6
	企業融資の企画や実行	8	12.5	50.0	37.5	0.0	62.5
	その他	43	32.6	32.6	34.9	0.0	65.1

*** 2011.12 IFRS導入とリース会計基準変更に関する調査 ***

Q13. リース債権の流動化・証券化に関する資金調達についてお答えください。(〇はひとつだけ)

	回答者数	しばしば資金運用している	資金運用したことがある	資金運用したことはない	その他	不明	無回答	
【q1業種別】	投資家編全体	166	6.0	21.1	65.7	0.0	6.0	1.2
	投信委託会社	4	0.0	25.0	50.0	0.0	0.0	25.0
	投資顧問会社	7	0.0	0.0	85.7	0.0	14.3	0.0
	証券会社・投資銀行	22	0.0	0.0	81.8	0.0	18.2	0.0
	商業銀行(都市銀行)	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	商業銀行(地方・第二地方銀行)	20	5.0	20.0	70.0	0.0	5.0	0.0
	商業銀行(外国銀行)	2	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0
	信用金庫	76	9.2	23.7	63.2	0.0	2.6	1.3
	保険会社	13	0.0	30.8	69.2	0.0	0.0	0.0
	その他金融機関	21	9.5	33.3	52.4	0.0	4.8	0.0
	商業銀行計	23	4.3	21.7	65.2	0.0	8.7	0.0
【q2部署別】	株式を中心とした運用	14	0.0	21.4	64.3	0.0	7.1	7.1
	債券を中心とした運用	85	9.4	23.5	63.5	0.0	2.4	1.2
	市場や企業の分析や調査	13	0.0	7.7	69.2	0.0	23.1	0.0
	企業融資の企画や実行	8	0.0	25.0	62.5	0.0	12.5	0.0
	その他	43	4.7	16.3	72.1	0.0	7.0	0.0

*** 2011.12 IFRS導入とリース会計基準変更に関する調査 ***

Q13SQ1. <Q13で「1」又は「2」を選択した方へ>仮に貴社の連結財務諸表にIFRSが強制適用された場合、リース債権の流動化商品・証券化商品による資金運用に影響があると考えますか。(〇はひとつだけ)

	回答者数	影響はない	影響がある	わからない	無回答
【q1業種別】					
投資家編全体	45	8.9	17.8	73.3	0.0
投信委託会社	1	100.0	0.0	0.0	0.0
投資顧問会社	0	0.0	0.0	0.0	0.0
証券会社・投資銀行	0	0.0	0.0	0.0	0.0
商業銀行(都市銀行)	1	0.0	0.0	100.0	0.0
商業銀行(地方・第二地方銀行)	5	0.0	20.0	80.0	0.0
商業銀行(外国銀行)	0	0.0	0.0	0.0	0.0
信用金庫	25	8.0	16.0	76.0	0.0
保険会社	4	0.0	50.0	50.0	0.0
その他金融機関	9	11.1	11.1	77.8	0.0
商業銀行計	6	0.0	16.7	83.3	0.0
【q2部署別】					
株式を中心とした運用	3	33.3	33.3	33.3	0.0
債券を中心とした運用	28	10.7	21.4	67.9	0.0
市場や企業の分析や調査	1	0.0	0.0	100.0	0.0
企業融資の企画や実行	2	0.0	0.0	100.0	0.0
その他	9	0.0	11.1	88.9	0.0

*** 2011.12 IFRS導入とリース会計基準変更に関する調査 ***

Q13SSQ1. <Q13SQで「1.影響はない」とお答えになった方へ>その理由をお答えください。(〇はいくつでも)

	回答者数	有力な資金運用手段として位置づけている為	IFRSの適用による影響は限定的である為	その他	無回答
【q1業種別】					
投資家編全体	4	0.0	75.0	25.0	0.0
投信委託会社	1	0.0	100.0	0.0	0.0
投資顧問会社	0	0.0	0.0	0.0	0.0
証券会社・投資銀行	0	0.0	0.0	0.0	0.0
商業銀行(都市銀行)	0	0.0	0.0	0.0	0.0
商業銀行(地方・第二地方銀行)	0	0.0	0.0	0.0	0.0
商業銀行(外国銀行)	0	0.0	0.0	0.0	0.0
信用金庫	2	0.0	50.0	50.0	0.0
保険会社	0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他金融機関	1	0.0	100.0	0.0	0.0
商業銀行計	0	0.0	0.0	0.0	0.0
【q2部署別】					
株式を中心とした運用	1	0.0	100.0	0.0	0.0
債券を中心とした運用	3	0.0	66.7	33.3	0.0
市場や企業の分析や調査	0	0.0	0.0	0.0	0.0
企業融資の企画や実行	0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0

*** 2011.12 IFRS導入とリース会計基準変更に関する調査 ***

Q13SSQ2. <Q13SQで「2.影響がある」とお答えになった方へ>その理由をお答えください。(〇はいくつでも)

	回答者数	当期の損益に計上しなければならなくなる	当該公正価値に関する注記が増大するため	その他	無回答
【q1業種別】					
投資家編全体	8	62.5	37.5	0.0	12.5
投信委託会社	0	0.0	0.0	0.0	0.0
投資顧問会社	0	0.0	0.0	0.0	0.0
証券会社・投資銀行	0	0.0	0.0	0.0	0.0
商業銀行（都市銀行）	0	0.0	0.0	0.0	0.0
商業銀行（地方・第二地方銀行）	1	100.0	0.0	0.0	0.0
商業銀行（外国銀行）	0	0.0	0.0	0.0	0.0
信用金庫	4	25.0	50.0	0.0	25.0
保険会社	2	100.0	0.0	0.0	0.0
その他金融機関	1	100.0	100.0	0.0	0.0
商業銀行計	1	100.0	0.0	0.0	0.0
【q2部署別】					
株式を中心とした運用	1	100.0	0.0	0.0	0.0
債券を中心とした運用	6	50.0	33.3	0.0	16.7
市場や企業の分析や調査	0	0.0	0.0	0.0	0.0
企業融資の企画や実行	0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	1	100.0	100.0	0.0	0.0

*** 2011.12 IFRS導入とリース会計基準変更に関する調査 ***

Q13SSQ3. <Q13SQで「3.影響があるかどうかわからない」とお答えになった方へ>その理由をお答えください。(〇はいくつでも)

	回答者数	IFRSがどのように改正されていくのか不透明	IFRSの適用による影響を検討していないため	その他	無回答
【q1業種別】					
投資家編全体	33	57.6	48.5	0.0	0.0
投信委託会社	0	0.0	0.0	0.0	0.0
投資顧問会社	0	0.0	0.0	0.0	0.0
証券会社・投資銀行	0	0.0	0.0	0.0	0.0
商業銀行（都市銀行）	1	0.0	100.0	0.0	0.0
商業銀行（地方・第二地方銀行）	4	25.0	75.0	0.0	0.0
商業銀行（外国銀行）	0	0.0	0.0	0.0	0.0
信用金庫	19	63.2	47.4	0.0	0.0
保険会社	2	50.0	50.0	0.0	0.0
その他金融機関	7	71.4	28.6	0.0	0.0
商業銀行計	5	20.0	80.0	0.0	0.0
【q2部署別】					
株式を中心とした運用	1	0.0	100.0	0.0	0.0
債券を中心とした運用	19	47.4	63.2	0.0	0.0
市場や企業の分析や調査	1	100.0	0.0	0.0	0.0
企業融資の企画や実行	2	50.0	50.0	0.0	0.0
その他	8	87.5	12.5	0.0	0.0